

文京区都市計画審議会の結果概要について

令和元年度第1回（令和2年2月14日開催）

1 議題

- (1) 東京都市計画道路の変更について（東京都決定）

2 報告

- (1) 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」について
- (2) 文京区都市マスタープランの見直しについて
- (3) 東京都市計画（用途地域等）の変更に関する原案作成依頼について
- (4) 東京都市計画都市再開発の方針に関する都市計画変更について

令和2年度第1回（令和2年11月6日開催）

1 報告

- (1) 東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画変更について
- (2) 東京都市計画防災街区整備方針に関する都市計画変更について
- (3) 「後楽二丁目地区まちづくり整備指針」の改定について

令和元年度

第1回文京区都市計画審議会資料

令和2年2月14日開催

議題

- (1) 東京都市計画道路の変更について（東京都決定） 資料1

報告

- (1) 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」について 資料2
別紙
参考資料1
- (2) 文京区都市マスタープランの見直しについて 資料3
- (3) 東京都市計画（用途地域等）の変更に関する原案作成依頼について 資料4
参考資料2
- (4) 東京都市計画都市再開発の方針に関する都市計画変更について 資料5
参考資料3

東京都市計画道路の変更について（東京都決定）

文京区都市計画部都市計画課

令和 2 年 2 月

1 これまでの経緯

- (1) 平成 16 年 3 月に公表された、区部における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）の検証において「都市計画の見直し候補区間」として選定された区間のうち、日暮里・谷中地区の 3 路線（補助 92 号線、補助 178 号線、補助 188 号線）については、平成 27 年 12 月に「見直し候補区間の全区間廃止」という都市計画の見直し方針が示され、東京都・文京区・台東区・荒川区において協議を進めてきた。
- (2) 補助 178 号線については東京都が都市計画素案を作成し、令和元年 8 月 30 日・31 日に東京都及び 3 区による日暮里・谷中地区の 3 路線の都市計画変更素案説明会を共同開催した。
- (3) 令和 2 年 1 月 8 日に東京都知事から文京区長宛に都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、補助 178 号線について都市計画変更の案について区への意見照会が行われた。

2 対象路線の内容（文京区に関するもの）

- ・路線名：幹線街路補助線街路第 178 号線【都道】の一部区間
- ・区 間：補助第 94 号線（不忍通り団子坂下）～補助第 92 号線（台東区谷中）
- ・延 長：約 570m（うち文京区内 約 100m）

【変更点】

- ・終点位置が現在の台東区谷中五丁目から文京区千駄木三丁目になり、延長は現在の約 1,960m から約 1,390m に変更。
- ・今回、補助第 178 号線の廃止とした一部区間を除き、残りの区間において車線の数を 2 車線に定める。

3 今後のスケジュール（予定）

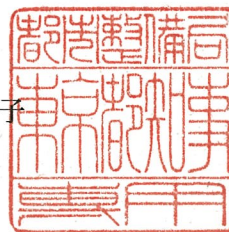
- ・令和 2 年 2 月 19 日から令和 2 年 3 月 4 日まで 都市計画案の縦覧及び意見書の提出
- ・令和 2 年 5 月 東京都都市計画審議会
- ・令和 2 年 6 月 東京都による都市計画変更決定告示予定



31都市基街第466号
令和2年1月8日

文京区長 殿

東京都
上記代表者 東京都知事
小池 百合子



東京都市計画道路の変更について（照会）
（東京都市計画道路幹線街路補助線街路第178号線）

標記について、別添計画案のとおり変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、貴区の御意見を伺います。
なお、令和2年4月20日までに御回答願います。

添付書類

- 1 計画書
- 2 総括図
- 3 計画図



東京都市計画道路の変更（東京都決定）

東京都市計画道路中、幹線街路補助線街路第 178 号線を次のように変更する。

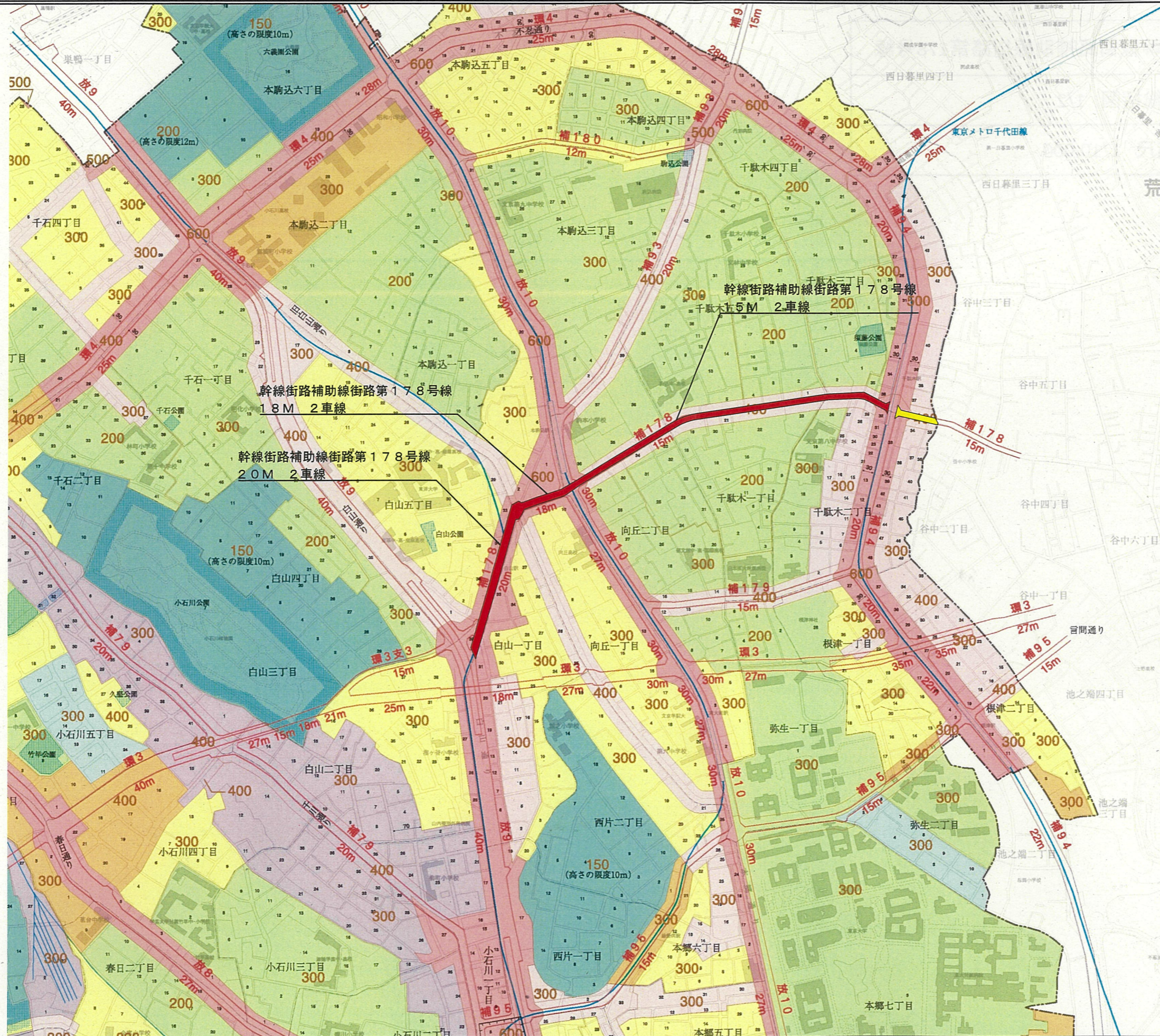
| 種別 | 名称 | | 位置 | | | 区域 | 構造 | | | 備考 |
|------|-------|-------------------|--------------|---------------|--------------|----------|------|------|-----|---|
| | 番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 主な経過地 | 延長 | 構造形式 | 車線の数 | 幅員 | |
| 幹線街路 | 補 178 | 補助線街路 第 178 号線 | 文京区 白山二丁目 | 文京区 千駄木三丁目 | 文京区 向丘二丁目 | 約 1,390m | 地表式 | 2 車線 | 15m | 東京都三田線と立体交差 東京地下鉄南北線と立体交差 東京地下鉄千代田線と立体交差 放射第 9 号線と立体交差 幹線街路と平面交差 3 箇所 |
| | そ の 他 | | | | | | | | | |

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由：都市計画道路の必要性が低いことが確認されたため、変更する。

変 更 概 要

| 名 称 | 変 更 概 要 |
|---------------|--|
| 補助線街路第 178 号線 | 1 終点位置の変更 台東区谷中五丁目→文京区千駄木三丁目 2 延長の変更 約1,960m → 約1,390m 3 車線の数決定 2 車線 |



凡例

| | | | | | | | | | | |
|----------|---------|----------------|-----------------|-----------------|-------------|------------|-----------|---------|----------|--|
| 地域 地区 | 用途地域 | 第1種低層住居専用地域 60 | 第1種中高層住居専用地域 60 | 第2種中高層住居専用地域 60 | 第1種住居地域 60 | 第2種住居地域 60 | 近隣商業地域 80 | 商業地域 80 | 準工業地域 60 | |
| | 風致地区 | 第2種風致地区 | | | | | | | | |
| | 駐車場整備地区 | 上野・浅草駐車場整備地区 | | | | | | | | |
| | 地区計画等 | | | | | | | | | |
| | 都市施設 | 都市計画道路 | 放7: 放街7号線 | 環2: 環状2号線 | 補76: 補助76号線 | | | | | |
| | | 都市計画公園 | | | | | | | | |
| | | 都市高速鉄道 | (地下鉄線) | (地下鉄計画線) | | | | | | |



凡例

| | | | |
|--|---------------------------------|--|---------------|
| | 第一種中高層住居専用地域 | | 環3：環状3号線 |
| | 第二種中高層住居専用地域 | | 放12：放射12号線 |
| | 第一種住居地域 | | 補186：補助186号線 |
| | 第二種住居地域 | | 事業未着手区間 |
| | 近隣商業地域 | | 事業実施中区間 |
| | 商業地域 | | 事業完成区間 |
| | 準工業地域 | | 立体交差(未完成) |
| | 用途地域等境界線 | | アンダーパス(未完成) |
| | 用途地域等境界線 | | 未着手の隅切及び風車 |
| | 道路境界からの路線式指定 (距離指定のないものは20m) | | 交通広場 |
| | 敷地境界及び公園境界等による指定 | | 都市計画公園 |
| | 特定街区 | | 都市計画駐車場 |
| | 高度利用地区 | | 都市高速鉄道(共用線) |
| | 特別緑地保全地区 | | 都市高速鉄道(計画線) |
| | 新たな防火規制 | | JR・私鉄(地上) |
| | | | 新幹線・JR・私鉄(地下) |

※都市計画図についてのお問い合わせは、
台東区都市づくり部都市計画課
電話 03-5246-1363
平成25年度登録第78号

都市計画道路

建ぺい率 60・300
容積率 一文
特別用途地区
高度地区 三高 準防 防火指定
日影規制 4.25/4m 測定面の高さ
規制日影時間

※「0」は「日影規制区域内で規制を指定しない区域」
◆「-」は指定がない地区

●特別用途地区

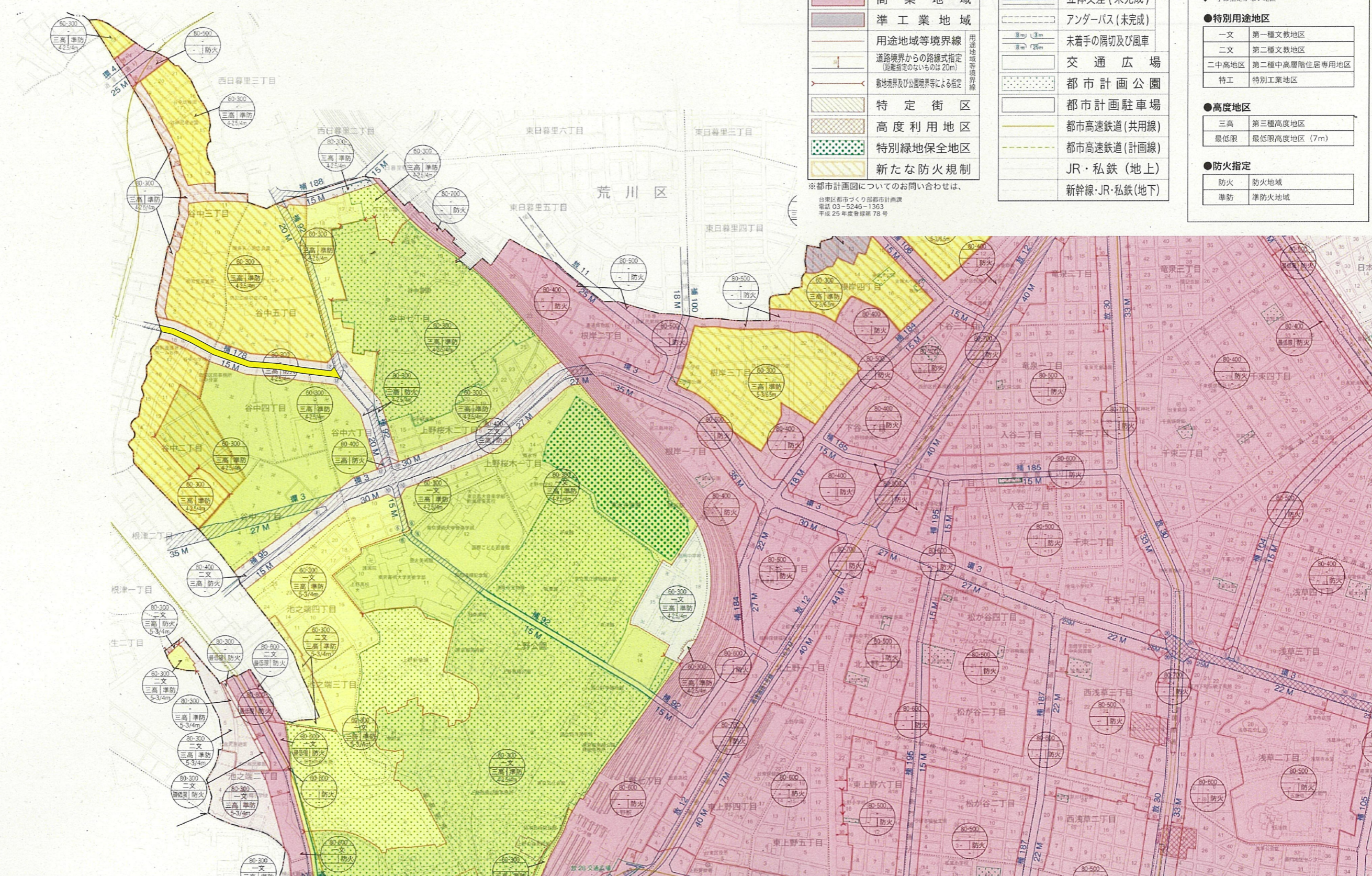
| | |
|-------|--------------|
| 一文 | 第一種文教地区 |
| 二文 | 第二種文教地区 |
| 二中高地区 | 第二種中高層住居専用地区 |
| 特工 | 特別工業地区 |

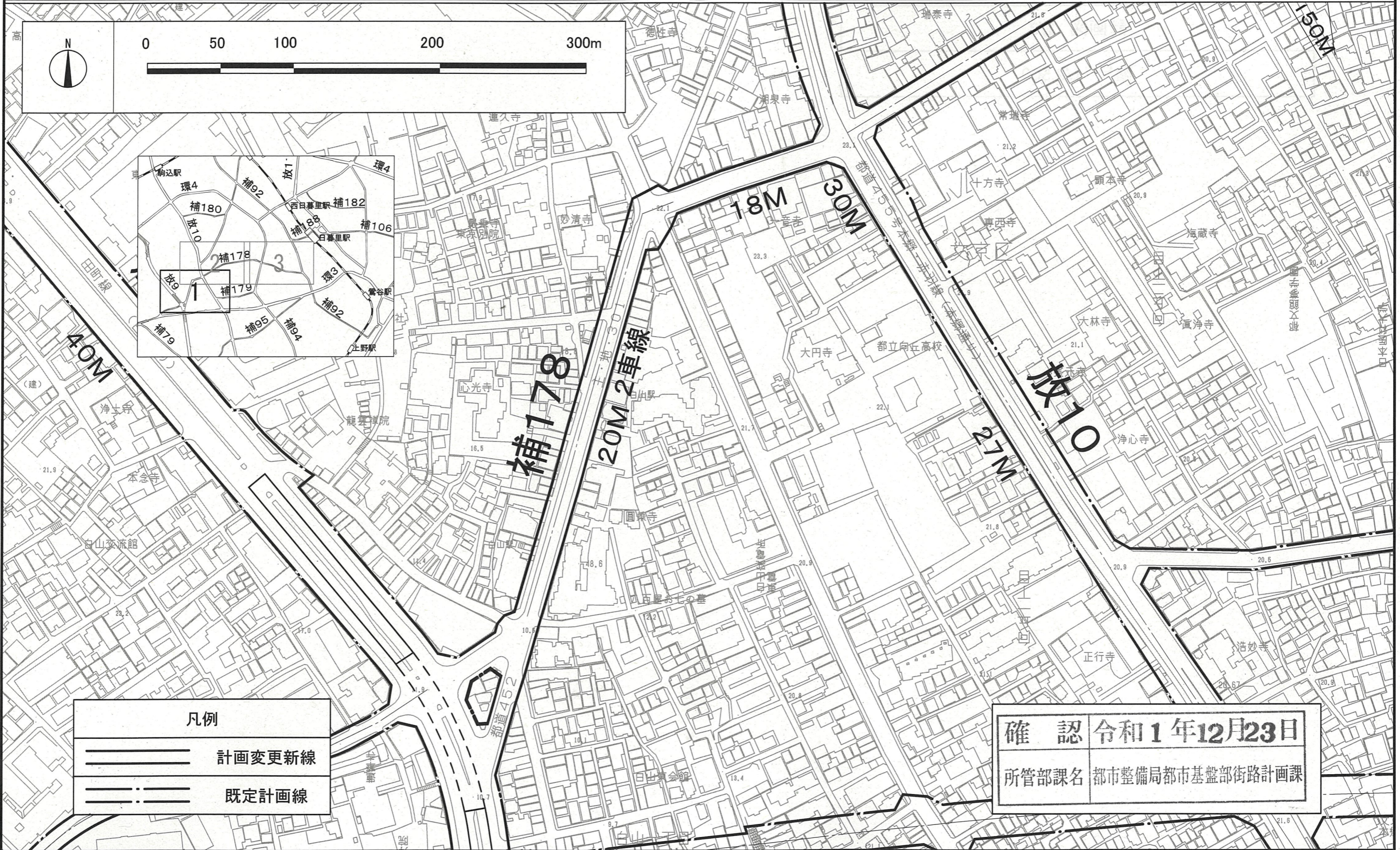
●高度地区

| | |
|-----|-------------|
| 三高 | 第三種高度地区 |
| 最低限 | 最低限高度地区(7m) |

●防火指定

| | |
|----|-------|
| 防火 | 防火地域 |
| 準防 | 準防火地域 |

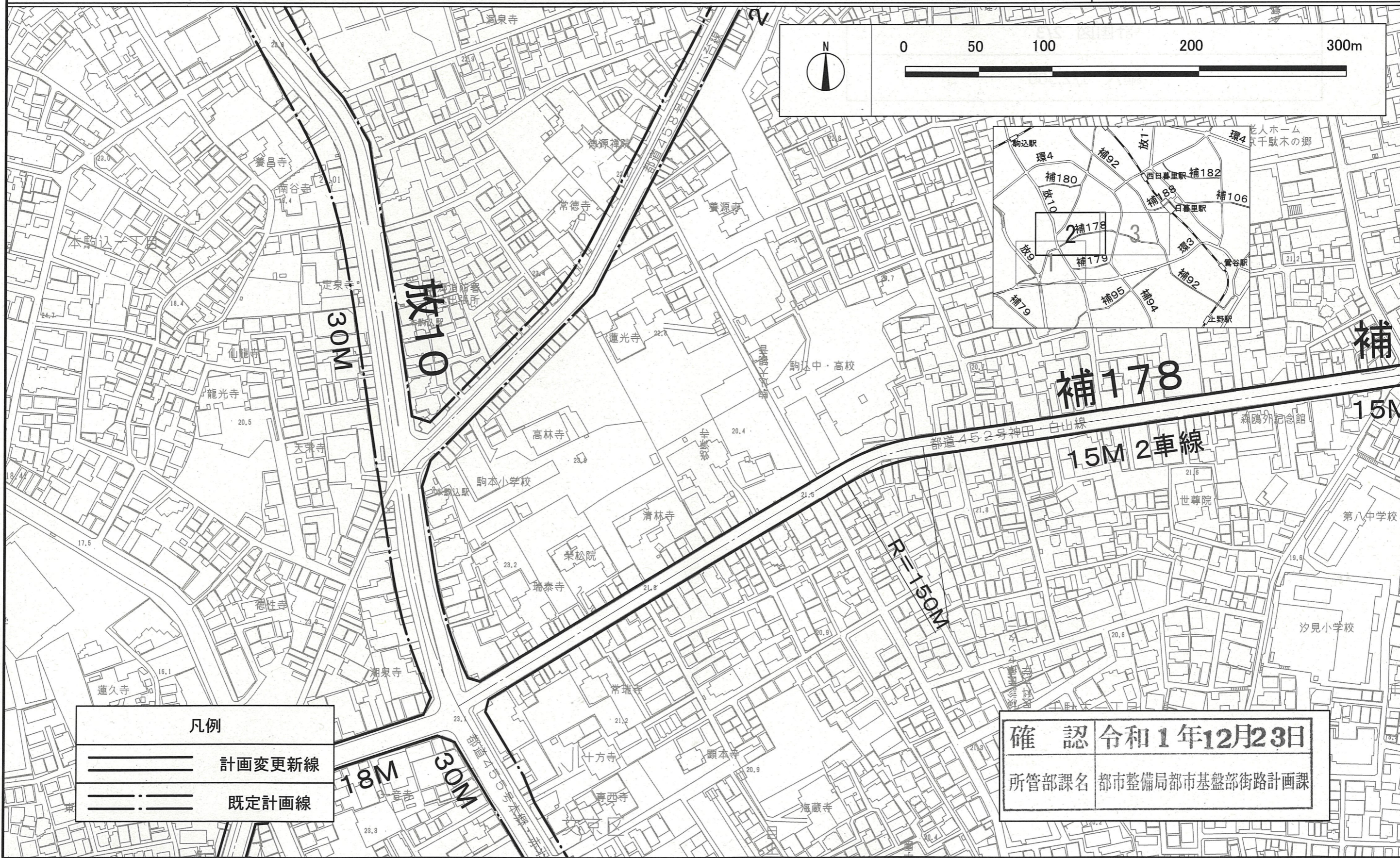




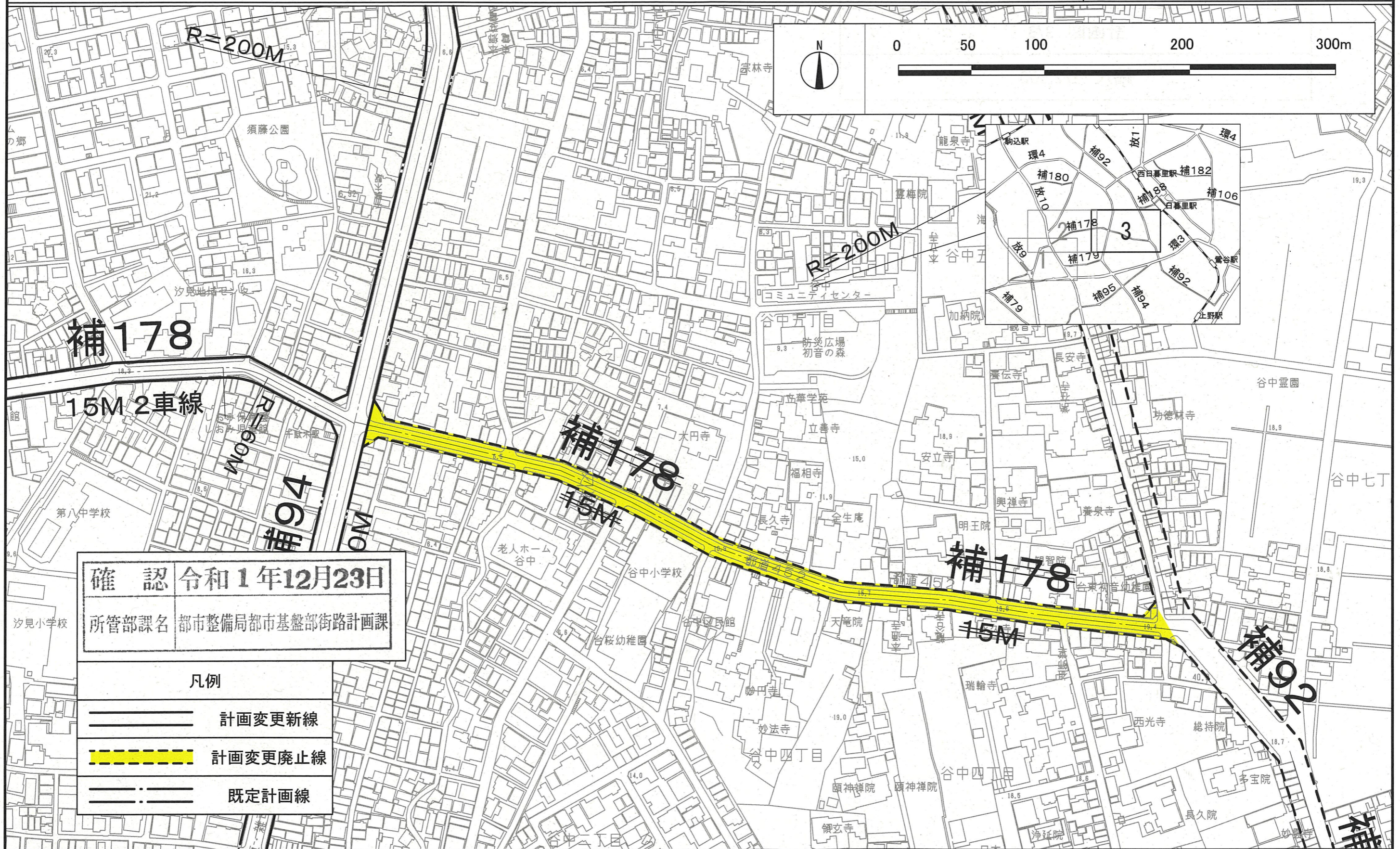
| 凡例 | |
|----|-------|
| | 計画変更線 |
| | 既定計画線 |

| | |
|-------|-----------------|
| 確認 | 令和1年12月23日 |
| 所管部課名 | 都市整備局都市基盤部街路計画課 |

この地図は、国土地理院長の承認(平成24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2, 500)を使用(31都市基交第477号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 この地図は、東京都縮尺 1/2,500 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)31都市基街都第107号、令和元年7月30日



この地図は、国土地理院長の承認(平成24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2, 500)を使用(31都市基交第477号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 この地図は、東京都縮尺 1/2,500 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)31都市基街都第107号、令和元年7月30日



確認 令和1年12月23日
 所管部課名 都市整備局都市基盤部街路計画課

| 凡例 | |
|----|---------|
| | 計画変更新線 |
| | 計画変更廃止線 |
| | 既定計画線 |

この地図は、国土地理院長の承認(平成24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2, 500)を使用(31都市基交第477号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 この地図は、東京都縮尺 1/2,500 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)31都市基街都第107号、令和元年7月30日

東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針について

文京区都市計画部都市計画課

令和 2 年 2 月

1 これまでの経緯

- (1) 東京都と特別区及び 26 市 2 町は「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（平成 28 年 3 月策定）の検証で必要性が確認された路線のうち、優先整備路線等として選定しなかった未着手の都市計画道路を対象に、在り方に関して検討してきた。
- (2) 平成 30 年 7 月に「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針 中間のまとめ」をとりまとめ、令和元年 7 月に「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針案」を公表し、それぞれ意見募集を行った。
- (3) 令和元年 11 月に優先整備路線等を除く未着手の都市計画道路について、都市計画道路の見直しに関する検証手法や個々の路線の計画変更等の対応方針を示した「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定した。


2 基本方針の内容

- ①都市計画道路を取り巻く現状
- ②基本的な考え方
- ③具体的な検証項目
- ④変更予定路線一覧
- ⑤今後の進め方

3 東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針 概要版 別紙のとおり

4 今後の進め方

本検討で計画の変更予定となった路線（区間・箇所）は、今後、沿道の用途地域など関係する計画等について、沿道市街地の将来像や地域の実情を踏まえて関係する自治体と調整した上で必要な都市計画手続きを行う。



東京における 都市計画道路の 在り方に関する 基本方針〔概要版〕

Basic Policy for
City Planning Road in Tokyo

令和元年11月
東京都・特別区・26市2町

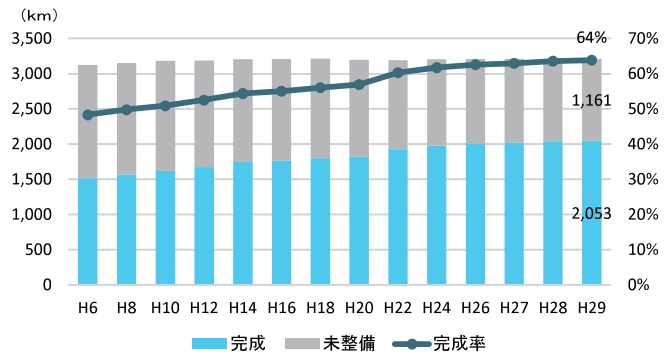
第1章 都市計画道路を取り巻く現状

都市計画道路の整備状況

都市計画道路は、多様な機能を有する都市を形成する極めて重要な基盤施設です。しかし、都内の都市計画道路の完成率は約6割程度であり、まだ多くの未整備区間が存在しています。

これまで、東京都と特別区及び26市2町は、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、おおむね10年ごとに事業化計画を策定し、事業の推進に努めるとともに、適宜、都市計画道路の見直しを行ってきました。

都市計画道路の整備推移（平成29年度末時点）



第2章 基本的な考え方

背景

整備方針（第四次事業化計画）に基づき、優先整備路線の整備を推進することにより「都市づくりのグランドデザイン」の目標時期である2040年代には、都市計画道路ネットワークの約8割が完成します。一方、残る約2割の都市計画道路は、事業着手までに期間を要することとなり、都市計画法による建築制限が更に長期化することが想定されます。

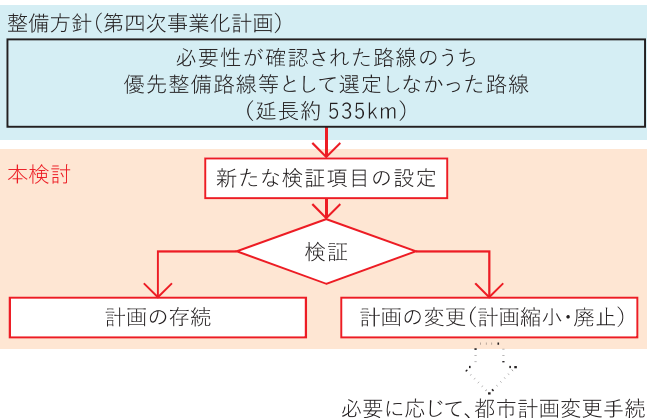
基本的な考え方

東京を取り巻く社会経済情勢や道路に対するニーズは、日々変化し、多様化しています。このため、都市計画道路の検証を不断に行っていく必要があります。こうしたことから、前述の背景も踏まえ、「整備すべきものは整備し、見直すべきものは見直す」との基本的な考えに基づき、整備方針（第四次事業化計画）により、必要な都市計画道路の整備を着実に進める一方で、優先整備路線等を除く未着手の都市計画道路の検証を行い、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定することとしました。

検討の視点

整備方針（第四次事業化計画）の将来都市計画道路ネットワークの検証（都市計画道路をつなぐことの必要性の検証）を前提とした上で、都市計画道路の整備形態等（つなぎ方）に関する新たな検証項目を設け、これらの計画内容を検討することとしました。

検討フロー



検討対象（約535km）

| | 広域的な道路 | 地域的な道路 |
|-------|--------|--------|
| 概成道路 | 約135km | 約100km |
| 現道無道路 | 約50km | 約250km |

検証項目

| 大項目 | 小項目 |
|-----------------------|--|
| 1 概成道路における拡幅整備の有効性の検証 | (1) 概成道路 |
| 2 交差点の交差方式等の検証 | (1) 立体交差 (2) 交差点拡幅部 (3) 支線 (4) 橋詰 |
| 3 計画重複等に関する検証 | (1) 都市計画公園等との重複 (2) 事業実施済区間 |
| 4 地域的な道路に関する検証 | (1) 既存道路による代替可能性 |

第 3 章 具体的な検証項目

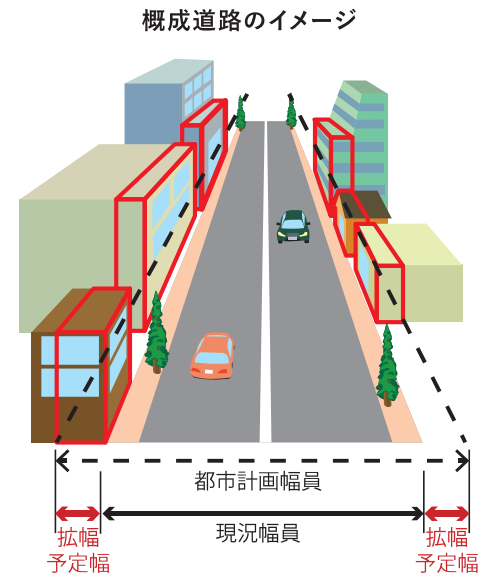
1 概成道路における拡幅整備の有効性の検証

(1) 概成道路

概成道路とは、都市計画道路のうち、都市計画幅員までは完成していないが、現況幅員が一定の幅員を満たす道路のことです。

概成道路については、都市計画道路に求められる機能に着目し、概成道路の車道部・歩道部それぞれの構成要素に対して、道路構造条例等の基準を当てはめ、歩行者の状況や路線バスの運行状況等の地域の実情を踏まえた上で現道幅員の評価を行いました。また、防災都市づくり推進計画などの道路構造条例等以外の地域の実情の評価を行いました。

これらを踏まえ、対象となる概成道路について、現道に合わせて都市計画変更するかを検証しました。



2 交差部の交差方式等の検証

(1) 立体交差

本検討において立体交差とは、都市計画道路と都市計画道路との立体交差を指します。

立体交差については、立体交差化による交通の円滑化・速達性の向上を重視する路線として、「都市間連携に資する幹線道路」を設定し、この道路との位置関係や、地形や交通状況等の地域の実情を踏まえ、立体交差計画の要否を検証しました。

立体交差（オーバース）のイメージ



(2) 交差点拡幅部

交差点拡幅部とは、左（右）折車線の設置を考慮した、交差点における付加車線用の拡幅部です。

交差点拡幅部を含む交差点については、交差する道路の整備状況や交通状況、安全性を踏まえ、交差点拡幅部の要否を検証しました。

交差点拡幅部のイメージ



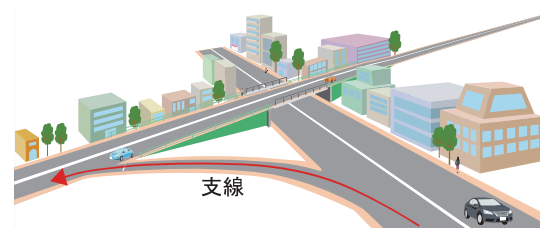
(3) 支線

支線は、交差する都市計画道路の交差点において、①地形や道路網の形状などの条件により計画されている支線と、②幹線街路の機能を補完するために計画されている支線とに分類されます。

①については、支線と接続する本線の整備状況、交通動線や周辺交通への影響等を踏まえ、支線の要否を検証しました。

②については、支線の整備状況等に応じて、拡幅整備の有効性の検証や既存道路による代替可能性の検証を行い、支線の要否を検証しました。

①地形や道路網の形状などの条件により計画されている支線のイメージ



(4) 橋詰

橋詰とは、主に橋の架け替え用地、災害時の一時避難場所・材料置き場・交番等の敷地として使用するための空間として、関東大震災後の復興事業で制度化されたものです。

橋詰は、震災復興都市計画等により都市計画決定されましたが、その後、道路構造令に橋詰の記載がなくなったことから、現在、新たな都市計画決定は行っていません。

このような状況を考慮し、対象となる橋詰について、架け替え用地としての必要性等を踏まえ、橋詰の要否を検証しました。

橋詰のイメージ



3 計画重複等に関する検証

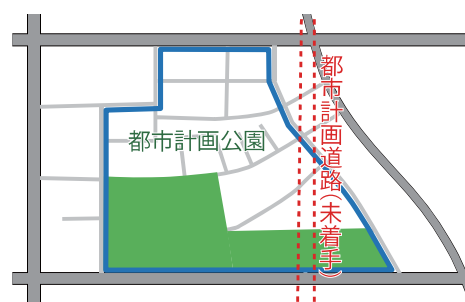
(1) 都市計画公園等との重複

計画決定されている都市計画道路の中には、都市計画公園・都市計画緑地・都市計画墓園(以下「都市計画公園等」という。)と計画が重複している箇所があります。

今回対象とする都市計画道路と都市計画公園等との重複箇所の検証に当たっては、双方の機能に配慮し、計画の整合を図るため、以下の2つの方向性に分類しました。

- ① 今後事業化を検討していく際に都市計画公園等を変更する箇所
- ② 今後関係機関と調整が必要な箇所
(国指定の史跡・名勝、鉄道、調節池)

都市計画道路と都市計画公園等が重複しているイメージ

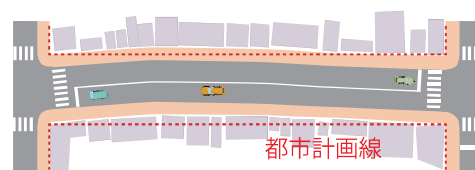


(2) 事業実施済区間

都市計画事業以外の手法により、既に事業が実施された区間について、現道の道路幅員が都市計画道路幅員とほぼ同じであるものの、現道の道路区域が都市計画道路区域と一致していない区間があります。これらの区間を、事業実施済区間と定義します。

当該区間が道路構造条例等を満たしているかを考慮するとともに、安全かつ円滑な交通が確保されているかなどの地域の実情も踏まえ、現道に合わせて都市計画変更するかを検証しました。

事業実施済区間のイメージ



4 地域的な道路に関する検証

(1) 既存道路による代替可能性

未着手の地域的な都市計画道路の近傍に、都市計画道路が有する機能を代替できる都市計画道路以外の道路がある可能性があります。

このような都市計画道路以外の道路について、幅員等の条件や、都市計画道路ネットワークの連続性・交通状況等の地域の実情を踏まえ、都市計画道路が有する機能を代替できるかを検証しました。

既存道路による代替のイメージ(代替路)



第4章 変更予定路線一覧

計画の変更予定となった路線(区間・箇所)を以下に示します。これらの路線は、今後、沿道の用途地域など関係する計画等について、沿道市街地の将来像や地域の実情を踏まえて関係する自治体と調整した上で、必要な都市計画手続を行っていきます。

概成道路

| No. | 路線名 | 区間 | 所在区市町 | 延長(m) | 変更に向けた検討主体 |
|------|--------------|--------------------------|---------|-------|------------|
| 概-1 | 放射14号線 | 亀戸駅付近街路2～補助116号線 | 江東区 | 110 | 都 |
| 概-2 | 放射24号線 | 環状4号線付近～放射6号線 | 新宿区 | 420 | 都 |
| 概-3 | 補助74号線 | 小滝橋付近～環状6号線 | 新宿区・中野区 | 790 | 都 |
| 概-4 | 補助79号線 | 補助95号線～大塚駅付近 | 文京区・豊島区 | 2,940 | 都 |
| 概-5 | 補助110号線 | 放射29号線付近～特別区道江27号付近 | 江東区 | 500 | 都 |
| 概-6 | 補助229号線 | 補助76号線～杉並区道1904号線付近 | 杉並区・練馬区 | 660 | 都 |
| 概-7 | 立川3・2・10号線 | 立川3・2・11号線～立川3・1・34号線付近 | 立川市 | 410 | 市 |
| 概-8 | 武蔵野3・4・3号線 | 武蔵野3・5・19号線～武蔵野3・3・6号線付近 | 武蔵野市 | 710 | 都 |
| 概-9 | 日野3・4・1号線(東) | 日野3・4・12号線～日野3・4・15号線 | 日野市 | 550 | 都 |
| 概-10 | 日野3・4・1号線(西) | 日野3・5・20号線～日野3・3・21号線 | 日野市 | 820 | 都 |
| 概-11 | 国立3・1・11号線 | 国立3・4・5号線付近～国立駅 | 国立市 | 1,220 | 都 |

立体交差

| No. | 路線名 | 交差点名 | 所在区市町 | 変更に向けた検討主体 |
|-----|------------|-------|-------|------------|
| 立-1 | 八王子3・2・5号線 | 大栗川橋南 | 八王子市 | 都 |
| 立-2 | 八王子3・4・8号線 | 堰場 | 八王子市 | 都 |

交差点拡幅部

| No. | 路線名 | 交差点名 | 所在区市町 | 変更に向けた検討主体 |
|-----|--------|---------|----------|------------|
| 交-1 | 放射31号線 | 補助110号線 | 森下駅前 江東区 | 都 |

支線

| No. | 路線名 | 所在区市町 | 延長(m) | 変更に向けた検討主体 |
|-----|-----------|-------|-------|------------|
| 支-1 | 放射14号線支線1 | 江東区 | 130 | 区 |
| 支-2 | 環状4号線支線1 | 港区 | 150 | 都 |

橋詰

| No. | 路線名 | 橋梁名等 | 所在区市町 | 変更に向けた検討主体 |
|-----|-----------|------------------|-------|------------|
| 橋-1 | 放射16号線 | 千代田橋(旧楓川、右岸下流側) | 中央区 | 都 |
| 橋-2 | 放射16号線 | 霊岸橋(亀島川、右岸上流側) | 中央区 | 都 |
| 橋-3 | 放射16号線 | 沢海橋(大横川、左岸上流側) | 江東区 | 都 |
| 橋-4 | 補助112号線 | 旧土州橋(旧箱崎川、左岸上流側) | 中央区 | 都 |
| 橋-5 | 補助119号線 | 新竪川橋(竪川、左岸下流側) | 墨田区 | 区 |
| 橋-6 | 福生3・4・2号線 | 多摩橋(多摩川、左岸下流側) | 福生市 | 都 |

事業実施済区間

| No. | 路線名 | 区間 | 所在区市町 | 延長(m) | 変更に向けた検討主体 |
|-----|-------------|----------------------------|-------|-------|------------|
| 事-1 | 環状6号線 | 大崎陸橋付近 | 品川区 | 280 | 都 |
| 事-2 | 補助145号線 | 放射18号線～補助146号線 | 品川区 | 260 | 区 |
| 事-3 | 八王子3・4・63号線 | 八王子3・3・1号線付近～八王子3・4・67号線付近 | 八王子市 | 1,070 | 都 |
| 事-4 | 三鷹3・4・20号線 | 三鷹3・4・19号線付近～三鷹3・2・2号線付近 | 三鷹市 | 600 | 都 |

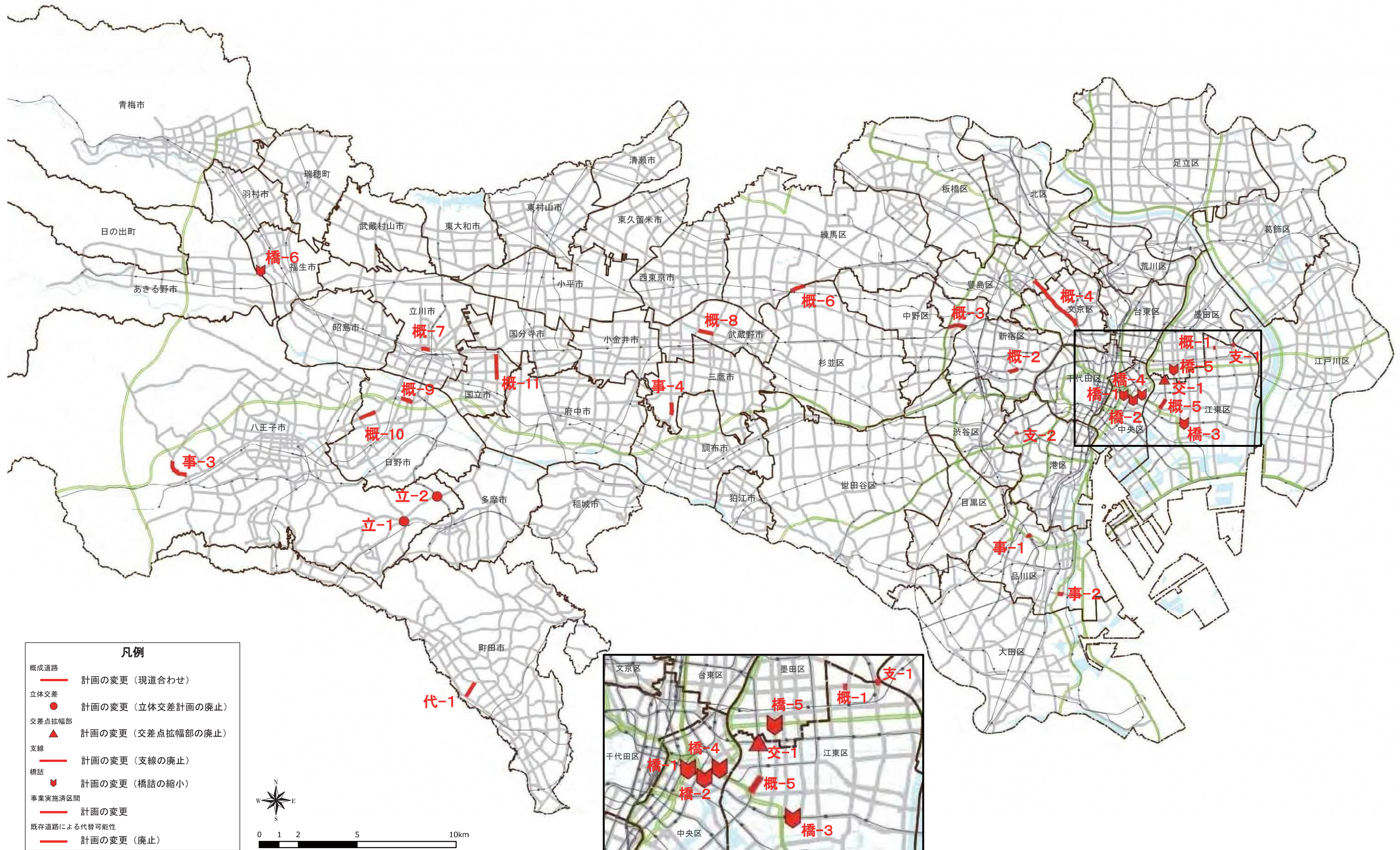
既存道路による代替可能性

| No. | 路線名 | 区間 | 所在区市町 | 延長(m) | 変更に向けた検討主体 |
|-----|------------|-----------------------|-------|-------|------------|
| 代-1 | 町田3・4・12号線 | 町田3・4・39号線～町田3・4・38号線 | 町田市 | 800 | 市 |

(注1) 交差点の交差方式等の検証(立体交差、交差点拡幅部、支線、橋詰)については、「計画の存続」、「計画の変更」のほかに「今後事業化を検討していく際に計画の要否を検証」とする分類もあります。

(注2) 都市計画公園等との重複の検証は将来の事業実施に向けた方向性を示すものであり、ただちに都市計画変更を行うものではありません。方向性の分類については基本方針に掲載しています。

第4章 【計画の変更】 予定路線の位置図 (総括図)



凡例

- 概成道路 — 計画の変更 (現道合わせ)
- 立体交差 ● 計画の変更 (立体交差計画の廃止)
- 交差点拡幅部 ▲ 計画の変更 (交差点拡幅部の廃止)
- 支線 - - - 計画の変更 (支線の廃止)
- 橋詰 ▼ 計画の変更 (橋詰の縮小)
- 事業実施区間 計画の変更
- 既存道路による代替可能性 - - - 計画の変更 (廃止)



お問合せ先(令和元年11月現在)

印刷番号 31(71)

【東京都】

・東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 03-5388-3379

【区部】

・千代田区環境まちづくり部景観・都市計画課 03-5211-3610
・中央区環境土木部環境政策課 03-3546-5421
・港区街づくり支援部土木課 03-3578-2217
・新宿区都市計画部都市計画課 03-5273-3547
・文京区都市計画部都市計画課 03-5803-1239
・台東区都市づくり部計画調整課 03-5246-1364
・墨田区都市計画部都市計画課 03-5608-6266
・江東区土木部道路課 03-3647-9111 (内6434)
・品川区都市環境部都市計画課 03-5742-6760
・目黒区都市整備部都市計画課 03-5722-9725
・大田区まちづくり推進部都市計画課 03-5744-1332
・世田谷区道路・交通政策部道路計画課 03-5432-2537
・渋谷区土木部道路課 03-3463-2651
・中野区都市基盤部都市計画課 03-3228-8262
・杉並区都市整備部土木計画課 03-3312-2111 (内3426)
・豊島区都市整備部都市計画課 03-4566-2632
・北区まちづくり部都市計画課 03-3908-9152
・荒川区防災都市づくり部都市計画課 03-3802-3111 (内2815)
・板橋区都市整備部都市計画課 03-3579-2553
・練馬区都市整備部交通企画課 03-5984-1328
・足立区都市建設部企画調整課 03-3880-5160
・葛飾区都市整備部調整課 03-5654-8382
・江戸川区土木部計画調整課 03-5662-8389

【多摩地域】

・八王子市都市計画部交通企画課 042-620-7303
・立川市まちづくり部都市計画課 042-523-2111 (内2366)
・武蔵野市都市整備部まちづくり推進課 0422-60-1872
・三鷹市都市再生部まちづくり推進課 0422-45-1151 (内2451)
・青梅市都市整備部土木課 0428-22-1111 (内2586)
・府中市都市整備部計画課 042-335-4335
・昭島市都市計画部都市計画課 042-544-4410
・調布市都市整備部街づくり事業課 042-481-7587
・町田市道路部道路政策課 042-724-1124
・小金井市都市整備部都市計画課 042-387-9859
・小平市都市開発部道路課 042-346-9828
・日野市まちづくり部都市計画課 042-514-8369
・東村山市まちづくり部都市計画課 042-393-5111 (内2712)
・国分寺市まちづくり部まちづくり計画課 042-325-0111 (内454)
・国立市都市整備部都市計画課 042-576-2111 (内361)
・福生市都市建設部まちづくり計画課 042-551-1511 (内2812)
・狛江市都市建設部まちづくり推進課 03-3430-1111 (内2543)
・東大和市都市建設部都市計画課 042-563-2111 (内1254)
・清瀬市都市整備部まちづくり課 042-492-5111 (内365)
・東久留米市都市建設部道路計画課 042-470-7777 (内2715)
・武蔵村山市都市整備部都市計画課 042-565-1111 (内272)
・多摩市都市整備部都市計画課 042-338-6856
・稲城市都市建設部都市計画課 042-378-2111 (内322)
・羽村市都市建設部都市計画課 042-555-1111 (内287)
・あきる野市都市整備部都市計画課 042-558-1111 (内2711)
・西東京市都市整備部都市計画課 042-438-4050
・瑞穂町都市整備部都市計画課 042-557-0599
・日の出町まちづくり課 042-597-0511 (内352)

【概成道路】

概-1 放射14号線



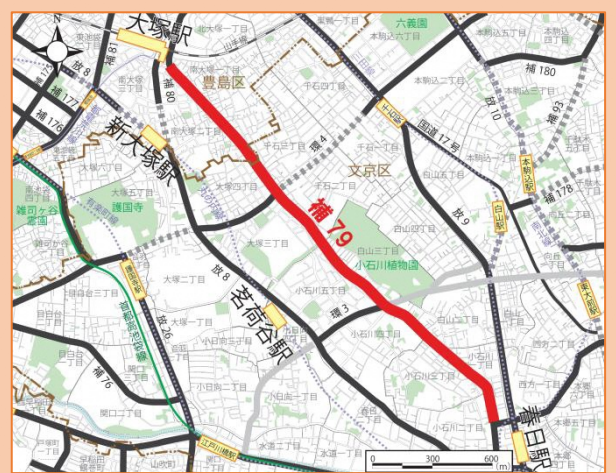
概-2 放射24号線



概-3 補助74号線



概-4 補助79号線



概-5 補助110号線



概-6 補助229号線



変更予定路線： ■ 、 完成又は事業中の路線： ■ 、 概成道路： ■ ■ ■
 現道無道路： ■ 、 区市町境： ■ ■ ■

図 3-18 【計画の変更（現道合わせ）】 予定路線の箇所図

文京区都市マスタープランの見直しについて

文京区都市計画部都市計画課
令和 2 年 2 月

1 目的

都市マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針として、まちの将来像や土地利用・都市施設などの整備方針を明らかにし、まちづくりのガイドラインとしての役割を果たすものである。

平成 23 年に策定した現行の文京区都市マスタープランについては、目標年次である令和 12 年度までの概ね中間の時期を迎えるが、この間の社会状況の変化や、都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月東京都策定）等の文京区に係る都市づくりに関する新たな方針・各種計画等が策定されたことなどを踏まえ、見直しの必要性について検討する。

2 検討方法

区内全域について、実態調査・意識調査等を行うとともに、学識経験者等で組織する検討協議会及び庁内組織の検討連絡会を設置し、見直しの必要性について検討する。

3 今後のスケジュール（予定）

令和 2 年 2 月 定例議会報告

令和 2 年度 実態調査・意識調査を実施

令和 3 年度～ 検討協議会・庁内検討会で見直しの必要性について検討、必要に応じて見直し案の検討に着手

東京都市計画(用途地域等)の変更に関する原案作成依頼について

文京区都市計画部都市計画課

令和 2 年 2 月

1 目的と経緯

現在の用途地域等の計画図は、平成 16 年度の一斉見直し以降 15 年余りが経過し、地形地物等の変更などにより用途地域境界等に齟齬が生じている。また、GIS 活用による業務の効率化や行政サービスの更なる高度化を進めるため、用途地域等の計画図を GIS で作成し面積計測する必要性が生じている。

このことについて、東京都が地形地物等の変更などを踏まえた用途地域等の変更に取り組むため、令和 2 年 1 月 24 日付 31 都市政土第 1065 号で、文京区に対して都市計画原案の作成の依頼があった。

2 変更の考え方について

(1) 変更の対象

地形地物の変更等に基づく変更など

(2) 検討の方法

令和 2 年度に委託を実施し地形地物等の変更に伴い変更を検討する箇所の抽出及び整理等を行う。

3 今後のスケジュール (予定)

令和 3 年 9 月 東京都へ都市計画原案を提出

令和 4 年度 東京都による都市計画決定告示予定



31 都市政士第 1065 号

令和 2 年 1 月 24 日

文京区長 殿

東京都 都市整備局長
佐藤 伸 朗



用途地域等の変更に関する原案の作成について（依頼）

日頃より、東京都の都市づくり行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

東京都では、平成 16 年の用途地域等の見直し以降、地域のまちづくりに合わせて地区計画を定め、迅速かつ効果的に用途地域を変更してきました。

一方、前回の見直しから約 16 年が経過している中で、道路の整備による地形地物の変更（変化）などが多く発生したことにより、用途地域等の指定状況と現況との不整合などがみられることから、今回、これに伴う用途地域等の変更を一括して実施することとしました。

あわせて、都市づくりのランドデザインで示した都市像の実現に向け、昨年 10 月に改定した「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」に基づき、田園住居地域の指定、3 路線以上の鉄道が結節するなど、交通利便性の高い駅周辺での交通広場的空間の整備にあわせた容積率の変更、木造住宅密集地域における新防火指定等にあわせた建蔽率の変更、高齢化やライフスタイルの変化等に対応した土地利用の複合化などの事項に係る用途地域等の変更についても、取り組んでまいりたいと考えております。

また、都においては、ICT の更なる活用やオープンデータ化等を推進しており、用途地域や区域区分の計画図、東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例第 4 条関係図書について、地理情報システムの活用が可能となるよう、GIS データとしての資料作成にご協力をお願いします。

以上を踏まえ、用途地域等の変更原案を作成し、令和 3 年 9 月 30 日までにご提出くださいますよう依頼いたします。



用途地域等の一括変更の概要

○ 変更の対象

● 平成 16 年以降の地形地物の変更等に基づく変更

- (1)用途地域の境界の基準としていた地形地物に変更した地区
- (2)事業中又は整備が完了した都市計画道路等の沿道地区
- (3)都市計画を伴わずに土地利用転換した地区 など

● 「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」(R元.10改定)に基づく変更

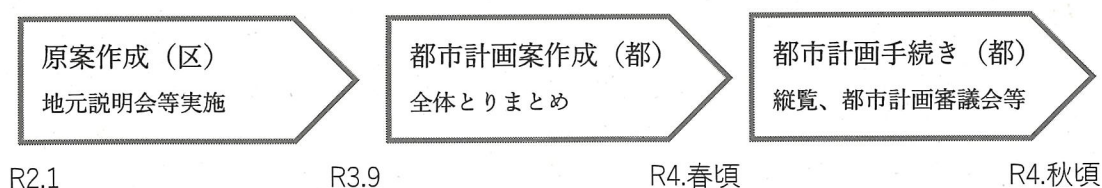
<改定に基づく新たな取り組み>

- (1)平成 30 年 4 月に新たに創設された田園住居地域を指定
- (2)活力とにぎわいの拠点のうち、特に交通利便性が高い駅周辺等で、にぎわい等の創出と交通結節機能等の強化を推進するため、地区計画による交通広場的空間の整備などに合わせ、容積率 800%を指定
- (3)住居専用地域における木造住宅密集地域の不燃化に向け、地区計画の策定や新たな防火規制区域の指定にあわせて、用途地域を変更し、建蔽率 80%を指定
- (4)低層住居専用地域などにおいて高齢化やライフスタイルの多様化に対応して、生活利便施設やサテライトオフィス等の立地を推進するため、地区計画の策定などに合わせて用途規制を緩和

○ GISでの活用

用途地域等の計画図について、地理情報システムの活用を可能とするため、GISデータとして作成

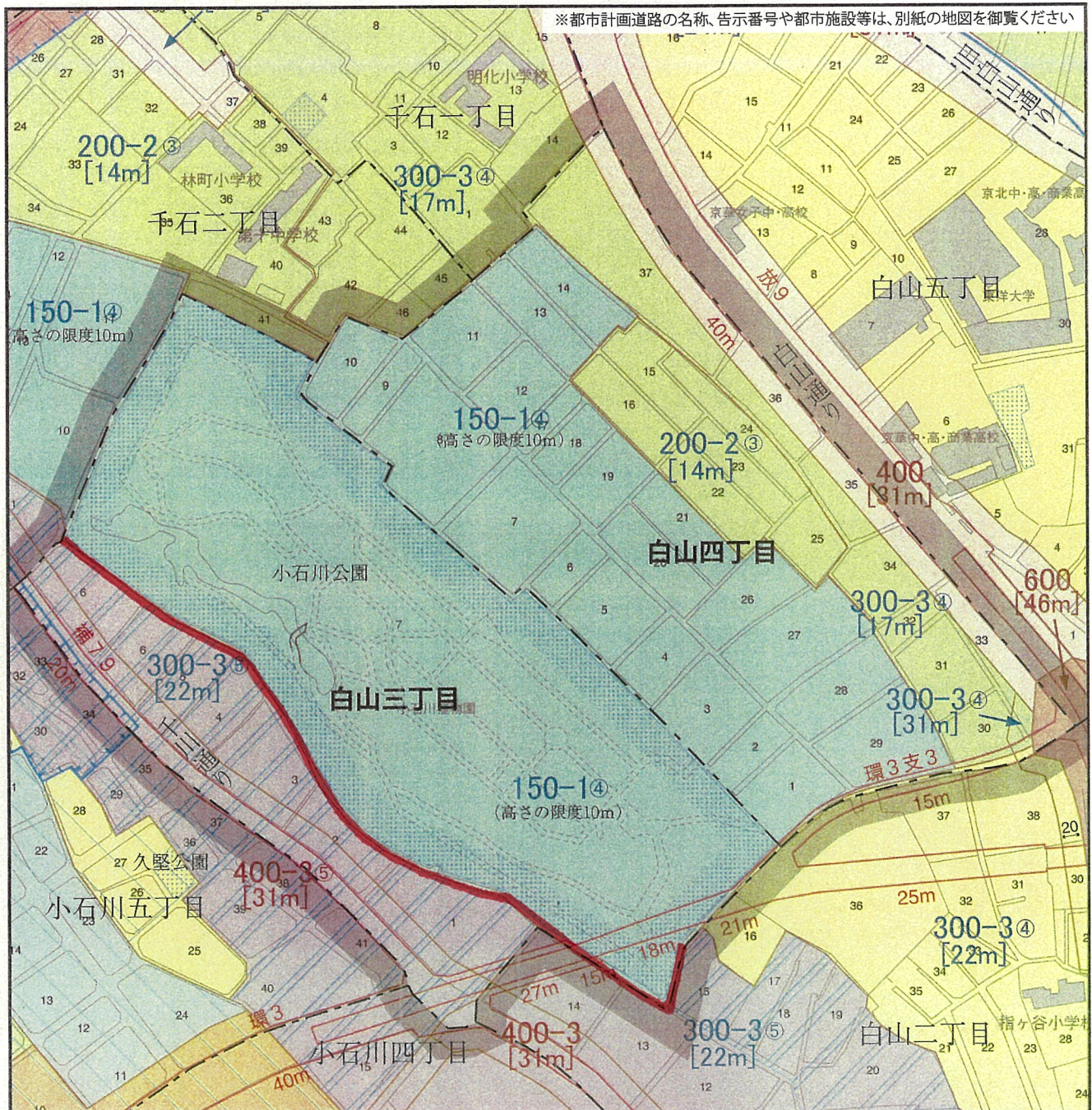
○ スケジュール(予定)



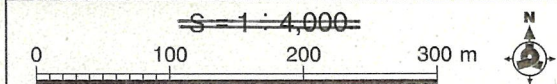
白山

三丁目・四丁目

26



●路線式指定の用途境について
 路線式用途地域の箇所で、都市計画道路の場合の用途境は、都市計画道路端から2.0m(一部3.0mあり)であり、現況道路端からではありません。
 ただし、都市計画道路が完了している場合は、現況の道路端からとなります。



凡例

防火地域は赤数字、準防火地域は青数字
 容積率 300-3⑤ ← 日影規制値
 (%) 斜線型高さ制限(種別)
 絶対高さ制限(高度利用地区は除く)

⑤ : 5時間-3時間
 ④ : 4時間-2.5時間
 ③ : 3時間-2時間

測定水平面
 第一種低層住居専用地域 1.5m
 上記以外の用途地域 4.0m

| 建ぺい率(%) | |
|-----------------|-------------------|
| 第1種低層住居専用地域 60 | 第1種文教地区 |
| 第1種中高層住居専用地域 60 | 第2種文教地区 |
| 第2種中高層住居専用地域 60 | 特別工業地区 |
| 第1種住居地域 60 | [4] 第4種中高層階住居専用地区 |
| 第2種住居地域 60 | [15m] 第2種風致地区 |
| 近隣商業地域 80 | 上野・浅草駐車場整備地区 |
| 商業地域 80 | 最低限度高度地区 7m |
| 準工業地域 60 | [高] 高度利用地区 1~10 |

東京都市計画都市再開発の方針に関する都市計画変更について

文京区都市計画部地域整備課

令和 2 年 2 月

1 これまでの経緯

- ・都市再開発の方針は、都市再開発法第 2 条の 3 に基づき、市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系づけたマスタープランであり、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的として定めるものである。
- ・このたび、東京都では平成 27 年 3 月に都市計画決定した都市再開発の方針について「都市づくりのランドデザイン」や「東京都市計画区域マスタープラン」を実効性あるものとして、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図るため、都市計画変更するものである。
- ・令和元年 12 月 12 日に東京都知事より文京区長宛に、「都市再開発の方針」の都市計画変更について、都市計画法第 15 条の 2 第 2 項の規定に基づき、原案資料の作成依頼があった。
- ・文京区では、作成した原案について都市計画審議会において報告したのちに、東京都へ回答する。

2 文京区における都市再開発の方針の都市計画変更について

- (1) 「文. 5 大塚五・六丁目地区」及び「文. 7 千駄木・向丘地区」において、防災街区整備方針との整合を図るため、面積の修正を行う。
- (2) 都市づくりのランドデザインとの整合や都内全域での整合を図るため、名称や文言の一部修正を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

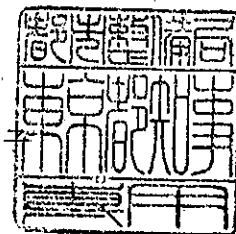
| | |
|------------|--------------------------|
| 令和 2 年 2 月 | 都市計画原案の回答（都市計画法 15 条の 2） |
| 令和 2 年度末 | 都による都市計画変更決定告示予定 |



3.1 都市整企第 389 号
令和元年 12 月 12 日

文京区長 殿

東京都知事
小池 百合



「都市再開発の方針」都市計画変更原案資料作成について（依頼）

平素より、東京都の都市整備行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
ます。

さて、東京都では平成 29 年 9 月に策定された「都市づくりのグランドデザイン」や改定を予定している都市計画区域マスタープランと整合を図り、都内の再開発を適切に誘導していくため、令和 2 年度末に都市再開発の方針の都市計画変更を予定しております。

つきましては、都市計画法第 15 条の 2 第 2 項に基づき、下記のとおり原案資料の作成を依頼いたしますので、資料作成をお願いいたします。

記

- 1 提出資料 都市再開発法第 2 条の 3 に定める都市再開発の方針に係わる次の資料
(1) 計画書一式
(2) 集計表
(3) 電子データ
(4) 計画図
※詳細は添付の作成要領を参照
※都市再開発の方針を定めない場合には、様式 A のみ提出のこと
- 2 送付資料 (1) 資料作成要領（別紙 1）
(2) 提出様式（別紙 2）
- 3 提出期限 令和 2 年 2 月 26 日（水）

都市計画審議会等のやむをえない事情により期日までの提出が難しい場合は、個別に対応を決定します。

【 担 当 】

東京都 都市整備局 市街地整備部 企画課
企画調査担当 渡戸
Tel : 03(5320)5128
E-mail : Ayako_Watando@member.metro.tokyo.jp

(文京区)

| 再開発促進地区 | 旧 | 新 | 見直し理由(具体的に) |
|---|---|--|------------------------|
| 番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置) | 文. 1 音羽一・二丁目地区 約 3.0ha (文京区西部) | 文. 1 音羽一・二丁目地区 約 3.0ha (文京区西部) | |
| a 地区の再開発、整備等の主たる目標 | 低層木造密集地区を整備、改善し、土地の有効利用を図るとともに、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。 | 低層木造密集地区を整備、改善し、土地の有効利用を図るとともに、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。 | |
| 都市づくりのグランドデザインの位置付け | <u>センター・コア再生ゾーン</u> | <u>中枢広域拠点域</u> | 都市づくりのグランドデザインの位置付けに整合 |
| b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要 | 放射 26 号線沿いに、中高層の住宅を主体とした複合施設を配置し、土地の高度利用と防災不燃化を図る。 | 放射 26 号線沿いに、中高層の住宅を主体とした複合施設を配置し、土地の高度利用と防災不燃化を図る。 | |
| c 建築物の更新の方針 | 老朽木造建築物を不燃化、共同化し、中高層化を図る。 | 老朽木造建築物を不燃化、共同化し、中高層化を図る。 | |
| d 都市施設及び地区施設の整備の方針 | 区画道路の整備を図る。 | 区画道路の整備を図る。 | |
| e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発総制度 4 関連事業(都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置づけ | 1 組合施行の市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業(完了) 4 街路整備事業 放射 26 号線(完了) 5 都市防災不燃化促進事業(完了) 都市防災総合推進事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) | 1 組合施行の市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業(完了) 4 街路整備事業 放射 26 号線(完了) <u>都市計画道路 環状 4 号線(予定)</u> 5 都市防災不燃化促進事業(完了) 都市防災総合推進事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) | 4 区域内に存する都市計画事業として追加 |

(文京区)

| 再開発促進地区 | 旧 | 新 | 見直し理由(具体的に) |
|---|---|---|------------------------|
| 番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置) | 文. 2 教育の森公園周辺地区 約 32.2ha (文京区西部) | 文. 2 教育の森公園周辺地区 約 32.2ha (文京区西部) | |
| a 地区の再開発、整備等の主たる目標 | 大地震等による災害から地域住民の生命を守るため、建築物の不燃化を促進し、避難場所の防災性能を高めるとともに、茗荷谷駅周辺については拠点商業業務地として整備改善を図る。 | 大地震等による災害から地域住民の生命を守るため、建築物の不燃化を促進し、避難場所の防災性能を高めるとともに、茗荷谷駅周辺については拠点商業業務地として整備改善を図る。 | |
| 都市づくりのグランドデザインの位置付け | <u>センター・コア再生ゾーン</u> | <u>中枢広域拠点域</u> | 都市づくりのグランドデザインの位置付けに整合 |
| b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要 | 不燃化を進め、敷地条件等により建築物の更新を促進し、土地の有効利用を図る。 | 不燃化を進め、敷地条件等により建築物の更新を促進し、土地の有効利用を図る。 | |
| c 建築物の更新の方針 | 市街地再開発事業等により、建築物の更新を促進し、不燃空間の形成を図る。 | 市街地再開発事業等により、建築物の更新を促進し、不燃空間の形成を図る。 | |
| d 都市施設及び地区施設の整備の方針 | 避難場所である教育の森公園については、防災公園として整備を図る。また、放射8号線及び駅周辺の整備を促進する。 | 避難場所である教育の森公園については、防災公園として整備を図る。また、放射8号線及び駅周辺の整備を促進する。 | |
| e その他 1公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2市街地開発事業 3都市開発総制度 4関連事業(都市計画事業) 5関連事業(その他) 6他の計画の位置づけ | 1 道路事業及び市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業(事業中) 4 街路整備事業 放射8号線(事業中) 地区計画(決定済) 5 都市防災不燃化促進事業(完了) 都市防災総合推進事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) | 1 道路事業及び市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業(事業中) 4 街路整備事業 放射8号線(事業中) 地区計画(決定済) 5 都市防災不燃化促進事業(完了) 都市防災総合推進事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) | |

(文京区)

| 再開発促進地区 | 旧 | 新 | 見直し理由(具体的に) |
|---|---|---|------------------------|
| 番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置) | 文. 3 後楽二丁目地区 約 16.6ha (文京区南西部) | 文. 3 後楽二丁目地区 約 16.6ha (文京区南西部) | |
| a 地区の再開発、整備等の主たる目標 | 良好な居住環境に整備、改善し、土地の有効利用を図るとともに、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。 | 良好な居住環境に整備、改善し、土地の有効利用を図るとともに、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。 | |
| 都市づくりのグランドデザインの位置付け | <u>センター・コア再生ゾーン</u> | <u>国際ビジネス交流ゾーン</u> <u>中枢広域拠点域</u> | 都市づくりのグランドデザインの位置付けに整合 |
| b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要 | 住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。 | 住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。 | |
| c 建築物の更新の方針 | 老朽木造建築物を不燃化及び共同化し、中高層化を図る。 | 老朽木造建築物を不燃化及び共同化し、中高層化を図る。 | |
| d 都市施設及び地区施設の整備の方針 | 区画道路、緑地及び広場等の整備を図る。 | 区画道路、緑地及び広場等の整備を図る。 | |
| e その他 1公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2市街地開発事業 3都市開発諸制度 4関連事業(都市計画事業) 5関連事業(その他) 6他の計画の位置づけ | 1 市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業(完了) 3 再開発等促進区を定める地区計画(決定済) 4 街路整備事業 放射25号線(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) | 1 市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業(完了) 3 再開発等促進区を定める地区計画(決定済) 4 街路整備事業 放射25号線(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) | |

(文京区)

| 再開発促進地区 | 旧 | 新 | 見直し理由(具体的に) |
|---|---|--|---|
| 番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置) | 文. 4 千川通り南部周辺地区 約 24.0ha (文京区中央部) | 文. 4 千川通り南部周辺地区 約 24.0ha (文京区中央部) | |
| a 地区の再開発、整備等の主たる目標 | 低層老朽住宅等密集地区を整備、改善し、快適な環境の創出と併せて、共同化による土地の有効利用を図るとともに、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。 | 低層老朽住宅等密集地区を整備、改善し、快適な環境の創出と併せて、共同化による土地の有効利用を図るとともに、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。 | |
| 都市づくりのグランドデザインの位置付け | <u>センター・コア再生ゾーン</u> | <u>中枢広域拠点域</u> | 都市づくりのグランドデザインの位置付けに整合 |
| b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要 | 住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。 | 住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。 | |
| c 建築物の更新の方針 | 低層建築物を不燃化及び共同化し中高層化を図る。 | 低層建築物を不燃化及び共同化し中高層化を図る。 | |
| d 都市施設及び地区施設の整備の方針 | 道路、緑地及び広場等の整備を図る。 | 道路、緑地及び広場等の整備を図る。 | |
| e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発審議会 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置づけ | 1 組合施行の市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業 (<u>完了・事業中</u>) 4 地区計画(決定済) 5 <u>住宅市街地整備総合支援事業(完了)</u> 6 <u>重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)</u> | 1 組合施行の市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業 (<u>一部完了・一部事業中</u>) 4 地区計画(決定済) 5 <u>都心共同住宅供給事業(完了)</u> 6 <u>重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)</u> | 2 記載方法を統一 5 東京都住宅マスタープラン(2017年3月)に整合 |

(文京区)

| 再開発促進地区 | 旧 | 新 | 見直し理由(具体的に) |
|---|--|--|------------------------|
| 番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置) | 文. 5 大塚五・六丁目地区 約 25.6ha (文京区西北部) | 文. 5 大塚五・六丁目地区 約 27.9ha (文京区西北部) | 重複部分を追加し、防災街区に整合 |
| a 地区の再開発、整備等の主たる目標 | 地区の防災性を高めるために、道路・公園等の公共施設の整備及び建築物の不燃化促進により改善するとともに、土地の有効利用を図り、住環境の整備を進める。 | 地区の防災性を高めるために、道路・公園等の公共施設の整備及び建築物の不燃化促進により改善するとともに、土地の有効利用を図り、住環境の整備を進める。 | |
| 都市づくりのグランドデザインの位置付け | <u>センター・コア再生ゾーン</u> | <u>中枢広域拠点域</u> | 都市づくりのグランドデザインの位置付けに整合 |
| b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要 | 住宅地として整備を進めるとともに、地区内幹線道路沿いにおいては、住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。 | 住宅地として整備を進めるとともに、地区内幹線道路沿いにおいては、住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。 | |
| c 建築物の更新の方針 | 老朽住宅等の建替え等によって不燃化、共同化し、中高層化を図る。 | 老朽住宅等の建替え等によって不燃化、共同化し、中高層化を図る。 | |
| d 都市施設及び地区施設の整備の方針 | 区画道路及び公園等の整備を図る。 | 区画道路及び公園等の整備を図る。 | |
| e その他 1公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2市街地開発事業 3都市開発総制度 4関連事業(都市計画事業) 5関連事業(その他) 6他の計画の位置づけ | 1 公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は住宅市街地総合整備事業等により、建築物を整備する。 4 街路整備事業 放射8号線(事業中) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 都市防災総合推進事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 不燃化推進特定整備地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 | 1 公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は住宅市街地総合整備事業等により、建築物を整備する。 4 街路整備事業 放射8号線(事業中) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 都市防災総合推進事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 不燃化推進特定整備地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 | |

(文京区)

| 再開発促進地区 | 旧 | 新 | 見直し理由(具体的に) |
|---|--|---|------------------------|
| 番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置) | 文. 6 不忍通り地区 約 18.1ha (文京区北東部) | 文. 6 不忍通り地区 約 18.1ha (文京区北東部) | |
| a 地区の再開発、整備等の主たる目標 | 大規模な地震等に伴い発生する火災から、住民の生命、財産等を保護し、避難路の防災性能を高めるために、沿道建築物の不燃化を促進するとともに、低層老朽住宅密集地区の整備、改善を <u>進め</u> 住宅供給及び住環境の整備を図る。 | 大規模な地震等に伴い発生する火災から、住民の生命、財産等を保護し、避難路の防災性能を高めるために、沿道建築物の不燃化を促進するとともに、低層老朽住宅密集地区の整備、改善を <u>進め</u> 、住宅供給及び住環境の整備を図る。 | 他地区と書き方を統一 |
| 都市づくりのグランドデザインの位置付け | <u>センター・コア再生ゾーン</u> | <u>中枢広域拠点域</u> | 都市づくりのグランドデザインの位置付けに整合 |
| b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要 | 不燃化を進めるとともに、土地や建築物の共同化を促進し、住宅、商業等が共存する、複合的な土地利用の市街地として整備する。 | 不燃化を進めるとともに、土地や建築物の共同化を促進し、住宅、商業等が共存する、複合的な土地利用の市街地として整備する。 | |
| c 建築物の更新の方針 | 老朽住宅等の建替え等によって、建築物の中高層化、共同化を図るとともに、住宅供給を促進する。 | 老朽住宅等の建替え等によって、建築物の中高層化、共同化を図るとともに、住宅供給を促進する。 | |
| d 都市施設及び地区施設の整備の方針 | 環状4号線、補助94号線、区画道路及び公園等の整備を図る。 | 環状4号線、補助94号線、区画道路及び公園等の整備を図る。 | |
| e その他 1公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2市街地開発事業 3都市開発総制度 4関連事業(都市計画事業) 5関連事業(その他) 6他の計画の位置づけ | 1 公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は都市防災不燃化促進事業や住宅市街地総合整備事業等により、不燃建築物の整備を行う。 4 街路整備事業 補助94号線(事業中) <u>都市計画道路 環状4号線</u> 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 都市防災総合推進事業(完了) 防災生活圏促進事業(完了) 優良建築物等整備事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) | 1 公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は都市防災不燃化促進事業や住宅市街地総合整備事業等により、不燃建築物の整備を行う。 4 街路整備事業 補助94号線(事業中) <u>都市計画道路 環状4号線(一部完了、一部予定)</u> 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 都市防災総合推進事業(完了) 防災生活圏促進事業(完了) 優良建築物等整備事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) | 4 記載方法を統一 |

∞

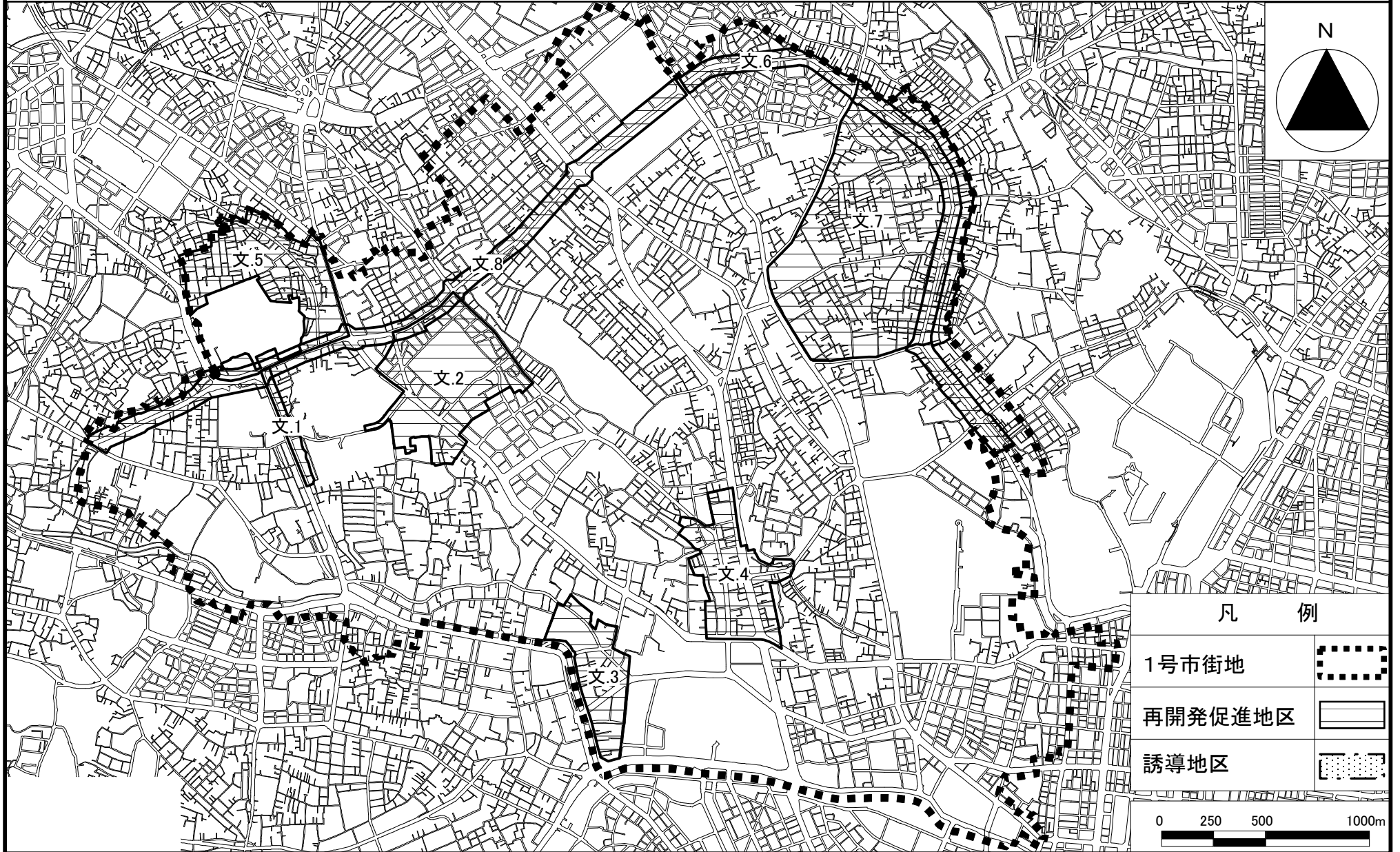
(文京区)

| 再開発促進地区 | 旧 | 新 | 見直し理由(具体的に) |
|---|---|--|------------------------|
| 番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置) | 文. 7 千駄木・向丘地区 約 <u>77.8ha</u> (文京区北東部) | 文. 7 千駄木・向丘地区 約 <u>88.6ha</u> (文京区北東部) | 重複部分を追加 |
| a 地区の再開発、整備等の主たる目標 | 地区の防災性を道路・公園等の公共施設の整備及び建築物の不燃化促進により改善するとともに、土地の有効利用を図り、住環境の整備を進める。 | 地区の防災性を道路・公園等の公共施設の整備及び建築物の不燃化促進により改善するとともに、土地の有効利用を図り、住環境の整備を進める。 | |
| 都市づくりのグランドデザインの位置付け | <u>センター・コア再生ゾーン</u> | <u>中枢広域拠点域</u> | 都市づくりのグランドデザインの位置付けに整合 |
| b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要 | 住宅地として整備を進めるとともに、地区内幹線道路沿いにおいては、住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。 | 住宅地として整備を進めるとともに、地区内幹線道路沿いにおいては、住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。 | |
| c 建築物の更新の方針 | 老朽住宅等の建替え等によって不燃化、共同化し、中高層化を図る。 | 老朽住宅等の建替え等によって不燃化、共同化し、中高層化を図る。 | |
| d 都市施設及び地区施設の整備の方針 | 区画道路及び公園等の整備を図る。 | 区画道路及び公園等の整備を図る。 | |
| e その他 1公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2市街地開発事業 3都市開発総制度 4関連事業(都市計画事業) 5関連事業(その他) 6他の計画の位置づけ | 1 公共は、道路、公園等の整備を行い、 <u>民間は、住宅市街地総合整備事業</u> 等により、建築物を整備する。 4 街路整備事業 補助94号線(事業中) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 防災生活圏促進事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 都市防災総合推進事業(完了) 優良建築物等整備事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 | 1 公共は、道路、公園等の整備を行い、 <u>民間は住宅市街地総合整備事業</u> 等により、建築物を整備する。 4 街路整備事業 補助94号線(事業中) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 防災生活圏促進事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 都市防災総合推進事業(完了) 優良建築物等整備事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 | 1 他地区と書き方を統一 |

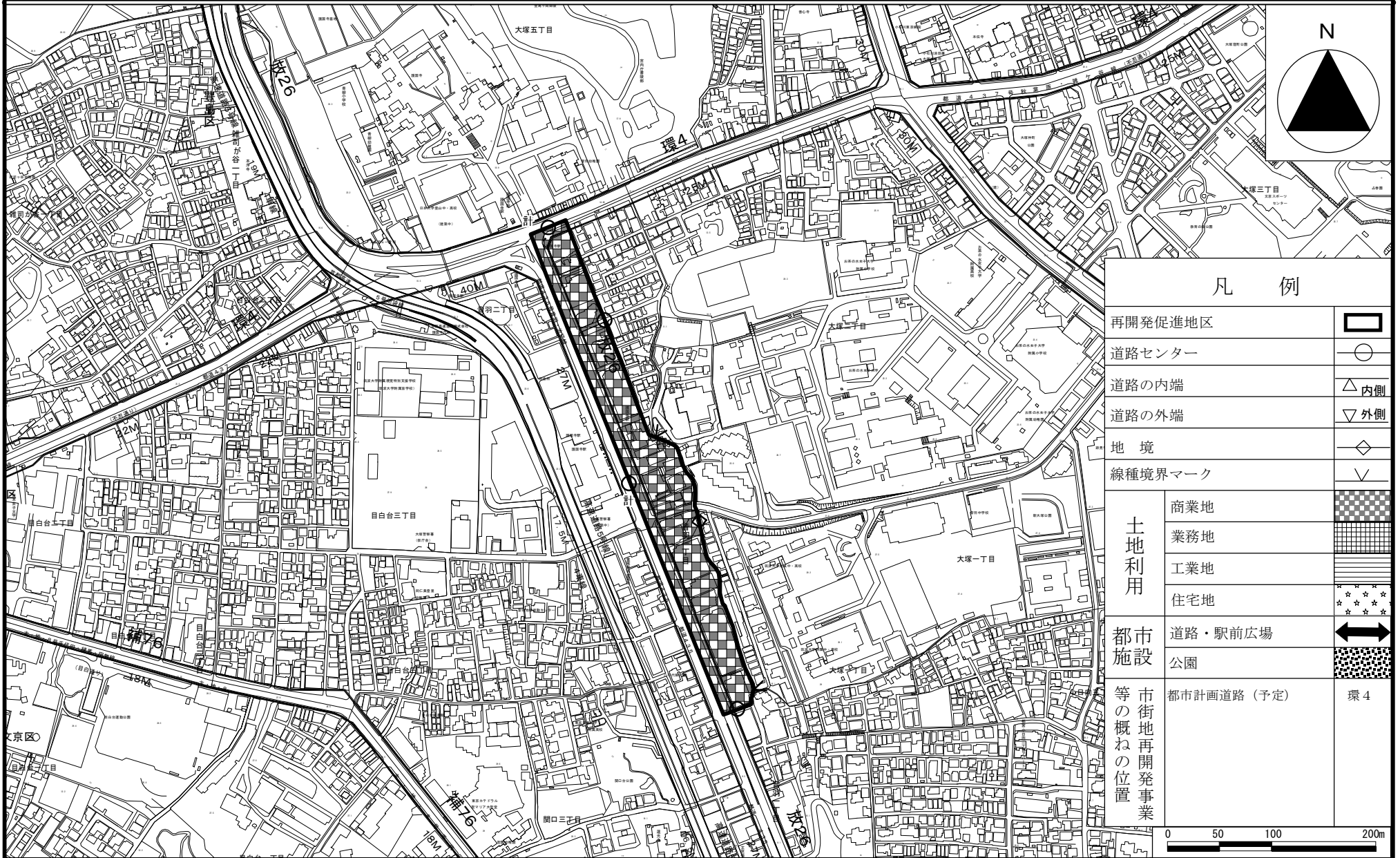
(文京区)

| 再開発促進地区 | 旧 | 新 | 見直し理由(具体的に) |
|--|---|---|------------------------|
| 番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置) | 文. 8 不忍通り第二地区 約 20.6ha (文京区北西部) | 文. 8 不忍通り第二地区 約 20.6ha (文京区北西部) | |
| a 地区の再開発、整備等の主たる目標 | 大規模な地震等に伴い発生する火災から、住民の生命、財産等を保護し、避難路の防災性能を高めるために、沿道建築物の不燃化を促進するとともに、低層老朽住宅密集地区の整備、改善を進め、住宅供給及び住環境の整備を図る。 | 大規模な地震等に伴い発生する火災から、住民の生命、財産等を保護し、避難路の防災性能を高めるために、沿道建築物の不燃化を促進するとともに、低層老朽住宅密集地区の整備、改善を進め、住宅供給及び住環境の整備を図る。 | |
| 都市づくりのグランドデザインの位置付け | <u>センター・コア再生ゾーン</u> | <u>中枢広域拠点域</u> | 都市づくりのグランドデザインの位置付けに整合 |
| b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要 | 不燃化を進めるとともに、土地や建築物の共同化を促進し、住宅、商業等が共存する、複合的な土地利用の市街地として整備する。 | 不燃化を進めるとともに、土地や建築物の共同化を促進し、住宅、商業等が共存する、複合的な土地利用の市街地として整備する。 | |
| c 建築物の更新の方針 | 老朽住宅等の建替え等によって、建築物の中高層化、共同化を図るとともに、住宅供給を促進する。 | 老朽住宅等の建替え等によって、建築物の中高層化、共同化を図るとともに、住宅供給を促進する。 | |
| d 都市施設及び地区施設の整備の方針 | 環状4号線、区画道路及び公園等の整備を図る。 | 環状4号線、区画道路及び公園等の整備を図る。 | |
| e その他 1公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2市街地開発事業 3都市開発総論制度 4関連事業(都市計画事業) 5関連事業(その他) 6他の計画の位置づけ | 1 公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は、 <u>都市防災不燃化促進事業や住宅市街地総合整備事業等により不燃建築物の整備を行う。</u> 4 街路整備事業 環状4号線(事業中) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 都市防災総合推進事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) | 1 公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は <u>都市防災不燃化促進事業や住宅市街地総合整備事業等により、不燃建築物の整備を行う。</u> 4 街路整備事業 環状4号線(事業中) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 都市防災総合推進事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) | 1 他地区と書き方を統一 |

都市再開発方針の附図(総括図)



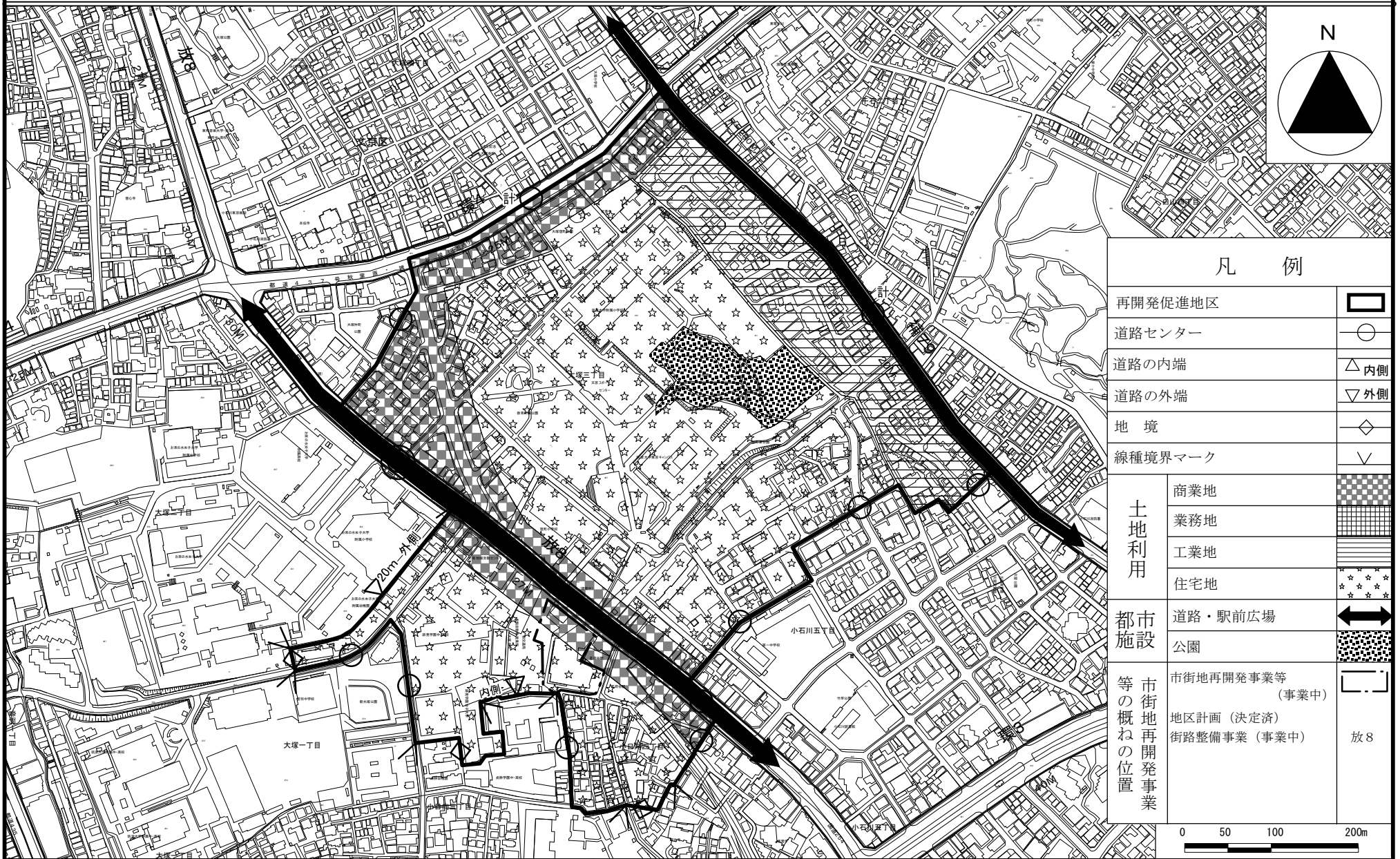
再開発促進地区 文. 1 音羽一・二丁目地区 約3.0ha



| 凡 例 | | |
|-----------------|------------|----|
| 再開発促進地区 | | |
| 道路センター | | |
| 道路の内端 | | |
| 道路の外端 | | |
| 地 境 | | |
| 線種境界マーク | | |
| 土 地 利 用 | 商業地 | |
| | 業務地 | |
| | 工業地 | |
| | 住宅地 | |
| 都 市 施 設 | 道路・駅前広場 | |
| | 公園 | |
| 市街地再開発事業等の概ねの位置 | 都市計画道路(予定) | 環4 |

この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)31都市基街都第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 文. 2 教育の森公園周辺地区 約32.2ha

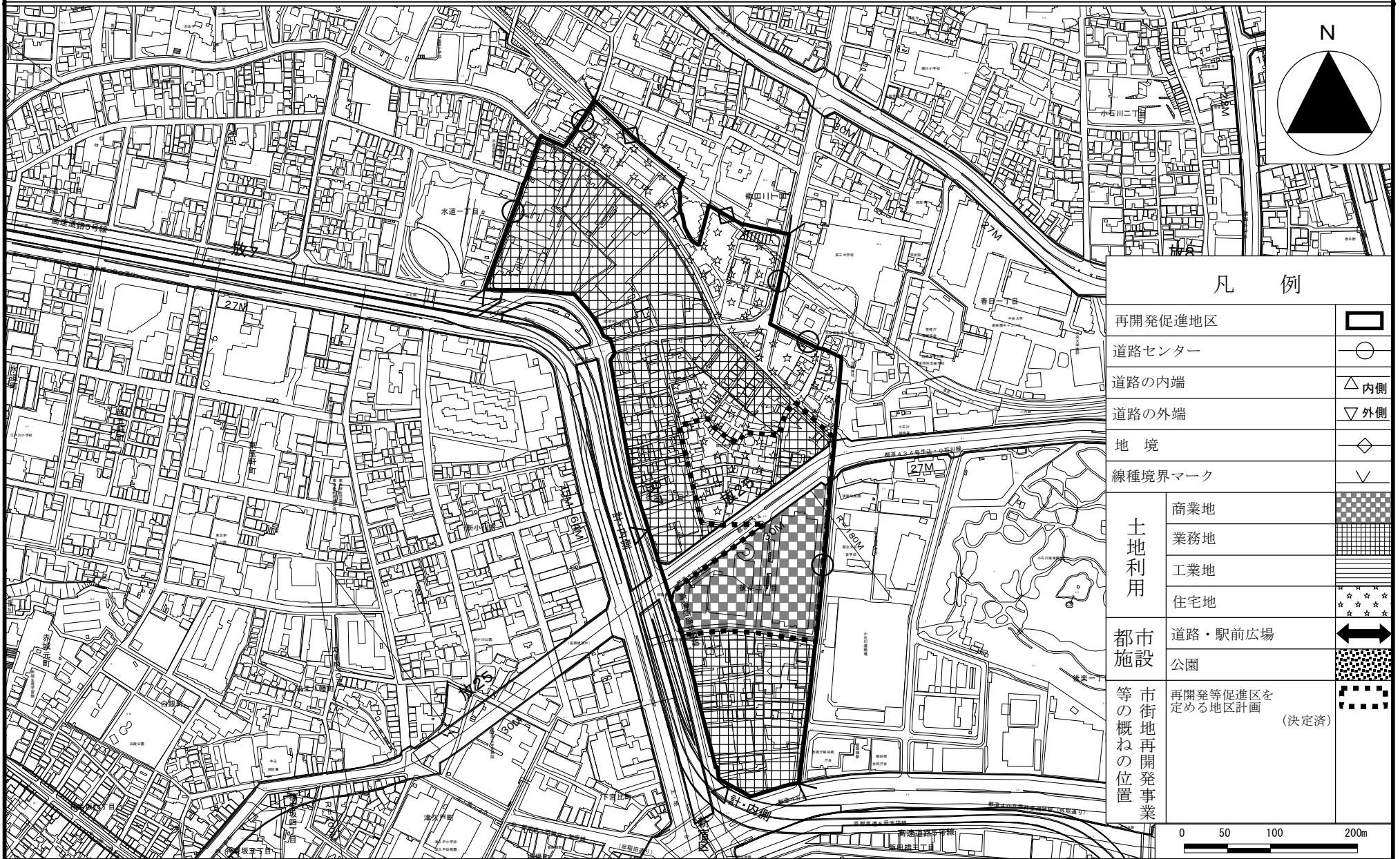


| 凡 例 | |
|-----------------|----------------------------|
| 再開発促進地区 | |
| 道路センター | |
| 道路の内端 | |
| 道路の外端 | |
| 地 境 | |
| 線種境界マーク | |
| 土 地 利 用 | 商業地 |
| | 業務地 |
| | 工業地 |
| | 住宅地 |
| 都 市 施 設 | 道路・駅前広場 |
| | 公園 |
| 市街地再開発事業等の概ねの位置 | 市街地再開発事業等 (事業中) |
| | 地区計画 (決定済) 街路整備事業 (事業中) 放8 |

0 50 100 200m

この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号)31都市基街都第11号、平成31年4月18日

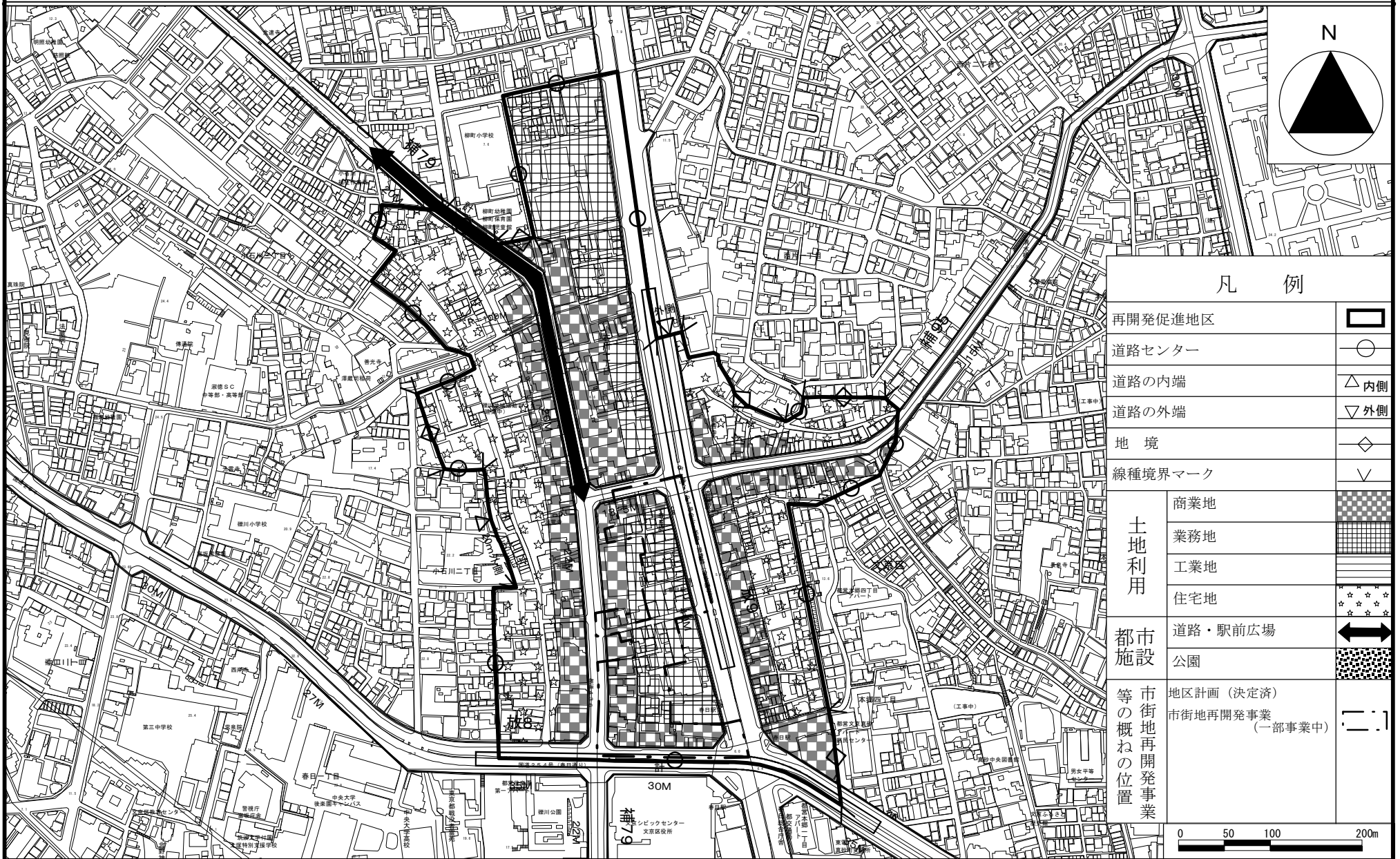
再開発促進地区 文. 3 後楽二丁目地区 約16.6ha



| 凡 例 | |
|-----------------|-----------------------|
| 再開発促進地区 | |
| 道路センター | |
| 道路の内端 | |
| 道路の外端 | |
| 地 境 | |
| 線種境界マーク | |
| 土 地 利 用 | 商業地 |
| | 業務地 |
| | 工業地 |
| | 住宅地 |
| 都 市 施 設 | 道路・駅前広場 |
| | 公園 |
| 市街地再開発事業等の概ねの位置 | 再開発等促進区を定める地区計画 (決定済) |

この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)31都市基街都第11号、平成31年4月18日

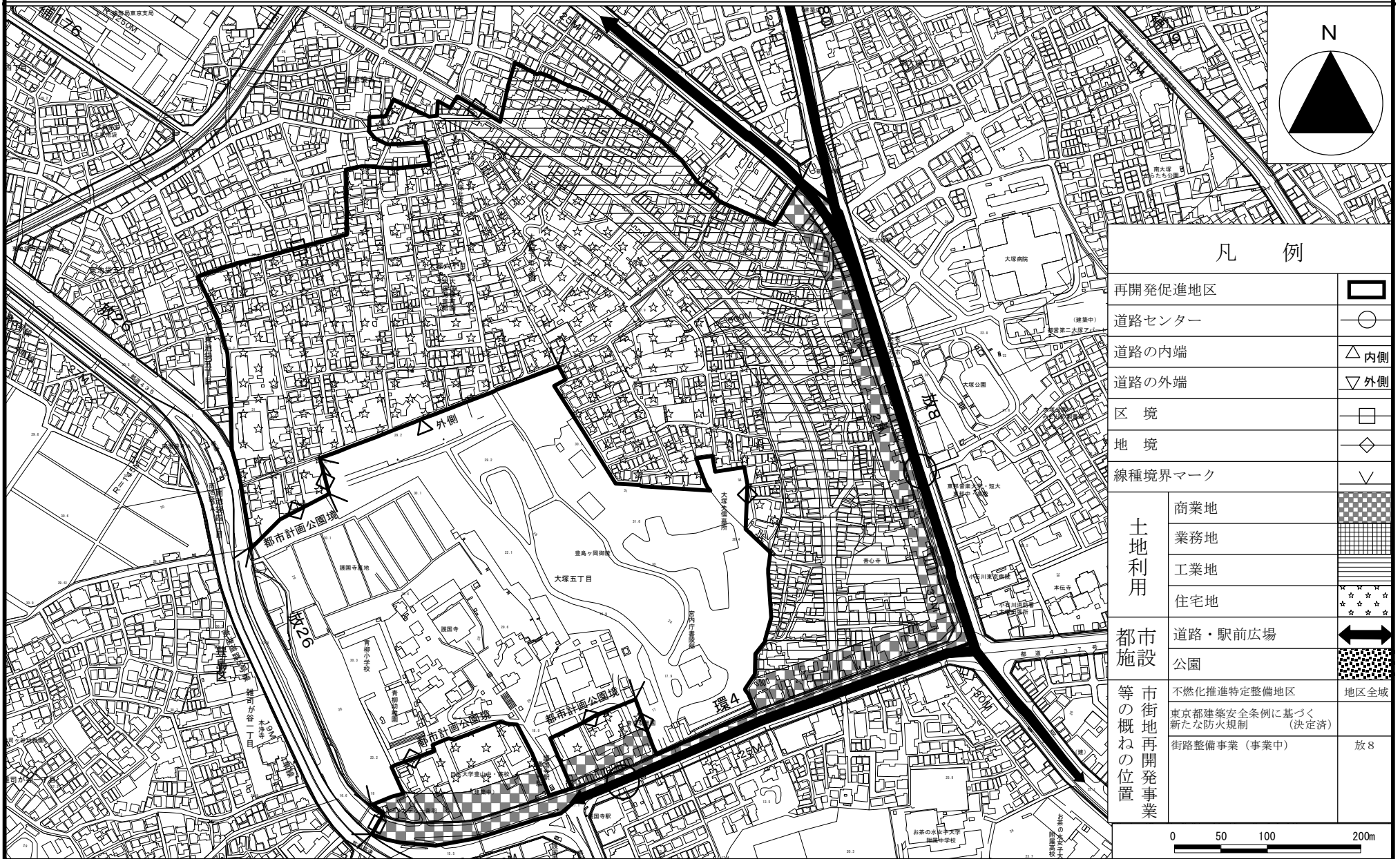
再開発促進地区 文. 4 千川通り南部周辺地区 約24.0ha



| 凡 例 | | |
|-----------------|-----------------|--|
| 再開発促進地区 | | |
| 道路センター | | |
| 道路の内端 | | |
| 道路の外端 | | |
| 地 境 | | |
| 線種境界マーク | | |
| 土 地 利 用 | 商業地 | |
| | 業務地 | |
| | 工業地 | |
| | 住宅地 | |
| 都 市 施 設 | 道路・駅前広場 | |
| | 公園 | |
| 市街地再開発事業等の概ねの位置 | 地区計画(決定済) | |
| | 市街地再開発事業(一部事業中) | |

この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)31都市基街都第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 文. 5 大塚五・六丁目地区 約27.9ha



| 凡 例 | | |
|---------|----------------------------|------|
| 再開発促進地区 | | |
| 道路センター | | |
| 道路の内端 | | |
| 道路の外端 | | |
| 区 境 | | |
| 地 境 | | |
| 線種境界マーク | | |
| 土地利用 | 商業地 | |
| | 業務地 | |
| | 工業地 | |
| | 住宅地 | |
| 都市施設 | 道路・駅前広場 | |
| | 公園 | |
| 市の概ねの位置 | 不燃化推進特定整備地区 | 地区全域 |
| | 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 (決定済) | |
| | 街路整備事業 (事業中) | 放8 |

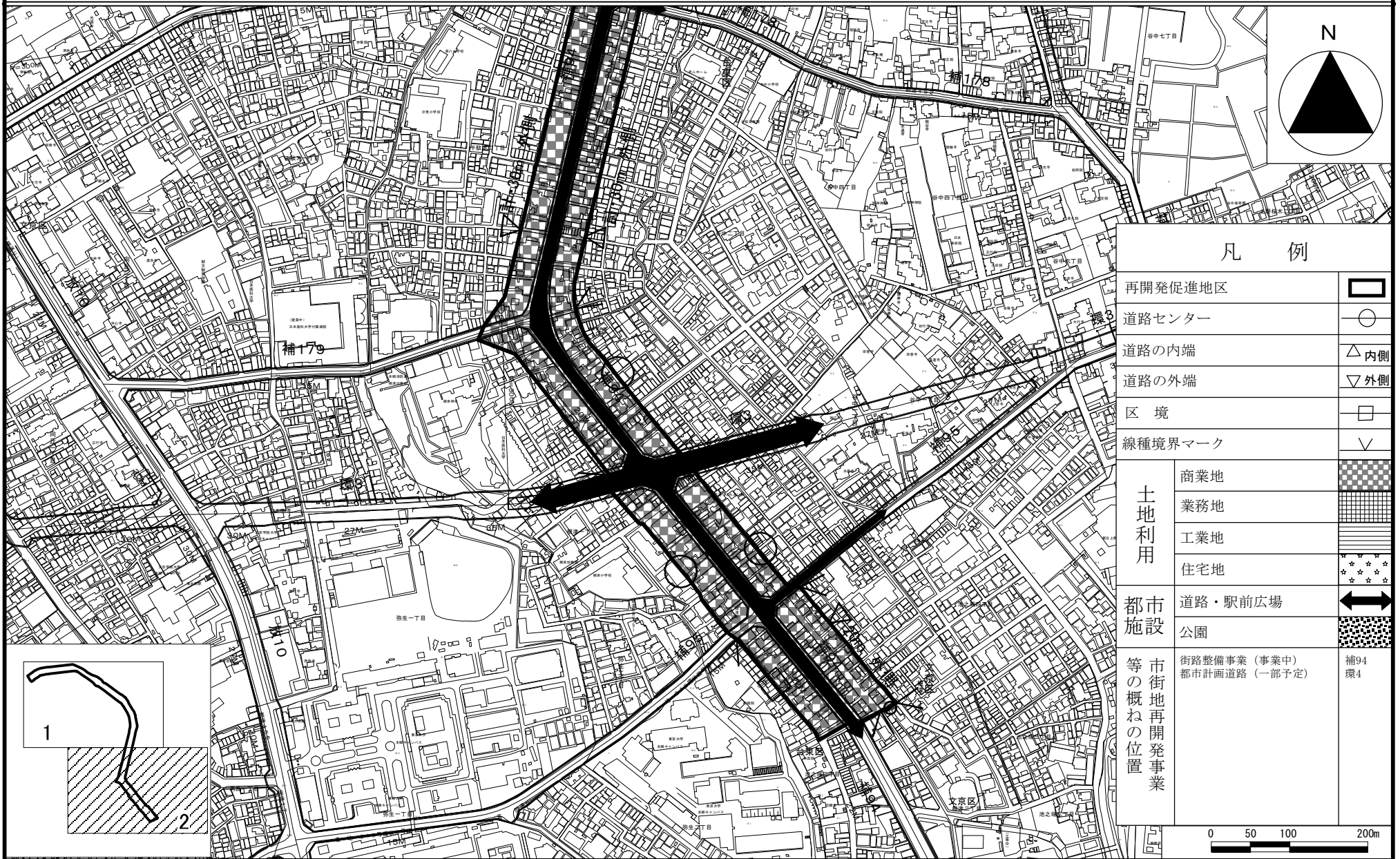
この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号)31都市基街都第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 文. 6 不忍通り地区 その1



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号)31都市基街都第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 文. 6 不忍通り地区 その2 18.1ha

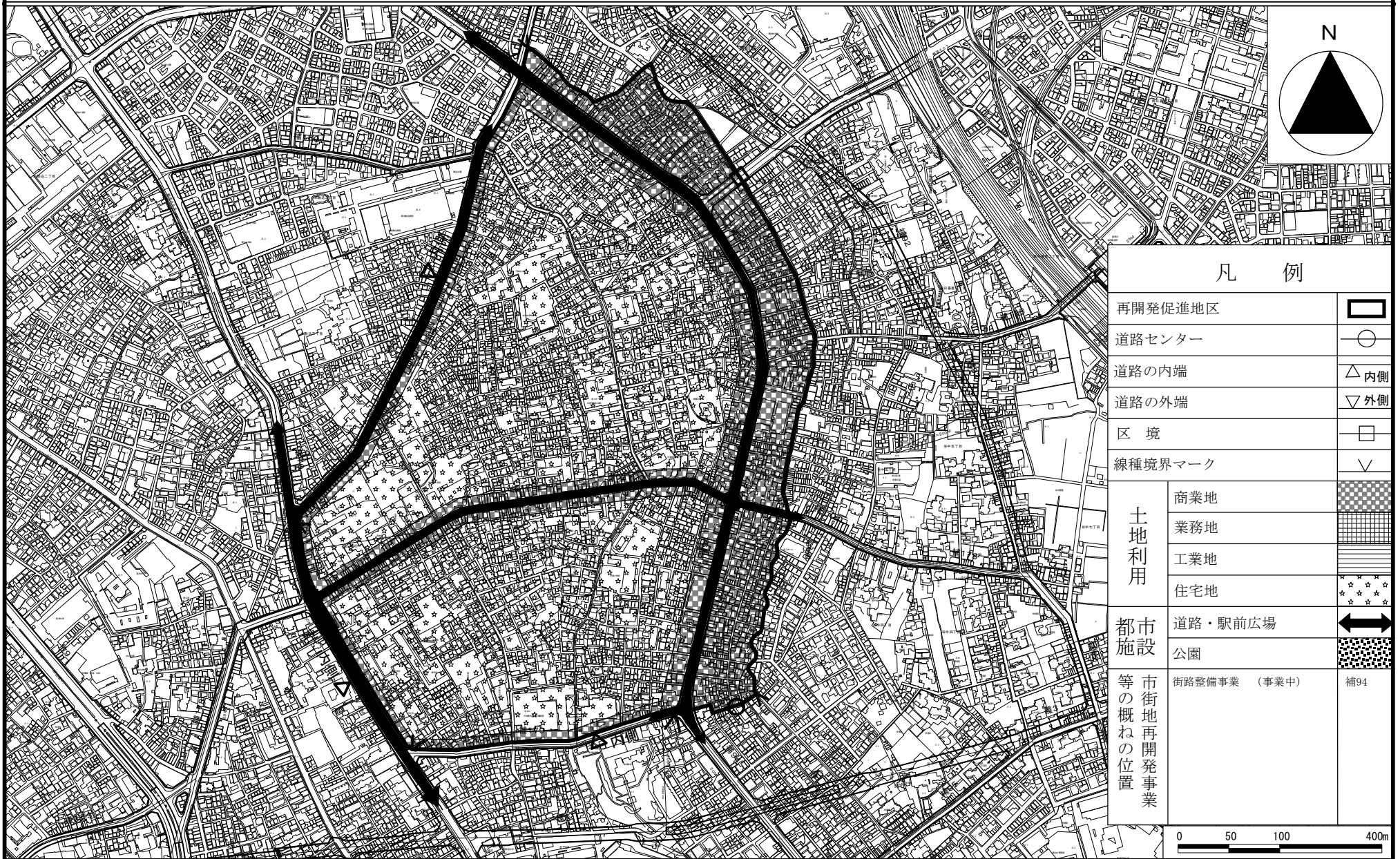


| 凡 例 | | |
|---------------|---|-----------|
| 再開発促進地区 | | |
| 道路センター | | |
| 道路の内端 | | |
| 道路の外端 | | |
| 区 境 | | |
| 線種境界マーク | | |
| 土 地 利 用 | 商業地 | |
| | 業務地 | |
| | 工業地 | |
| | 住宅地 | |
| 都 市 施 設 | 道路・駅前広場 | |
| | 公園 | |
| 等 的 概 ね の 位 置 | 市街地再開発事業 街路整備事業（事業中） 都市計画道路（一部予定） | 補94 環4 |

18

この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号)31都市基街都第11号、平成31年4月18日

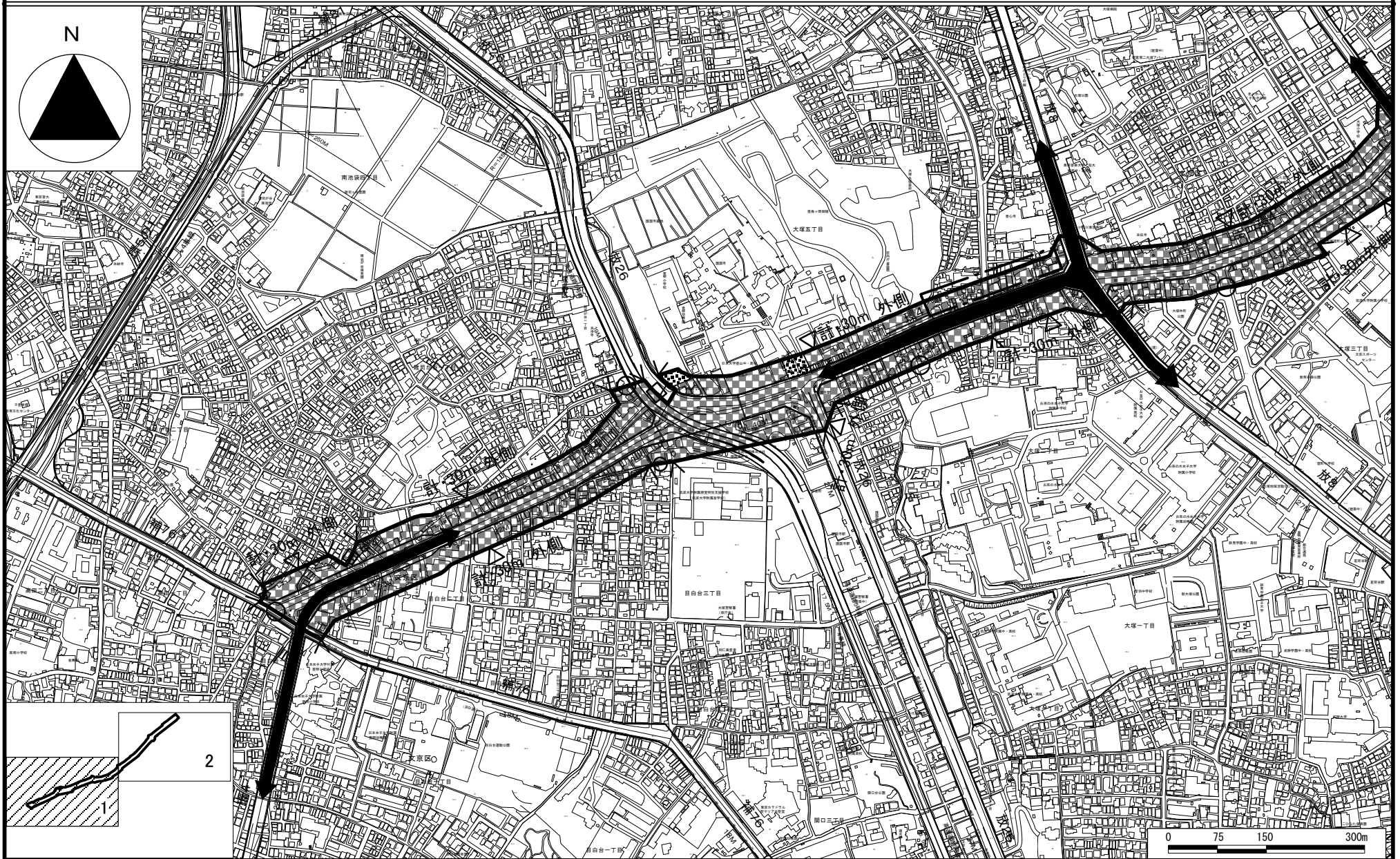
再開発促進地区 文. 7 千駄木・向丘地区 約88.6ha



| 凡 例 | | |
|-----------------|-------------|-----|
| 再開発促進地区 | | |
| 道路センター | | |
| 道路の内端 | 内側 | |
| 道路の外端 | 外側 | |
| 区 境 | | |
| 線種境界マーク | | |
| 土 地 利 用 | 商業地 | |
| | 業務地 | |
| | 工業地 | |
| | 住宅地 | |
| 都 市 施 設 | 道路・駅前広場 | |
| | 公園 | |
| 市街地再開発事業等の概ねの位置 | 街路整備事業（事業中） | 補94 |

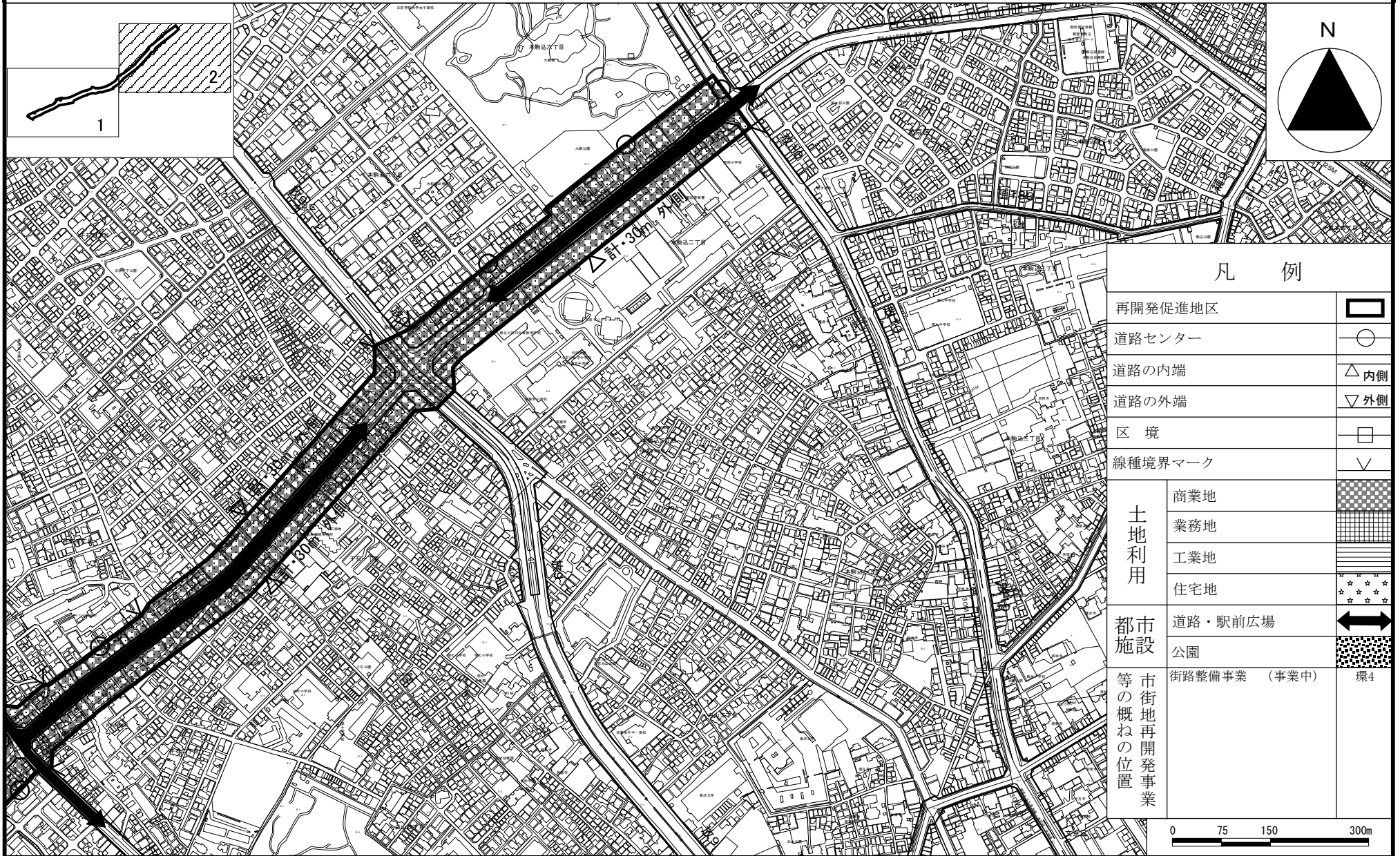
この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号)31都市基街都第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 文. 8 不忍通り第二地区 その1



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2, 500)を使用(31都市基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号)31都市基街都第11号、平成31年4月18日

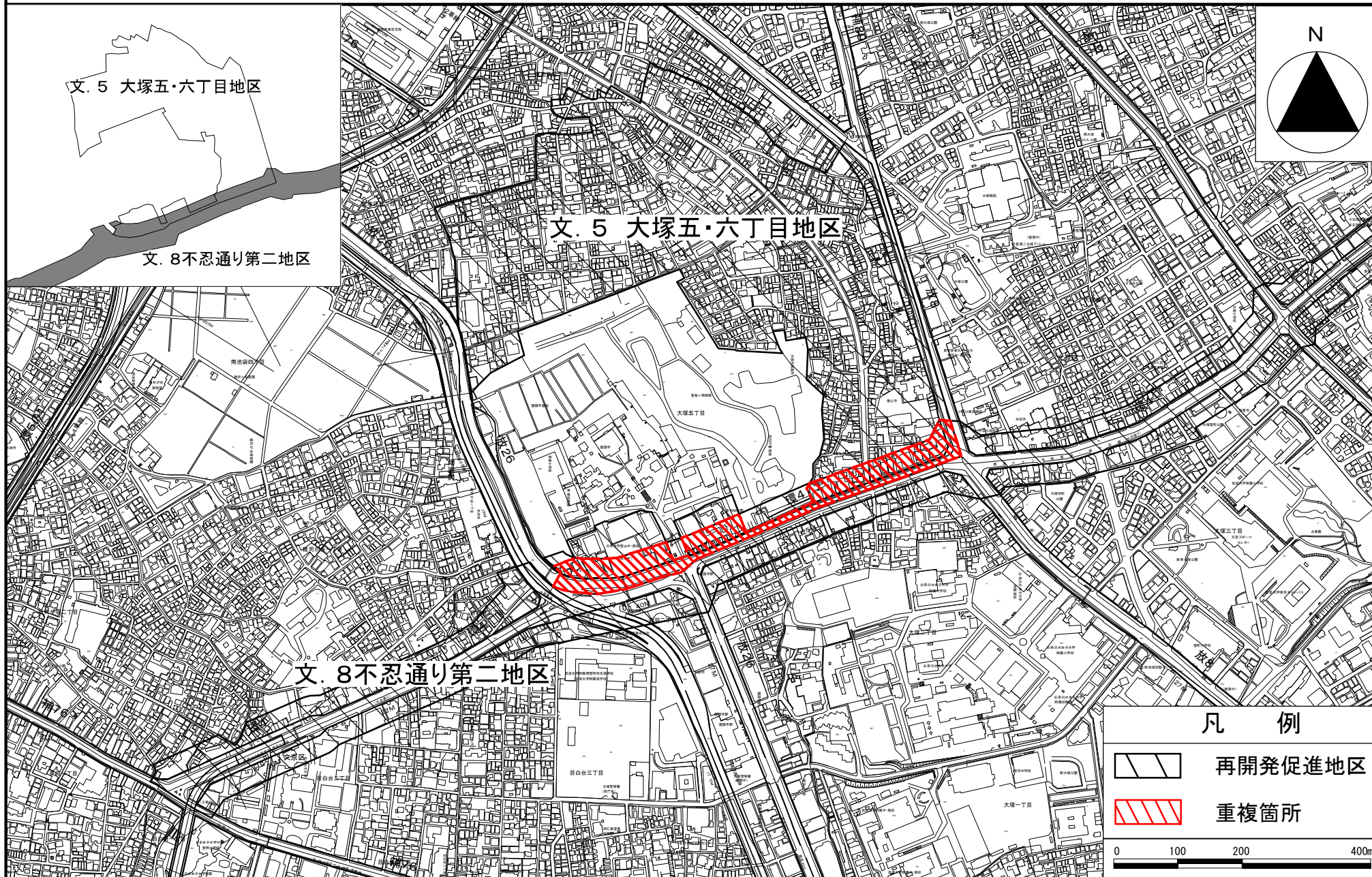
再開発促進地区 文. 8 不忍通り第二地区 その2 約20.6ha



| 凡 例 | | |
|------------------------------------|--------------|----|
| 再開発促進地区 | | |
| 道路センター | | |
| 道路の内端 | | |
| 道路の外端 | | |
| 区 境 | | |
| 線種境界マーク | | |
| 土地 利用 | 商業地 | |
| | 業務地 | |
| | 工業地 | |
| | 住宅地 | |
| 都市 施設 | 道路・駅前広場 | |
| | 公園 | |
| 市 街地再 開発事 業の概 ねの位 置 | 街路整備事業 (事業中) | 環4 |

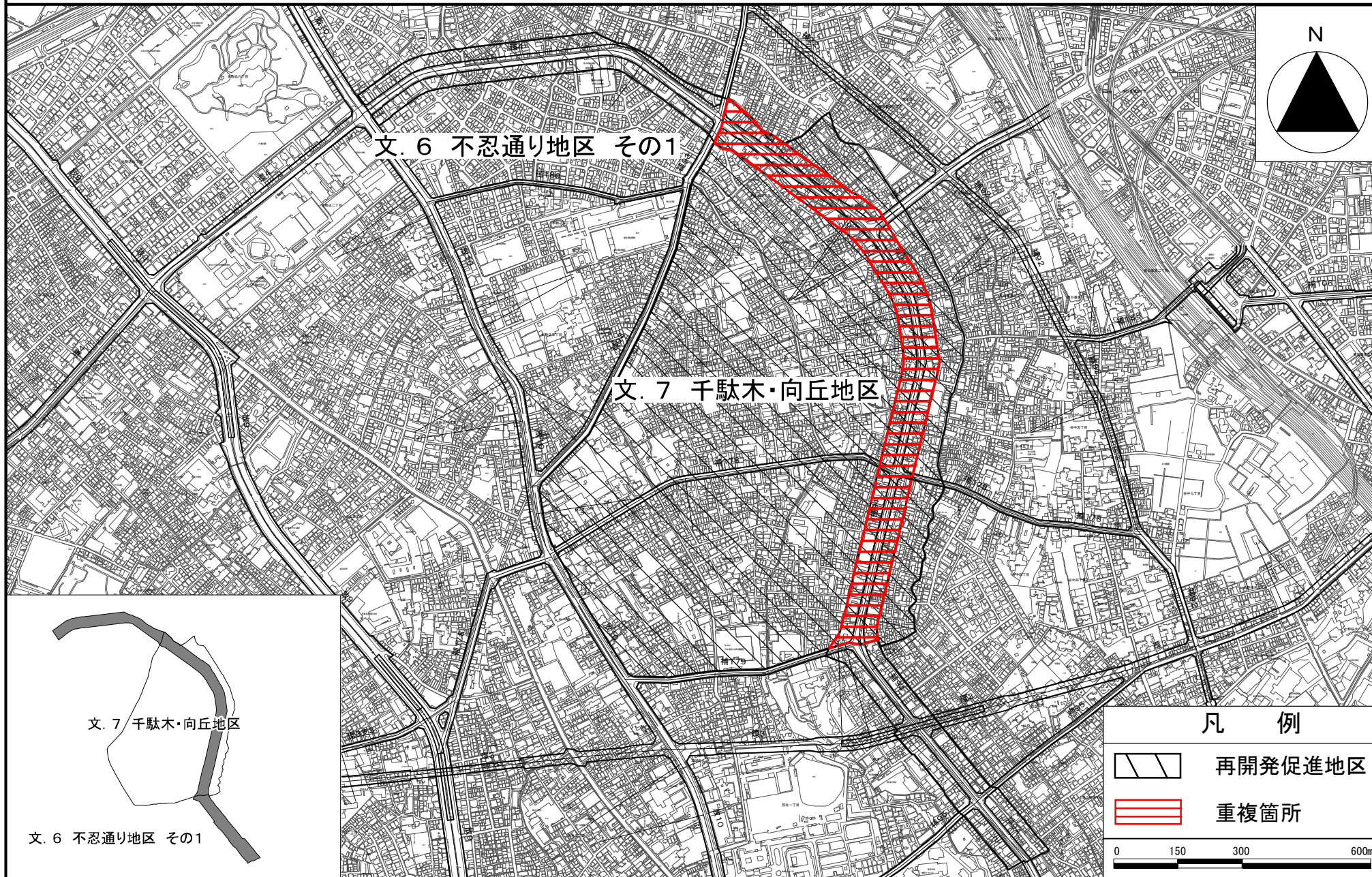
この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号)31都市基街都第11号、平成31年4月18日

文. 5 大塚五・六丁目地区 文. 8 不忍通り第二地区 重複箇所



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2, 500)を使用(31都市基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号)31都市基街都第11号、平成31年4月18日

文. 6 不忍通り地区 その1 文. 7 千駄木・向丘地区 重複箇所



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2, 500)を使用(31都市基交第196号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号)31都市基街都第11号、平成31年4月18日

令和2年度

第1回文京区都市計画審議会資料

令和2年11月6日開催

報告

- | | |
|---|-------------------|
| (1) 東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画変更について | 資料1 別紙1 別紙2 |
| (2) 東京都市計画防災街区整備方針に関する都市計画変更について | 資料2 |
| (3) 「後楽二丁目地区まちづくり整備指針」の改定について | 資料3 |

東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する

都市計画変更について

文京区都市計画部都市計画課

令和2年11月

1 これまでの経緯

- (1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、都市計画法第6条の2に基づき都道府県が広域的見地から都市計画の基本的な方針を定めるものであり、本都市計画区域マスタープランは東京都が長期的視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を示すものである。
- (2) このたび、東京都では平成26年に策定された現行の都市計画区域マスタープランを、社会情勢の変化や国の動きとともに、都市づくり関連の計画を反映させるため、都市計画変更するものである。
- (3) 東京都は都市計画区域マスタープラン（原案）を令和2年5月26日に発表した。

2 都市計画区域マスタープランの都市計画変更について

「未来の東京」戦略ビジョンで示した方向性や都市づくりのグランドデザインを踏まえるとともに、社会経済情勢の変化や国の動きなどを反映し改定する。

3 今後の予定

今後は、都市計画区域マスタープラン（案）の区への意見照会（都市計画法第18条）が予定されている。

都市計画区域マスタープランの概要

第1 改定の基本的な考え方

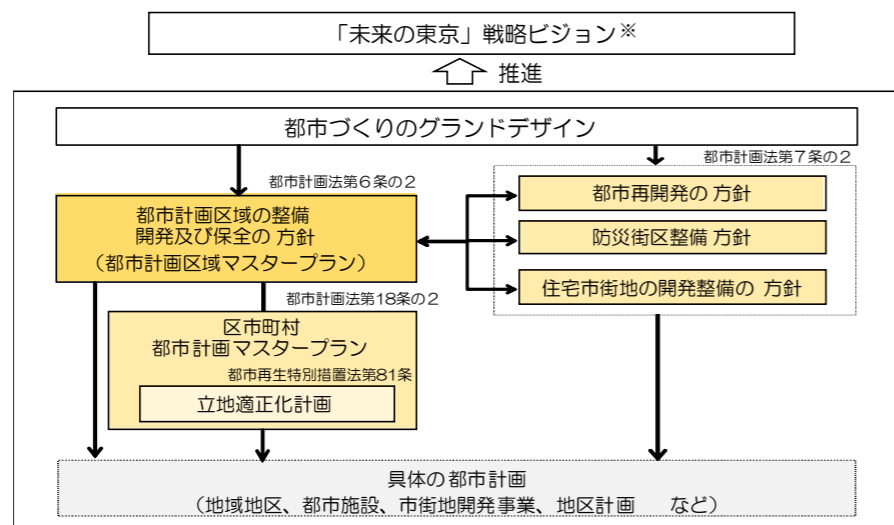
1 基本的事項

- 都市計画法に基づく、広域的見地からの**都市計画の基本的な方針**
- 都が長期的な視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を示すもの
- 目標年次：**おおむね 20 年後(2040 年代)**
(区域区分及び主要な施設などの整備目標はおおむね 10 年後(2030 年(令和 12 年))
- 都が定める都市計画区域マスタープランに**即して、区市町村は地域に密着した都市計画の方針を策定**
- 多摩 19 都市計画区域及び島しょ部 6 都市計画区域のマスタープランを一体で策定し、都市の一体性を確保

2 都市づくりの目標と都市づくりの戦略

- 東京が高度に成熟した都市として、AI や IoT などの**最先端技術**も活用しながら**ゼロエミッション東京**を目指し、地球環境と調和を図り、持続的に発展していくことを理念とする。
- 東京のブランド力を高め、世界中から選択される都市を目指す。加えて、「ESG」や「SDGs」の概念を取り入れて都市づくりを進め、持続的な成長を確実なものとする。
- あらゆる人が活躍・挑戦でき、ライフスタイルに柔軟に対応できることが重要。個人々人から見れば、特色のある様々な地域で、多様な住まい方、働き方、憩い方を選択できる都市を目指す。
- みどりを守り、まちを守り、人を守るとともに、東京ならではの価値を高め、持続可能な都市・東京を実現する。
- こうした基本的な考え方に基づき、2040 年代に向けて東京の都市づくりを進め、「成長」と「成熟」が両立した**未来の東京を実現していく**。
- 「未来の東京」戦略ビジョンや都市づくりのグランドデザインで示す都市像や将来像を実現するため、分野を横断する 8 つの戦略を設定し、先進的な取組を進めていく。

都市計画区域マスタープラン体系図

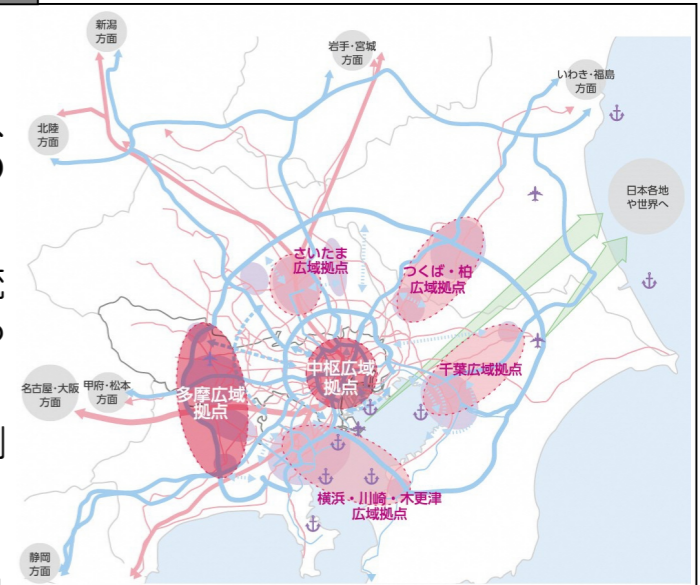


※「未来の東京」戦略ビジョンの方向性を踏まえ長期戦略を策定

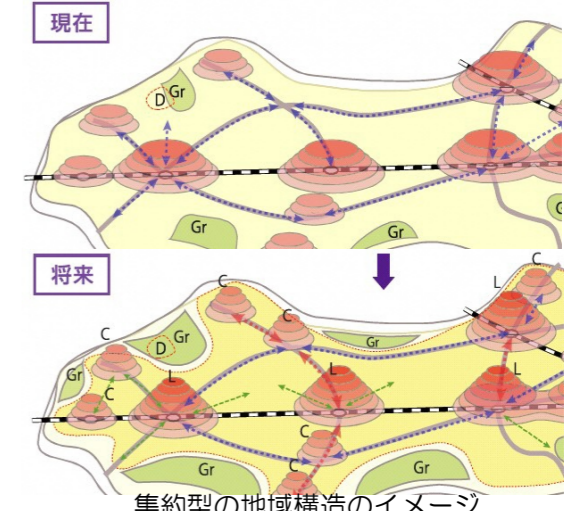
第2 東京が目指すべき将来像

1 東京の都市構造

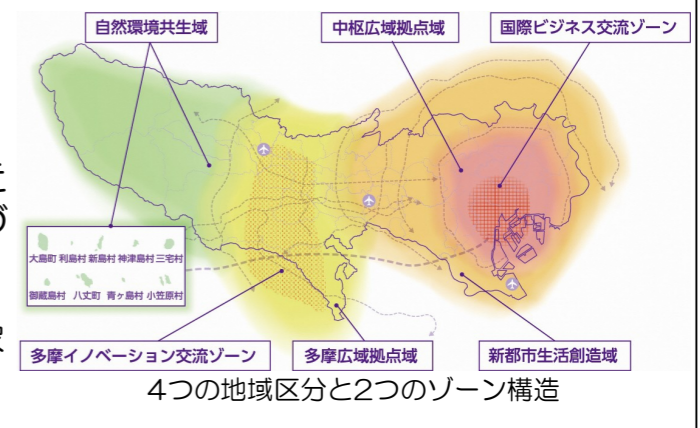
- 広域的には、概成する環状メガロポリス構造を更に進化させ「**交流・連携・挑戦の都市構造**」を実現
⇒人・モノ・情報の自由自在な移動と交流を確保し、イノベーションの源泉となる「**挑戦の場**」を創出
- 身近な地域では、おおむね環状7号線外側の地域において、**集約型の地域構造へ再編**
⇒地域特性に応じた拠点(中核的な拠点、活力とにぎわいの拠点、枢要な地域の拠点、地域の拠点、生活の中心地)を育成(参考附図-4)
- 拠点ネットワークの強化とみどりの充実
⇒拠点の位置付けを再編するとともに、地域の個性やポテンシャルを最大限に発揮し、**各地域が競い合いながら新たな価値を創造**していくなど、地域の特性に応じた拠点等の育成を適切に進めていく
⇒厚みとつながりのあるみどりの充実とともに、**都内全域でみどりの量的な底上げと質の向上**を推進



交流・連携・挑戦の都市構造



集約型の地域構造のイメージ



4つの地域区分と2つのゾーン構造

2 地域区分ごとの将来像

- 「都市づくりのグランドデザイン」で示した4つの地域区分及び2つのゾーンに基づき、それぞれの誘導の方向・将来像を記述
- 特色ある地域について、それぞれ将来像を詳細に記述

第3 区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）の有無及び区域区分を定める際の方針

- 区部、多摩部とも、原則として現在の区域区分を変更せず
- 島しょ部は、これまで同様、区域区分は非設定

第4 主要な都市計画の決定の方針

「東京が目指すべき将来像」を実現するための主要な都市計画の決定の方針を記述

1 土地利用

主要な用途の配置や拠点の形成、市街地の密度構成などの方針を示す。

例)

- 国際ビジネス交流ゾーンでは、国際水準の住宅やサービスアパートメント(SA)、外国語対応の医療、教育、子育て施設などの整備を誘導
- 多摩イノベーション交流ゾーン等では、大学周辺の住宅市街地等において研究施設等の立地を誘導する複合的な土地利用を図る
- 都市開発諸制度等を活用し、育成用途を適切に設定することで、地域にふさわしい用途の導入や多様な機能集積を促進
- 都心の利便性を生かした様々な居住ニーズを踏まえながら、高齢化や国際化等に的確に対応するため、これまでの量的拡大から質の向上へ住宅施策を転換
- 市街化区域内の農地については、田園住居地域の指定や生産緑地制度等を活用し保全に努める

2 都市施設

主要な道路、鉄軌道、下水道、河川などの都市施設の整備の方針を示す。

例)

- 区部中心部に近い羽田空港の強みを生かし、空港容量の拡大を図る施設整備の推進を引き続き国に求めるなど、更なる機能強化に取り組む
- 三環状道路の整備促進とともに、晴海線Ⅱ期、第二東京湾岸道路、外環道(東名以南)などミッシングリンクの解消や広域的な交流・連携を促す路線について検討を進める(参考附図-8)
- 国の答申において「検討などを進めるべき」とされた路線等について、鉄道事業者をはじめとする関係者との協議・調整を加速し、調整が整った路線から順次事業に着手(参考附図-9)
 - 【答申において検討などを進めるべきとされた路線】
羽田空港アクセス線、新空港線、東京8号線、東京12号線、多摩都市モノレール
 - 【その他の路線】
都心部・臨海地域地下鉄構想、都心部・品川地下鉄構想、中央線の複々線化 など
- 対策強化流域においては、河道等や調節池の整備により、区部では時間75ミリ、一般の流域においては60ミリの降雨に対し、河川からの溢水を防止

3 市街地開発事業

主要な土地区画整理事業や市街地再開発事業などに関する方針を示す。

例)

- 市街地開発事業などによる拠点的地域の整備を行う際には、地域の特性を踏まえ、車中心から人中心の空間へと転換し、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成を促進
- 都市開発にあたっては、地域住民や企業などが主体となったエリアマネジメントの普及を促進し、まちの魅力や防災性を向上

4 災害

災害に強い都市の形成や復興時の都市づくりなどに関する方針を示す。

例)

- 都市計画道路の計画的な整備や防火規制の区域拡大などにより、沿道建築物の不燃化を促進し、骨格防災軸などの延焼遮断帯を形成
- 木造住宅密集地域の基盤整備や環境改善、受け皿住宅の整備等の取組を新たに評価し容積率を緩和するなど、民間活力を生かした整備を促進
- 都市再生特別地区や都市開発諸制度を活用した開発や土地区画整理事業などのまちづくりの機会を捉え、無電柱化を推進
- 広域ゼロメートル市街地では、気候変動によって高まる大規模水害リスクに備えて、地域の実情に応じた効果的な対策を講じ、浸水に対応したまちづくりを進めていく
- 被災時の都市復興においても、「都市づくりのグランドデザイン」で示した都市像や都市計画区域マスタープランの実現に取り組んでいく

5 環境

自然環境の整備・保全、エネルギーの有効活用、環境負荷の少ない都市の形成などに関する方針を示す。

例)

- 広域的に連続しみどりの骨格を形成する崖線や河川、用水沿いなどにおいて、地域の状況やニーズに応じてみどりの連続性を確保する公園・緑地を配置(参考附図-13)
- 崖線のみどりや屋敷林など、都市において良好な自然環境を形成している緑地を、特別緑地保全地区や市民緑地制度など様々な制度を活用することにより保全
- 田園住居地域の指定や地区計画の活用により、居住環境と営農環境が調和した良好な市街地の形成を図るとともに屋敷林や農地等の保全・活用を図る。
- 都市再生特別地区や都市開発諸制度などを活用した複合開発により、最先端の省エネ技術、未利用エネルギー、再生可能エネルギーなど(太陽光や水素エネルギー等)の積極的な導入を促進
- ヒートアイランド現象を緩和するため、建築設備から排出される人工排熱や、熱の有効利用による都市排熱の低減、公園・緑地の整備、建築物や敷地などの緑化を促進するとともに、道路の遮熱性舗装や保水性舗装の整備などの対策を推進

6 都市景観

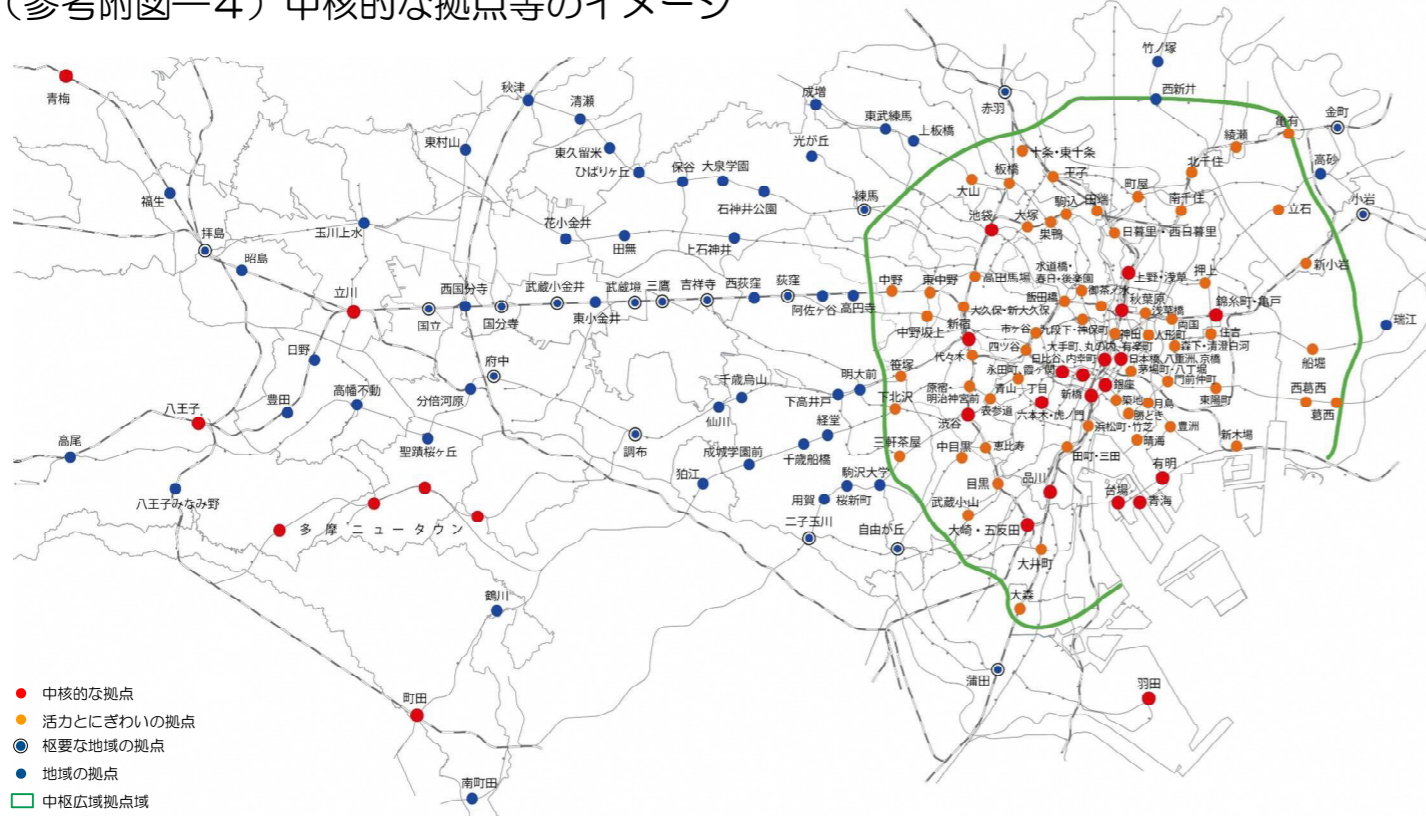
風格ある景観の形成、水辺や緑と調和した景観の形成などに関する方針を示す。

例)

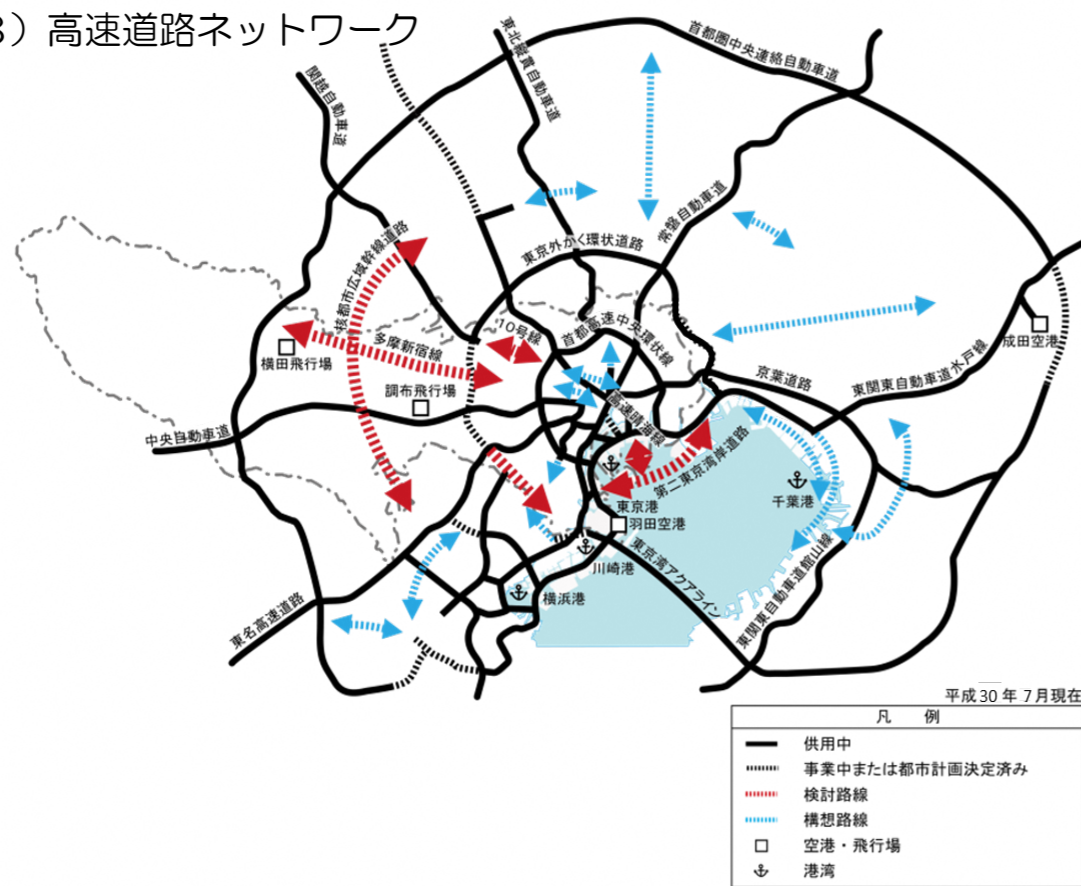
- 都市再生が進む地域では、風格、潤い、にぎわいのある街並みを形成するよう誘導し、都市活力の維持・発展とともに、新たな個性や魅力ある景観を創出
- 夜間の景観は、土地利用の特性に応じた照明により、都市全体の夜間景観にメリハリを付け、ダイナミックな都市構造を光で表現

参考附図（抜粋）

（参考附図—4）中核的な拠点等のイメージ

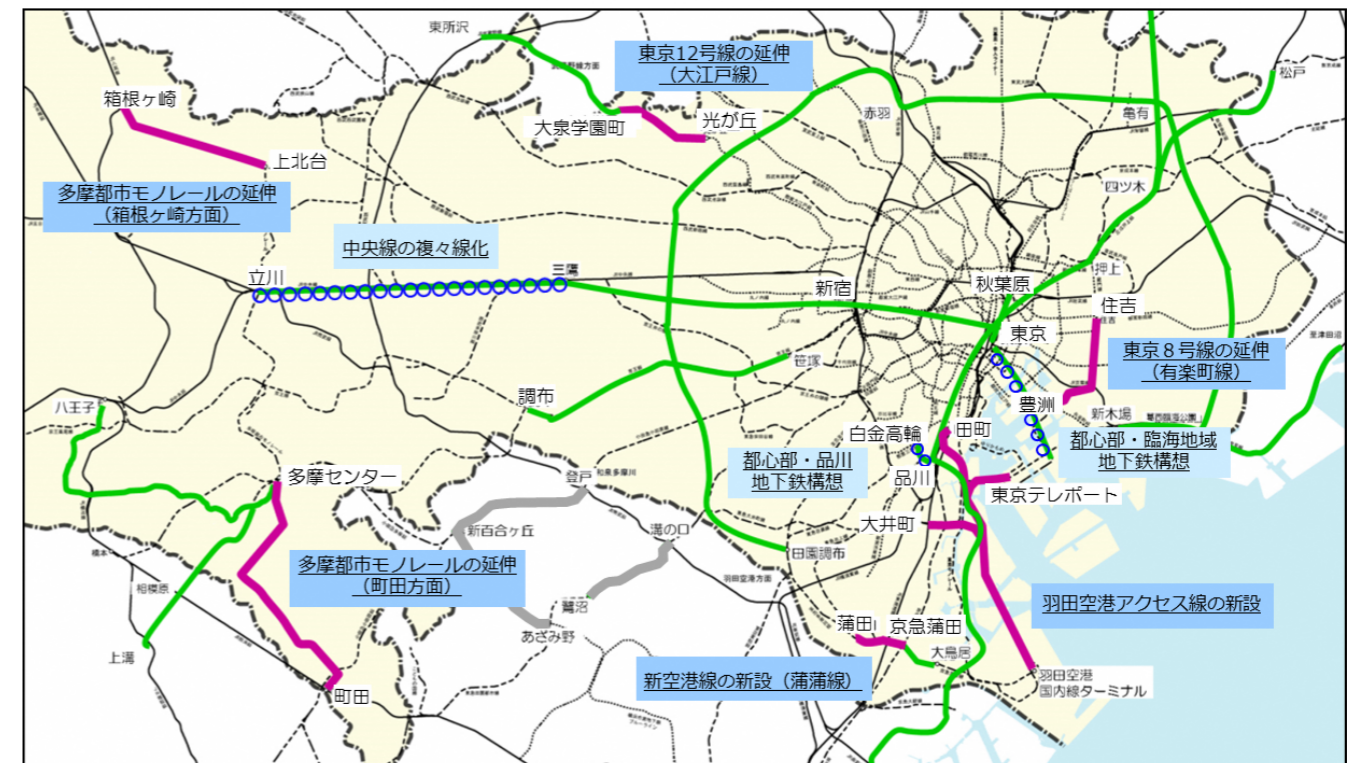


（参考附図—8）高速道路ネットワーク

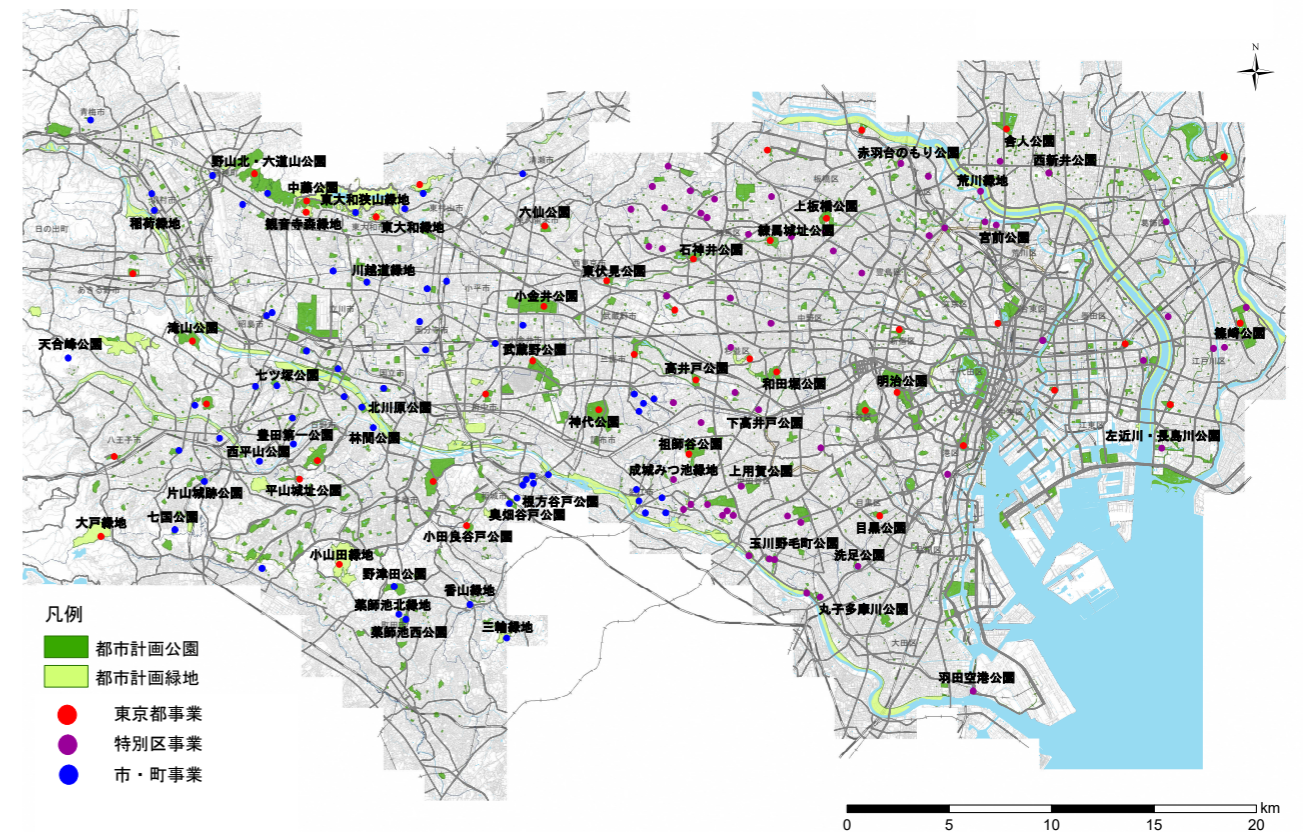


（参考附図—9）

＜国の交通政策審議会答申において位置づけられた路線＞



（参考附図—13）おおむね10年以内に整備する主な公園・緑地位置図



東京都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（原案）

令和 2 年 5 月
東 京 都

目次

| | | |
|----|-------------------------------|----|
| 第1 | 改定の基本的な考え方 | 1 |
| 1 | 基本的事項..... | 1 |
| 2 | 都市づくりの目標と都市づくりの戦略 | 2 |
| 第2 | 東京が目指すべき将来像..... | 5 |
| 1 | 東京の都市構造..... | 5 |
| 2 | 地域区分ごとの将来像 | 17 |
| 第3 | 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針..... | 29 |
| 1 | 区域区分の有無..... | 29 |
| 2 | 区域区分の方針..... | 29 |
| 第4 | 主要な都市計画の決定の方針..... | 30 |
| I | 主要な都市計画の決定の方針..... | 30 |
| 1 | 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針..... | 30 |
| 2 | 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針..... | 39 |
| 3 | 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針..... | 46 |
| 4 | 災害に係る主要な都市計画の決定の方針..... | 48 |
| 5 | 環境に係る主要な都市計画の決定の方針..... | 58 |
| 6 | 都市景観に係る主要な都市計画に関する方針..... | 67 |
| II | 主要な都市施設などの整備目標..... | 71 |
| | 特色ある地域の将来像..... | 74 |

東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

第1 改定の基本的な考え方

1 基本的事項

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が広域的見地から都市計画の基本的な方針を定めるものである。

本都市計画区域マスタープランは、「未来の東京」戦略ビジョンで示した方向性や都市づくりのグランドデザインを踏まえるとともに、社会経済情勢の変化や国の動きなどを反映しつつ策定する。都市計画区域における土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などの都市計画及び都市計画法第18条の2に基づく区市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「区市町村マスタープラン」という。）は、この都市計画区域マスタープランに即して定める。

都市計画区域マスタープランは、広域的な一体性を確保する上で配慮すべき事項について定め、区市町村マスタープランでは、地域に密着した都市計画に関する事項について定めることとする。

なお、都市計画基礎調査などを踏まえ、社会経済情勢の変化などへの対応が必要となった場合には、都市計画区域マスタープランの変更を適時適切に行うものとする。

(1) 目標年次

都市づくりの目標、都市の将来像等を実現するための方針及び整備水準については、都市づくりのグランドデザインの目標時期であり、「未来の東京」戦略ビジョンにおいて目指す東京の姿「ビジョン」を描いた2040年代（おおむね20年後）を目標年次とする。

また、区域区分、主要な施設などの整備の目標については、「未来の東京」戦略ビジョンで示した取り組むべき「戦略」及び「推進プロジェクト」においても対象としている2030年を目標年次とする。

(2) 範囲

東京都市計画区域の範囲及び規模

| 区 分 | 区市町村 | 範 囲 | 規 模 |
|---------------|------------|-----------------------------|-----------------------------------|
| 東 京 都市計画区域 | 東京都 区 部 | 行政区域全域並びに多摩川及び江戸川河口を結ぶ圏内の水面 | 約 61,465ha ただし、地先公有水面の面積は含まない。 |

2 都市づくりの目標と都市づくりの戦略

(1) 都市づくりの目標

東京が高度に成熟した都市として、AI や IoT などの最先端技術も活用しながらゼロエミッション東京を目指し、地球環境と調和を図り、持続的に発展していくことを理念とする。

そして、これまでの高度な都市機能の集積や都市のインフラストックなどを最大限活用し、さらにそれを伸ばして、グローバルな人・モノ・情報の活発な交流を促進し、新たな価値を生み続ける活動の舞台としての東京のブランド力を高め、世界中から選択される都市を目指す。

加えて、長期的な観点から、環境への配慮(Environment)、社会への貢献(Social)、都市のマネジメント(Governance)、いわゆる「ESG」の概念や、誰一人取り残さない社会の実現を目指す「SDGs」の考え方を取り入れて都市づくりを進めることで、持続的な成長を確実なものとし、活力の向上につなげる。

また、あらゆる人が活躍・挑戦できることや、生活のゆとりを楽しみ、ライフスタイルに柔軟に対応できることが重要である。個々人から見れば、特色のある個性を有する様々な地域で、多様な住まい方、働き方、憩い方を選択できる都市を目指す。

みどりを守り、まちを守り、人を守るとともに、東京ならではの価値を高め、持続可能な都市・東京を実現していく。

こうした基本的な考え方に基づき、2040年代に向けて東京の都市づくりを進め、「成長」と「成熟」が両立した未来の東京を実現していく。

(2) 都市づくりの戦略

「未来の東京」戦略ビジョンや都市づくりのグランドデザインで示している2040年代の都市像や将来像を実現するためには、将来を見据えた大きな戦略に基づいて、具体的な都市づくりを進めていく必要がある。

本マスタープランでは、「未来の東京」戦略ビジョンにおける基本戦略も踏まえ、分野を横断する8つの戦略を設定し、先進的な取組を進めていく。

人口減少、超高齢化の進行や首都直下地震といった災害リスクなど懸念される将来予測を乗り越え、今後東京が直面する様々な課題を解決していきながら、都民や企業など多くの人々の共感を得て、明るい東京の未来の実現に向けた取組を推進する。

① 持続的な成長を生み、活力にあふれる拠点を形成

社会経済情勢が更に大きく変化していく中でも、東京が、環境負荷の低減や誰もが活躍できる社会を実現しながら、国際的なビジネス活動をダイナミックに展開するとともに、多様なイノベーションを創出することにより、日本の活力をリードしていく。

②人・モノ・情報の自由自在な交流を実現

地域の特性に応じて多様な交通モードと最先端技術を組み合わせ、世界一使いやすい総合的な道路・交通ネットワークを構築し、人・モノ・情報の自由自在な移動と活発な交流を実現する。

③災害リスクと環境問題に立ち向かう都市の構築

長期的な視点に立った災害対策や CO₂フリー社会の実現に向けた都市づくりを図ることによって、都民の安全・安心と、東京ならではの良好な街並みが両立した都市を目指す。

④あらゆる人々の暮らしの場の提供

高齢者、子育て世代、障害者などあらゆる人々が暮らしやすい場を提供するとともに、ライフスタイルや価値観の多様化に応じて、住み、働き、憩う場を選択することができる都市を目指す。

⑤利便性の高い生活の実現と多様なコミュニティの創出

身近な暮らしを支え合うコミュニティを基礎とした集約型の地域づくりを進め、少子高齢・人口減少社会においても、都市経営コストの効率化を図りながら利便性の高い生活と活発な都市活動を実現する。

⑥四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築

豊富な緑と水や、歴史・文化が蓄積された庭園などの東京の資源を最大限活用し、人々の暮らしにゆとりや潤いを与え、四季折々の美しい風景が感じられるまちづくりを進める。

⑦芸術・文化・スポーツによる新たな魅力を創出

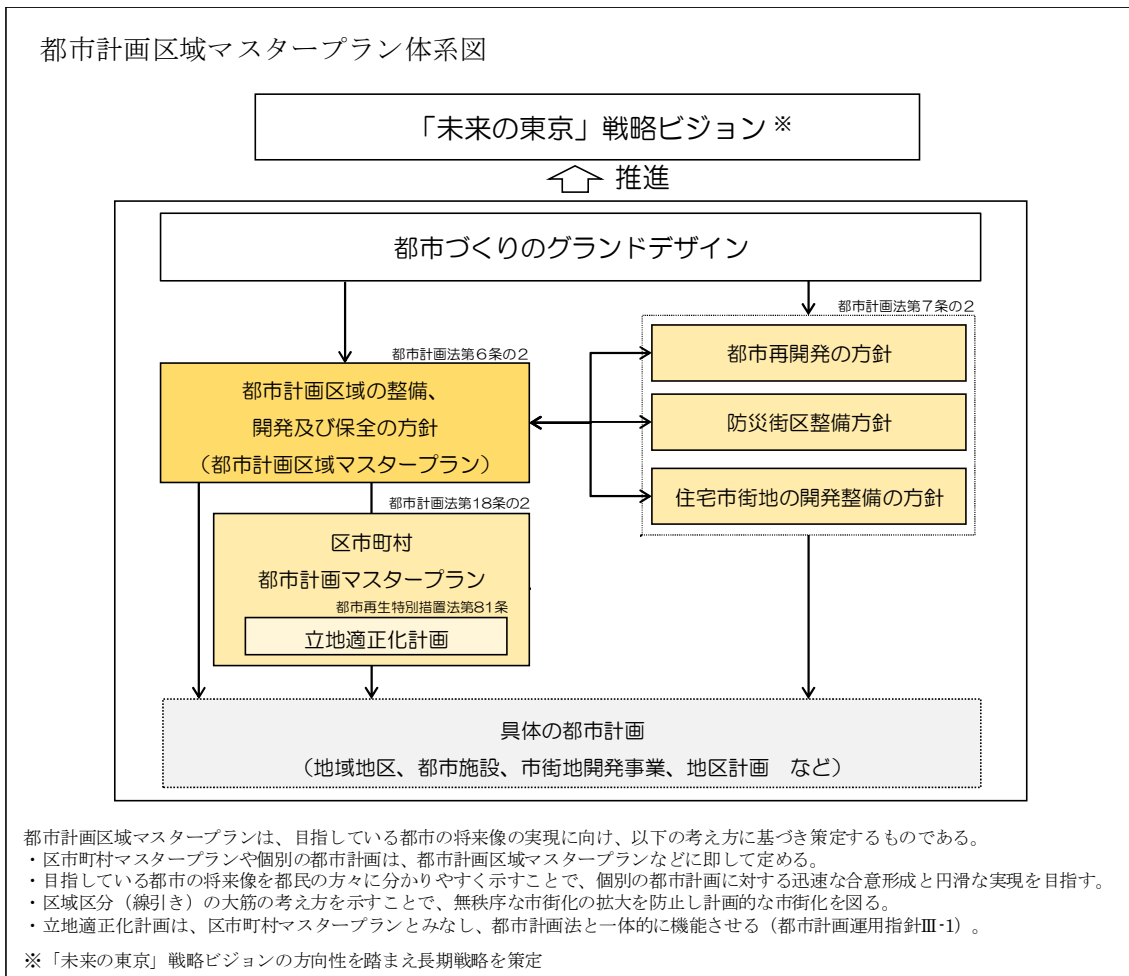
成熟した社会において一層重要な役割を担う芸術・文化の力や、健康のみならずにぎわいや観光の大きな要素にもなり得るスポーツの力を都市づくりに活用し、東京の魅力を向上する。

⑧デジタルトランスフォーメーション*で「スマート東京」を実現

AIやIoT、その基盤となる情報通信ネットワークといった先端技術を積極的に活用することにより、都市全体がスマート化し、全ての人が快適に暮らし働くことができる社会を築き上げていく。

* ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念。

(参考附图-1)



第2 東京が目指すべき将来像

1 東京の都市構造

東京での少子高齢・人口減少社会の到来やグローバル化の進展、巨大地震の脅威など国内外における急激な社会変化を見据え、広域レベルと地域レベルの二層の都市構造を示すことにより、都市活力の維持・向上と快適でゆとりのある都市生活を両立していく。

広域レベルの都市構造では、概成する環状メガロポリス構造を最大限に活用し、人・モノ・情報の交流を更に促進していくことが重要である。

一方、地域レベルの都市構造では、都市経営コストの効率化を図りながら、快適な都市生活や活発な都市活動を支える機能的かつ効率的な地域構造を構築していく。

(1) 広域的なレベルの都市構造

東京は、3,600万人を擁する世界最大の都市圏の中心であり、大規模で感度の高いマーケットが存在するとともに、政治や経済、文化など、様々な機能が高度に集積し、多様なサービス・産業を有している。

東京には、引き続き圏域の活力を更に高め、多様化するライフスタイルなどに応えることが期待されていることから、東京圏全体で国内外の人・モノ・情報の自由自在な移動と交流を確保し、イノベーションの源泉となる「挑戦の場」の創出につなげていく。

このため、広域的には概成する環状メガロポリス構造を更に進化させ、「交流・連携・挑戦の都市構造」の実現を目指す。

それとともに、引き続き、東京圏が一体となって、首都機能や広域的な経済機能を担っていくため、高次な都市機能が集積する広域交流の要を「広域拠点」として位置付ける。

高密度な鉄道網等、都市基盤が充実した区部中心部に日本の中核機能を支える「中枢広域拠点」を、道路・交通ネットワークの整備により広域的な産業連携や多くの人の交流が可能となる「多摩広域拠点」を多摩地域に設定する。

また、都として、東京圏全体では、さいたま広域拠点、つくば・柏広域拠点、千葉広域拠点、横浜・川崎・木更津広域拠点を加え、全体で六つの広域拠点をイメージしている。

さらに、中枢広域拠点と多摩広域拠点の内側には、国際的な経済活動の中心地としての集積・魅力を更に伸ばす「国際ビジネス交流ゾーン」及び新たな都市産業の集積の促進や多様なイノベーションを誘発する「多摩イノベーション交流ゾーン」を設定し、日本及び東京圏の経済成長をリードするエンジンの役割を担っていく。

(2) 地域的なレベルの都市構造

①集約型の地域構造への再編

今後、少子高齢化や人口減少が進行する中においても、技術革新の成果や人々の意欲的な取組により、一人当たりの労働生産性を高め、効率的な公共インフラの維持・更新を行うなど、都市経営コストの効率化を図り、身近な地域で、誰もが活動しやすく、快適に暮らすことのできる環境を実現することが必要である。

人口密度の動向、公共交通サービスの集積状況、高齢化の進展状況等を踏まえ、おおむね環状第7号線外側の地域において、集約型の地域構造への再編に向け取組を推進する。

そのため、主要な駅周辺や身近な中心地に生活に必要な機能を集積させ、その徒歩圏に住宅市街地を誘導し、歩いて暮らすことができるまちへの再構築を図るとともに、駅や中心地から離れた地域では、みどり[※]豊かな良質な環境を形成する。

その際、それぞれの地域が持つ多様な個性や都市機能の集積、東京の強みである高密度な鉄道ネットワーク、市街地の水と緑の空間などを最大限に活用することで、にぎわいと魅力のあふれる持続可能なまちを実現していく。

また、集約型の地域構造へ再編する中で、子育て期の女性や高齢者、障害者などの就業機会の増大、地域に応じたインフラや公共施設、行政サービスの見直しなども、併せて誘導していく。

都市機能については、主要な駅周辺や、商店街、団地、バスターミナルなどの身近な中心地へ、商業、医療・福祉、教育・文化、行政サービスなど、様々な都市機能の再編・集約を進め、機能的でにぎわいのある拠点を形成する。

駅や中心地からの徒歩圏に、多様な世代やライフスタイルに対応し、活力のある地域コミュニティを育む住宅市街地を誘導することにより、歩いて暮らすことができるまちへの再構築を図っていく。

道路・交通ネットワークの充実・活用により、日常の移動の利便性を確保し、誰もが活動しやすいまちの実現を目指す。

駅や中心地から離れた地域では、長期的な観点から新たな宅地化を抑制し、公園や緑地、農地などが広がるみどり豊かな良質な環境を保全・形成するとともに、土砂災害等の災害のおそれのある区域においては、人口の動態も考慮し、安全な区域へ居住の移転誘導を進める。

②集約型の地域構造への再編に向けた計画策定の検討等に関する方針

区市町村の行政界を越えて市街地が連担しているなどの東京の特性も踏まえ、区市町村は、集約型の地域構造への再編に向けて、立地適正化計画、地域公共交通網形成計画の作成など、地域の状況に応じた計画検討を行うとともに、都は広域的な観点か

[※] みどり：樹林や公園緑地、農地、崖線、河川、敷地内緑化などをいう。

らその支援を行う。

＜集約型の地域構造への再編に向けた立地適正化計画などの計画検討に係る留意点＞

居住機能を誘導する区域については、国の都市計画運用指針等に基づく各自治体の分析評価により、将来目指すべき人口密度を設定するとともに、高齢者の増加への対応や空き家・空き地等の利用促進、みどりに厚みとつながりを充実させる観点、地域コミュニティの形成など、地域の実情を考慮して設定する。

また、将来目指すべき人口密度の設定に当たっては、将来負担可能なコストに見合った適切な公共サービスの水準を踏まえた上で、少なくとも、既成市街地の人口密度の水準は満たすものとする。

さらに、今後の人口動態の推移などを勘案し、長期的な取組の方向性としてまとまりのあるみどり空間としていくべき区域については、居住を誘導する区域に含めず、将来的な市街化調整区域への編入も検討していく。

都市機能を誘導する区域は、商業、医療・福祉施設等の集積状況や公共交通等の状況を踏まえ、主要な駅周辺等（地域の拠点）やその他の駅周辺・団地等（生活の中心地）を中心に設定する。

また、集約型の地域構造への再編を進める中で、地域包括ケアシステム等の福祉施策との連携を推進するとともに、フィーダー交通の充実を図り、多様なライフスタイルに対応する複合的な土地利用を誘導するとともにテレワーク等の施策との連携にも留意する。

さらに、都市機能を誘導する区域における開発に合わせ、居住機能を誘導する区域内の空き家・空き地の有効利用や身近な都市公園、社寺林や屋敷林、農地、敷地内のみどりの保全・創出を図る。

行政界を超えて市街地が連担している東京では、居住機能や都市機能を誘導する区域の範囲設定や、誘導すべき施設の立地等について、広域的な観点から関係自治体間で連携・調整し検討を進めることが必要である。

都と区市町村は、広域的な観点から関係自治体と協議会等を組織し、集約型の地域構造への再編に向けた方針を取りまとめることが望ましい。

また、鉄道ネットワークを最大限生かすとともに、バスやタクシー、デマンド交通、自転車などの交通モードと最先端技術を組み合わせ、駅を中心とした誰もが移動しやすい交通環境を充実させることが望ましい。このため、国の都市計画運用指針等を踏まえ、公共交通の確保等の施策に係る地域公共交通網形成計画の作成についても検討することが望ましい。

（３）拠点ネットワークとみどりの充実

東京の都市構造は、都市機能が集積する拠点及びそれを支える道路・交通ネットワークから成る拠点ネットワークと、自然地形などに由来するまとまりのある骨格とし

てのみどりから構成されている。

拠点ネットワークについては、拠点間を結ぶ道路・交通ネットワークの充実を考慮するとともに、個性やポテンシャルを生かしながら、都市機能の更なる集積を図る。

一方、みどりについては、丘陵地や河川・崖線などの自然地形や公園・緑地などと一体となった厚みとつながりのあるみどりの充実とともに、都内全域でみどりの量的な底上げと質の向上を推進する。

これらを一体的に進め、都市全体としての機能を最大限に発揮させながら、東京の魅力や活力を更に高めていくことが重要である。

＜拠点ネットワークの充実・強化＞

都市づくりのグランドデザインでは、今後の成熟期において、東京が一段と質の高い成長を遂げられるよう、「成長期における業務機能を重視した受け皿の育成」の視点から脱却して、都心、副都心などの拠点の位置付けや考え方を再編するとともに、「地域の個性やポテンシャルを最大限に発揮し、各地域が競い合いながら新たな価値を創造」していくことが示された。地域の特性に応じ、集約型の地域構造を形成していく観点からも、地域レベルでの拠点等の育成を適切に進めていくことが重要である。

このことを踏まえ、以下の拠点等を位置付け、地域特性に応じた都市機能の集積を図る。

なお、拠点等については都市づくりの進展状況に応じて適宜位置付け、育成していく。

①中核的な拠点

鉄道ネットワークの高い結節性を持ち、広域的な観点から、高度な都市機能の集積を図る拠点を「中核的な拠点」として位置付け、東京の魅力を高める都市機能の集積を促進していく。

このため、中核広域拠点域において、これまで中核拠点として位置付けてきた従来の都心、副都心及び新拠点に加え、民間開発等により高度な機能集積が進んだ地域として、六本木・虎ノ門を新たに「中核的な拠点」に位置付ける。

また、多摩地域において、これまで中核拠点として位置付けてきた従来の核都市を、「中核的な拠点」として位置付ける。

②活力とにぎわいの拠点

中核広域拠点域において、従来の生活拠点等に加え、都市機能の集積状況を踏まえ、これまで位置付けのなかった鉄道乗車人員の特に多い駅周辺等を、新たに「活力とにぎわいの拠点」として位置付ける。

③地域の拠点

中枢広域拠点域外において、従来の生活拠点等に加え、都市機能の集積状況を踏まえ、鉄道乗車人員の多い駅周辺等を、新たに「地域の拠点」として位置付ける。

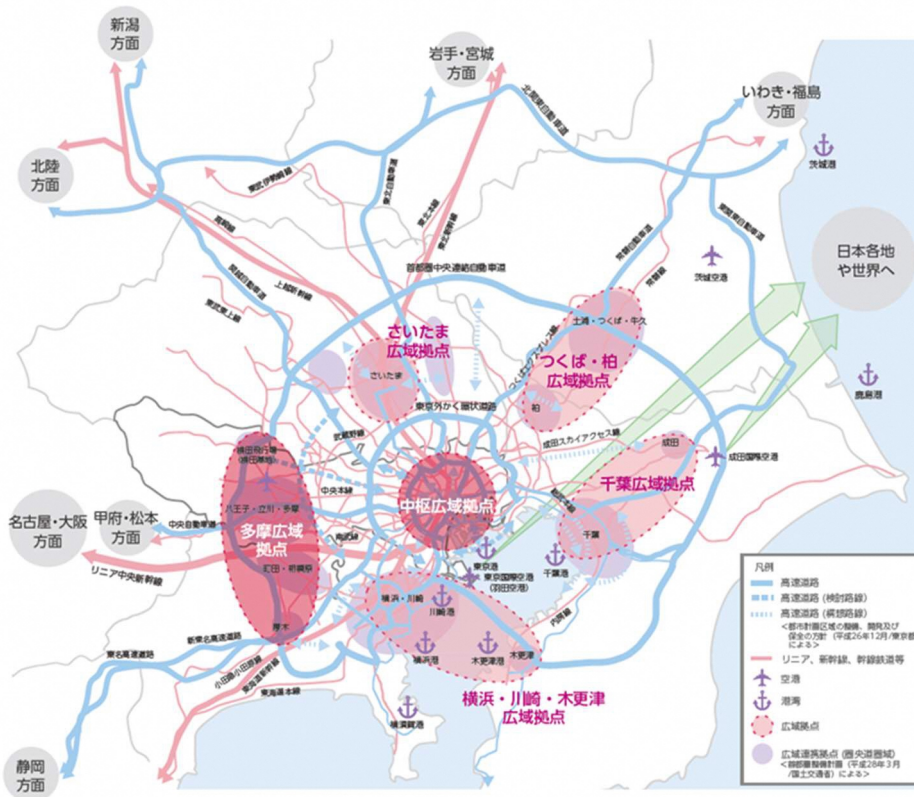
なお、地域の拠点のうち、鉄道乗車人員が特に多い駅周辺で区市町村マスタープランにおいて重要な位置付けがある拠点を、「枢要な地域の拠点」として位置付ける。

④生活の中心地

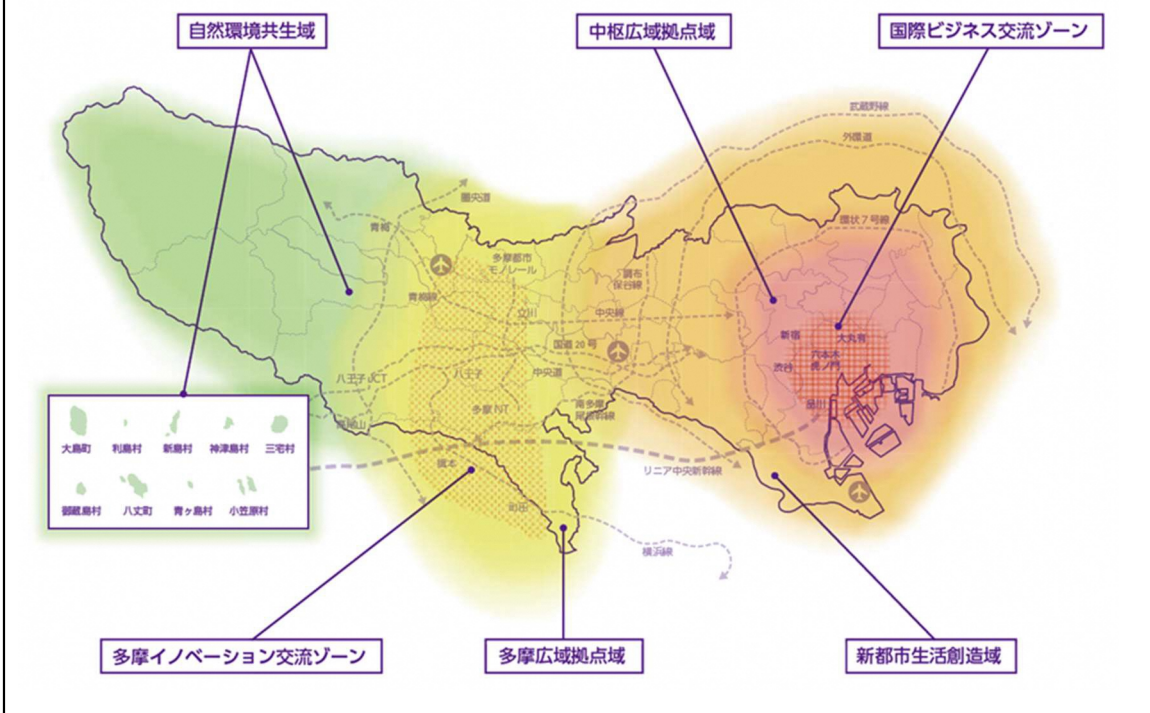
中枢広域拠点域外において、従来の生活中心地など、地域の拠点以外の駅周辺や商店街、大規模団地など人々の活動や交流の中心の場を、「生活の中心地」として位置付ける。

(参考附图-2)

交流・連携・挑戦の都市構造

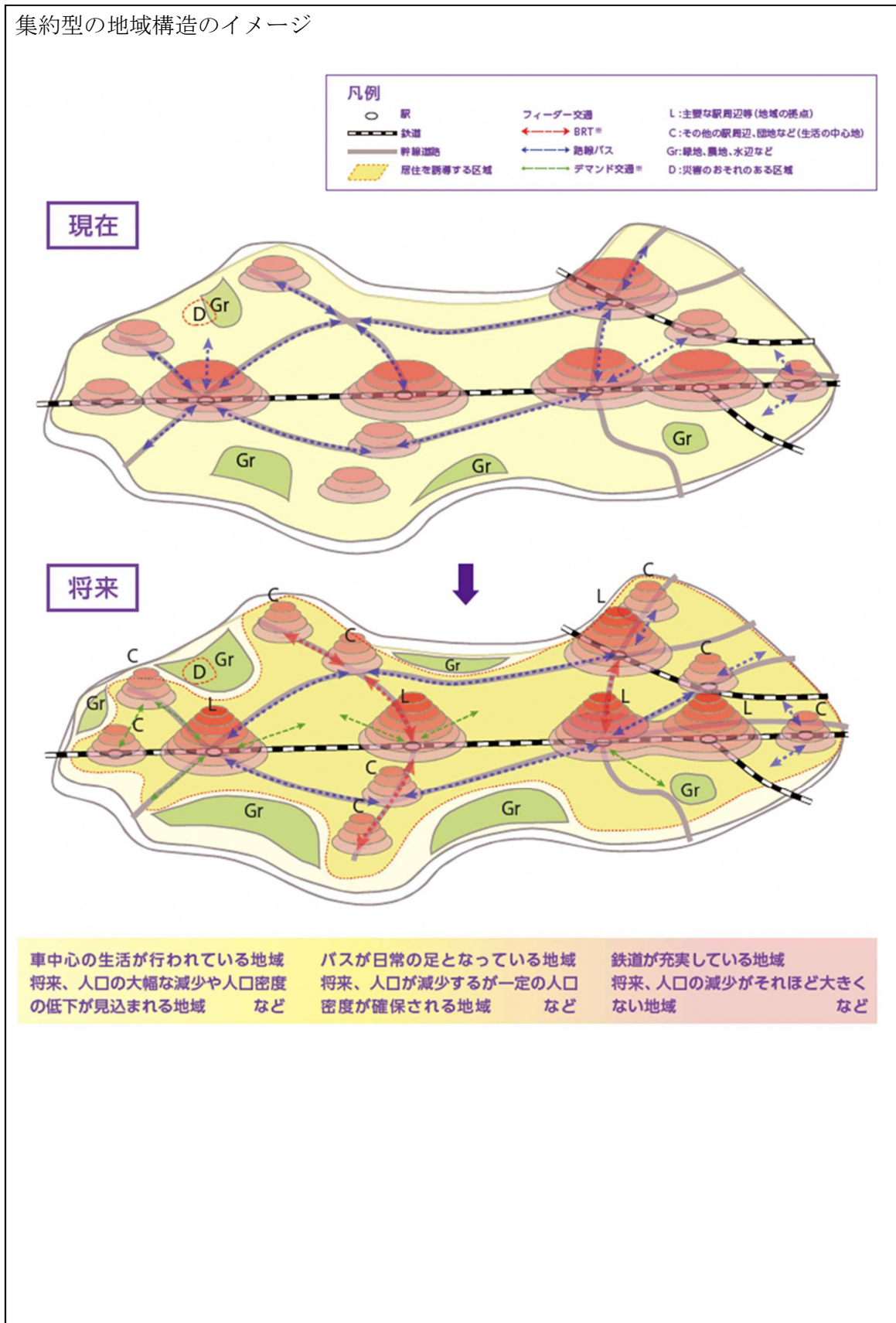


4つの地域区分と2つのゾーン



(参考附図-3)

集約型の地域構造のイメージ



< 中枢広域拠点域内 >

| | |
|------------|--|
| 中核的な拠点 | 大手町、丸の内、有楽町、日比谷、内幸町、永田町、霞が関、日本橋、八重洲、京橋、銀座、新橋、新宿、渋谷、池袋、大崎・五反田、上野・浅草、錦糸町・亀戸、有明、台場、青海、品川、秋葉原、羽田、六本木・虎ノ門 |
| 活力とにぎわいの拠点 | 四ツ谷、市ヶ谷、神田、九段下・神保町、御茶ノ水、飯田橋、茅場町・八丁堀、人形町、築地、月島、勝どき、晴海、田町・三田、浜松町・竹芝、青山一丁目、表参道、高田馬場、大久保・新大久保、水道橋・春日・後楽園、浅草橋、両国、押上、森下・清澄白河、住吉、門前仲町、東陽町、新木場、豊洲、大井町、武蔵小山、目黒、中目黒、大森、下北沢、三軒茶屋、恵比寿、原宿・明治神宮前、代々木、笹塚、中野、中野坂上、東中野、大塚、巣鴨、駒込、板橋、田端、王子、十条・東十条、日暮里・西日暮里、南千住、町屋、大山、北千住、綾瀬、新小岩、立石、亀有、葛西、西葛西、船堀 |

※中枢広域拠点域：おおむね環状第7号線の内側の区域

< 中枢広域拠点域外 >

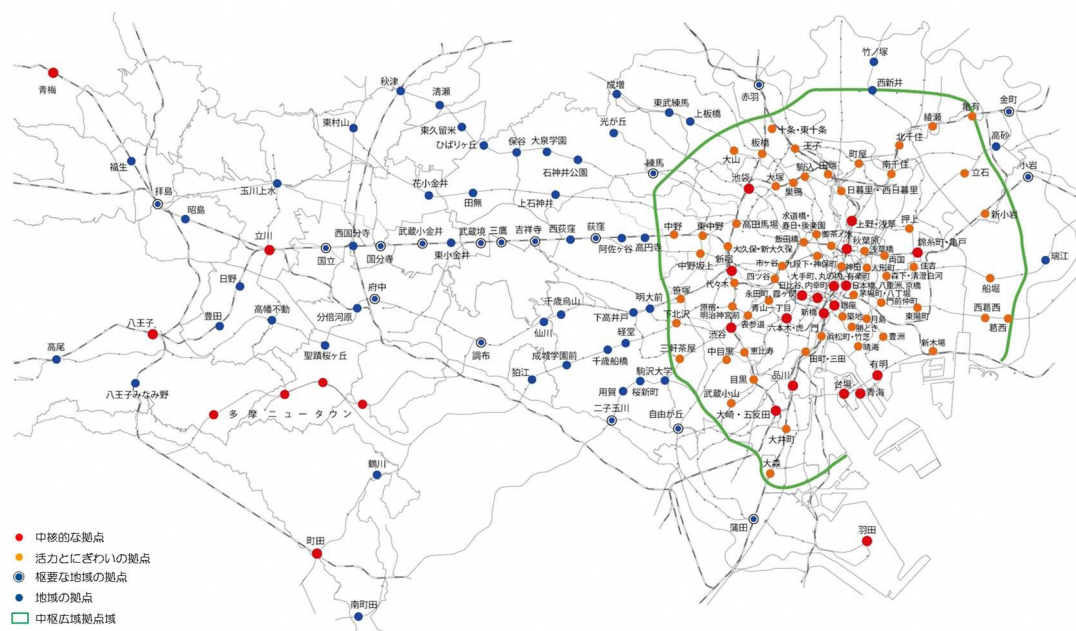
| | |
|----------|--|
| 中核的な拠点 | 八王子、立川、多摩ニュータウン、青梅、町田 |
| 枢要な地域の拠点 | 自由が丘、蒲田、二子玉川、荻窪、赤羽、練馬、金町、小岩、吉祥寺、武蔵境、三鷹、府中、調布、武蔵小金井、国分寺、国立、拝島 |
| 地域の拠点 | 明大前、下高井戸、千歳烏山、駒沢大学、桜新町、用賀、経堂、千歳船橋、成城学園前、高円寺、阿佐ヶ谷、西荻窪、成増、東武練馬、上板橋、大泉学園、石神井公園、光が丘、上石神井、竹ノ塚、西新井、高砂、瑞江、高尾、八王子みなみ野、分倍河原、昭島、仙川、鶴川、南町田、東小金井、花小金井、高幡不動、日野、豊田、東村山、西国分寺、福生、狛江、玉川上水、清瀬、秋津、東久留米、聖蹟桜ヶ丘、ひばりヶ丘、保谷、田無 |
| 生活の中心地 | 大岡山、雪が谷大塚、池上、雑色、糀谷・羽田地区、田園調布・多摩川、下丸子、平和島駅周辺、洗足池駅周辺、西馬込駅周辺、梅ヶ丘、等々力・尾山台、祖師ヶ谷大蔵、豪徳寺・山下、世田谷区役所周辺、上町・世田谷・松陰神社前、代田橋、桜上水、世田谷代田、新代田、東松原、松原、九品仏、上野毛・中町・東深沢商店街、喜多見、上北沢、八幡山、芦花公園、大和町、鷺ノ宮、都立家政、野方、南阿佐ヶ谷、富士見ヶ丘・久我山、北赤羽、赤羽岩淵、西が丘、赤羽台・桐ヶ丘、志茂・神谷、浮 |

| | |
|--|--|
| | <p>間・舟渡・新河岸、高島平、西台、赤塚、常盤台、本蓮沼、志村坂上、志村三丁目、土支田、大泉町、大泉学園町、武蔵関、桜台、豊島園、中村橋、富士見台、練馬高野台、新桜台、氷川台、平和台、練馬春日町、北綾瀬、花畑五丁目地区、六町、見沼代親水公園、新宿^{にいじゅく}、柴又、京成小岩、江戸川、篠崎、一之江、三鷹台、井の頭公園、中河原、東府中、西府、多磨、多磨霊園、是政、白糸台・武蔵野台、北府中、多摩メディカル・キャンパス周辺、府中基地跡地、つつじヶ丘・柴崎周辺、飛田給、京王多摩川、多摩川住宅、布田・国領周辺、西調布、小平、小川、恋ヶ窪、和泉多摩川、ひばりが丘団地、東伏見、西武柳沢、めじろ台・狭間、北野、京王堀之内、四谷、中央道八王子インターチェンジ周辺、圏央道八王子西インターチェンジ周辺、圏央道高尾山インターチェンジ周辺、鎌水、檜原、小田野、西立川、西国立、武蔵砂川、西武立川、東中神、中神、成瀬、多摩境、相原、忠生、木曾山崎、鶴川団地、玉川学園前、つくし野、すずかけ台、日野バイパス沿道、南平、久米川、谷保、矢川、牛浜・東福生・熊川、東大和市駅周辺、本町・榎地区、緑が丘、南多摩、矢野口、稲城長沼・稲城、羽村、小作、東秋留、秋川、武蔵引田、武蔵増戸、武蔵五日市、箱根ヶ崎、殿ヶ谷、谷戸地区・塩田地区 など</p> |
|--|--|

これらの拠点等のほか、風情ある街並みが保全されている、又は農業など産業の面から拠点的な地域となっている等、際立った個性やポテンシャルを有する地域がある。

(参考附图-4)

中核的な拠点等のイメージ



- ・「活力とにぎわいの拠点」は、従来の生活拠点等、鉄道乗車人員の特に多い駅（1,600万人/年以上）周辺、まちづくりの取組熟度が高い拠点的な地区を位置付ける（都市開発諸制度については、区市町村マスタープランの位置付けなどを踏まえて適用する。）。
- ・「地域の拠点」は、従来の生活拠点等、鉄道乗車人員の多い駅（1,000万人/年以上）周辺、まちづくりの取組熟度が高い拠点的な地区を位置付ける（都市開発諸制度については、区市町村マスタープランや立地適正化計画の位置付けなどを踏まえて適用する。）。
- ・「重要な地域の拠点」は、地域の拠点のうち、鉄道乗車人員が特に多い駅（1,600万人/年以上）周辺で区市町村マスタープランにおいて重要な位置付けがある拠点とする（都市開発諸制度については、区市町村都市計画マスタープランの位置付けなどを踏まえて適用する）。

＜厚みとつながりのあるみどりの充実、みどりの量的な底上げと質の向上＞

東京のみどりの骨格として、面的なみどりの広がりともどりの軸があり、自然地形を主体として都市に定着し、東京を象徴する存在となっている。

面的なみどりの広がりとしては、多摩西部から JR 武蔵野線の間では、関東山地、丘陵地などの自然地形やまとまりのある農地、大規模な都市公園などが、JR 武蔵野線の東側では、広く展開する農地や大規模な都市公園などが、区部中心部では、皇居や明治神宮などの大規模な緑地が、主な構成要素となっている。

また、みどりの軸としては、崖線、河川、旧街道沿いに連なる農地、幹線道路沿いの街路樹、軌道緑化のみどりなどが東京を貫いている。

骨格以外に地のみどりとして、都内全域に、身近な都市公園、社寺林や屋敷林、農地、敷地内のみどりが様々な規模で点在している。

これらの骨格のみどりと地のみどりは、人々に潤いと安らぎを与えるほか、景観形成、生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和、レクリエーション、防災など様々な効果をもたらすものであり、都市において必要不可欠なものである。

このため、こうした骨格のみどりに厚みとつながりを持たせて骨格的なみどりを充実させるとともに、都内全域で地のみどりの量的な底上げと質の向上を総合的に推進する。

特に都市農地は、大消費地に近接する特性を生かして、付加価値の高い農業生産の場として活用されることに加え、防災、良好な景観の形成、環境保全等の良好な都市環境の形成に資する貴重な緑の空間であることから、都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画において、これまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと位置付けを転換することとされた。今後は、身近に豊かな農地があることで、都市生活がより潤いのあるものとなり、さらには、情報通信技術（ICT）などの先進技術の活用、多様な担い手の参画によって、イノベーションや新たな雇用の創出等につながっていく可能性も踏まえ、将来にわたり都市農地を保全・活用していく。

みどりの充実に向けて、国分寺崖線や南北崖線、石神井川や善福寺川、江東内部河川などの水と緑のネットワーク、多摩丘陵や狭山丘陵、青梅街道や五日市街道沿いの農地、屋敷林や農地が特徴ある風景を形成している農の風景育成地区など、公共と民間が守ってきたみどりの密度の高い地域を、みどりの骨格として重点的に位置付け、公園・緑地や街路樹の整備推進と合わせ、民間の協力を得て、みどりの拡充や質の向上を促進するとともに、建替えの機会を捉えた地のみどりの量的底上げと質の向上を図る。

また、重点的に取り組む対象地のほか、みどりの保全・創出の考え方や施策、公民連携による質の高いみどりの維持・管理、活用の考え方や取組なども定め、みどりの保全・創出を多面的に推進する。

(参考附图-5)



<一体的都市づくりの推進>

- ・集約型の地域構造への再編を適切に誘導できるよう、都市開発諸制度を活用し、地域の拠点等における開発に合わせた都市機能の誘導と、居住誘導区域内などの空き家、空き地の有効利用や居住誘導区域外などにおける骨格的なみどりの保全・創出等とを連動させ、一体的に都市づくりを進める。
- ・東京全体の観点から課題に対応するために、区部中心部における都市再生特別地区等の活用により、木造住宅密集地域の改善や、崖線や丘陵地等の骨格的なみどりを保全するなど、広域的に連動した取組を推進する。

2 地域区分ごとの将来像

都市づくりのグランドデザインで示した4つの地域区分（「中枢広域拠点域」、「新都市生活創造域」、「多摩広域拠点域」及び「自然環境共生域」）及び2つのゾーン（「国際ビジネス交流ゾーン」及び「多摩イノベーション交流ゾーン」）に基づき、それぞれの特性と将来像を踏まえた都市づくりを進めていく。

各都市計画区域と地域区分の関係を以下に示す。

| | |
|-----|------------------|
| 東京 | 中枢広域拠点域＋新都市生活創造域 |
| 武蔵野 | 新都市生活創造域 |
| 三鷹 | |
| 調布 | |
| 小金井 | |
| 西東京 | |
| 小平 | 新都市生活創造域＋多摩広域拠点域 |
| 東村山 | |
| 府中 | |
| 国分寺 | |
| 多摩 | 多摩広域拠点域 |
| 立川 | |
| 町田 | |
| 昭島 | |
| 日野 | |
| 国立 | |
| 福生 | |
| 八王子 | 多摩広域拠点域＋自然環境共生域 |
| 青梅 | |
| 秋多 | |
| 大島 | 自然環境共生域 |
| 八丈 | |
| 三宅 | |
| 神津 | |
| 新島 | |
| 小笠原 | |

(1) 中枢広域拠点域の誘導の方向・将来像

<誘導の方向>

中枢広域拠点域では、高密度な鉄道、道路ネットワークを生かして、国際的なビジネス・交流機能や業務、商業など複合機能を有する中核的な拠点を形成する。また、芸術・文化・スポーツや、イノベーションを創出する産業、交流機能などの多様な特色を有する拠点や地域の形成を図るとともに、歴史的資源や風情ある街並みの保全・活用によりそれぞれが際立った個性を発揮し、東京の魅力を向上させる。

この域内は、これまでの形成過程などにより各地域の様相が異なっており、中心部には日本経済の中核機能を担う国際ビジネス交流ゾーン、その周辺には、中核的な拠点や多様な機能を有する複数の活力とにぎわいの拠点、木造住宅密集地域、低層な住宅市街地などがあり、それぞれの地域特性を踏まえた土地利用を誘導する。

特に、国際ビジネス交流ゾーンでは、民間の大規模開発が活発に行われており、今後、大規模な公園等と連携させた質の高い緑化や崖線のみどりの保全・再生などを都市開発諸制度等の活用により促進し、骨格的な厚みとつながりのあるみどりとして拡充させていく。その際、河川沿いや臨海部などにおいては、河川整備と連携させたにぎわいの創出など、水辺を楽しめる都市空間の創出を図るとともに、舟運ネットワークの強化も考慮しながら、潤いとにぎわいのある水と緑の軸の充実にも取り組む。あわせて、民間の大規模開発で創出された緑化空間と都市公園との質の高い一体的な管理を促進する。また、緑化地域の指定などにより、建替えに合わせて、地域特性に応じた積極的な緑化を促進する。

皇居や明治神宮などの歴史ある大規模なみどりと連携させた質の高い緑化や南北崖線の保全・再生を、都市開発諸制度等の活用により促進し、骨格的な厚みとつながりのあるみどりとして拡充する。

また、都市公園等と連携した民間の緑化空間では、市民緑地認定制度の活用に合わせて、Park-PFIにより都市公園との一体的な管理を促進し、質の向上や良好な維持・管理、それらの活用による地域の活性化を図るとともに、災害時には都市公園と連携した防災空間として、民間の公園的空間を帰宅困難者対策に活用するなど、防災性の向上を図る。

さらに、緑化地域の指定などにより、都心の貴重なみどり空間の形成に資する良好な住環境の保全・創出などに取り組むことや、建物等の建替えに合わせて、敷地内の空地が少ない地域でも限られた空間を最大限に活用した壁面緑化や屋上緑化などを推進することも重要である。

日本橋川や臨海部などにおいて、都市開発諸制度等の活用などにより、河川整備と連携させたにぎわいの創出など、水辺を楽しめる都市空間の創出を図り、潤いとにぎわいのある水と緑の軸の充実を図る。

国際ビジネス交流ゾーンの外側に広がる木造住宅密集地域では、道路・公園整備や不燃化による建替えを促進するとともに、空き家・空き地の活用や共同化などに合わ

せた緑化スペースの創出、不燃化建替えの際にブロック塀の生垣化などによる緑化を進め、みどり豊かな魅力ある都市環境を創出していく。また、木造住宅密集地域の改善に向け、都市開発諸制度の適用エリアをセンター・コア・エリアから中枢広域拠点域まで拡大し、市街地再開発事業等による共同化を促進する。あわせて、街区再編まちづくり制度や中核的な拠点等における都市再生特別地区等を活用し、民間の活力を生かした木造住宅密集地域での基盤整備やその受け皿となる住宅の整備を推進するとともに、地区計画の活用や新たな防火規制区域の指定の拡大に合わせた建蔽率の緩和等により、個別建替えを促進する。

隅田川や江東内部河川などでは、水辺空間の緑化や大規模開発による緑豊かでのぎわいのあるオープンスペースの整備などにより、水と緑のネットワークを形成する。

また、特に東京東部の海水面よりも低い地域に形成された広大な市街地、いわゆる広域ゼロメートル市街地では、気候変動によって高まる大規模水害リスクに備えて、浸水発生時に住民の生命の安全を確保し、財産・経済への被害を最小限にとどめ、速やかな復旧・復興を可能とするために、地域の実情に応じた効果的な対策を講じ、浸水に対応したまちづくりを進めていく。

これまで、職住近接などを図るため、センター・コア・エリアにおける住宅の整備に対して、特段に容積率を割り増し、都心居住を推進してきた。その結果、夜間人口が回復するなど一定の成果を得たが、人口の推移や住宅ストックの形成状況、都心の利便性を生かした様々な居住ニーズを踏まえながら、高齢化や国際化等に的確に対応するため、これまでの量的拡大から質の向上へ住宅施策を転換する。

そのため、前述した中枢広域拠点域における土地利用の誘導の方向とも整合を図りながら、国際ビジネス交流ゾーンや中核的な拠点等で、高齢者向け住宅や外国人のニーズ等を踏まえた住宅など多様なライフスタイルに対応した住宅供給を誘導するとともに、木造住宅密集地域の改善や高経年マンションの機能更新を図る。

<将来像>

- ・おおむね環状第7号線内側の区域では、高密な道路・交通ネットワークを生かして、国際的なビジネス・交流機能や業務・商業などの複合機能を有する中核的な拠点が形成され、グローバルな交流によって新たな価値を生み続けている。
- ・芸術・文化、スポーツなどの多様な特色を有する拠点が数多く形成されるとともに、歴史的資源や風情のある街並みが保全・活用され、それぞれが際立った個性を發揮し、相互に刺激し合うことで、東京の魅力を相乗的に向上させている。
- ・域内では、老朽建築物の更新や木造住宅密集地域の解消、みどりや水辺空間の保全・創出などが進み、中心部では高密度の、縁辺部では中密度のみどり豊かで潤いのある複合市街地が広がっており、充実した鉄道ネットワークに支えられ、魅力的な居住生活の実現している。
- ・各所に様々なスポーツを楽しめる空間や歩行者空間が配され、穏やかで魅力的な生

活の実現に寄与している。

- ・臨海部は、公共交通の充実等によって区部中心部と強く結ばれ、一体的な地域として認識されており、区部中心部の大規模な公園が臨海部の緑や水とつながるなど、四季の彩りや水辺の潤いが区域全体に広がっている。
- ・骨格幹線道路の整備やBRTの導入などの区部中心部と臨海部とを結ぶ道路・交通ネットワークの充実により、東京2020大会の新規恒久施設が、誰もが参加し楽しめる文化・レジャー活動の施設となるなど、臨海部に新たな一大スポーツゾーンが形成されている。
- ・有明レガシーエリア、辰巳・夢の島周辺の「マルチスポーツエリア」、海の森・若洲・葛西周辺の「ウォータースポーツエリア」では、民間開発による商業施設、ホテル、ホールなどの豊富な機能集積との相乗効果や水辺空間を生かした新たなレクリエーション空間の創出などにより、多様なスポーツ活動の拠点として、にぎわいの創出につながる面的に広がりのあるレガシーが形成されている。
- ・東京2020大会後の選手村では、子育て世代や高齢者、外国人など多様な人々が交流し、まちのエネルギー源として水素を先導的に導入した、環境先進都市のモデルとなる、水と緑に親しみ憩いと安らぎが感じられる東京2020大会後のレガシーとなるまちが形成されている。
- ・臨海部のこうした強みを生かし、世界から人と投資を呼び込み、東京と日本の持続的成長をけん引する未来創造域が形成されている。
- ・神宮外苑地区では、いちよう並木が演出する四季の彩りと風格ある眺望景観が保全され、大規模スポーツ施設や公園など、既存施設が再編・整備されるとともに、安全で快適な歩行者ネットワークの形成と併せた、青山通り沿道等の土地の高度利用化や複合市街地化により、にぎわいと風格を兼ね備えた世界に誇れるスポーツ拠点が形成されている。
- ・羽田空港跡地について、空港と隣接する立地を生かし、産業・交流機能、情報発信機能、宿泊機能などを備えたまちが形成されている。
- ・都市開発を通じて、首都東京にふさわしい美しく風格ある景観が形成されている。
- ・江戸時代以来蓄積されてきた、歴史的・文化的資源を生かした都市づくりが進められ、世界に誇れる魅力ある都市空間が形成されている。
- ・水の都にふさわしい、まちに潤いを与える東京を実現するために、歴史的財産である外濠の水質改善を進め、都心で働く人々に癒やしの場を提供するとともに、品格ある景観が形成されている。

○国際ビジネス交流ゾーンの誘導の方向・将来像

<誘導の方向>

国際ビジネス交流ゾーンは、中枢広域拠点域の中でも極めて鉄道網が充実し、高次の中核業務機能のほか、商業、観光、芸術・文化など多様な都市機能が比較的厚く面

的に広がっているゾーンである。国際金融やライフサイエンスといった、世界中から人材、資本、情報が集まるグローバルビジネスの業務統括拠点などが高度に集積した中核的な拠点の充実やインバウンドを呼び込む交流、宿泊、観光支援機能の導入など、国際競争力の強化に向けた機能の一層の導入を促進し、交通結節機能の更なる強化などと合わせ、複合的で高度な土地利用を推進する。

また、このゾーンは、日本の経済をけん引する極めて公益性の高い地域となっており、地域全体としても、複合的な市街地へ転換を図りながら土地の高度利用を実現すべき地域である。特に、都市再生緊急整備地域は、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じ、緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域であることから、こうした地域の公益性や市街地整備の緊急性を踏まえ、都市機能の高度化に資する都市再生の進捗に合わせ、複合的な土地利用にふさわしい用途地域の変更及び日影規制の合理化を行う。

<将来像>

- ・「中枢広域拠点域」のうち、特に、国際金融やライフサイエンスといった世界中から人材、資本、情報が集まるグローバルビジネスの業務統括拠点やアジアのヘッドクォーターなど、国際的な中枢業務機能が高度に集積した中核的な拠点が複数形成され、アジアにおけるビジネス・交流の拠点としての地位を確立している。
- ・加えて、高密な道路・交通ネットワークを生かし、国際的なビジネス・交流機能の強化と、その持続的な更新が図られている。
- ・これらのグローバルなビジネス展開を支える外国人向けの住宅、サービスアパートメント、医療・教育機関など、国際的に高い水準を持つみどり豊かな都市環境が整備され、世界中から多様な人材とその家族などが集まっている。

(2) 新都市生活創造域の誘導の方向・将来像

<誘導の方向>

おおむね環状第7号線とJR武蔵野線の間の新都市生活創造域は、主要な駅周辺では、大規模な商業、医療、高齢者福祉、子育て支援施設など、都民の生活を支え、柔軟な働き方・暮らし方に対応する都市機能が集積した地域の拠点の形成を図る。

地域の拠点以外の駅周辺や、商店街、大規模団地、公共施設周辺など、公共交通の利便性が高い場所に、人口の規模や構成を踏まえた、食料品店や飲食店等の商業施設、診療所、福祉施設など、地域住民の生活利便性と地域コミュニティを支え、生活に密着した都市機能が立地する生活の中心地の形成を図る。

個性的な商業施設の集積や芸術・文化の取組、歴史的な街並み、産業の集積、水辺や緑地・農地など、地域の資源や個性を生かした魅力的な場を形成するとともに、地域主体の活動を促進し、多様な世代が混在するまちづくりを進める。その際、必要に応じて周辺環境との調和にも留意しながら、用途の複合化を誘導する。

地域の拠点や生活の中心地からの徒歩圏に、多様な世代やライフスタイルに対応し、活力のある地域コミュニティを育む住宅市街地を誘導する。また、都市開発諸制度を木造住宅密集地域においても適用し、市街地再開発事業等による共同化により、木造住宅密集地域の改善を促進する。

また、みどりの骨格となる都市計画公園や河川沿いの緑地、街路樹等の整備に加え、大規模団地の建替えによる緑化や、都市開発諸制度等を活用した国分寺崖線沿いの樹林や湧水の保全に取り組むとともに、田園住居地域等を活用した営農意欲が高い農地や屋敷林が特徴ある風景を形成している地域の保全等により、厚みとつながりのあるみどりの骨格の形成を促進し、みどりに囲まれたゆとりと潤いのある市街地を形成する。さらに、農地の保全に当たっては、居住環境と営農環境との調和を図り、地域全体としての魅力向上を図る。

木造住宅密集地域では、NPO等の民間が主体となって市民緑地認定制度等を活用し、空き家・空き地の緑化や地域のコミュニティ活動の場としての維持・管理を促進するとともに、不燃化建替えの際にブロック塀の生垣化などによる緑化を促進する。

また、土地区画整理事業を施行すべき区域においては、地域の特性に応じて、土地区画整理事業や緑化率を定める地区計画、緑化地域制度などを活用し、みどりあふれる市街地の形成を誘導する。

さらに、東部低地帯等の大規模な浸水被害が想定される地域では、気候変動によって高まる大規模水害リスクに備えて、浸水発生時に住民の生命の安全を確保し、財産・経済への被害を最小限にとどめ、速やかな復旧・復興を可能とするために、地域の実情に応じた効果的な対策を講じ、浸水に対応したまちづくりを進めていく。

＜将来像＞

- ・おおむね環状第7号線から、西側はJR武蔵野線まで、東側は都県境までの区域では、駅等を中心に機能を集約した拠点が形成されるとともに、木造住宅密集地域の解消や大規模団地の更新などに併せ、緑と水に囲まれたゆとりのある市街地が形成され、子供たちが伸びやかに育つことができる快適な住環境が再生・創出されている。
- ・良質で機能的な住環境をベースとしながらも、芸術・文化、教育、産業、商業などの機能が複合的に利用されることで、多様なライフスタイルや新たな価値を生み出す場となり、魅力ある個性を発揮している。
- ・環状・放射方向の公共交通の充実により、区域内の移動が抜本的に改善され、高齢者や子育て世代、障害者の生活と社会参加を支える高い交通利便性が確保され、新たな交流が生まれている。
- ・農地、屋敷林、樹林地などが保全され、良好な緑地が維持されるとともに、誰もが気軽に利用できる農空間や公園などが確保され、子供や高齢者などのコミュニティ形成を図る身近なみどりの空間の一つとして活用されている。

- ・武蔵野の森地区では、周辺駅へのアクセスルート等、バリアフリー化された安全で快適な歩行者ネットワークにより、多くの人が競技施設と周辺の公園が一体となって利用する、スポーツとにぎわいの拠点が形成されている。
- ・高度経済成長期に建設された大規模団地などでは、更新に伴い、地域の課題に対応した日常の買い物、子育て支援、高齢者福祉などの機能導入、バリアフリー化などが進み、地域活力やコミュニティの維持・向上が図られ、安全・安心な質の高いまちが実現している。
- ・地域の拠点や生活の中心地を取り巻く低中層の住宅市街地では、空き家の活用や高経年マンションの再生が進むなど、良好な居住環境が形成されている。
- ・幹線道路や河川などの整備に伴うみどりの創出に併せて、地区計画などの一層の活用により、沿道の緑化やスカイラインの調和などが図られ、みどり豊かで美しい街並みが形成されている。
- ・大正時代から昭和初期にかけて一体的に開発された落ち着きある住宅地では、敷地規模が維持され、みどり豊かな潤いのある景観が保全されている。

（３）多摩広域拠点域の誘導の方向・将来像

＜誘導の方向＞

おおむねＪＲ武蔵野線から首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）までの多摩広域拠点域では、圏央道やリニア中央新幹線の神奈川県駅（仮称）へのアクセス道路の整備、多摩都市モノレール延伸の事業化に向けた取組が進められるなど、今後、道路・交通ネットワークが充実し、利便性が飛躍的に向上する。

リニア中央新幹線駅へのアクセスが強化される南多摩尾根幹線沿道では、沿道に業務機能等の立地を誘導する。

また、圏央道のインターチェンジ周辺では、「東京都西南部の流通業務施設に関する整備方針」に基づく物流拠点等の整備の具体化に合わせて、区域区分の変更及び適切な用途地域の指定等を行う。

住宅地では、集約型の地域構造への再編に合わせて、バス路線などの身近な中心地に多様な世代やライフスタイルに対応した複合的な土地利用を誘導することにより、歩いて暮らせる住宅市街地へ再構築する。

中核的な拠点以外の主要駅周辺では、大規模な商業、医療、高齢者福祉、子育て支援施設など、都民の生活を支え、柔軟な働き方・暮らし方に対応する都市機能が集積した地域の拠点の形成を図る。

地域の拠点以外の駅周辺や、商店街、大規模団地、公共施設周辺など、公共交通の利便性が高い場所に、人口の規模や構成を踏まえた、食料品店や飲食店等の商業施設、診療所、福祉施設など、地域住民の生活利便性と地域コミュニティを支え、生活に密着した都市機能が立地する生活の中心地の形成を図る。

駅や生活の中心地から離れ、公共交通の利便性が低い地域では、新たな宅地化を抑

制し、公園や緑地・農地などが広がるみどり豊かな環境を保全・形成するとともに、土砂災害等の災害のおそれのある区域においては、人口の動態も考慮し、安全な区域への移転誘導などを図る。

個性的な商業施設の集積、芸術・文化の取組、歴史的な街並み、イノベーションなどに資する産業の集積、水辺や緑地、まとまった農地など、地域の資源や個性を生かした魅力的な場を形成するとともに、地域主体の活動や多様な世代の交流を促進するよう、必要に応じて用途の複合化を図るなど、適切に土地利用を誘導する。

みどりの骨格となる都市計画公園や河川沿いの緑地、街路樹等の整備に加え、立地適正化計画などの活用による集約型の地域構造への再編に際し、居住誘導区域の外側などにおいて、多摩丘陵や狭山丘陵などにつながるみどりを保全・創出することで、みどりに厚みを持たせる取組を推進する。また、営農意欲が高くまとまりのある農地が存在する区域を、田園住居地域の指定や人口動態を考慮して居住誘導区域から外すことなどにより、農地を核としたみどり空間を形成するとともに、市民緑地認定制度を活用して、民間主体による空き家・空き地の公園的な空間としての整備・管理を推進する。

また、集約型の地域構造への再編に際し、居住誘導区域外などの農地などの保全について、近傍の地域の拠点や区部中心部の中核的な拠点等の開発において、都市再生特別地区や都市開発諸制度を活用し、環境貢献として評価し容積を緩和するなど、広域的な観点から計画や事業の一体性を確保しつつ、効果的にみどりの保全・創出を推進する。

さらに、農業経営の基盤を強化しながら、市街化調整区域の農地の保全を図るため、開発許可制度を活用して、農家レストラン等の立地を誘導する取組も積極的に進める。

立地適正化計画などの運用の状況を踏まえ、今後の人口動態の推移などを勘案し、長期的な取組の方向性として、骨格的なみどり空間として充実させる区域については、将来的な市街化調整区域への編入も検討していく。

<将来像>

- ・おおむねJR武蔵野線から圏央道までの区域では、道路・交通ネットワークの結節点において業務・商業機能が集積した拠点が形成され、リニア中央新幹線や圏央道などのインフラを活用し、他の広域拠点や都市圏との交流が活発に行われている。
- ・圏央道のインターチェンジ周辺地区などでは、優れたアクセス性を生かして、東京と首都圏を支える物流拠点等が整備されている。
- ・世界の若い世代を魅了する最先端の研究・学術・ものづくりの拠点の形成が進んでいる。
- ・駅等を中心とした拠点では、物販や飲食といった日常的な生活サービスに加え、医療・福祉・介護、コミュニティなどの多様な機能が集積し、多摩イノベーション交流ゾーンの活動を暮らしの面から支えている。

- ・公共交通と一体となった、楽しく歩き、たたずめる広場空間が創出されるとともに、東西・南北方向の道路・交通ネットワークが充実し、拠点間の連携が一層強化されている。
- ・拠点の周辺に広がる市街地においては、高齢者や障害者、子育て世代を含め、誰もが安心して快適に暮らせる住環境が整備されている。
- ・一方で、丘陵地や農地のみどりがあふれ、多くの人々が生活の中で自然と触れ合い交流する場となっている。
- ・高度経済成長期に建設された大規模団地などでは、更新に伴い、地域の課題に対応した日常の買い物、子育て支援、高齢者福祉などの機能導入やバリアフリー化などが進み、地域活力やコミュニティの維持・向上が図られ、安全・安心な質の高いまちが実現している。
- ・地域の拠点や生活の中心地を取り巻く低中層の住宅市街地では、敷地規模が大きく街並み景観にも優れた質の高い住宅地が形成されるなど、豊かな自然環境と調和した特徴ある住環境が形成されている。

○多摩イノベーション交流ゾーンの誘導の方向・将来像

<誘導の方向>

多摩イノベーション交流ゾーンは、大学、研究機関などが集積する地域であり、リニア中央新幹線や圏央道、多摩都市モノレールなどの道路・交通ネットワークを生かして、域内外との交流を活発化し、積極的に挑戦しやすい環境を整えることにより、様々な主体の交流を促進し、新たなアイデアや創意工夫を引き出しながら多様なイノベーションの創出を図る。

このため、多摩イノベーション交流ゾーンなどにおいて、イノベーション創出のための機能の集積を強化するとともに、大学周辺などの住宅市街地等においても研究施設等の立地など複合的な土地利用を誘導する。

<将来像>

- ・「多摩広域拠点域」のうち、特に、大学や企業、研究機関などが集積している地域であり、リニア中央新幹線や圏央道、多摩都市モノレールなどの道路・交通ネットワークを生かして域内外との交流が活発になることや積極的に挑戦しやすい環境が整うことにより、様々な主体が交流し、新たなアイデアや創意工夫が生まれ、多様なイノベーションの創出が図られている。

(4) 自然環境共生域の誘導の方向・将来像

<誘導の方向>

おおむね圏央道の外側以西及び島しょ部の自然環境共生域のうち、多摩地域では、豊かな自然や多様な地域資源を活用し、観光やスポーツ、農業・林業等の際立った特

色を有する地域の形成を図る。

島しょ部では、世界に誇る豊かな自然を確実に保全するとともに、津波や土砂災害への対処も考慮しつつ、地場産業等を活用した観光資源を更に育むなど、島独自の魅力の創出を図る。

集落の中心地などに、食料品店や飲食店等の商業施設、診療所、福祉施設など、地域住民の生活利便性と地域コミュニティを支え、生活に密着した都市機能が立地する、生活の中心地の形成を図る。

生活の中心地の周辺や、中心地と公共交通等で結ばれる拠点的な集落への居住を進めるとともに、土砂災害等の災害のおそれのある区域においては、人口の動態も考慮し、安全な区域への移転誘導等を進め、日常生活の足が確保され、安心して暮らし続けることができる地域の形成を図る。

豊かな自然環境や地域の歴史・文化等を生かした観光・交流エリアの形成を図るとともに、樹林地等を都条例に基づく保全地域として定め、丘陵地に残る里山や樹林地などの自然環境の保全を図る。

豊かな自然環境の中での仕事を指向する人向けのサテライトオフィスやSOHO等を、雇用・産業等の関連施策と連携しながら誘導するとともに、多様なライフスタイルに対応した二地域居住、地域の活性化や交流を促進し、持続可能な地域の形成を図る。

良好な自然地や歴史的遺産となった樹林など、貴重な自然環境の保全を図り、開発で損なわれる自然を最小限にとどめるため、開発許可制度の的確な運用等を図る。

立地適正化計画などの活用による集約型の地域構造への再編に際し、居住誘導区域の外側などにおいて、丘陵地につながるみどりを保全・創出することで、みどりに厚みを持たせる取組を推進する。

また、多摩広域拠点域における取組と同様に、都市再生特別地区を活用して、居住誘導区域外などの緑地や農地の保全などを推進する。

さらに、農業経営の基盤を強化しながら、市街化調整区域の農地の保全を図るため、開発許可制度を活用して、農家レストラン等の立地を誘導する取組も積極的に進める。

立地適正化計画などの運用の状況を踏まえ、今後の人口動態の推移などを勘案し、長期的な取組の方向性として、骨格的なみどり空間として充実させる区域については、将来的な市街化調整区域への編入も検討していく。

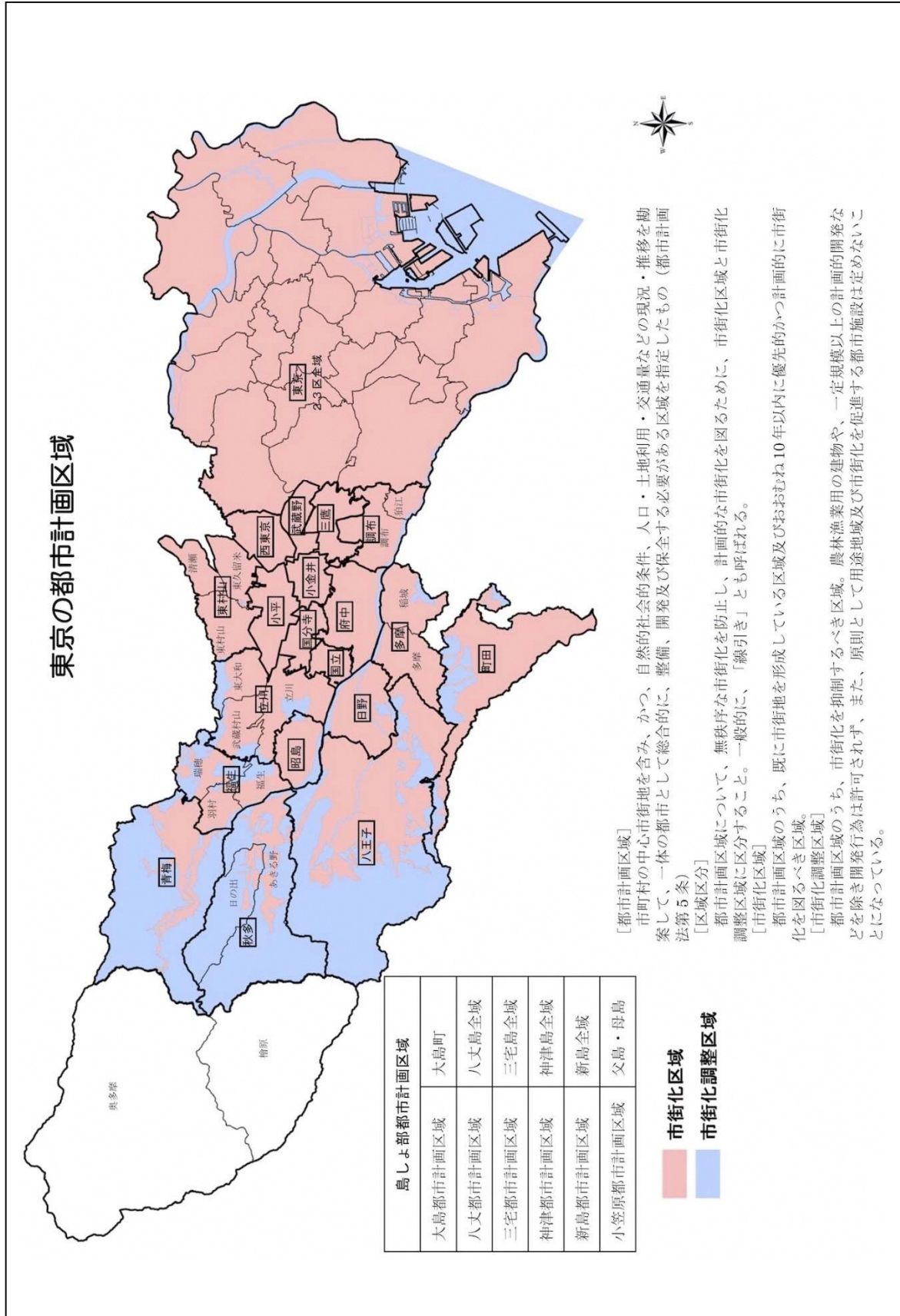
<将来像>

- ・おおむね圏央道の外側及び島しょ部の区域では、清流や森林、美しい海などの自然環境や温泉、地酒といった地域資源が最大限活用されている。
- ・人々を引き付ける豊かな自然環境や地域資源をベースとし、二地域居住やサテライトオフィス、環境教育、スポーツなどの多様な機能も共存することで地域の魅力を発揮し、発信している。
- ・医療や情報通信などの新たな技術が十分に活用され、安全・安心な暮らしの場が確

保されている。

- 多摩地域では、豊かな自然や多様な地域資源が世界中の注目を集め、観光地、スポーツの場、農業・林業を体験する場として親しまれている。
- 島しょ部では、世界に誇る豊かな自然が確実に保全されているとともに、地場産業等を活用した観光資源が更に育まれるなど、島独自の魅力を発信している。
- 災害時には重要な避難路となる道路整備の推進、津波避難タワーの整備や堤防のかさ上げなどの災害時への対策が適切に進められることにより、安全・安心な暮らしの場が確保されている。

(参考附图-6)



第3 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針

1 区域区分の有無

東京都市計画区域については、都市計画法第7条第1項第一号イに基づき、区域区分を定める。

2 区域区分の方針

(1) 市街化区域及び市街化調整区域の設定の方針

主要な河川と海面を除き、原則として全域を市街化区域とし、既成市街地の再整備を重点的に行う。

埋立地については、埋立事業の竣(しゅん)工に関する認可と事業などの進捗状況を踏まえて、適切な時期に市街化区域に編入する。

(2) 市街化区域及び市街化調整区域に配置されるおおむねの人口及び産業の規模

①本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

| 区分 | 年次 | 2015年 | 2030年 |
|-----------|----|---------|-------------|
| 都市計画区域内人口 | | 9,273千人 | おおむね9,956千人 |
| 市街化区域人口 | | 9,273千人 | おおむね9,956千人 |

②本区域における産業の就業構造を次のとおり想定する。

| 区分 | 年次 | 2015年 | 2030年 |
|------|-------|-----------------|-----------------|
| 就業構造 | 第一次産業 | 9千人 (0.1%) | 6千人 (0.1%) |
| | 第二次産業 | 1,128千人 (17.4%) | 991千人 (15.7%) |
| | 第三次産業 | 5,362千人 (82.5%) | 5,314千人 (84.2%) |
| | 計 | 6,499千人 (100%) | 6,311千人 (100%) |

(注) 2030年の就業構造の推計値は、2010年の国勢調査結果を基に推計

(3) 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、2030年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね10年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

| 年次 | 2015年 | 2030年 |
|---------|----------|--------------|
| 市街化区域面積 | 58,193ha | おおむね58,214ha |

第4 主要な都市計画の決定の方針

I 主要な都市計画の決定の方針

都市計画区域マスタープランにおける都市づくりの8つの戦略を踏まえ、東京が目指すべき将来像を実現するための主要な都市計画の決定の方針を以下に定める。

1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

地域区分による地域特性に応じた土地利用を適切に実現するため、住宅地、業務・商業地、工業地、複合市街地を適切に配置するとともに、必要に応じ周辺環境との調和を図りつつ、研究・学術・ものづくりや文化・芸術など新たな視点を重ね合わせた複合的な用途の配置や住宅地におけるにぎわいや交流の創出、新たな働き方を支える複合的な用途の配置を誘導する。

①住宅地

居住機能の充実、住環境の維持・改善、ゆとりある住宅地の形成など、地域の特性に応じた快適で良好な住宅地の形成を図る

- ・ 中枢広域拠点域では、外周部などにおいて良好な低層及び低中層の住宅地の環境を保全しつつ、質の高い中高層住宅地を計画的に誘導する。
- ・ 国際ビジネス交流ゾーンでは、国際競争力の強化に資する居住環境の創出のため、都市基盤とのバランスにも配慮しながら、土地の有効・高度利用を図るとともに、国際水準の住宅やサービスアパートメント（SA）、外国語対応の医療、教育、子育て施設などの整備を誘導する。
- ・ 新都市生活創造域では、立地適正化計画などとの整合を図りながら、計画的な中高層住宅地とともに、低層及び低中層を主体とした住宅地を形成する。
- ・ 緑化地域の指定などにより、都心の貴重なみどり空間の形成に資する良好な住環境の保全・創出などに取り組む。
- ・ 高齢化やライフスタイルの多様化を踏まえ、低層住居専用地域において第一種から第二種への転換や特別用途地区等の積極的活用、建築基準法の用途許可制度などを活用し、住環境と調和した事務所やカフェ、コンビニエンスストアなどの立地を誘導する複合的な土地利用を図る。
- ・ 田園住居地域等を活用して農地における直売所や農家レストラン等の立地を誘導し、都市農地を保全・活用するとともに、営農意欲が高い農地や屋敷林が特徴ある風景を形成している地域を保全するなど、将来にわたって良好な居住環境と営農環境の形成を促進する。

②業務・商業地

- ・業務・商業地については、交通利便性の高いターミナル駅周辺や地下鉄ネットワークの結節点など、中核的な拠点や活力とにぎわいの拠点、地域の拠点に誘導するとともに、その他の駅周辺や商店街、大規模な団地等の生活の中心地、業務・商業機能を集積すべき幹線道路沿道などにも積極的に誘導する。

③工業地

- ・産業機能が集積している区域や産業機能の維持・増進・育成を図る区域については、工業系用途地域を適切に指定し、地域の活力を維持していく。
- ・城南、城東、城北など都心周辺に広く立地する、主として準工業地域に指定され、住工が混在した市街地においては、住工の調和を図りながら、産業構造の転換に対応した質的な高度化を進め、既存のストックを生かした産業機能の育成を図る。
- ・臨海部、荒川河川沿い等の工業地は、質的高度化にも対応しながら、原則として東京の活力を維持すべき地域として育成する。
- ・住環境を保護しつつ地場産業を育成すべき区域などにおいては、特別用途地区、地区計画などを必要に応じて適切に活用することにより、産業と生活が共存・調和したまちづくりを推進する。

④複合市街地

- ・活力とにぎわいの拠点や中核的な拠点の周辺市街地、幹線道路の沿道などでは、業務・商業・住宅複合市街地の形成を図る。
- ・国際ビジネス交流ゾーンにおいては、国際的な居住環境の創出と、秩序ある複合市街地を形成していく。
- ・交通結節機能などを担う拠点などで大規模な土地利用転換などが見込まれる場合、居住機能に加えて業務・商業、文化など多様な機能を積極的に誘導し、快適性を備えた拠点性の高い複合市街地の形成を図る。

⑤流通業務地

- ・本都市計画区域に散在する物流拠点を流通業務団地や幹線道路沿道などに集約し、併せて高度化を図る。

⑥農地、緑地

- ・市街化区域内の農地については、農作物の生産地としての役割に加え、環境、景観及び防災の観点から、貴重なオープンスペースであるため、田園住居地域の指定や生産緑地制度等を活用し保全に努める。
- ・市街地に点在する樹林地は、水と緑のネットワークを構成する地域の貴重な自然的資源として保全に努める。

(2) 中核的な拠点などの形成・育成の方針

①中核的な拠点

- ・「中核的な拠点」では、首都機能など東京圏及び日本の中心的な役割を担うとともに、国際ビジネスや成熟社会にふさわしい都市文化などを支えていくため、高次の中核管理機能のほか、国際ビジネス、業務、商業、芸術・文化、観光、居住などの地域特性に応じた多様な機能の集積を図る。

②活力とにぎわいの拠点

- ・「活力とにぎわいの拠点」では、商業、文化、交流など、地域の活力やにぎわいを生み出す多様な都市機能の集積を図る。

③地域の拠点

- ・「地域の拠点」では、商業、医療、福祉などの生活に必要な都市機能や、柔軟な働き方・暮らし方にも対応する都市機能の集積を図る。
- ・「枢要な地域の拠点」では、地域特性に応じた都市機能の集積を図る。

④生活の中心地

- ・「生活の中心地」では、飲食店や診療所などの生活に必要な都市機能の立地を促進する。

上記拠点等のほか、地域の特性を最大限に生かし、都内各所で際立った個性やポテンシャルを有する地域の育成を図る。

中核的な拠点、活力とにぎわいの拠点、地域の拠点においては、地域の個性やポテンシャルを最大限に発揮し、競い合いながら新たな価値を創造していくことができるよう、地区計画の活用や、都市開発諸制度等の活用による育成用途の適切な設定により、地域にふさわしい用途の導入や多様な機能集積を促進する。生活の中心地においては、低容積率の商業系用途地域の指定や地区計画などにより、必要な機能の集積を図る。

⑤拠点性の高い複合市街地

- ・交通結節機能などを生かした大規模な土地利用転換などが見込まれる地域、交通便利性の著しい向上が見込まれる駅周辺の地域などにおいては、再開発等促進区を定める地区計画をはじめとする都市開発諸制度、市街地再開発事業などの活用により、高齢化や国際化等に対応した居住機能の充実を図るとともに、業務、商業、文化など交通便利性を生かした特色ある機能の集積を誘導しながら、区域の更新を進めるなど都市生活者にとって快適性の高い複合市街地の形成を図る。

- ・低未利用地や遊休地となっている国公有地、施設の建替えや更新時期を迎えている都有施設の土地を活用することにより、地域の防災性の向上などの観点に立った市街地整備を推進する。
- ・計画的な複合市街地の整備に当たっては、周辺への交通や環境、景観への影響に留意し、都市基盤整備と併せて段階的な土地利用転換などを誘導する。

(3) 用途地域などに関する方針

用途地域などの見直しについては、原則、地区計画などにより目指すべき将来像を実現する上で必要となるまちづくりのルールを明確にした上で行う。あわせて、既成市街地の機能更新などを効果的かつ円滑に進めるため、都市計画事業などの進捗状況に応じ、適時適切に用途地域などを見直す。

その際、指定・変更は都が定める「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」などに即して行うとともに、周辺の土地利用の状況や隣接する用途地域などの相互の関係に留意する。

- ・優先整備路線以外の未着手の都市計画道路の在り方の検討などの結果、都市計画道路廃止・幅員縮小・線形変更を行う場合は、沿道市街地の将来像や地域の実情を踏まえ、都市計画道路沿道の用途地域等の適切な見直しなどを行う。
- ・延焼遮断帯など、都市計画道路沿道の目指すべき街並みの早期形成を図るため、必要に応じて、用途地域の変更等について事業認可前から道路事業者や特定行政庁、都市計画決定権者等で連携を図り、早期の変更等を目指す。

(4) 市街地における建築物の密度構成に関する方針

配置されたそれぞれの拠点の密度構成や主要な用途については、地域の特性や道路など都市基盤の整備状況を考慮の上、原則として、次のとおりとする。

- ・おおむねの密度構成については、中枢広域拠点域の中核的な拠点においては、国際競争力強化を図る都市機能の集積や芸術・文化などの個性ある機能の集積を図るために高密度とし、活力とにぎわいの拠点や地域の拠点においては地域特性に応じた機能の集積を図るために中密度又は高密度とする。
- ・国際ビジネス交流ゾーンと中核的な拠点の周辺、活力とにぎわいの拠点の住宅地については、中密度又は高密度とし、その他の住宅地については地域の特性に応じて、低密度又は中密度とする。

注) ここでの密度の数値は、商業系市街地にあつては、おおむね、高密度とは容積率 700～1300%、中密度とは容積率 400～600%、低密度とは容積率 200～300%、住宅・工業系市街地にあつては、おおむね、高密度とは容積率 400～500%、中密度とは容積率 200～300%、低密度とは容積率 150%以下を想定している。

(5) 市街地における良好な居住実現の方針

①都心居住推進施策の転換

- ・これまで、職住近接などを図るため、センター・コア・エリアにおける住宅の整備に対して、特段に容積率を割り増し、都心居住を推進してきた。その結果、夜間人口が回復するなど一定の成果を得たが、人口の推移や住宅ストックの形成状況、都心の利便性を生かした様々な居住ニーズを踏まえながら、高齢化や国際化等に的確に対応するため、これまでの量的拡大から質の向上へ住宅施策を転換する。
- ・中枢広域拠点域における土地利用の誘導の方向とも整合を図りながら、国際ビジネス交流ゾーンや中核的な拠点等で、高齢者向け住宅や外国人のニーズ等を踏まえた住宅など多様なライフスタイルに対応した住宅供給を誘導するとともに、木造住宅密集地域の改善や高経年マンションの機能更新を図る。
- ・中枢広域拠点域や拠点等では、都市開発諸制度を活用し、高齢者向け住宅や外国語対応の生活支援施設等と合わせた外国人向け住宅の整備、地区外も含めた住環境の向上に資する取組、にぎわい創出や持続的な維持管理に資するエリアマネジメントを促進する。

②良好な住宅市街地の形成

- ・東京都住宅マスタープランで示されている住宅市街地の整備の方向や住宅市街地の開発整備の方針などに即すとともに、区市町村のまちづくりの方針等に位置付けられる住宅・住宅市街地の更新・再生等を重点的に図るべき地域を考慮し、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業、木造住宅密集地域整備事業、公営住宅建替事業などにより、良好な住宅市街地の形成を図る。
- ・良好な住環境の維持・向上を図るため、用途地域や高度地区、地区計画などの手法、街区再編まちづくり制度などを活用し、良好な街並みの形成や土地の有効利用による住宅供給や緑地の確保、道路の整備などを促進する。
- ・公共住宅等の団地において、計画的な建替え、耐震化、バリアフリー化等の取組を推進し、安全・安心に暮らせる団地再生を促進する。
- ・都営住宅の建替え等により創出した用地については、区市町村と連携して子育て・高齢者施設等の公共公益施設の整備を促進するとともに、民間活用プロジェクトによる商業、医療、福祉等の生活支援機能が整った生活の中心地の形成、防災性を高める道路の整備、公園や緑地の整備による緑のネットワークの形成など、都の政策目的の実現や、地域経済の活性化、地域特性に応じたまちづくりなどに活用する。
- ・公社住宅の建替えにより創出した用地については、地域のまちづくりと連携しながら、子育て・高齢者施設の誘致や防災都市づくりに資する事業などへの活用、緑地・公園・道路の整備など、良好な住環境の形成と地域の防災機能の向上に資

する活用を図る。

- ・狭小宅地化を防止するため、建築物の敷地面積の最低限度を積極的に定めていく。
- ・環境との共生を図るため、緑化率などを定める地区計画などを活用するとともに、省エネルギー、再生可能エネルギー、宅地内緑化、雨水浸透の促進など、環境に配慮した住宅の普及拡大を図る。
- ・地域住民や企業などが主体となったエリアマネジメントの普及・促進を図ることにより、まちの魅力や地域の防災性を高めるとともに、地域の特性を生かした美しい街並みや良好な住環境を誘導する。

③良好な住宅ストックの形成

- ・安全性の向上や高齢化への対応を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律などに基づき、建替えや大規模改修時の耐震改修などを促進するとともに、バリアフリー化や防犯機能も考慮した住宅の普及を図る。
- ・「東京マンション管理・再生促進計画」に基づきながら、マンションの適正な管理の促進と老朽マンション等の再生の促進に向けて総合的に施策を推進する。
- ・高経年マンションが多く存在する地域では、都市開発諸制度や街区再編まちづくり制度、マンション再生まちづくり制度、市街地整備手法などを効果的に活用し、周辺との共同化など、まちづくりと連携したマンションの建替え等を促進していくとともに、改修やマンション敷地売却と合わせ、マンションの状況に応じた適切な再生を促していく。
- ・世代を超えて住み継がれるよう、良質で長期使用が可能な住宅の建設を促進するとともに、高い省エネルギー性能及び再生可能エネルギーの高い利用率を有するなど、環境に配慮した質の高い住宅ストックの形成を図る。
- ・公社住宅については、高齢化への対応など社会的な要請に的確に responding していくため、「公社一般賃貸住宅のストック活用基本方針」に基づき、一般賃貸住宅全体を建替えや住戸改善などのストック再生により効果的に活用する。

(6) 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

①土地の高度利用に関する方針

- ・中核的な拠点、活力とにぎわいの拠点等において、地域の個性やポテンシャルを最大限に発揮し、競い合いながら新たな価値を創造していけるよう、都市開発諸制度等を活用し、育成用途を適切に設定することで、地域にふさわしい用途の導入や多様な機能集積を促進する。
- ・中枢広域拠点域では、都市再生特別地区や都市開発諸制度を活用し、中枢業務機能や国際交流を促進する機能、国際的な教育、医療、居住環境の創出、商業、文化・芸術、スポーツ等の機能を集積する都市再生を推進する。
- ・都市開発諸制度を活用し、国際的な教育、医療、居住環境の創出や芸術・文化、

産業、観光、商業の集積などの個性的な拠点の形成を図るための育成用途を誘導する。

- ・新都市生活創造域では、都市開発諸制度や特定用途誘導地区、地区計画等の活用により、商業・医療・福祉などの多様な都市機能を誘導する。
- ・特例容積率適用地区や都市開発諸制度等を活用し、歴史的・文化的資源の保全・復元や街並みの再生に努めるとともに、市街地の更新により土地の高度利用を促進する。
- ・複数の民間事業者による共同貢献の積極的な活用や都市開発諸制度等の活用により、地下鉄駅等とまちとが一体となった開発などを誘導し、交通結節機能の強化と「まちの顔」づくりを推進する。
- ・3路線以上の鉄道が結節するなど交通利便性の高い駅周辺では、交通広場的空間の整備や歩行者ネットワークの強化など、地区計画などによる都市基盤施設整備の見込み等を踏まえて、適切な容積率を指定する。
- ・都市開発諸制度等を活用し、崖線などのみどりの保全・再生や都市公園と連担した厚みのある質の高い緑化空間、水と緑のネットワークの形成を図るとともに、木造住宅密集地域の改善や骨格的なみどりの保全・創出を進めるなど、広域的に連動した取組を進める。

②機能更新に関する方針

- ・街区再編まちづくり制度を活用し、既存不適格建築物・旧耐震建築物が多く立地する駅周辺等の機能更新や高経年マンションの連鎖的建替えを促進する。
- ・地区計画の活用により、斜線制限などの緩和と合わせ、魅力的な街並みやにぎわいを継承しながら機能更新を促進する。
- ・中核的な拠点の周辺などでは、居住機能を含む多様な機能が集積した複合市街地へと誘導すべき地区において、周辺市街地との調和に配慮しながら、民間の活力を生かし、都市開発諸制度などにより機能更新を図る。
- ・大規模な工場跡地などにおいては、土地利用転換の動きに迅速かつ適切に対応するため、再開発等促進区を定める地区計画により、地区全体の土地利用の方針や主要な公共施設などが担保されることを条件にその公共施設の整備水準に見合った容積率を詳細な建築計画が確定する前に明示することで、段階的な土地利用に対応した運用を行う。
- ・街区再編まちづくり制度により、木造住宅密集地域の基盤整備や環境改善、受け皿住宅の整備等の取組を新たに評価し、容積率を緩和するなど、民間活力を生かして整備を促進する。
- ・臨海部において、基本的に東京湾岸道路から内陸側では、機能配置に当たって品川埠(ふ)頭などの港湾地域を除き土地利用の転換を誘導することで、多様な機能の集積を図り、水辺の魅力を生かしたにぎわいのあるまちづくりを進める。

- ・東京湾岸道路から海側の区域では、青海、有明などまちづくりの方針が明らかな区域を除き、原則として工業地域又は工業専用地域を指定し、物流機能などを維持する。
- ・駅や駅前広場、地下空間などの再整備と併せて、周辺街区の再編や機能更新を進め、魅力のある拠点を創出する（例：新宿駅周辺、池袋駅周辺、渋谷駅周辺など）。
- ・首都高速道路の都心環状線の老朽化対策と連携したまちづくりを進める（例：日本橋区間、築地川区間）。
- ・良質な都市機能のストックに向けて、超高層ビルの長寿命化等の検討に関する取組を進める。

(7) 都市再生緊急整備地域、特定都市再生緊急整備地域における整備の方針

- ・「東京都心・臨海地域」、「秋葉原・神田地域」、「品川駅・田町駅周辺地域」、「新宿駅周辺地域」、「大崎駅周辺地域」、「渋谷駅周辺地域」「池袋駅周辺地域」「羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域」など、都市再生緊急整備地域では、地域整備方針に基づき、地域に求められる多様な機能の充実や公共施設の整備などにより、高次な都市機能の集積及び居住環境の向上を図る。
- ・都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域については、都市再開発の方針に位置付けるとともに、都市再生特別地区を活用した優良な民間プロジェクトを誘導していく。
- ・特定都市再生緊急整備地域では、ハード・ソフトが一体となった国際競争力の強化に資する先進的なビジネス支援機能の導入や外国人も暮らしやすい居住環境の充実などを一体的に進めるとともに、震災などに対応できる防災機能の強化、自立・分散型かつ効率的なエネルギーシステムの導入などを誘導していく。
- ・都市再生特別地区や国家戦略住宅整備事業を活用し、外国語対応の生活支援施設等と合わせた住宅やサービスアパートメント（SA）の整備を促進する。
- ・都市再生緊急整備地域では、複合機能の導入を推進する都市再生事業の進展や、地域全体としての今後の土地利用転換の方向性を踏まえ、都市機能の高度化に資する都市再生特別地区等の都市計画提案において、周囲の状況も勘案しながら、質の高いみどり空間の形成など、都市環境の向上に資する優良な計画となっていることが認められる場合、地区計画の策定等によらず用途地域を適切に変更することに合わせて、日影規制を整合させる。
- ・東京全体の観点から課題に対応するために、区部中心部における都市再生特別地区等の活用により、木造住宅密集地域の改善や、崖線や丘陵地等の骨格的なみどりを保全するなど、広域的に連動した取組を進める。

(8) 市街化調整区域の土地利用の方針

①自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・多摩川、荒川、江戸川などの河川については、道路沿いの緑や公園などと一体となって、水と緑の骨格を成すとともに、高規格堤防の整備などによる親水空間として、また、河川敷においては自然と触れ合う貴重な都市のレクリエーション空間として維持・保全を行い、都市生活者の憩いの空間とする。

②秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・臨海部において、公有水面の埋立免許が取得された区域については、埋立事業の竣工に関する認可と土地区画整理事業などの進捗状況を踏まえて、適切な時期に市街化区域に編入する。

2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

①骨格的交通基盤の整備

○空港

- ・ 区部中心部に近い羽田空港の強みを生かし、空港機能と港湾機能が共存できるよう配慮しつつ、空港容量の拡大を図る施設整備の推進を引き続き国に求めるなど、更なる機能強化に取り組む。
- ・ あらゆる交通モードを活用し、空港への多様なアクセスの確保を図り、羽田空港の利便性を向上する（例：舟運、深夜早朝アクセスバスなど）。
- ・ 国道 357 号多摩川トンネル等、空港への交通アクセスの強化を推進する。
- ・ 羽田空港、成田空港の利用者が多く集まる主要ターミナル駅について、円滑な乗継ぎを実現するバリアフリー施設等の整備を促進する。

○道路ネットワーク

- ・ 高速道路、骨格幹線道路及び補助幹線道路の整備を進め、経路選択の自由度の高い道路ネットワークを形成することで、平時・災害時共に移動の円滑化を図る。
- ・ 外環道の関越道～東名高速間の整備を促進するとともに、外環道の東名高速～湾岸道路間（東名以南）、晴海線Ⅱ期、第二東京湾岸道路などミッシングリンクの解消や広域的な交流・連携を促す路線について検討を進める。
- ・ 骨格幹線道路を整備し、都内や隣接県を広域的に連絡する道路ネットワークの形成を進める。
- ・ 骨格幹線道路を補完し地域レベルの交通を担う補助幹線道路を整備し、骨格幹線道路や鉄道駅を結ぶ道路ネットワークを形成する。
- ・ 必要な都市計画道路の整備を着実に進めるとともに、社会経済情勢や道路に対するニーズ、地域のまちづくりの変化等を踏まえ、都市計画道路の不断の見直しを行っていく。
- ・ 都市計画道路の整備に当たっては、必要に応じて、まちづくり手法（沿道街路整備事業等）を活用して整備を推進する。
- ・ 踏切を除去して道路ネットワークの形成を促進するとともに、交通渋滞や踏切事故、地域分断を解消し、地域の活性化などを図るため、「踏切対策基本方針」に基づき、連続立体交差事業などにより道路と鉄道との立体交差化を推進していく。
- ・ 将来的なリニア中央新幹線開通に向けて、リニア中央新幹線新駅（品川駅付近）へのアクセス向上に資する道路（環状 4 号線港区港南～白金台など）の整備を推進する。
- ・ 道路ネットワークの形成により円滑な交通が実現する地域において、まちづくりや地域のニーズに応じ、自転車や歩行者の快適な通行空間の確保を図る。

○公共交通ネットワーク

- ・通勤・通学時の混雑緩和、速達性の向上、空港・臨海部へのアクセスの強化や、東京が目指す都市構造などの観点から、計画的に鉄軌道の整備を推進する。
- ・経済活動の活性化と国際競争力の強化を図るため、リニア中央新幹線の大坂までの早期開業を促進する。
- ・羽田空港アクセス線新設、新空港線新設、東京 8 号線延伸、東京 12 号線延伸、都心部・臨海地域地下鉄構想、都心部・品川地下鉄構想などの各路線について、鉄道事業者をはじめとする関係者との協議・調整を加速し、調整が整った路線から順次事業に着手する。

【答申において検討などを進めるべきとされた路線】

羽田空港アクセス線、新空港線、東京 8 号線、東京 12 号線

【その他の路線】

都心部・臨海地域地下鉄構想、都心部・品川地下鉄構想 など

- ・駅及び交通広場を含めた駅周辺の一体的な整備により、駅における交通結節点の機能強化やバリアフリー化を推進し、公共交通ネットワークの充実を図る。
- ・鉄道ネットワークを最大限生かすとともに、バスやタクシー、デマンド交通、自転車などの交通モードと最先端技術を組み合わせ、駅を中心とした誰もが移動しやすい交通環境の充実を図る。
- ・道路整備により、通過交通が削減される大規模ターミナル駅の周辺では、道路空間等を人が回遊しやすい歩行者空間へ再編し、駅とにぎわいの場が連携する地域軸を形成する。
- ・区部中心部では、利便性の高い交通結節点の整備を図り、既存の高密な鉄道ネットワークと、短距離移動に適した小型モビリティ等の新たな交通モードを組み合わせることで、移動の利便性向上を図る。
- ・区部周辺部などでは、駅前広場の整備の促進等により鉄道駅間や駅と主要施設間のアクセスを強化する。
- ・交通結節点周辺において、地域のニーズに応じ公開空地等への自転車シェアリングのサイクルポート設置を促進する。
- ・自転車走行空間や駐輪場の整備などにより、自転車の利用環境を充実し、環境負荷低減や健康増進に寄与する自転車活用を推進する。

②拠点機能を支える交通サービスの実現

- ・都市開発諸制度など都市再生や開発に関する様々な制度を活用し、利用者が使いやすい鉄道施設の充実を図るとともに、駅と一体となった創造的なデザインの広場やサンクンガーデン、歩行者用のデッキなどの整備を誘導する。
- ・複数路線の乗入れ等により動線が複雑な駅や、地下鉄同士の乗換えが不便な駅について、通路の新設や駅空間の拡大など駅施設の改善を促進する。

- ・道路管理者や鉄道事業者、開発事業者など、関係者間での連携を強化し、駅やまちと一体となった段差のない地下道路等の整備を促進する。
- ・利用者数が多く複数の出口を有する駅等において、エレベーターの複数ルート・乗換ルートの導入を促進する。
- ・高齢者や障害者をはじめとするあらゆる人の快適性を高める多機能トイレやエレベーター、ホームドアなどの設備については、全駅への導入を促進する。
- ・鉄道駅や観光地などにおける外国人のためのサイン案内など、ユニバーサルデザインの視点に立った交通施設の整備を促進する。
- ・中心市街地の活性化、環境負荷の低減、高齢化への対応などを図るため、地域交通として、既存公共交通との連携を図りながら、コミュニティバスの運行、バスレーンの設置、バス案内システムの充実などによりバス利用の利便性を高める。
- ・連続立体交差事業を契機とした沿線まちづくりや駅の改良、駅前再開発などの様々な機会を捉え、計画的な駅前空間の整備を促進し、交通結節機能を強化する。
- ・連続立体交差事業で生み出された高架下等の空間を活用し、子育て支援、防災やにぎわいなど、様々な機能の導入を図る。

③物流ネットワークの形成

- ・京浜三港の広域連携や東京港の整備推進を図り、国際的な港湾物流機能を強化する。
- ・東京港等の物流の拠点へのアクセス道路の整備や物流施設に直結するインターチェンジの整備促進等により、物流の拠点へのアクセスを円滑化する。
- ・高規格コンテナターミナルの整備や、IoT を活用し貨物の位置管理を行う物流システムの構築などにより東京港の機能を強化し、船舶の大型化や増大するアジア方面の貨物等に対応する。
- ・環境負荷の低減を図るため、鉄道貨物駅や港湾・河川へのアクセス機能を向上させ、鉄道・水上輸送の利便性を高めるとともに、各輸送機関の相互の連携を強化するなど、モーダルシフトを促進する。

(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

①下水道

- ・「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に基づき、甚大な浸水被害が発生している地域など対策強化地区においては、流下施設（下水道管）や貯留施設（調整池）などの整備により、最大で時間 75 ミリの降雨に対し浸水被害を防止する。また、一般の地区では、流下施設（下水道管）や貯留施設（雨水調整池）など、時間 50 ミリの降雨に対応する下水道施設の整備により、流域対策を含め、時間 60 ミリの降雨に対し、浸水被害を防止する。
- ・都民等の安全を守り、安心して快適な生活を支えるために、老朽化対策に合わせて

機能の向上を図る「再構築」や、首都直下地震などに備える「震災対策」等を推進する。

- ・良好な水環境と環境負荷の少ない都市を実現するために、河川や海などの水質を更に改善する「合流式下水道の改善」や「高度処理」、エネルギー活用の高度化と温室効果ガスの削減を図る「エネルギー・地球温暖化対策」を推進する。
- ・最小の経費で最良のサービスを安定的に確保するために、計画的な補修や下水道機能を安定的に確保する「維持管理の充実」などを推進する。

②河川

- ・「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に基づき、対策強化流域においては、流下施設（河道等）や貯留施設（調節池）の整備により、流域対策を含め、区部では時間 75 ミリの降雨に対し、河川からの溢水を防止する。また、一般の流域においては、流下施設（河道等）や貯留施設（調節池）の整備により、流域対策を含め、時間 60 ミリ降雨までは、河川からの溢（いっ）水を防止する。
- ・低地河川においては、高潮防御施設や江東内部河川の整備、堤防や水門などの耐震・耐水対策、スーパー堤防の整備などを推進する。

（3）その他主要な都市施設などの都市計画の決定の方針

①廃棄物処理施設・リサイクル施設

- ・一般廃棄物の適正処理及び再資源化を促進し、施設を効率的・安定的に運営していくため、広域的な視点で適正に配置するとともに、清掃工場や不燃ごみ処理施設などの施設の整備・更新を計画的に進める。
- ・産業廃棄物の適正処理及び再資源化を促進するため、優良な産業廃棄物処理施設の立地を促進する。

②卸売市場

- ・卸売市場に求められる機能確保と時代の要請に応える取組を進めるため、周辺のまちづくりと調和を図りながら、首都圏の基幹市場と地域のニーズに対応する市場を適切に整備・更新していく。

③一団地の住宅施設

- ・一団地の住宅施設の都市計画が指定されている大規模な住宅団地においては、地域に必要な道路及び公園の整備や緑の保全など骨格的な事項を定めた上で、原則として一団地の住宅施設の都市計画を廃止し、周辺地区の状況も勘案した地区計画等への移行を促進する。

④地域冷暖房施設

- ・ごみや汚泥の焼却排熱、下水熱、コージェネレーション設備などを有効利用することにより、エネルギー利用の効率化と大気汚染防止など、都市環境の改善を図るため、必要な施設の整備を進める。

⑤その他の都市施設

- ・不足傾向にある火葬場などの都市施設については、地域の特性に配慮しながら整備を検討する。

⑥流通業務関連施設

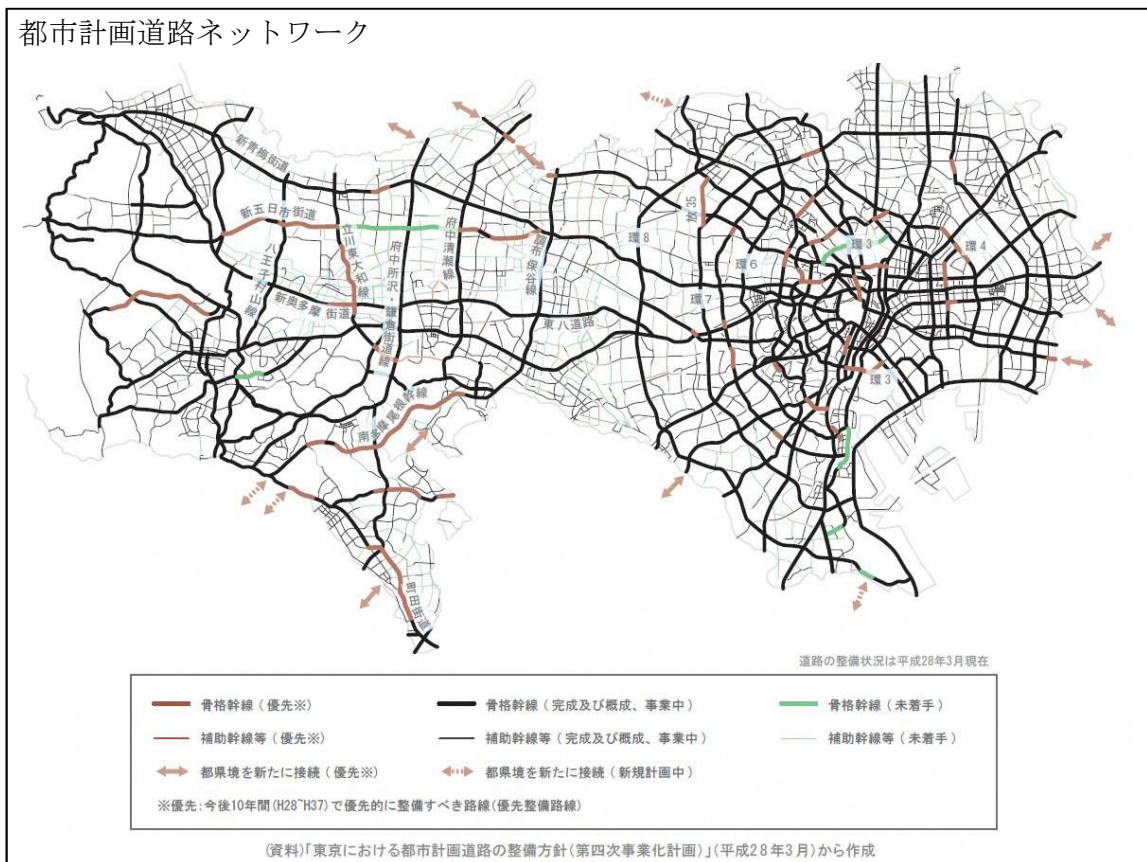
- ・首都圏を支える物流拠点である区部の流通業務団地については、新たなニーズに応じた施設の機能更新・高度化・効率化を進める。

⑦その他

- ・臨海部等の老朽化した物流施設が多く立地するエリアで、物流機能の高度化や大規模化などのニーズに対応する計画的・一体的な機能更新に向けた取組を進める。
- ・開発に併せて地区が共用できる荷さばきスペースの確保を評価・誘導する仕組みの検討や、地域の特性やニーズに応じた荷さばき駐車施設の適正な台数や配置の検討など、地区物流の効率化に向けた取組を進める。

(参考附図-7)

都市計画道路ネットワーク



(参考附図-8)

高速道路ネットワーク



(参考附図-9)



3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 市街地開発事業の決定の方針

①中核的な拠点などの整備

- ・中核的な拠点においては、都市機能の更新を通じて、地域特性に応じた機能の集積を図るため、市街地開発事業などによる複合開発を推進し、魅力とにぎわいのある拠点として整備する。また、地域特性を踏まえ、適切に駐車施設などを整備し、円滑な交通処理を図る。
- ・中核的な拠点周辺の市街地において、市街地開発事業などにより拠点的地域の整備を行う場合は、道路や駅前広場、公園などの都市基盤整備を行うとともに、市街地全体の質と魅力の向上を図る。
- ・市街地環境の改善や土地の高度利用を図るには、複数の街区をまとめる大街区化が有効であるため、その効果や手順について普及・啓発を図り、土地区画整理事業等を活用した大街区化を促進する。
- ・活力とにぎわいの拠点、地域の拠点、生活の中心地においては、交通の利便性を生かし、駅周辺の地区を市街地再開発事業、土地区画整理事業や住宅市街地総合整備事業などにより、商業、文化、医療福祉など多様な複合機能を備えるとともに、子育て支援施設、集会施設などコミュニティインフラをも備えた生活利便性の高い拠点として整備する。
- ・工場跡地などで土地利用転換が見込まれる低未利用地は、その周辺地区も含めて市街地開発事業などにより、計画的に複合機能を備えた拠点などとして整備する。
- ・都市開発に当たっては、質の高い都市空間と統一された街並みを誘導するとともに、地域住民や企業などが主体となったエリアマネジメントの普及を促進し、まちの魅力や防災性を高める。また、エリアマネジメントに取り組む地区間の連携を促進するとともに、その後の適切な運営・管理を通じて、地域の価値の維持・増進を図っていく。
- ・市街地開発事業などによる拠点的地域の整備を行う際には、地域の特性を踏まえ、車中心から人中心の空間へと転換し、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成を促進する。

②安全な市街地の整備

- ・道路などの公共施設が未整備なままに老朽木造建築物が密集し、震災時に大きな被害が想定される木造住宅密集地域においては、市街地再開発事業や防災街区整備事業などにより、従前居住者の居住の安定を確保しながら、敷地や建築物の共同化を促進する。また、東京都建築安全条例に基づく防火規制区域や防災街区整備地区計画などの規制誘導策を効果的に組み合わせ、防災性を向上させる。
- ・鉄道駅周辺や主要な街道周辺で行われる市街地再開発事業などにおいては、地域の実情に応じて、広場空間、避難施設や備蓄機能などを備えた防災上の拠点整備

を図る。

- 道路などの公共施設が未整備な地域においては、地域の実情に合わせて土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業、地区計画などを活用し、公共施設の整備・改善を図りながら、良好な住環境の市街地を形成する。
- 「土地区画整理事業を施行すべき区域」は、「周辺区部における土地区画整理事業を施行すべき区域の市街地整備のためのガイドライン」に基づき、土地区画整理事業のほか、地区計画など多様な手法を活用して地域の状況を踏まえた整備を促進する。

4 災害に係る主要な都市計画の決定の方針

(1) 災害に強い都市の形成に関する方針

①災害に強い都市の形成に関する基本的な方針

- ・様々な災害から都民の生命と財産を守るためには、切迫する首都直下地震や、今後の気候変動に伴い発生リスクが増大する大規模水害など、甚大な被害をもたらす災害に的確に対応できるよう防災都市づくりを進める必要がある。そのため、「防災都市づくり推進計画」に位置付けられた整備地域における延焼遮断帯の形成や建築物の不燃化・耐震化の促進、防災生活道路の整備、無電柱化の推進、また、河川整備や下水道整備、流域対策、広域避難の具体化などによる大規模水害のリスクに対応した防災・減災対策の実施など、これまでの取組を着実に推進するとともに、大規模水害に備えた市街地の在り方についても検討を進める。
- ・首都直下地震や台風・豪雨災害など様々な災害に対して、ICTやAI等を活用しながら、ハード・ソフト両面からの備えの充実を図る。

②災害に強い市街地の実現

- ・都市計画道路の計画的な整備や防火規制の区域拡大などにより、沿道建築物の不燃化を促進し、市街地火災の延焼を阻止する骨格防災軸などの延焼遮断帯を形成する。
- ・都県境を越えた道路ネットワークの形成に資する道路や橋梁の重点的な整備により、都市間連携を強化するとともに、広域避難や緊急物資輸送等、広域的な防災性を向上させる。
- ・「防災都市づくり推進計画」に位置付けられた整備地域内の主要な都施行の都市計画道路を「特定整備路線」として選定し、都市計画道路の整備に併せ、地区計画、高度地区、防火地域などの指定や、沿道の用途地域などの機動的な見直しにより、沿道建築物の不燃化を促進し、延焼遮断帯の形成を加速させる。
- ・震災時において、避難場所や救出・救助の拠点となる公園・緑地の整備を推進し、地域の防災性の向上を図る。
- ・災害時における人員・物資の緊急輸送の中継や、集積拠点としての機能確保等の観点から、広域的な防災拠点へのアクセス向上を図る（例：東京臨海広域防災公園）。
- ・震災時の救急救命や消火活動、物資の輸送や復旧復興の生命線となる緊急輸送道路から、優先的に無電柱化を進める。
- ・業務や商業など東京の中核的な都市機能を支えるエリアである、中枢広域拠点域内においても無電柱化を重点的に進める。
- ・都市再生特別地区や都市開発諸制度を活用した開発や土地区画整理事業などのまちづくりの機会を捉え、無電柱化を推進する。
- ・防災生活道路等の整備を進める中で生じる残地を集約し、まちづくりの種地とし

て活用するなど、地権者への残留希望にも対応していく。

- ・老朽化等により活用が難しい空き家の除却を支援し、みどりやコミュニティを育むオープンスペース等を創出する。
- ・都営住宅をはじめとする公的住宅の建替えによる創出用地等を活用し、防災性を高める道路の整備や緑のネットワークの形成を促進する。
- ・都営住宅などの建替えに併せて雨水の貯留・浸透施設等を整備し、豪雨対策を実施するなど、地域の防災性の向上を図る。
- ・河川沿いの地区において、スーパー堤防や高規格堤防の整備と市街地整備とを合わせて行うことにより、水辺の豊かな空間を生かした良好な住環境を創るとともに、地域の防災性の向上を図る。
- ・特に東京東部の海水面よりも低い地域に形成された広大な市街地、いわゆる「広域ゼロメートル市街地」では、気候変動によって高まる大規模水害リスクに備えて、浸水発生時に住民の生命の安全を確保し、財産・経済への被害を最小限にとどめ、速やかな復旧・復興を可能とするために、地域の実情に応じた効果的な対策を講じ、浸水に対応したまちづくりを進めていく。

③耐震化の促進

- ・緊急輸送道路などの橋梁(りょう)や沿道建築物の耐震化を推進し、大地震の発生時に救急救命活動の生命線となり、緊急支援物資の輸送、復旧及び復興の大動脈となる道路の機能を確保する。
- ・橋梁(りょう)やトンネル、港湾や堤防施設、鉄道施設、ライフラインなどの耐震化を図り、災害時にも機能する都市施設を確保する。防災上特に重要な学校や病院、要配慮者が利用する社会福祉施設などの建築物については、重点的に耐震化を促進する。
- ・マンション等の住宅に対し、耐震アドバイザーの派遣や耐震化の費用助成により耐震化を促進する。
- ・被災により周辺地域への影響が懸念されるマンションなどの耐震化を重点的に促進する。

④木造住宅密集地域の改善

- ・木造住宅密集地域整備事業などにより、主要生活道路や公園・広場などのオープンスペースを整備するとともに、建物の建替えによる共同化・不燃化を促進し、防災性の向上と住環境の改善を図る。
- ・地区計画又は用途地域による敷地面積の最低限度の設定や、市街地状況に応じた防火規制の導入等により、敷地の細分化防止や建築物の不燃化を図る。
- ・特に重点的・集中的に改善を図るべき地区については、住民への積極的な働きかけなど、従来よりも踏み込んだ取組を行う区の申請に基づき、「不燃化推進特定整

備地区（以下「不燃化特区」という。）として指定し、地域の状況に応じた助成などにより建物の不燃化を促進する。また、体制強化やノウハウ提供などにより区の実施を支援し、市街地の不燃化を強力に推進する。

- ・「不燃化特区」における整備プログラムの実施や「特定整備路線」の整備に際して、移転を余儀なくされる住民向けの移転先を確保するため、都営住宅、公社住宅、公有地などを積極的に活用するなど、関係権利者の円滑な住み替えや生活再建を強力に支援する。
- ・木造住宅密集地域の改善のため、既存コミュニティに配慮した魅力的な移転先を確保するなどの取組を加速する。
- ・東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制区域が指定されるなど、建築物の不燃化を促進する区域については、狭小敷地での建替えなどに配慮し、建蔽率、前面道路幅員による容積率低減係数及び道路斜線制限の勾配を地域特性に応じて適切に設定し、耐火性の高い建築物への建替えを促進する。
- ・建蔽率の指定上限が60%である住居専用地域においては、新たな防火規制区域の指定や住環境を維持する地区計画を策定し、合わせて用途地域の変更により建蔽率を緩和することで、不燃化を促進する。また、地区計画等により、建替え時にブロック塀の生け垣などへの改善を誘導する。
- ・街区再編まちづくり制度、都市開発諸制度、都市再生特別地区等により、木造住宅密集地域の基盤整備や環境改善、受け皿住宅の整備等の取組を新たに評価し、容積率を緩和するなど、民間活力を生かして整備を促進する。
- ・広域的に見て防災上の重要度が高く、火災の延焼を防止する都市計画道路とその周辺地域について、街路事業に併せて、沿道建築物の共同化・不燃化を一体的に進め、市街地の延焼を遮断し、避難路や緊急車両の通行路となる「特定整備路線」を整備することで、安全な都市を形成する。
- ・農地を有する住宅市街地においては、農地を防災の機能を持った貴重な緑の空間として最大限維持・保全を図り、やむを得ず宅地化される場合に備えて、必要に応じて地区計画の策定や防火規制等の導入を促進する。
- ・木造住宅密集地域の改善に併せて、地域の特性を生かした魅力的な住宅市街地への再生に向けた取組を促進する。

⑤帰宅困難者対策の推進

- ・首都直下地震などの大規模災害の発生に備え、東京都帰宅困難者対策条例における自助・共助・公助の考え方にに基づき、駅や大規模集客施設での利用者保護や一時滞在施設の確保など、都、国、区、民間事業者などの各機関が連携した取組を推進する。
- ・発災時における円滑な帰宅支援のため、災害時帰宅支援ステーションの拡充、都立公園などの防災関連施設の活用を推進する。

- ・都市開発諸制度や都市再生特別地区、市街地開発事業などを活用する開発等において、備蓄倉庫や非常用発電機設備、一時滞在施設の整備を促進するとともに、帰宅困難者の安全確保を図る。
- ・中核的な拠点などにおいて、地元区や民間事業者などと連携して大街区化を進めるなど、市街地の更新による耐震性の向上と併せて、オープンスペースや機能的な道路空間を創出し、市街地の防災性を向上させる。
- ・乗降客の多い駅の周辺において、国や区、民間事業者などと連携し、帰宅困難者等の安全確保に向けた計画の作成を進め、避難に関するルールの作成や防災備蓄倉庫の設置などを誘導する。

(2) 自立・分散型エネルギーの確保に関する方針

- ・発災後も都市機能を維持できるよう、多様な発電手段を用いた電力供給の安定化に向けた取組を促進する。
- ・災害時にも事業継続できるよう、拠点形成や都市開発に併せ、自立分散型の発電施設やコージェネレーションシステムの導入を促進するとともに、ネットワーク化によるエネルギーの相互融通を可能にし、地域全体でのエネルギーの面的利用による自立化・多重化を促進する。
- ・災害時においても自宅で生活を継続できるよう、各住宅での太陽光発電や家庭用燃料電池等の設置、蓄電池にも活用できる電気自動車等の利用を促進するとともに、エレベーターの運転等に必要な電源を確保した共同住宅の普及を促進する。
- ・住宅市街地で安心して暮らしていくには災害時の地域の自立性の確保が重要になるため、大規模な土地利用転換や共同住宅の建設に併せて、防災備蓄倉庫や太陽光発電を含む自家発電設備などの整備を誘導する。

(3) 水害に強い都市づくりに関する方針

- ・近年頻発する集中豪雨に対応するため、「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に基づき、河道、下水道などの流下施設や調節池等の貯留施設の整備を進める。
- ・効果の高い広域調節池等の整備を進めるとともに、河川や下水道の整備状況や浸水被害の発生状況等を踏まえ、順次、豪雨対策を強化する流域や地区の追加を検討する。
- ・雨水の流出を抑える流域対策を強化するため、公共施設や民間施設において貯留浸透施設の設置を促進する。
- ・伊勢湾台風級の高潮に備え、防潮堤や護岸等の高潮防御施設の整備を推進するとともに、想定される最大級の地震に対しても機能が保持されるよう、水門や排水機場などの耐震・耐水対策を進める。
- ・浸水被害の影響が大きい大規模地下街への雨水の侵入を防止する貯留施設の整備や下水道管の増強を進めるとともに、地元区や施設管理者と連携した防災訓練の

実施等、ソフト対策の強化を図る。

- ・沿川の開発の機会を捉え、大地震に対する安全性と水辺環境の向上を図るため、スーパー堤防や緩傾斜型堤防の整備を着実に進めるとともに、高規格堤防の整備を促進する。また、洪水調節施設の完成を国に働き掛ける。
- ・低地部において、かさ上げした公園や公共施設、住居の整備を行うなど、市街地整備の面からも浸水対策を促進する。
- ・国などにおける検討等を踏まえ、広域ゼロメートル市街地における都市開発諸制度などの活用による浸水対策について検討する。
- ・緊急避難用のビルや建設発生土を活用した高台の整備等、平時も利用でき、災害時には避難場所となる施設の整備を誘導するとともに、それらをつなぐ避難経路の整備を促進する。
- ・大規模な水害にも耐えられ避難場所にもなり得る住宅地の在り方について検討する。

(4) 復興時の都市づくりに関する方針

- ・復興時の都市づくりに関する方針として、「都市復興の理念、目標及び基本方針」を踏まえ、地震や豪雨、暴風、火山噴火などによる自然災害等により被害を受けた場合における都市復興の基本方針等を以下に示す。

①都市復興の理念

- ・あらゆる人が、豊かで安定・充実した生活を送り、活躍・挑戦できるようにするとともに、世界有数の大都市圏である東京圏とその中核となる東京が、今後も都市としての繁栄を続けられるよう、迅速かつ計画的な復興に取り組まなければならない。
- ・「安全でゆとりある都市」、「世界中の人から選択される都市」、「持続的な発展を遂げる都市」及び「共助、連携の都市」を目指すことを理念として、復興を図る。

②都市復興の目標

- ・都市復興の理念を踏まえて目指す目標は、「被災を繰り返さない、活力とゆとりのある高度成熟都市の実現」とする。

③都市復興の基本方針

- ・自然災害等の発生時において、東京の都市機能を維持し、行政や経済活動をはじめとした社会全体の動きを止めることなく、以下の基本方針の下、東京を更に強靱（じん）化していく。

○都市復興の対象地域

- ・都市復興は、被災からの再生を第一の目的とすることから、基本的には被災した地域を主な対象地域とする。しかし、被災の程度が低い場合でも、被災をきっかけに新たな都市づくりを目指す場合もある。また、被害の発生が全くない地域においても近隣で行われる復興事業との関連において、まちづくりの検討が必要となる場合も生じる。さらに、広域ネットワークとしての整備が必要となる都市施設や、無秩序な市街化の防止等、広域的な観点からの都市づくりの検討も必要である。こうしたことから、東京圏を対象とした都市づくりの在り方も視野に入れていく。

○都市復興に関する方針

- ・平常時はもとより、被災時の都市復興に当たっても、「未来の東京」戦略ビジョンで示した「ビジョン」の目指す東京の姿、都市づくりのグランドデザインで示した都市像や都市計画区域マスタープランの実現に取り組んでいく。その際には、都市づくりのグランドデザインで示した人口等の将来見通しや土地利用の方針を踏まえるものとする。
- ・今後の災害の状況によっては、被災後の都市復興で、都市計画区域マスタープラン等を実現するだけでは同程度の被害を受けるおそれがある。この場合においては、都市づくりのグランドデザインで示した都市像を目指しつつ、必要に応じ、人口等の将来見通しや土地利用の方針の見直しも視野に入れて検討を行い、本都市計画区域マスタープラン等を改正する。その検討に当たっては、当該地域で想定される様々な自然災害への対応も検討し、更なる強靱（じん）化を目指す。
- ・首都直下地震等の震災時には、都は、区市町村が区市町村マスタープランを基に作成する「区市町村都市復興基本計画」や「地域別復興まちづくり計画」との調整・融合を図りながら、本都市計画区域マスタープランを基に、「東京都都市復興基本計画」を作成・公表し、必要に応じて本都市計画区域マスタープランの改定にも反映する。
- ・なお、これらの計画は、円滑な都市復興を進めるため、社会経済情勢の変化やその事業実施の進捗状況等を踏まえながら、適宜、見直しの検討を行う。

○「他分野の復興」との連携

- ・都市復興に当たっては、「住宅の復興」や「くらしの復興」、「産業の復興」が重要であることから、それぞれと連携を図りながら進めていく。

○多様な主体の連携による都市復興

- ・近年の大災害の教訓から、首都直下地震などの大規模な被害を受けた首都東京の1日も早い都市復興には、国や近隣縣市・区市町村などの自治体はもとより、被

災者・被災企業をはじめ、NPO、ボランティア、専門家、企業などの幅広い関係者が連携し、心を一つに総力を結集して取り組んでいく必要がある。

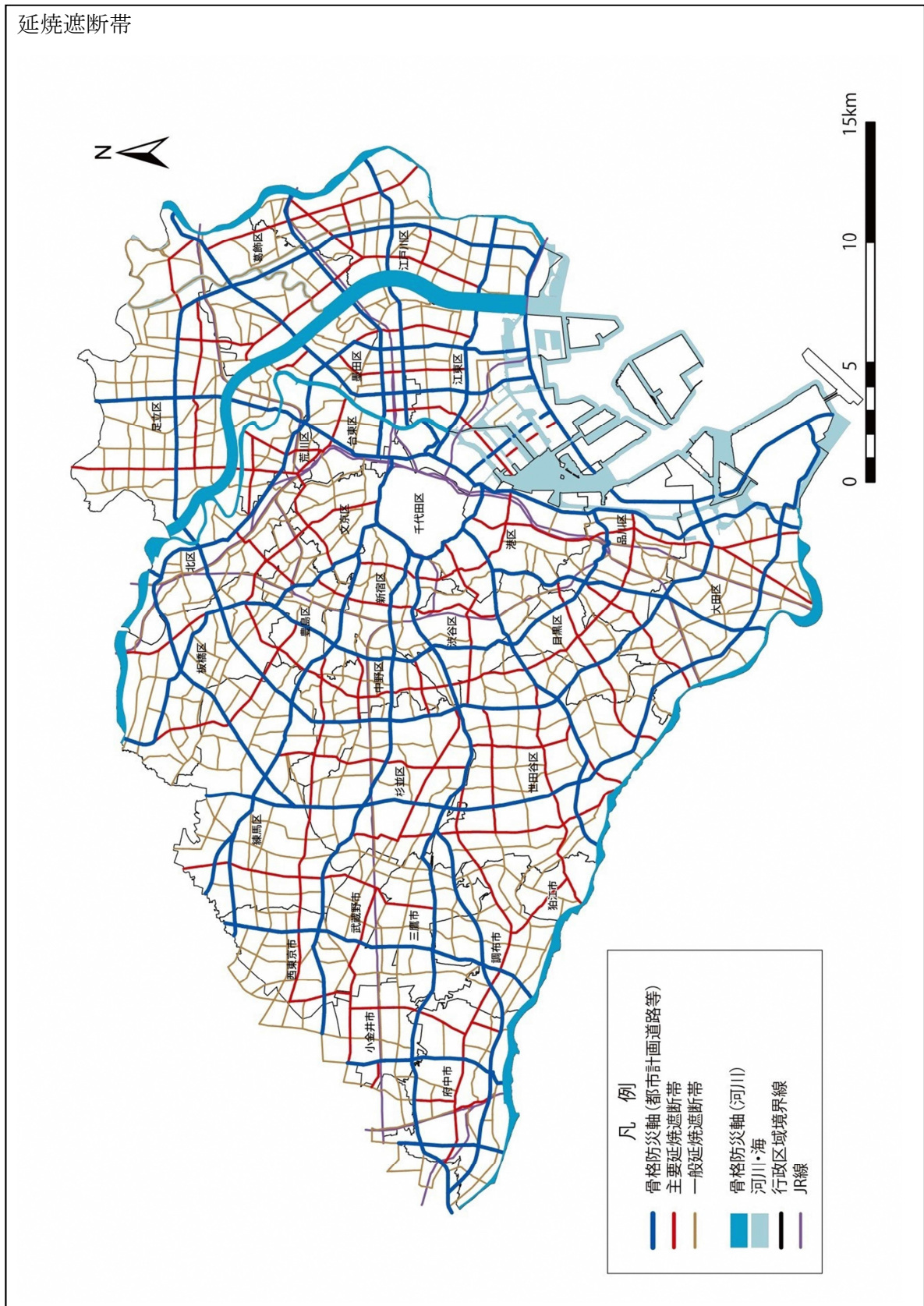
- ・多様な被災者・被災企業の意向等に応えるとともに、都民・企業などによる復旧・復興の取組を促進するため、復興都市づくりに係る様々な都市計画の諸制度を効果的に活用する。

○都市復興の期間

- ・都市復興に当たっては、早期の本格的な生活再建を図るとともに、首都東京の国際競争力を維持・発展させていくことが必要である。このため、都市復興の諸事業をできるだけ短期間に実現することを基本とする。しかし、被災区域が相当に広範囲にわたることによる膨大な事業量や、抜本的な取組の必要性が生じた場合、事業によっては中長期にわたらざるを得ないこともあり得る。そこで、生活再建や経済再生に係わる復興事業を中心に、できるだけ短期間（おおむね5～10年）で都市復興を達成することを目指す。
- ・将来に備える幹線道路等、中・長期的な取組を必要とする計画についても着実に推進していく。

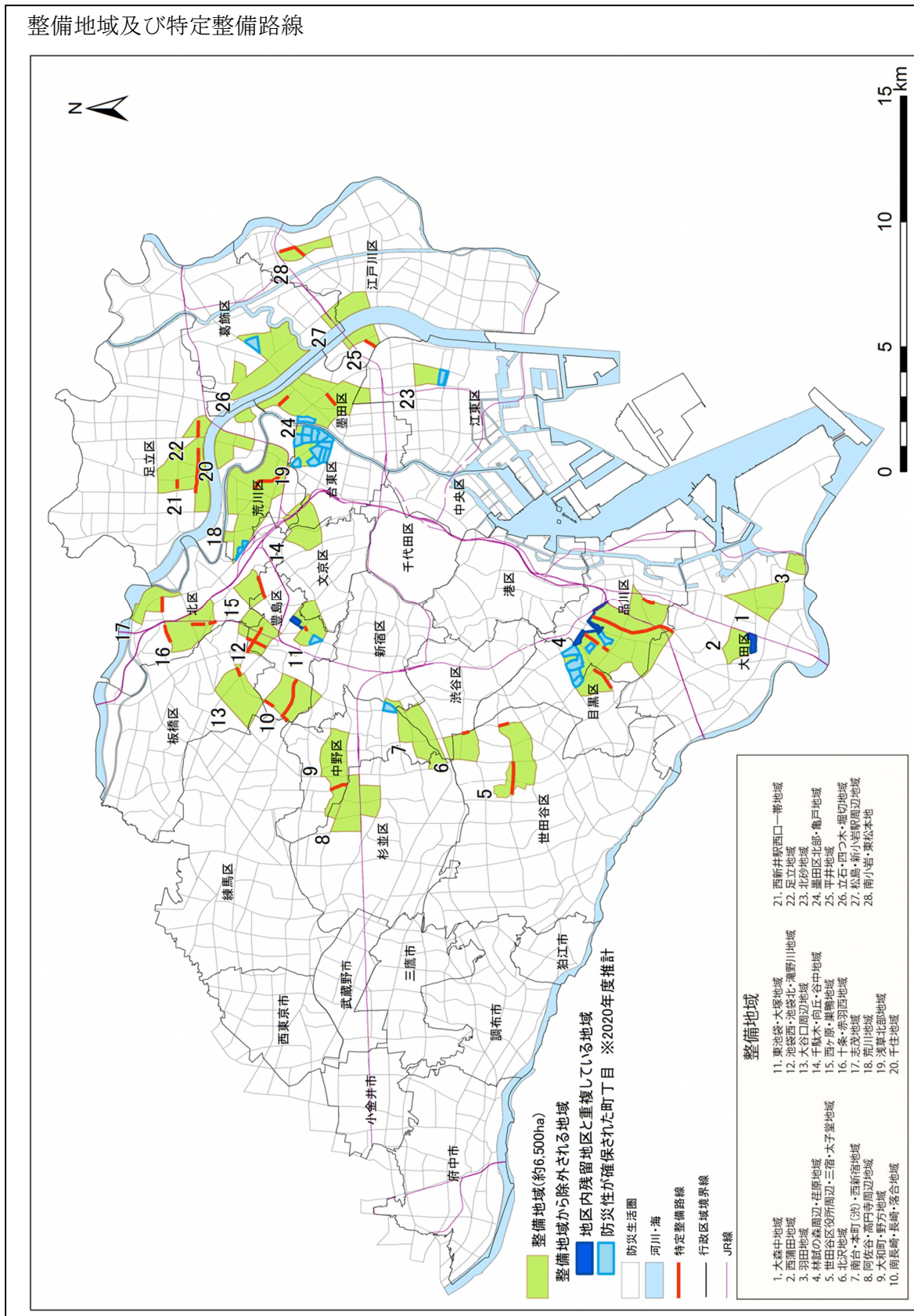
(参考附图-10)

延焼遮断帯



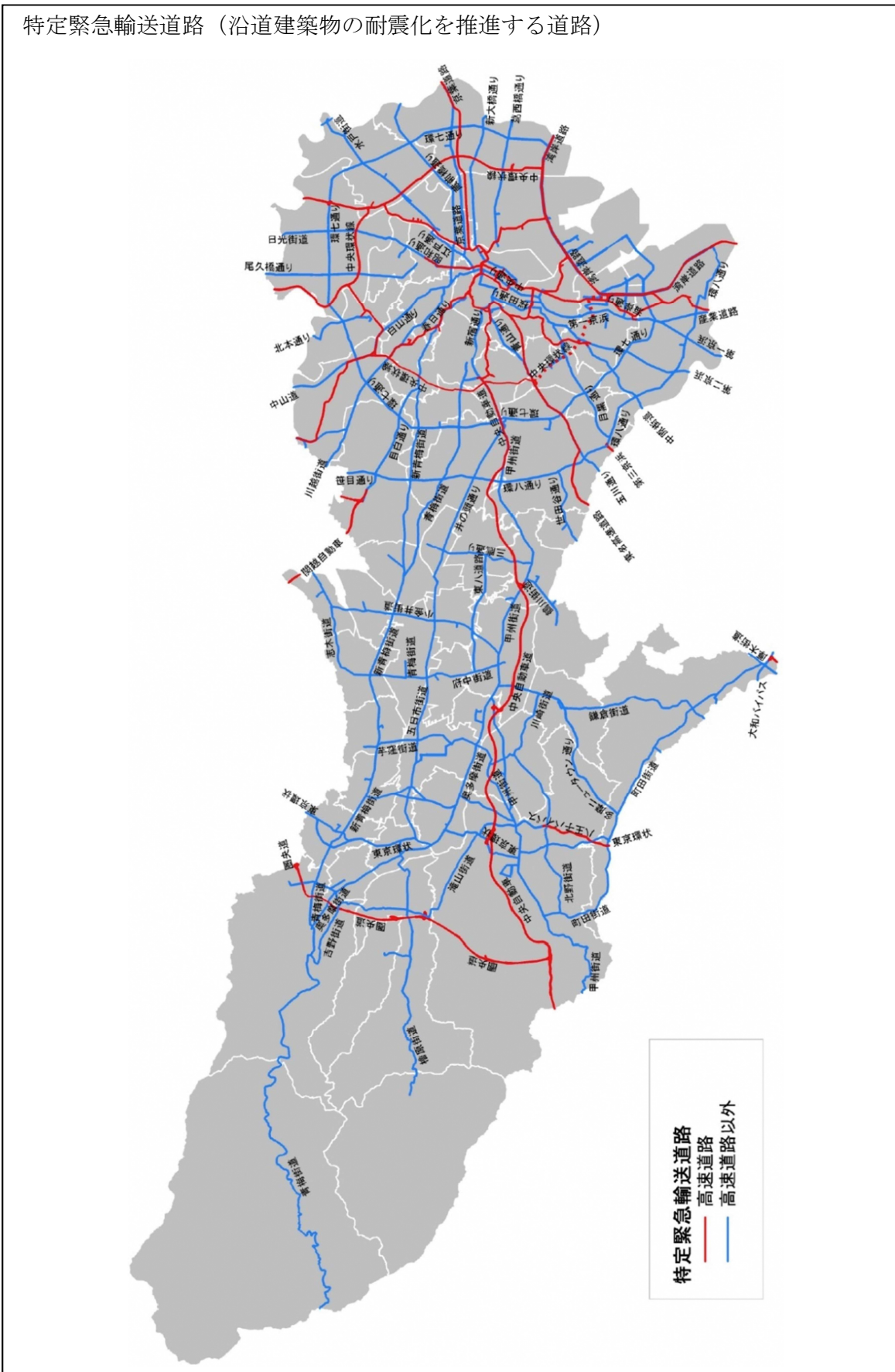
(参考附图-11)

整備地域及び特定整備路線



(参考附図-12)

特定緊急輸送道路（沿道建築物の耐震化を推進する道路）



5 環境に係る主要な都市計画の決定の方針

(1) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

- ・東京都内においては、公園・緑地のほか都市開発による公開空地等の緑や街路樹の緑などが増加している一方で、多摩部における大規模開発などによる樹林地や農地の減少が続いており、東京都全域でのみどりの総量は減少している。都や区市町村による都市計画公園や緑地の整備、農地や樹林地等の保全を推進するとともに、防災や都市再生など様々な施策とも連動させながら、あらゆる場所でみどりを創出・保全していくことで、みどりあふれた都市を創り上げていく。
- ・みどりが都市の基盤となり、みどりがあふれ季節を問わず快適に過ごすことができる都市空間を形成するとともに、生物多様性にも配慮したみどりの積極的な創出や豊かな自然環境の保全・再生・活用を進める。
- ・特に、都市農地が、防災、良好な景観の形成、環境保全等の良好な都市環境の形成に資する貴重な緑の空間であり、これまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと位置付けを転換することとされたことを受け、農業振興施策と連携しつつ、様々な都市計画制度等を活用することにより積極的に都市農地の保全・活用を図る。

①公園などの整備に関する方針

○みどりの骨格を形成する公園などの整備

- ・みどりの骨格を形成するため、「都市計画公園・緑地の整備方針」に位置づけた水と緑のネットワークの形成に資する公園・緑地の整備を推進する。
- ・広域的に連続し、みどりの骨格を形成する崖線や河川、用水沿いなどにおいて、地域の状況やニーズに応じてみどりの連続性を確保する公園・緑地を配置する。特に河川沿いの公園・緑地については、浸水被害軽減に資する調節池も合わせた一体的な公園整備を推進していく。
- ・河川・運河など水辺空間の緑化を進め、都市公園や街路樹などと有機的にみどりをつなげることで、水と緑のネットワークを更に充実していく。

○震災時の避難場所となる公園などの整備

- ・東京の防災機能の強化を図るため、震災時の避難場所や救出・救助活動の拠点となる公園・緑地、都市型水害の軽減などに寄与する公園・緑地を配置するとともに、「都市計画公園・緑地の整備方針」等に基づき整備を重点的に推進する。
- ・環状第7号線周辺から環状第8号線周辺などの救出・救助活動拠点等防災に資する大規模公園の整備を推進する。
- ・震災時に広域的な避難場所となる5ha以上の公園・緑地などを避難距離が3km以内となるよう配置し、これを維持するとともに、避難距離の更なる短縮化を目指す。

- ・防災活動の拠点や一時集合場所などとなる身近な公園を、誘致距離 250m 以内を目途に配置する。特に、木造住宅密集地域とその周辺については、重点的に配置する。
- ・河川・道路などととともに、延焼遮断帯又は避難経路として機能する公園・緑地を配置する。

○民間との連携

- ・民間事業者が都道府県知事の認可を受けて都市計画事業を施行する特許事業を活用した都市計画公園・緑地の整備等により、公園的空間の確保を図る。
- ・公園まちづくり制度を活用し、都市計画公園・緑地の未供用区域において、民間都市開発と連携したまちづくりの中で緑地を創出し、地域の防災性の向上やみどり豊かな都市空間の形成など、公園機能の早期発現を図る。
- ・Park-PFI など、官民による連携・協働を進め、公園・緑地の多面的な活用の推進を図る。
- ・空き家・空き地において市民緑地認定制度を活用し、公園的な空間としての整備・管理を推進することにより緑化の促進とみどりの質の向上を図る。
- ・市民緑地認定制度の活用併せて、Park-PFI により、民間の緑化空間と都市公園との一体的な管理を促進し、質の向上や良好な維持・管理、地域の活性化を図る。
- ・区部中心部では、都市公園と民間の緑化空間について、民間活力による質の高い一体的な管理を促進し、みどり豊かなビジネス環境を創出することで、国内外から投資やインバウンドを呼び込み、国際競争力の一層の強化を図る。

○環境の保全

- ・環境負荷を低減し、自然と共生する都市環境を形成するため、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性の保全など、良好な環境の確保に資する公園・緑地を配置し、整備を推進する。
- ・河川沿いに風の通り道となる緑地を配置するとともに、臨海部に大規模な緑地を創出し、東京湾からの風を市街地に呼び込み、快適な都市空間の形成を図る。
- ・都立公園等の都市計画公園を着実に事業化することなどにより、緑と水によるエコロジカル・ネットワークを形成し、ヒト・生物・環境にやさしい緑と水の質・量をともに確保する。
- ・都市公園などを多様な生物が生息・生育できるエコロジカル・ネットワークの拠点にするとともに、動植物園とも連携し生物多様性の保全・普及啓発を進める。

○快適で質の高い生活環境の創出

- ・人々に潤いと安らぎを与える快適で質の高い生活環境を創出するため、身近な自然とのふれあいや散策、スポーツ、文化活動など、多様なレクリエーションの場

となる公園・緑地の整備を推進する。

- ・日常的なレクリエーションに対応するとともに、子供や高齢者が安心して楽しむことができる身近な公園・緑地を、多様な世代が自宅から容易にアクセスできる範囲に配置する。
- ・空き家の除却により活用が見込まれる空き地や土地所有者から買取の申出があった生産緑地などについて、換地手法等を用いて都市計画公園等の整備を図るほか、市民農園等としての利用を進める。

○都市の魅力の向上

- ・にぎわいや観光の拠点の形成、地域の個性の醸成、美しい景観の創出などにより、東京の魅力の向上を図るため、江戸から続く歴史や文化、特色ある自然などを継承する公園・緑地の整備を推進する。
- ・都市開発諸制度等の活用により、開発の機会等を捉え、水辺沿いのオープンスペースや連続する緑地を確保するとともに、河川整備と連携させたにぎわい施設を誘導するなど、移動性や回遊性が高く、魅力のある親水拠点の形成を図る。
- ・地域の個性ある環境の保全を図り、観光資源としても活用するため、公園などの整備に際しては、生物多様性にも配慮し、四季を感じることができる樹種の選定や計画的な植樹を図る。

②みどりの保全に関する方針

○骨格となる水と緑の保全

- ・崖線や河川、用水沿いのみどりなど、広域的な連続性を持つみどりを、東京のみどりの骨格として、計画的・重点的に保全する。
- ・従来の河川、崖線などの保全再生に加え、まとまりのある農地の保全、大規模団地や公共施設の建替えに合わせた緑化、大規模な民間開発による緑化空間の整備などにより、骨格的なみどりとしてみどりの厚みとつながりの強化を推進する。
- ・「緑確保の総合的な方針」で位置付けた、将来にわたって確保することが望ましい緑について、特別緑地保全地区や都市計画緑地などの制度の活用・併用等により戦略的に保全する。
- ・区部中心部では、大規模な民間の開発や機能更新の機会を捉え、都市開発諸制度や容積適正配分型地区計画などを活用し、南北崖線のみどりの保全・再生や、都市公園と連担した厚みのある質の高い緑化空間の形成を図る。
- ・骨格のみどりの厚みとつながりを強化するため、区部中心部の中核的な拠点における都市再生特別地区を活用し、崖線や丘陵地等の骨格的なみどりを保全するなど、広域的に連動した取組を進める。

○市街地に残された樹林地や農地などの貴重なみどりの保全

- ・崖線のみどりや屋敷林など、都市において良好な自然環境を形成している緑地を、特別緑地保全地区や市民緑地制度など様々な制度を活用することにより保全する。
- ・崖線を含む区域における開発に際し、地域の実情に応じた地区計画を活用し、崖線部分の容積率を隣接する平地へ移転することなどにより、崖線のみどりの保全を図る。
- ・田園住居地域の指定や地区計画の活用により、居住環境と営農環境が調和した良好な市街地の形成を図るとともに屋敷林や農地等の保全・活用を図る。
- ・市街化区域内の農地については、永続的な保全に向け、生産緑地地区の追加指定や特定生産緑地への指定を進める。
- ・生産緑地地区における農地の貸借制度などの活用により多様な主体の参画を進めるとともに、土地所有者から買取の申し出があった生産緑地などについては、農業公園や市民農園等としての利活用を進める。
- ・比較的まとまった農地や屋敷林などが残り特色ある風景を形成している地域については、農の風景育成地区などを活用し、将来にわたり風景の保全、育成を図る。
- ・都市計画道路の整備に併せて、細分化される農地や遊休農地、空き地などを換地手法等により集約することで、まとまったみどりとして保全を図る。

③まちづくりにおけるみどりの保全・創出に関する方針

- ・居住誘導区域内等の空き家・空き地を活用しながら、地域の拠点等における開発プロジェクトについて都市開発諸制度を活用し、小規模な公園・緑地などを創出する。
- ・木造住宅密集地域の改善や老朽空き家の除却、公園周辺などの開発の機会に併せ、連続した緑地やポケットパークの整備を促進する。
- ・道路整備等に併せ、街路樹による緑のネットワークと連続した緑陰による快適な歩行者空間を形成する。
- ・道路整備や河川改修と併せた公園・緑地の整備や周辺の敷地の緑化を誘導する事で、厚みのある緑のネットワークを形成する。
- ・都市開発諸制度等の活用により、開発により生まれるみどりと、河川沿いや崖線のみどりが一体化されるよう誘導する。
- ・複数の民間事業者が連携し、これまで都市開発等により創出された緑化空間と都市開発等で創出される緑化空間とを一体の緑のネットワークとして形成することや、みどり空間を良質に維持・管理・活用することを促進する。
- ・市街化区域全域を対象に緑化地域を指定することなどにより、建替えに併せて地域特性に応じた積極的な緑化を促進する
- ・商業地域等敷地内空地が少ない地域では、壁面緑化など地域特性に合わせた緑化を推進する。

- ・団地や木造住宅密集地域等での機能更新を捉えた様々な緑化や市民緑地認定制度を活用したNPOや企業、民間主体による空き家・空き地の緑化を図り、公園的空間を創出する取組などを促進し、みどりの量的な底上げを図るとともに質の向上を推進する。
- ・緑化率の最低限度を定める地区計画などを効果的に活用し、まちづくりによるみどりの創出を誘導する。
- ・土地区画整理事業を施行すべき区域では、地域の特性に応じて、土地区画整理事業や緑化率を定める地区計画、緑化地域制度などを活用し、みどりあふれる市街地の形成を誘導する。
- ・緑化率に応じた容積率の緩和を行う制度を活用し、大規模な建築計画の開発区域内において、既存の緑の保全とともに、良好な生育環境と利用者の快適性などを確保したみどり空間の創出を誘導する。
- ・公園周辺の開発に際し公園側の緑化を促すなど、公共空間と私有空間とが一体となったみどりを創出する。
- ・都市開発諸制度等を適用した大規模建築物の建築や開発行為により創出される公開空地等においては、生物多様性の保全を目標として追加した「公開空地等のみどりづくり指針（改定）」に基づき、事業者と連携して良好なみどり空間を確保する。
- ・災害時には都市公園と連携した防災空間として民間の公園的空間を活用し、地域の防災性の向上を図る。
- ・開発の機会を捉え、緑化計画書制度を活用した在来種植栽や生態系に寄与する既存樹木の保存を推進するなど、生物多様性に配慮した緑地を創出する。
- ・既存のエリアマネジメント組織の活用や事業者が連携できるプラットフォームの構築、市民緑地認定制度などの活用に加え、エリアマネジメント活動を支援する仕組みを構築していく。

(2) 環境負荷の少ない都市の形成に関する都市計画の決定の方針

①エネルギーの有効活用に関する方針

- ・中核的な拠点や活力とにぎわいの拠点、地域の拠点などでは、都市再生特別地区や都市開発諸制度などを活用した複合開発により、最先端の省エネ技術、未利用エネルギー、再生可能エネルギーなど（太陽光や水素エネルギー等）の積極的な導入を促す。また、地域冷暖房施設などの導入・接続による地区・街区単位でのエネルギー利用を促進する。
- ・需要パターンの異なる建物用途間でエネルギー融通を行い、エネルギー利用を効率化するため、多様な用途の複合化の誘導等により、環境負荷低減と活力・にぎわいの創出を両立できる開発を促進する。
- ・エネルギーの有効活用にあたっては、エネルギーの需要家や供給者を含め、関係

者が多岐にわたることから、その調整を図ることが重要である。まちづくりの計画の初期段階において、エネルギーの有効活用を促進するための方針を自治体が策定するなど、事業者の取組を促す環境整備を行うことで、都市の低炭素化を積極的に推進する。

- ・拠点形成に際し、自立分散型の発電施設の立地を促進するとともに、再生可能エネルギーを蓄電池とともに積極的に導入しながらエネルギーの安定的な供給と事業継続性の確保を図る。
- ・再生可能エネルギー発電施設などの設置に当たっては、都有施設で率先して導入するとともに、周辺環境との調和に十分配慮し、建物の屋根、駐車場の上部空間など、都市の様々な場所を活用する取組を促進する。

②環境に優しい建物の普及に関する方針

- ・エネルギー性能評価に重点を置き、「東京都建築物環境計画書制度」にゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）等、ゼロエミッションの考え方を取り入れ、活用することなどにより、省エネルギービルの普及を促進する。
- ・環境性能の高い建物が不動産市場で評価されるよう、ラベリング制度の充実強化を図る。
- ・家庭でのエネルギー利用の高度化を推進するため、家庭用燃料電池や太陽光発電、エコハウスなどの普及とともに、IoTやAIなどの先端技術を活用する。

③環境負荷の少ない交通体系の形成に関する方針

- ・三環状道路などの広域交通ネットワークの整備による、都心部などへの通過交通の流入抑制、道路と鉄道との立体交差化の推進、交差点改良の推進などにより、交通渋滞を解消し、都市全体でCO₂排出量を削減する。
- ・環境負荷の少ない交通体系を実現するため、パーク・アンド・ライドや駐車マネジメントの取組、集約的な駐車施設の検討、自転車利用の促進や時差Bizの推進など、TDM施策の導入を促進する。
- ・歩行者、自転車、自動車のそれぞれが安全で快適に行き交うことができる道路空間を確保するとともに、環境負荷の少ない交通手段として見直されている自転車や、電気自動車などゼロエミッションビークルの利用促進を図る。

④CO₂吸収源となる緑の保全・創出に関する方針

- ・CO₂の吸収源である既存の緑を保全するとともに、都市計画公園・緑地の整備及びまちづくりと併せた緑の保全や創出を推進する。

(3) ヒートアイランド現象の緩和に関する方針

- ・ヒートアイランド現象を緩和するため、建築設備から排出される人工排熱の低減、

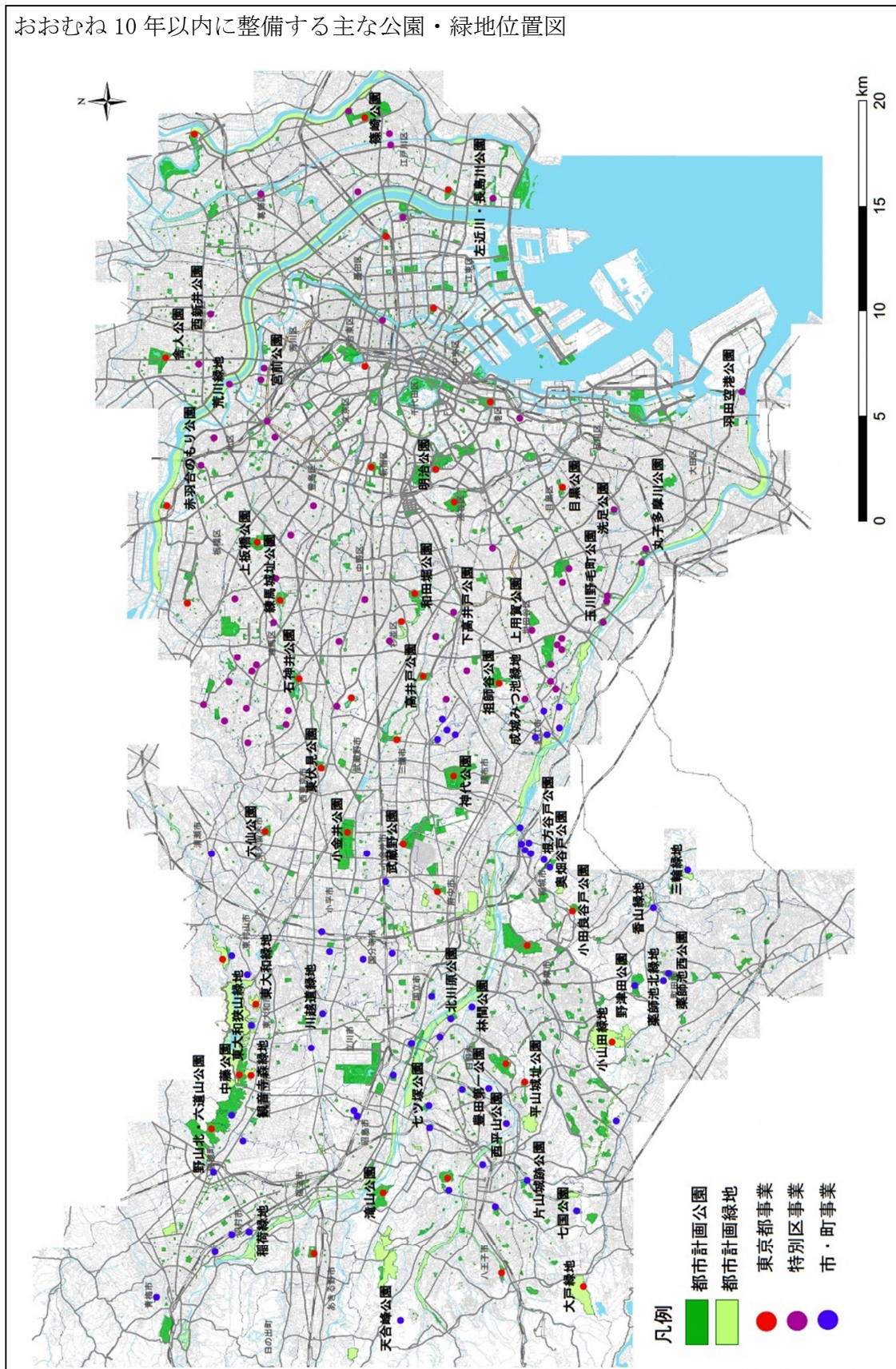
熱の有効利用による都市排熱の低減、公園・緑地の整備、建築物や敷地などの緑化を促進するとともに、道路の遮熱性舗装や保水性舗装の整備などの対策を推進する。

(4) 循環型社会の形成に向けた方針

- ・ 廃棄物の 3R・適正処理を促進させて、サプライチェーン全体を視野に入れた持続可能な資源利用を推進する。

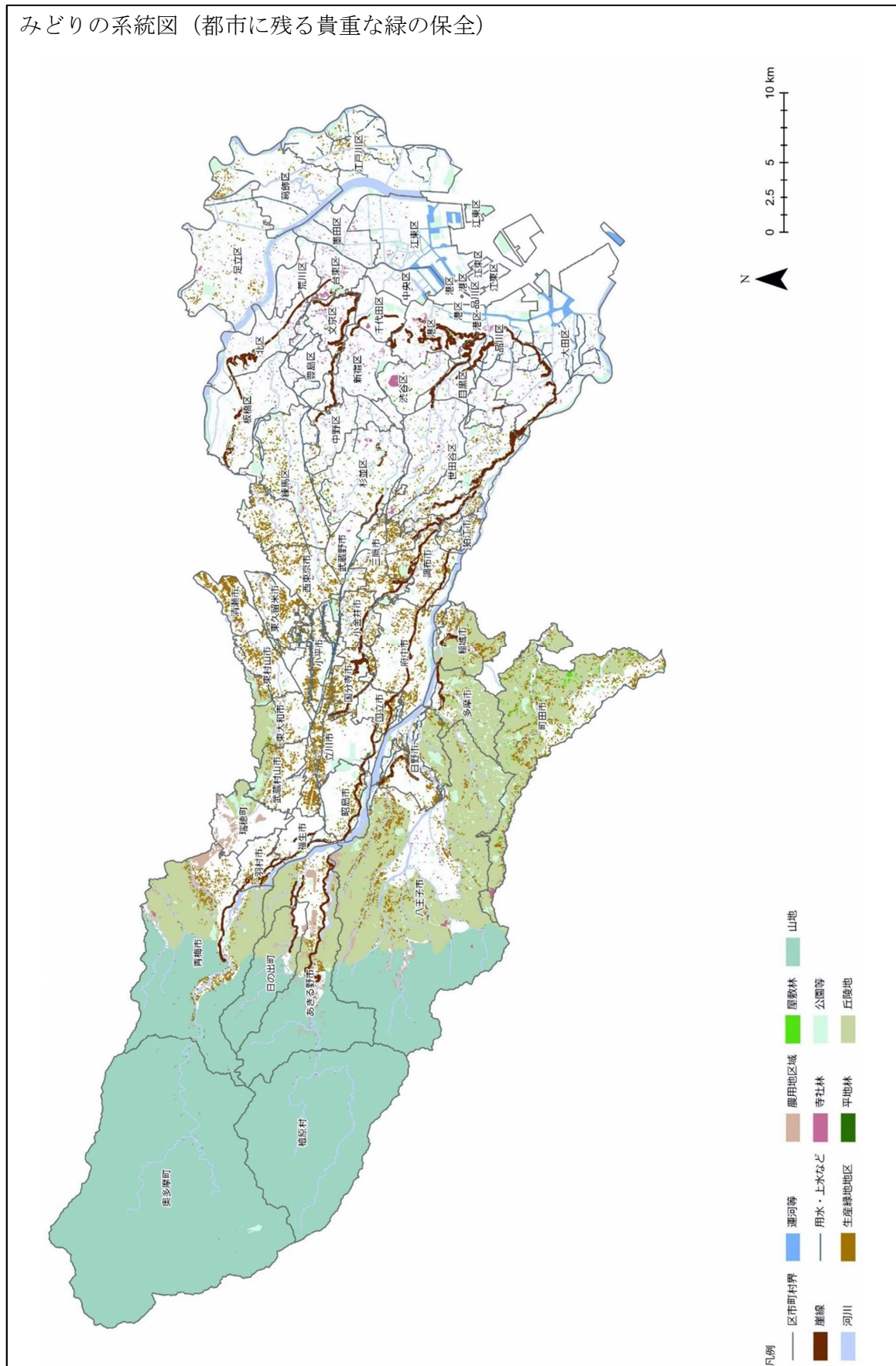
(参考附图-13)

おおむね 10 年以内に整備する主な公園・緑地位置図



(参考附图-14)

みどりの系統図 (都市に残る貴重な緑の保全)



6 都市景観に係る主要な都市計画に関する方針

(1) 景観の形成に関する基本的な方針

- ・東京都景観計画等により、東京都全体として美しく風格のある都市景観の形成や魅力のある拠点の景観形成を図る。
- ・東京全体から見て、特に景観構造の主要な骨格となっている地域や、共通の景観特性を持ち、ある一定の広がりを持った地域を景観基本軸等として定め、広域的に調和の取れた景観の形成を図る。
- ・区においては、東京都景観計画との整合を図りつつ、地域特性を生かしたよりきめ細かな取組を行うこととする。
- ・歴史的価値の高い建物や庭園などの保全、景観基本軸における景観誘導等により、魅力的な景観を形成するとともに、江戸、明治、大正、昭和など、それぞれの時代の雰囲気を感じられる街並みの保全・再生やものづくりなどの伝統的な地場産業や生活文化の価値を高めるまちづくりを誘導する。
- ・開発の機会等を捉え、歴史的建造物や土木遺産、江戸文化などの保全を図るとともに、質の高い建築デザインを誘導する。

(2) 風格ある景観の形成に関する方針

- ・皇居周辺においては、内濠のみどりや水辺など皇居周辺の優れた景観を保全するとともに、それらと調和した良質な建築デザインを積極的に評価し、首都東京の顔にふさわしい景観を形成する。
- ・国会議事堂、東京駅丸の内駅舎など、首都東京の象徴性を意図して造られた建造物を中心に、これらの周辺で計画される開発では、風格ある街並みと調和した景観を誘導する。
- ・文化財庭園等景観形成特別地区（浜離宮恩賜庭園、旧芝離宮恩賜庭園、清澄庭園、新宿御苑、小石川後楽園、六義園、旧岩崎邸庭園、旧古河庭園、向島百花園、旧安田庭園及び小石川植物園）は回遊しながら眺望を楽しむことのできる魅力ある歴史的な景観資源となっている。これらの地区について、東京都景観計画との整合を図りつつ、庭園内部からの眺望を意識した景観を誘導することにより、庭園などの魅力の向上を図る。
- ・都市再生緊急整備地域などの都市再生が進む地域では、風格、潤い、にぎわいのある街並みを形成するよう誘導し、都市活力の維持・発展とともに、新たな個性や魅力ある景観を創出する。
- ・「隅田川景観基本軸」の区域は、古くからのにぎわいある文化や、歴史的建造物を生かしながら、都市再生を進めていく。同時に、連続する川の水面の眺望と開放感ある隅田川の景観が生きる街並み景観の形成を図る。
- ・「臨海景観基本軸」の区域においては、海と後背地に広がる都心景観を生かし、東京の玄関口としてふさわしい風格ある景観の形成を進める。

- ・「神田川景観基本軸」の区域においては、これまで蓄積されてきた歴史性、文化性、界わい性等を生かすとともに、水と緑の一体感が連続して感じられる河川景観の形成を図る。
- ・「水辺景観形成特別地区」においては、水辺を生かした観光まちづくりと連携し、東京を訪れる人に印象的で魅力的な景観の形成を進める。

(3) 水や緑と調和した景観の形成に関する方針

- ・東京における景観構造の主要な骨格を形成している景観基本軸（玉川上水景観基本軸及び国分寺崖線景観基本軸）については、特色ある自然や地形を保全するとともに、これらと調和した良好な景観の形成を推進する。
- ・崖線など、東京を特徴付ける景観が連続している景観基本軸（南北崖線軸、都心東西軸及び下町水網軸）については、特色ある自然や地形と調和した良好な景観を誘導する。
- ・江戸時代に造られた土木遺産としての歴史的価値を持つ玉川上水は、その周辺地域に存在する社寺やまとまった雑木林とともに、地域のまちづくりの中で生かしていく。さらに、農地や屋敷林とも関連させてネットワーク化を図るなど、地域の生活に密着したみどり豊かな景観の形成を進める。

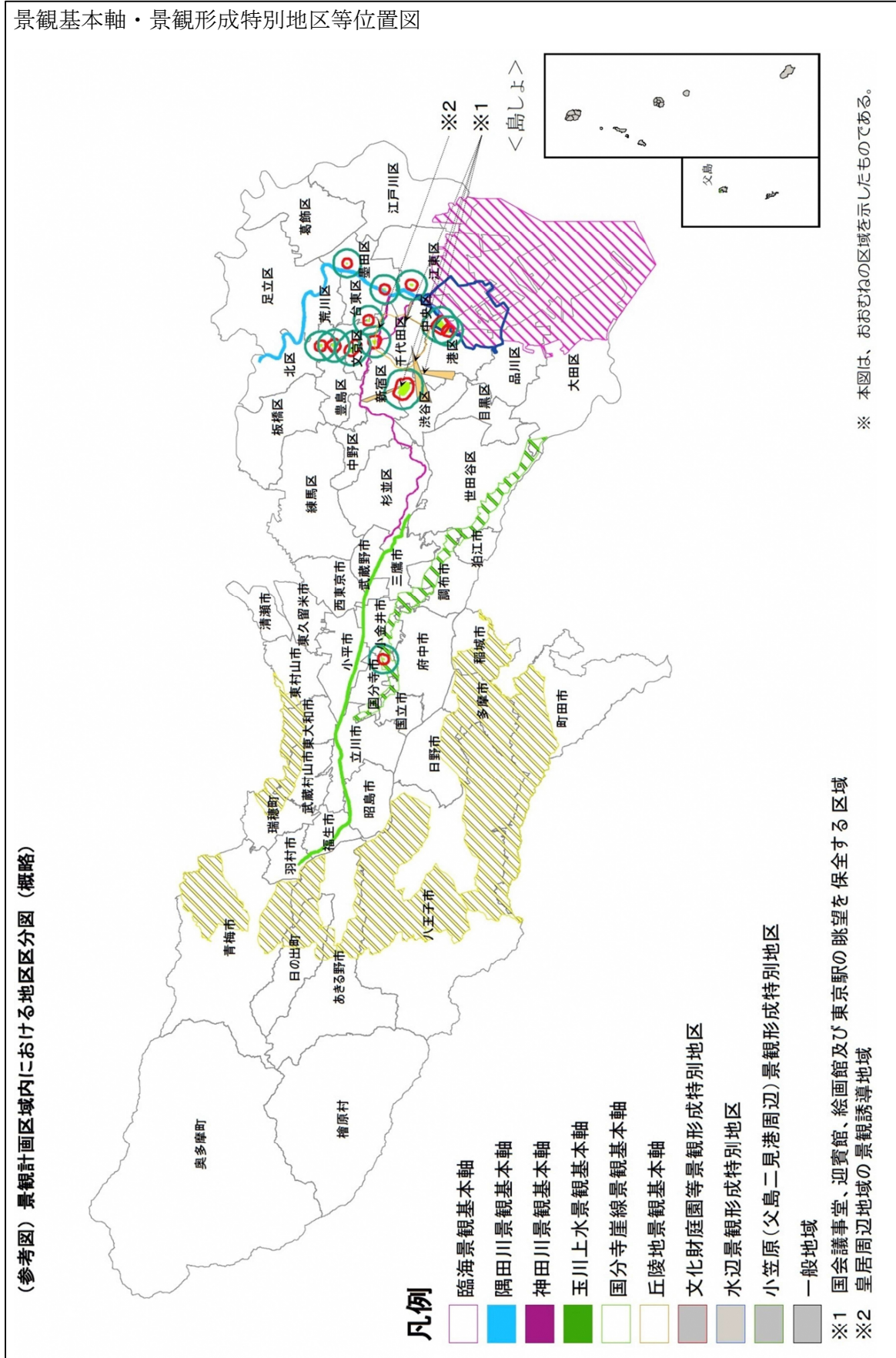
(4) 都市づくりと連携した景観の形成に関する方針

- ・都市開発諸制度などを活用した建築計画については、大規模で周辺の景観に与える影響が大きいことから、東京都景観条例に基づく事前協議制度により、良好な景観の形成に資するよう適切に誘導する。
- ・大規模建築物などが複数計画される区域においては、一体的な景観の形成を図るため、東京都の事前協議制度に定める「特定区域景観形成指針」の制度を活用するなど、地域の個性を生かした景観を誘導する。
- ・街並み景観の形成を図る区域は、地区計画、景観地区などを活用し、建築物や屋外広告物に関する形態・意匠、色彩の基準、高さ制限などを定め、地域の特性を生かした景観の形成を図る。
- ・東京の歴史・文化を代表する地区などにおいて、地域の自主的な街並み景観づくりの取組を支援し、魅力のある街並み景観を誘導する。また、歴史的建造物などを中心に、歴史的な雰囲気の残された街並みを保全するため、東京都景観計画との整合を図りつつ、地域の特性を生かした歴史的景観の形成を推進する。
- ・道路、橋梁(りょう)、河川、公園などの公共事業においては、「公共事業の景観づくり指針」により、良好な景観を備えた都市づくりを進めていく。
- ・中核的な拠点や活力とにぎわいの拠点、地域の拠点など、多くの人々が利用し、まちの顔となる道路において無電柱化を加速し、良好な景観形成や回遊性の向上、バリアフリー化を促進する。

- ・夜間の景観は、品格や落ち着きを持った明るさを抑制すべき地区、夜のにぎわいや活気を演出する地区など、土地利用の特性に応じた照明により、都市全体の夜間景観にメリハリを付け、ダイナミックな都市構造を光で表現する。
- ・また、長い歴史の中において形成されてきた各地域は、その形成時期により景観特性も異なるため、景観特性に応じた照明により、地域の個性を生かしていく。
- ・木造住宅密集地域の改善等に併せて、地域の特性を生かした魅力的な住宅市街地への再生に向けた取組を進める。

(参考附图-15)

景観基本軸・景観形成特別地区等位置図



Ⅱ 主要な都市施設などの整備目標

主要な都市計画の決定の方針を踏まえ、関係機関などとの調整を図りながら実施していく。おおむね10年以内に整備を予定している主な事業は以下のとおりである。

なお、地域に根ざした事業については、関係機関と調整を図りながら、区市町村マスタープランなどで定めるものとする。

<土地利用>

| 整備内容 | 整備目標 |
|-----------------|--|
| 羽田空港跡地におけるまちづくり | 2025年度(予定) 羽田空港跡地第1ゾーン整備事業のための都市基盤施設整備(土地区画整理事業)完了 |

<都市施設>

○交通施設

| 整備内容 | 整備目標 |
|------------------------------------|--|
| 東京外かく環状道路の整備率(首都圏全体) | 東京外かく環状道路:58%(2019年度末) →早期開通に向け整備を促進 |
| 首都高速道路の大規模更新等 | 大規模更新 【1号羽田線、3号渋谷線、都心環状線】 大規模修繕 【都心環状線、3号渋谷線など55km】 |
| 環状第4号線(港区港南～白金台)の整備 | 2032年度開通予定 |
| 環状第2号線(中央区晴海～港区虎ノ門)の整備 | 2022年度開通予定 |
| 東京圏の鉄道のピーク時平均混雑率 | 165%(2014年)→150%(2030年) |
| 東京外かく環状道路のジャンクションなどの周辺地区(世田谷区、練馬区) | 道路整備と合わせた市街地整備に向けた調査及び検討を進める。 |
| リニア中央新幹線の整備 | 名古屋までの開業(2027年) 大阪までの開業(2045年) ※国の財政投融资により最大8年前倒し |
| 連続立体交差事業 | 京成押上線(四ツ木駅～青砥駅間) 西武新宿線(中井駅～野方駅間) 京王京王線(笹塚駅～仙川駅間) 東武伊勢崎線(竹ノ塚駅付近) 東武伊勢崎線 |

| | |
|-------------------------|--|
| | (とうきょうスカイツリー駅付近) J R 埼京線 (十条駅付近) 京浜急行本線 (泉岳寺駅～新馬場駅間) |
| 駅施設におけるエレベーターなど段差解消の整備率 | 必要な駅において 100% (2030 年) |

○下水道

| 整備内容 | 整備目標 |
|------------------------------|--|
| 下水道管や施設 (水再生センター、ポンプ所等) の再構築 | 下水道管は、第一期再構築エリアの再構築を完了(2029 年度)、引き続き、次期再構築エリアの整備を推進。 施設は補修等により延命化し、機能向上が必要な施設から順次再構築を推進 |
| 浸水対策 (下水道施設の整備) | 50 ミリ施設整備及び 75 ミリ施設整備等を推進するとともに、対象地区の追加を検討 |

○河川

| 整備内容 | 整備目標 |
|------------------------------------|--------------------------|
| 時間最大 75 ミリ、65 ミリの降雨に対する河道、調節池などの整備 | 環状第 7 号線地下広域調節池等 8 施設の整備 |
| 高潮防御施設の整備 | おおむね完了 |
| 江東内部河川の整備 | おおむね完了 |
| 東部低地帯の耐震・耐水化の整備 | おおむね完了 |

<都市防災>

○災害に強い都市の形成

| 整備内容 | 整備目標 |
|-------------------------------------|----------------|
| 市街地の延焼を遮断し、避難路や緊急車両の通行路となる特定整備路線の整備 | 2025 年度までに全線整備 |

○水害に強い都市づくり

| 整備内容 | 整備目標 |
|----------------|---------------------------------|
| 対策強化流域における流域対策 | 時間 6 ミリ降雨相当分の雨水流出抑制を実現 (2024 年) |

<自然的環境の整備又は保全>

○公園などの整備

| 整備内容 | 整備目標 |
|-----------------------------------|------------------------------|
| 一人当たりの公園緑地など（都市公園、海上公園、条例公園など）の面積 | おおむね 10 m ² （都全体） |

| おおむね 10 年以内に整備する主な都市計画公園・緑地 | |
|-----------------------------|---|
| 東京都事業 | 明治公園、目黒公園、祖師谷公園、和田堀公園、高井戸公園、上板橋公園、練馬城址公園、石神井公園、舎人公園、篠崎公園 など |
| 特別区事業 | 洗足公園、丸子多摩川公園、羽田空港公園、上用賀公園、玉川野毛町公園、成城みつ池緑地、下高井戸公園、荒川緑地、赤羽台のもり公園、宮前公園、西新井公園、左近川・長島川公園 など |

特色ある地域の将来像

拠点や主な生活の中心地などの将来像について以下に示す。

(1) 中枢広域拠点域

①国際ビジネス交流ゾーン

| 地域 | 将来像 |
|----------------------------|---|
| <p>大手町 丸の内 有楽町</p> | <p>○高度なオフィスビルや外国企業を含む本社機能などの高次の業務機能、国際交流やカンファレンス機能を有するMICE、宿泊施設など、国際的なビジネス・交流機能が集積し、豊かなみどりと美しい眺望景観を備えた、ゆとりと風格のある中核的な拠点を形成</p> <p>○建築物と都市インフラの耐震化や帰宅困難者の一時待機施設の確保、エネルギー確保の多様化、地下空間の浸水対策などが進み、大規模災害時でも事業継続できる防災機能や都市インフラが強化された高度防災都市を形成</p> <p>○都市再生特別地区や都市開発諸制度などにより、金融などの国際ビジネス・交流機能が高度に集積し、金融と情報技術などとの融合によりイノベーションが生まれ続ける拠点の形成や広域交通結節機能と日本橋川の水辺環境等の観光資源を生かした国際的な商業・観光エリアを形成</p> <p>○ゆとりのある充実した歩行者空間の形成、日本橋や神田などの周辺地区との連携、エリアマネジメントによる地域の魅力向上の取組などにより、回遊性が高く、にぎわいや交流を生み出す地域を形成</p> <p>(大手町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際金融の拠点機能や、情報通信・メディア機能の融合及び通信基盤を生かした、新産業を創造し、国際ビジネスのハブとなる中核的な拠点を形成 ・東京駅日本橋口前では、基幹的なインフラ施設の更新に併せ高次の業務機能の集積が図られるとともに、東京駅と周辺とのアクセス性が高められ、高度な防災機能を有する広場的空間を備えた象徴的な拠点を形成 ・神田方面へとつながる仲通りの延伸や、日本橋川に沿った公園・緑道空間などの整備により、みどり豊かな憩いとにぎわいのある空間を創出 <p>(丸の内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創建当時の姿に復原された東京駅丸の内駅舎と、都市の広場や行幸通り及び周辺街区において統一感のとれるよう整備された建築物により、首都のランドマークにふさわしい歴史と風格ある街並みを有する中核的な拠点を形成 ・丸の内仲通りなどでは、地域の魅力や価値向上を図るため、エリアマネジメントにより質の高い公共空間を地域自ら維持管理するとともに、公民協働による安全性・利便性・快適性に配慮した街路環境と、商業、文化など |

| | |
|----------------------------|--|
| <p>大手町 丸の内 有楽町</p> | <p>の多様な機能が集積した、快適でみどり豊かにぎわいのある区部中心部の交流空間を形成 (有楽町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺の市街地の機能更新が進み、業務、商業、観光、文化・交流、MICE など多様な機能が集積したにぎわいと回遊性のある国際色豊かな中核的な拠点を形成 |
| <p>日本橋 八重洲 京橋</p> | <p>○土地の集約化や街区再編により、国際的な業務や商業などの機能が高度に集積し、駅前広場等の交通結節機能が強化され、自立分散型エネルギーが確保された利便性が高く災害にも強い中核的な拠点を形成</p> <p>○都市機能の更新を通じて、歴史や文化と調和し、魅力のあるまちを形成 (日本橋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市再生特別地区や都市開発諸制度などにより、金融関連や製薬関連産業の本社機能が高度に集積し、宿泊・滞在・居住機能などを備えた国際金融・ビジネスの中核的な拠点を形成 ・ 日本橋川の水辺環境を生かしたまちづくりや、それと連携した首都高速道路の地下化、舟旅の活性化などにより、日本橋を中心に老舗や江戸文化を生かした美しく魅力的な景観を備えた国際的な商業・観光エリアを形成するとともに、重要文化財に指定されている近代建築などの保存・再生により、歴史や文化と調和し、風格とにぎわいのある魅力的な街並みを形成 (八重洲・京橋) ・ 東京駅八重洲口及びその周辺では、駅前の広場空間整備や都市開発事業と連携したバスターミナルの整備などによる交通結節機能の強化、街区再編による地上・地下の歩行者ネットワークの充実による回遊性の向上などが進むとともに、東京の玄関口にふさわしい風格ある街並みを有する中核的な拠点を形成 |
| <p>銀座</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 老舗店舗、百貨店などの様々な商業施設、ホール、ギャラリーなどの文化・交流施設及び業務等の多様な都市機能が高度に集積し、高質で国際的な商業・観光の中核的な拠点を形成 ・ 地上・地下における歩行者ネットワークの快適性の向上などが進むとともに、中央通りなどに面して、建築物のスカイラインや壁面の位置などが統一された魅力ある街並みを形成 |
| <p>八丁堀・ 茅場町</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共・公益施設の再編や土地の高度利用により、金融・業務機能の高度な集積に加え、商業や生活利便施設、住宅などが立地し、日本橋・東京駅前及び大丸有地区等へのアクセス性を生かした、活力とにぎわいの拠点を形成 |
| <p>人形町</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の更新やリノベーションが行われ、個性のある飲食店や商業施設、小規模なオフィスなどが集積した、歴史や文化が感じられる活力とにぎわ |

| | |
|---------|---|
| 人形町 | いの拠点を形成 |
| 霞が関・永田町 | <ul style="list-style-type: none"> 我が国の政治・行政の中心としての中核機能が高度に集積するとともに、皇居、日比谷公園や、国会議事堂、法務省旧本館などの歴史的建造物とが調和した、重厚で風格のある中核的な拠点を形成 |
| 日比谷・内幸町 | <ul style="list-style-type: none"> オフィスビル、商業施設、劇場や映画館などの施設を生かした、国際的な芸術・文化、宿泊、エンターテインメント機能などが高度に集積し、にぎわいや交流の生まれる中核的な拠点を形成 日本初の洋風近代公園である日比谷公園や、劇場、映画館などの既存の文化・交流機能などを生かし、計画的・段階的に市街地が更新され、中枢業務機能と商業・文化・交流機能とが複合した、歴史と文化が香り、回遊性と風格のあるビジネス拠点を形成 駅周辺では、回遊性を向上させる快適な歩行者ネットワークの強化、日比谷公園と連続する憩いやにぎわいの核となる広場空間の創出、地域主体のエリアマネジメントによる質の高い管理、文化・交流機能の集積をはじめとした多様な機能の導入などにより、エンターテインメント性豊かな魅力ある都市空間を形成 安全、快適かつ自由に多様な人々が訪れることができるよう、日比谷公園と周辺のまちとのアクセシビリティを向上し、回遊性を確保 |
| 六本木虎ノ門 | <p>○高層建築物が建ち並び特色ある個性的な街区が織りなす市街地において、国際色豊かな業務、商業・エンターテインメント、文化、宿泊、居住、医療、教育などの多様な機能が、相互に連携する複合開発により高度に集積し、外国人にとっても暮らしやすく、交流の生まれる中核的な拠点を形成</p> <p>○エリアマネジメントによる地域の魅力向上、アート・デザイン関連施設の集積、歩行者空間のネットワーク化などにより、回遊性が高く、活発な交流の生まれる地域を形成</p> <p>○駅を中心とした交通結節機能の強化や、防災性を向上させる緑豊かなオープンスペースや公園機能の充実、自立分散型エネルギーの確保、周辺の住宅地と調和した高度利用が進み、高層建築物を中心とした、魅力のある拠点を形成</p> <p>(六本木)</p> <ul style="list-style-type: none"> 六本木から麻布十番では、六本木駅周辺の都市基盤整備による地下鉄やバスの乗り継ぎなどの交通結節機能の強化や、業務、商業、居住、教育、文化、国際交流などの多様な機能の集積、文化会館や庭園などの資源をいかした市街地の更新により、安全・安心な環境にも配慮した中核的な拠点を形成 国立新美術館などのアートやデザイン関連施設が集積し、最先端の都市文化・情報を発信する拠点を形成 |

| | |
|--------------------|---|
| <p>六本木 虎ノ門</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 六本木通り沿道では、地下鉄駅や幹線道路の交差点などを中心とした歩行者空間の充実、ネットワーク化が進み、回遊性の高い、みどりとにぎわいのある魅力的な複合空間を形成 (虎ノ門) • 環状第2号線の開通を契機に、地下鉄駅の新設や改良、地下歩行者通路、バスターミナルの整備など、交通結節機能を強化するとともに、街路樹の充実によるみどりの軸の形成、沿道のまちづくりによる緑化が進み、広がりや厚みのあるみどりを形成 • 周辺の市街地においては、敷地統合などによる機能更新の促進や土地利用転換に併せた地区の骨格を形成する道路の整備、公共交通などへのアクセスを高める歩行者ネットワークを整備し、商業・居住・医療・教育・宿泊機能など、国際的な生活環境を備えたビジネス・交流の拠点を形成 • 増上寺等の歴史的資源の保全・活用や、みどり空間の拡充・創出が進むとともに、周辺地域と連携し、国内外に東京の魅力を発信する、観光・ビジネス・交流などの機能が集積した中核的な拠点を形成 |
| <p>神田</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 土地の集約化や街区再編により、業務、商業、居住機能が高度に集積するとともに、表通りのみならず、雰囲気のある路地空間が活用され、下町らしさも残る、活力とにぎわいの拠点を形成 • 日本橋川沿いでは、防災船着場を活用した船の利用による観光周遊の場が整備されるとともに、大手町からつながる延伸された仲通りにより、憩いとにぎわいのある空間を創出 |
| <p>秋葉原</p> | <ul style="list-style-type: none"> • つくばエクスプレス、JR線及び地下鉄の充実したターミナル機能を有する交通結節性を生かし、ICT関連企業を中心とした業務機能が高度に集積し、業務・商業、文化機能などの集積と産学の連携を促進するとともに、アニメなどの日本独自のコンテンツを世界にも発信する活力にあふれた中核的な拠点を形成 • 電器店やサブカルチャーなどの個性的な商業施設の集積や、神田川沿いの親水空間を生かし、独自の文化を世界に発信し、国内外から人々が集まる観光・交流の拠点を形成 • 神田川沿いでは、防災船着場を活用した船の利用による観光周遊の場が整備され、にぎわいを創出 |
| <p>御茶ノ水</p> | <p>(御茶ノ水)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 商業、業務、居住機能などの集積が進み、大学、病院や楽器店が数多く立地する特性を生かすとともに、エリアマネジメントの取組等により、交流が生まれ、活力とにぎわいの拠点を形成 • JR御茶ノ水駅周辺では、駅舎のバリアフリーや交通広場の整備に併せて |

| | |
|--------|---|
| 御茶ノ水 | <p>業務、商業などの集積が進み、湯島聖堂やニコライ堂など歴史的な資源や神田川と調和した景観が保全・創出された魅力的な交通結節点を形成</p> |
| 新橋 | <p>○街区再編や建築物の更新が進み、業務、商業、居住機能等が高度に集積し、起業家やスタートアップ、ベンチャー企業が集まり、イノベーションが生まれ続けるビジネス交流の中核的な拠点を形成</p> <p>○まちの活力や雰囲気を生かしながら、駅の改良や駅周辺の整備による交通結節機能の強化、虎ノ門地区等との連携などが進み、にぎわいがあふれ、交流が活発化</p> <p>(新橋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環状第2号線の沿道地域において老朽化した建築物の機能更新が図られることにより、業務・商業・居住機能などの集積が進むとともに、街路樹の充実や沿道の緑化が進むことにより、広がりや厚みのあるみどり豊かな都市空間を有する中核的な拠点を形成 <p>(汐留)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区部中心部と臨海部との結節点である汐留では、業務、商業、文化、居住などの機能集積が進むとともに、地域主体のエリアマネジメントにより、質の高い都市空間を形成 ・浜離宮恩賜庭園からの眺望に配慮した景観形成が進められるとともに、先進的なエリアマネジメントの取組が行われ、ゆとりとにぎわいのある拠点を形成 |
| 浜松町・竹芝 | <ul style="list-style-type: none"> ・都有地を活用した都市再生ステップアップ・プロジェクトなどにより、業務、商業、宿泊、居住、交流、文化などの機能が集積するとともに、駅改良や歩行者空間の整備により交通結節機能や回遊性が向上し、羽田空港や伊豆諸島・小笠原諸島との結節点にふさわしい観光の拠点として活力とにぎわいの拠点を形成 ・東西自由通路の整備や東京モノレール浜松町駅などの改良をはじめ、周辺市街地との回遊性の向上を図る歩行者デッキネットワークの整備などにより、交通結節機能が向上 ・エリアマネジメントなどにより、帰宅困難者対策、エネルギー連携などの防災対応力の強化や、地域の魅力を向上するにぎわいの創出などを進め、災害に強く質の高い市街地を形成 |
| 品川 | <p>○リニア中央新幹線の始発駅となる品川駅周辺では、駅の再編、環状第4号線などの道路ネットワーク、駅前広場及び歩行者ネットワークなどの都市基盤の整備が進み、さらにリニア中央新幹線開業等に合わせて、国道15号上空デッキなどの基盤整備を推進することで、国内外の各都市とつながる利便性の高い広域交通結節点としての中核的な拠点を形成</p> <p>○東京湾からの「風の道」の確保、大規模公園、緑地、運河などを活用した</p> |

| | |
|-------|---|
| 品川 | <p>水と緑のネットワークの形成、下水熱の有効利用など、環境に関する先端的な取組が進んだまちを形成</p> <p>(品川)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後整備されるリニア中央新幹線、羽田空港など国内外への広域アクセスの利便性などを生かし、国際的な業務機能とこれを支えるカンファレンス、商業、宿泊、居住、研究、MICE施設等の国際交流機能、移動・観光支援機能などの多様な機能が高度に集積し、様々な交流とイノベーションが生まれ続ける中核的な拠点を形成 <p>(天王洲・北品川)</p> <ul style="list-style-type: none"> 内陸部や空港へのアクセスの利便性を生かし、都市基盤の整備や土地の高度利用などにより、業務・商業、居住、文化などの機能が複合し、安全で快適な都市創造と良好な都市景観を有する地域を形成 護岸や遊歩道の整備や水辺に顔を向けた商業施設・文化交流施設の立地が進むとともに、運河沿いの緑化やライトアップ、ストリートアートの展開などにより、回遊性があり個性豊かでのぎわいのある水辺の景観を形成 中核的な拠点品川の南の玄関口として、旧東海道品川宿や品川浦周辺の水辺など良好な環境を有し、文化性を兼ね備えた国際交流都市のまちづくりを推進 |
| 田町・三田 | <ul style="list-style-type: none"> 大規模な低未利用地において業務・商業・文化機能が複合した開発や、既存市街地の街区再編・機能更新などにより、計画的な土地利用転換が進むことで、快適な歩行者ネットワークや縦横に巡る運河を生かした水辺の住宅などからなる、魅力的な活力とにぎわいの拠点を形成 区部中心部に近接した利便性と、恵まれたみどりや運河の水面を生かし、魅力的なデザインの都市型住宅が立地する居住の拠点を形成 |
| 飯田橋 | <p>○交通結節機能の強化、高経年マンションや業務ビルの建替え、公共施設の整備と合わせ、高度利用により、業務・商業、文化・交流、医療、教育など複合的で多様な機能が集積し、活力とにぎわいの拠点を形成</p> <p>(飯田橋)</p> <ul style="list-style-type: none"> JR飯田橋駅周辺では、業務、商業、宿泊、住宅、教育、医療施設などが集積し、西口・東口の交通広場の整備や駅舎の再整備などによる安全で快適な空間と、外濠をはじめとする歴史的資源やみどりと調和した景観を形成し、魅力的な拠点を創出 <p>(神楽坂)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区計画などを活用して、歴史的な文化・景観を保全しつつ賑わい交流機能を備えたまちの形成や、風情ある坂や路地の街並み、個性的な店舗など、独自の文化を発信するまちの魅力の継承など、際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成 |

| | |
|----------------|---|
| <p>神保町・九段下</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 書店が数多く立地する特性を生かすとともに、交通結節機能の強化や公共施設の整備と合わせ、高度利用により、業務、商業、文化・交流、教育など複合的で多様な機能が集積し、活力とにぎわいの拠点を形成 • 九段下駅周辺では交通結節機能及び歩行者ネットワークの強化を図り、内濠や日本橋川等の歴史的な水辺空間と調和した建物の更新と高度利用により、業務、商業、行政、文化・交流など複合的で多様な機能が集積し、活力とにぎわいの拠点を形成 |
| <p>四ッ谷・市ヶ谷</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 駅周辺や幹線道路沿道の建築物の更新が進むとともに、交通結節機能の強化と合わせた高度利用により、業務・商業、文化・交流、医療、教育など複合的で多様な機能が集積した活力とにぎわいの拠点を形成 • 高経年マンションや業務ビルの建替えの進行により、業務、商業、行政施設などの大規模な敷地内に豊かな緑が確保された、成熟した複合市街地を形成 • みどり豊かで魅力的な外濠沿いの景観や自然環境の保全、更なるみどりの創出とともに、それらと調和した建物の更新と高度利用を図ることにより、宿泊、業務、商業、居住などの機能集積が進んだ、国際交流機能を備えた複合市街地を形成 |
| <p>新宿</p> | <p>○乗降客数日本一のターミナル駅を中心に、業務・商業、交流、観光、宿泊、医療、居住などの多様な機能の高度な集積を生かし、国際的に東京の発展を先導する中核的な拠点を形成</p> <p>○新宿グランドターミナルの再編を進めるなど、巨大ターミナルにふさわしい交通結節機能を備えるとともに、再編を契機とした新宿駅周辺地区のまちづくりにより、個性ある各地区をつなぎ、高質で重層的な歩行者空間等が整備され、にぎわいや交流を生む人中心のまちを形成</p> <p>○個性的な商業施設や、芸術・文化、娯楽などの多様な機能が集積し、訪れて楽しく、活力が感じられるまちを形成</p> <p>○都市再生特別地区や都市開発諸制度などの活用により、交通結節機能の強化と併せ、多様な機能が集積した中核的な拠点を形成。また、高度な都市機能が集積する中、老朽化し機能更新が求められている市街地を、街区再編まちづくり制度の活用などにより、共同化や個別建替えを促進することで、にぎわいを維持・増進しながら防災性を向上</p> <p>(新宿駅西口)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 交通広場周辺では、交流の結節点にふさわしい商業・業務機能を充実させるとともに、超高層オフィス街においては、時代に対応した機能更新やビジネス支援機能の強化や、地域主体のエリアマネジメントの取組等により、活発な交流を創出。また、業務・商業、宿泊、医療など多様な機能の連携やみどり豊かな空間の魅力増進により、活発な都市活動を支える質の |

| | |
|--------|--|
| 新宿 | <p>高いビジネス空間を形成 (新宿駅東口)</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業機能などが集積したまちの魅力を活かしつつ、街区再編まちづくり制度の活用などにより市街地の機能更新を図るとともに、歩行者が快適に回遊できる都市空間の形成と国際的な商業拠点としてにぎわいのあるまちづくりを推進。また、地域主体のエリアマネジメントの取組等により、まちの更なるにぎわいと魅力を向上 <p>(新宿駅南口)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高速バスやタクシー、一般車両などの乗り入れが可能な交通広場や歩行者空間の整備が進み、利便性の高い交通結節点を形成 <p>(歌舞伎町)</p> <ul style="list-style-type: none"> 街路整備などにより回遊性のある訪れて楽しい歩行者空間が創出されるとともに、建物の更新により文化、芸術、娯楽などの多様な機能が集積し、安全でにぎわいと活力が感じられる拠点を形成。また、地域主体のエリアマネジメントの取組等により、安心して快適な都市環境を形成 <p>(西新宿五丁目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 木造住宅密集地域において、防災生活道路の整備等、建物の不燃化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成するとともに、良好な住環境と地域コミュニティを形成 <p>(代々木駅周辺)</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅周辺の市街地の更新により土地の高度利用を促進し、交通結節機能を活かした居住機能を充実するとともに、教育・文化、商業・業務など多様な機能の集積を図り、新宿御苑、明治神宮などのみどりや歴史的資源と調和した、みどり豊かでゆとりとにぎわいのある拠点を形成 |
| 富久・若松 | <ul style="list-style-type: none"> 大規模医療・文化施設等を生かし、周辺の住環境と調和した業務、文化、医療、商業、居住が複合した良好な市街地を形成 環状第4号線（外苑西通り）の整備に併せ、街路樹と新たに創出される沿道の豊かなみどりが連続したゆとりある歩行者空間を創出 |
| 大崎・五反田 | <ul style="list-style-type: none"> ○土地の集約化や街区再編、土地利用の転換などが進み、業務、商業、居住、文化などの多様な機能の高度な集積が進んだ中核的な拠点を形成。特に、研究開発機関を中心とした企業の立地が進み、東京のものづくりをリードする拠点を形成 ○交通結節機能や道路ネットワーク、歩行者空間の改善が進むとともに、水辺空間や個性的な商業施設・飲食店等の集積を生かした、回遊性の高い、にぎわいが生まれる拠点を形成 ○目黒川沿いでは、桜が連なる遊歩道と一体となった公園・広場や敷地内緑地により、広がりのあるみどりの親水空間を形成するとともに、橋梁・護岸等におけるライトアップによる潤いのある親水空間を形成 |

| | |
|--------------------|---|
| <p>大崎・ 五反田</p> | <p>(大崎)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大崎では、駅のターミナル機能を生かし、大規模低未利用地の計画的な土地利用転換や機能更新が進み、研究開発型産業を核とする業務、商業、文化、居住などの複合的機能を備えた、東京のものづくり産業をリードする、魅力とにぎわいのある中核的な拠点を形成 ・地域主体のエリアマネジメントによる継続的な公共空間の管理・活用や防災性向上等の取組により、魅力的で安全性の高い都市環境を形成 <p>(五反田)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五反田駅周辺では、小規模街区や幅員の狭い区画道路の再配置などにより、土地の高度利用や道路ネットワークの整理による大街区化された中核的な拠点を形成 ・木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、燃えない・倒れない安全な市街地を形成するとともに、良好な住環境と地域コミュニティを形成 ・目黒川において、舟運の拠点となる棧橋・広場が整備され、新たな交通結節点を形成 ・にぎわい拠点施設の機能充実やIT・ベンチャー企業の集積が進み、多くの人が集う活力と交流の拠点を形成 |
| <p>目黒</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺の更新が進むとともに、駅前にふさわしい機能の維持・充実や、にぎわいと魅力を創出する商業、業務、居住機能などの集積が進み、利便性の高い活力とにぎわいの拠点を形成 |
| <p>中目黒</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・商業、業務、居住の機能集積、個性的な店舗や飲食店、シェアオフィス、大学の立地などにより、アートや音楽、新たな働き方やライフスタイルなど、多様な文化や交流が生まれるまちを形成 ・目黒川と桜並木をはじめとしてみどり空間が身近に感じられる、回遊性が高く、憩いとにぎわいある地域を形成 ・駅周辺では、都市基盤の整備や都市機能の更新が進み、職・住・遊の多様な機能が集積した活力とにぎわいの拠点を形成 |
| <p>大橋</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・首都高速中央環状線と首都高速3号線とを結ぶジャンクション及び周辺区域とが一体的に整備され、居住・商業・業務機能が集積した拠点を形成 ・駅周辺の交通安全の確保、快適な沿道環境の整備及び商業機能の充実が図られ、便利で快適な日常生活の拠点を形成 ・目黒天空庭園（ジャンクション上部）をみどりと触れ合う地域の活動拠点として活用するとともに、目黒川と一体となった多様なみどりの空間を形成 |
| <p>渋谷</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺の建築物の更新が進み、商業・娯楽施設、コンテンツ系産業、文化・交流機能等が高度に集積し、自立分散型エネルギーが確保された中核的な拠点を形成し、ファッションやエンターテインメントなどの先進的な文化を |

| | |
|--------------------------------|---|
| 渋谷 | <p>国内外へ発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅改良や駅前広場の整備やユニバーサルデザインのまちづくりが進むことにより、快適な歩行者空間の充実が進み、地区ごとに個性のある多様な商業・文化施設の集積を生かし、回遊性が高く、歩いて楽しい地域を形成 ・ 都市開発諸制度や都市再生特別地区などの活用により、交通結節機能の強化と合わせ、多様な機能が集積した中核的な拠点の形成を推進するとともに、駅周辺では、高い商業集積を生かして、老朽化し機能更新が求められている市街地を、地区計画や街区再編まちづくり制度の活用などにより、共同化や個別建替えを促進することで、にぎわいの維持・増進や防災性を向上 ・ 都市再生ステップアップ・プロジェクトにより都用地の土地利用転換が図られ、世界に向けた生活文化やファッション産業などの発信拠点を形成するとともに、歩いて楽しいまちを形成 ・ 再生された渋谷川の親水空間を軸に緑の遊歩道が整備されるなど、水と緑のネットワークを形成 |
| 恵比寿 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業や業務の集積、個性的な飲食店や物販店の立地、質の高い住宅の充実などにより、ゆとりのある活力とにぎわいの拠点を形成 |
| 代官山 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧山手通り沿道のゆとりある整った街並み景観を継承し、個性ある商業施設やカフェ、レストラン、コワーキングスペースなどが立地し新たなライフスタイルを創造する、際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成 |
| 代々木 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 明治神宮に繋がる西参道エリアにおいては、歴史を感じる緑豊かな歩行者空間を形成するとともに、ライフスタイルの提案機能やクリエイティブ機能などの多様な機能が集積し、文化の交流を創出する活力とにぎわいの拠点を形成 |
| 千駄ヶ谷 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新国立競技場や関連施設の整備に伴う国内外から訪れる人の増加に合わせ、ふさわしい機能を駅前に集約し、土地の有効利用と高度利用を図り、緑あふれる安全で快適な歩行者空間を形成 ・ 歴史文化資源のある地域特性を生かし、国内外から人々が集う、伝統文化・芸術・教育機能が集積した際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成 |
| 原宿・ 明治神宮前・ 表参道・ 青山一丁目 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地下鉄駅周辺の市街地の更新を図り、ファッションやコンテンツ等の企業集積を図るとともに、表参道、青山通り、キャットストリート（旧渋谷川遊歩道）などの街並みや個性的な商業集積などを生かし、服飾雑貨等の生活文化の発信や交流を担う活力とにぎわいの拠点を形成 ・ 南青山では、地域特性に応じた住環境と業務、商業などの都市活動の均衡が取れた魅力的な複合市街地の形成に合わせて公園機能を確保し、青山霊園などと一体となった地域の防災性の向上やみどり豊かで快適な都市 |

| | |
|---|---|
| <p>原宿・ 明治神宮前・ 表参道・ 青山一丁目</p> | <p>空間を創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地の更新の機会を捉え、土地の高度利用を図りながら、みどり豊かで職・住・遊が融合したまちを形成 |
| <p>神宮外苑</p> | <ul style="list-style-type: none"> スポーツ施設の更新、いちよう並木から絵画館を望む景観の保全、歩行者空間の整備、飲食店や商業施設の立地などにより、にぎわいと風格のあるスポーツクラスターを形成 迎賓館や青山霊園などの大規模な緑空間や歴史・文化景観が保全・活用され、周辺の住宅や商業・業務施設などと調和し、まちと緑が一体となった市街地を形成 |
| <p>明石町・ 築地・ 佃・ 月島・ 勝どき・ 豊海町・ 晴海</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○区部中心部に近接した利便性とスーパー堤防の整備などにより創出されたウォーターフロントの特性を生かし、緑豊かなオープンスペースなどを備えた、超高層から低中層建築物までが組み合わせられ、多様で魅力的な複合市街地を形成 ○環状第2号線及び晴海通りでは、街路樹の充実を図ることによりみどりの軸とするとともに、沿道のまちづくりによる緑化が進み、広がりや厚みのあるみどりを形成 ○老朽建築物の建替えや計画的な土地利用転換などによって、道路整備及び都市型住宅や教育、福祉などの生活関連施設の整備が進むことにより、水辺と調和した魅力ある街並みを形成 ○地区ごとの特色や、舟運、水辺の環境などを生かし、地区間で相互に連携を図りながら、東京の新たな成長を創り出す場所としてふさわしい機能を導入 ○都市基盤の整備や土地利用の転換が進み、外国人を含む様々な人々に対応した住宅、宿泊、商業、文化施設等が修集積し、質の高い住環境と水辺や下町風情とが調和した、魅力のある拠点を形成 (築地) ・浜離宮恩賜庭園や銀座、隅田川、そして食文化など、魅力的な資源を有する地域のポテンシャルを生かしつつ、国際会議場等の機能を中核としながら、文化・芸術、スポーツ・ウェルネスなどの機能が融合して相乗効果を発揮し、国際的な交流が促進される活力とにぎわいの拠点を形成 ・東京湾、隅田川、陸からの交通ルートが交差する要所にあることを生かし、舟運、バス、地下鉄などのインフラから成る広域交通結節点を形成 (月島・勝どき) ・勝どき駅、環状第2号線及び月島駅の周辺では、拠点形成にふさわしい都市機能の更新や、歩行環境が改善された魅力ある活力とにぎわいの拠点を形成 |

| | |
|---|--|
| <p>明石町・ 築地・ 佃・ 月島・ 勝どき・ 豊海町・ 晴海</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・佃及び月島では、路地空間などを生かした個性ある街並みを形成（晴海） ・東京 2020 大会後、選手村では多様な人々に対応した住宅や生活利便施設などが立地し、水素エネルギーが活用された、大会のレガシーが感じられる都市型居住ゾーンを形成するとともに、地区全体では既存の業務・文化機能を生かしつつ、教育施設をはじめとする公共・公益施設等の充実が図られ、調和のとれた複合市街地を形成 ・広域的な交通ネットワークの形成や安全や快適な歩行者ネットワークの形成により魅力ある活力とにぎわいの拠点を形成 ・水辺では、緑化を推進するとともに、遊歩道、スポーツ施設、公園、水辺に顔を向けた建築物などを整備し、回遊性と憩いのあるプロムナードを形成 |
| <p>有明・ 青海・ 台場</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・職・住・学・遊のバランスのとれた複合的なまちづくりが実現され、人や情報の国際的な交流が活発に行われるとともに、交通結節性やアクセシビリティが強化され、業務、商業、居住、教育、宿泊、MICE 関連施設など、東京圏に求められる先導的な機能が高度に集積し、観光客やビジネスパーソン、研究者、留学生などでにぎわう中核的な拠点を形成 ・多様な都市生活に対応した居住機能を導入し、緑豊かな旧防波堤や東京港の眺望を生かした良好な住環境を形成するとともに、活力とにぎわいのある商業・業務機能、魅力あるスポーツ・文化・レクリエーション機能、学校などの公共・公益機能、都市型工業・流通機能などがバランス良く複合した市街地を形成 ・有明テニスの森公園等により生活の楽しさや豊かさを享受できる文化・レクリエーション機能、国際展示場等の周辺施設と連携した国際競争力に資する MICE 機能など、質の高い複合空間や都市環境を形成 ・新客船ターミナルの整備により、多くの大型クルーズ客船が寄港することで、観光の拠点を形成し、水上交通が活性化するとともに、りんかい線やゆりかもめなどとの交通結節機能を強化 ・レインボーブリッジを望む水辺やシンボルプロムナードなど、水と緑の空間がゆとりを創出するとともに、自然環境を保全 ・豊かな緑の創出や太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用により、環境負荷の低減を実現するエリアを形成 ・地区ごとの特色や、舟運、水辺の環境などを生かし、地区間で相互に連携を図りながら、東京の新たな成長を創り出す場所としてふさわしい機能を導入 |
| <p>豊洲</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・豊洲は、東京、そして日本の中核市場のある地域として、活力とにぎわいの拠点を形成 |

| | |
|----|--|
| 豊洲 | <ul style="list-style-type: none"> • 都市基盤の整備や土地利用の転換が進み、外国人を含む様々な人々に対応した住宅、宿泊、商業、文化施設等が集積し、質の高い住環境と水辺や緑が調和した、魅力のある拠点を形成 • 豊洲駅周辺では、地下鉄8号線延伸によるゆりかもめ等との交通結節点強化を見据え、業務、商業、居住、教育などの機能が集積され、水辺やドック跡を生かしたにぎわい空間、眺望を生かした居住空間などが整備されることにより、拠点性の高い複合的な市街地を形成 • 周辺エリアと調和したスカイラインや海辺景観の保全などにより、魅力ある水際の都市空間を創出 • 首都圏の食を支える豊洲新市場周辺では、先進的な市場流通を実現するとともに、環境に配慮した新たな活気ある都市空間を形成 • 環状第2号線沿道では、みどりが充実した快適な都市空間を形成し、商業や文化などの多様な機能の立地が進むとともに、BRT等により、臨海部と区部中心部とを結ぶ公共交通が充実し、交流を活性化 • 地区ごとの特色や、舟運、水辺の環境などを生かし、地区間で相互に連携を図りながら、東京の新たな成長を創り出す場所としてふさわしい機能を導入 |
|----|--|

②東部（荒川以西）

| 地域 | 将来像 |
|-----------------|--|
| 荒川 隅田川 周辺 | <p>○スーパー堤防や高規格堤防の整備に併せて、木造住宅密集地域では、都市計画道路の整備に併せた延焼遮断帯や避難路・救援路の形成、建物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、良好な住環境を備えた安全なまちに再生</p> <p>○スーパー堤防や高規格堤防などによる河川整備が進み、水辺へのアクセス路の設置などによる親水空間が充実するとともに水と緑の軸を形成することにより、潤いのある空間を創出</p> |
| 錦糸町・ 亀戸 | <ul style="list-style-type: none"> • 東京東部の中枢業務機能を支える拠点として、業務、商業、文化、娯楽などの機能が高度に集積するとともに、にぎわいのある中核的な拠点を形成 • 隅田川や江東内部河川などの水辺空間を活用した下町文化を発信する拠点を亀戸天神社や両国国技館、江戸東京博物館など周辺の個性的な観光資源を生かしながら形成 • シンボリックな道路や公園等が快適な歩行者ネットワークで結ばれ、回遊性が高く、ゆとりのある都市空間を形成 • 錦糸町については、宿泊施設や大規模商業施設、音楽ホール、総合体育館などの集積や、JR総武線や地下鉄半蔵門線、バスターミナルなどの高い交通利便性を生かすとともに、地下鉄8号線の延伸を見据えて高度利用を図り、商業・業務機能の適正な更新・集積を進め、魅力と活力の高い拠点 |

| | |
|-------------------|---|
| 錦糸町・ 亀戸 | を形成 |
| 両国 | <ul style="list-style-type: none"> ・両国国技館や江戸東京博物館、すみだ北斎美術館などの国際的な観光資源や新たな宿泊施設や隅田川沿いのリバーセンター建設計画など魅力ある観光交流機能の集積を生かし、回遊ルートの整備や下町文化を軸とした景観づくりを進め、観光・文化を発信し、にぎわいや交流が生まれる活力とにぎわいの拠点を形成 |
| 東向島・ 京島・ 八広 | <ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり産業をいかしながら、高度な先端技術を取り入れ、新たな産業の育成が図られることで、東京の活力を支える地域を形成 ・特定整備路線や生活道路の整備、建築物の不燃化・耐震化などにより地域の防災性が向上した、継承してきた歴史及び伝統を生かした魅力ある街並みを形成 ・街区再編などにより住工の共存や適正配置が図られることにより、良好な環境を持った定住性の高い職住近接のまちを形成 |
| 押上 | <ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄8号線の延伸による東京湾岸部からの誘客を見据え、ものづくり産業の集積を生かした産学公の連携により、産業の活性化が進むとともに、市街地の機能更新と併せて住宅と産業の調和を図り、居住者、来街者、就業者の交流が生まれる活力とにぎわいの拠点を形成 ・北十間川の親水性向上や水上交通の活用などにより、歴史や文化を生かした、にぎわいのある水辺空間を形成 ・東武伊勢崎線の連続立体交差事業による南北市街地の一体化や交通結節点としての機能の強化を図るとともに、土地の高度利用を促進して商業・業務・観光・文化機能及び良質で定住性の高い都市型住宅の導入を図る ・木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成 |
| 曳舟 | <ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり産業の集積を生かした産学公の連携により、産業の活性化が進むとともに、市街地の機能更新と併せて住宅と産業の調和が図られ、活力があり、交流が生まれる市街地を形成 ・再開発事業等による木造住宅密集地域の解消や道路等の都市基盤の整備などが進み、物販やその他のサービス機能、都市型住宅が集積した市街地を形成 ・東武伊勢崎線、京成押上線による区部中心部へのアクセスの良さを生かした居住のポテンシャルを有する地域を形成 |
| 鐘ヶ淵 | <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成 ・ものづくり産業の集積、住工商一体となったまちの特徴を生かした良好な住環境と地域コミュニティが醸成されている商業やサービス機能の整った拠点を形成 |

| | |
|---------|--|
| 鐘ヶ淵 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺や総合運動場の整備や隅田川、荒川といった水辺、緑地に囲まれた特徴を生かした文化・スポーツの拠点を形成 ・ 東武伊勢崎線の立体交差化と一体となった鐘ヶ淵駅周辺のまちづくりを推進 |
| 門前仲町 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史や水辺を生かした回遊性の向上、商業や交流機能の集積などにより、魅力を発信し、活力とにぎわいの拠点を形成 |
| 東陽町 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地下鉄8号線の延伸等による都市基盤の整備や交通結節機能の強化を見据え、業務、商業、サービスなどの機能が集積した活力とにぎわいの拠点を形成 |
| 南砂町 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 親水公園等の水と緑のネットワークや商店街等の地域資源を生かし、良好な住環境を創出 ・ 駅周辺では、商業、業務、居住を中心とした都市機能をより一層集積し、にぎわいのある都市空間の形成を図る ・ 土地利用転換により、水辺や緑を生かしつつ計画的に市街地の再編が進み、物流施設等の既存の土地利用と新たに導入される機能の調和を図る |
| 森下・清澄白河 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地の機能更新や建築物のリノベーションにより、商業や居住機能の集積が進み、美術館や庭園などの多くの歴史・文化施設の立地等を生かした、にぎわいや交流の生まれる活力とにぎわいの拠点を形成 |
| 住吉 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地下鉄8号線の延伸による交通結節機能の強化や土地の有効活用を見据え、商業を中心とした都市機能が集積し、猿江恩賜公園等の水や緑と連なる、ゆとりのある活力とにぎわいの拠点を形成 |
| 東大島 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 再開発事業による良好な基盤を活かし、住環境と調和した商業機能などの生活関連施設の充実を図るとともに、駅周辺では活気とにぎわいのある住宅地を形成 |
| 新木場 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 区部中心部への近接性や臨海部における立地適性を活かした土地利用転換が図られることにより、市街地の再編や都市基盤などの環境整備が進み、物流施設等の既存の土地利用と新たな都市機能が調和した活力とにぎわいの拠点を形成 |
| 辰巳 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模団地の建替えにあわせ、公共公益施設の再配置や辰巳駅を中心とした活気と魅力のある複合市街地への更新が計画的に進むほか、水辺や緑を生かした都市環境を形成 |
| 潮見 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 潮見駅周辺では、大規模低利用地の土地利用転換により、業務、商業、居住、交流などの機能が調和した地域を形成 |
| 平井 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺では、適正な高度利用を図ることにより商業、居住の集積を図り駅前空間を形成 ・ 木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建物の不燃化などが進むとともに道路や公園などの整備を行うことにより、安全な市街地と快適な住環境を形成 |

| | |
|----|---|
| 平井 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定整備路線沿道では、建築物の不燃化や共同化による延焼遮断帯を形成するとともに、適正な高度利用が図られた街並みを形成 |
|----|---|

③東部（荒川以東）

| 地域 | 将来像 |
|------|---|
| 環7周辺 | <ul style="list-style-type: none"> ○駅などを中心とした拠点に、商店街や子育て支援施設などのコミュニティインフラが集積するとともに、身近な公共交通機関であるバスによって駅や公共施設などが結ばれ、利便性の高いコンパクトな住宅市街地を形成 ○河川や緑地、大規模公園などを生かし、人々が集うみどりの親水空間が整備され、潤いのある住環境を形成 ○市街地内の農地や樹林地などのみどりの保全とともに都営住宅などの建替えに併せたみどり豊かなまちづくりが進み、良好な住環境を形成 ○JR山手線と環状第7号線の間を中心に広がる木造住宅密集地域では、都市計画道路の整備に併せた延焼遮断帯や避難路・救援路の形成、建物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、みどり豊かで良好な住環境を備えた安全なまちに再生 |
| 五反野 | <ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺では、機能更新が進み、交通広場の整備などにより交通機能が改善され、商業機能を備えた市街地を形成 ・駅南側の木造住宅密集地域では、特定整備路線の整備及び防災まちづくりにより、防災生活道路等の整備や建築物の不燃化などが進み、安全でにぎわいのあるまちを形成 |
| 綾瀬 | <ul style="list-style-type: none"> ・綾瀬駅周辺では、土地の有効利用により機能更新が進み、商業、文化、居住などの機能が集積した、活力とにぎわいの拠点を形成 ・駅前周辺の交通機能の整備や公園を生かしたみどりあふれる活力と潤いのあるまちを形成 |
| 江北 | <ul style="list-style-type: none"> ・大学病院の立地を機に、統合による小中学校跡地、大規模な都営住宅団地の建替えに伴う創出用地、江北給水場の上部利用などに、新たな魅力や活力を創出する施設を誘導し、際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成 |
| 新小岩 | <ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場や自由通路の整備、安全で快適な歩行者空間の形成、交通結節機能の強化、商業を中心とした機能の集積が進み、利便性の高い活力とにぎわいの拠点を形成 ・駅周辺の木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建物の不燃化や耐震化などが進み、安全な市街地を形成 |
| 立石 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路と鉄道との立体交差化や駅前広場の整備と併せ、駅周辺のまちづくりによる土地の有効・高度利用により、居住や商業・業務機能の導入を図るとともに、公共施設が集積する立地を生かし、生活利便性と防災性が高い、 |

| | |
|-----------|--|
| 立石 | <p>区の中心部にふさわしい活気とにぎわいのある安全・安心な活力とにぎわいの拠点を形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成 |
| 四つ木 | <ul style="list-style-type: none"> 四ツ木駅周辺での駅前広場の整備や地域の顔となる街並み形成を図るとともに、地域商店街の活性化を促進し、身近な生活サービスの提供の場となる市街地を形成 木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成 |
| 堀切菖蒲園 | <ul style="list-style-type: none"> 不燃化建替えの促進に併せて、路地空間の持つ地域らしい風情の維持・保全にも配慮した空間形成が図られ、堀切菖蒲園と連携した観光機能の高い、にぎわいと活力に満ちた際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成 木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成 |
| 亀有 | <ul style="list-style-type: none"> 駅周辺では、全国的に知名度の高いアニメキャラクターをいかしてにぎわいを創出し、地元商店街と大型店とが一体となった商業・業務・サービス機能の充実により、観光とまちづくりが連携した活力とにぎわいの拠点を形成 |
| 葛西 | <ul style="list-style-type: none"> 駅周辺では、良好な都市基盤を活かし、適正な高度利用を図りながら、利便性の高い魅力的な商業機能が集積する活力とにぎわいの拠点を形成 新川周辺では、水辺空間を生かした、潤いのある質の高い住宅市街地を形成 |
| 西葛西 | <ul style="list-style-type: none"> 多様なニーズに応える商業機能の充実、特徴ある駅広場や公共サインの整備など駅周辺の魅力を高める環境整備が図られるとともに、各種スポーツ施設や総合レクリエーション公園のエントランスとして、楽しさと躍動感に満ちた活力とにぎわいの拠点を形成 |
| 葛西臨海公園駅周辺 | <ul style="list-style-type: none"> 海辺の自然的景観を保全しつつ、水・緑と人がふれあえる公園空間づくりが進み、水族園やなぎさなどの多様な施設が充実・活用され、魅力ある際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成 流通業務地区では、周辺のまちづくりと調和を図りながら、施設の機能更新・高度化・効率化が進められ、新しい時代のニーズに応える物流拠点を形成 |
| 船堀 | <ul style="list-style-type: none"> 建築物の更新を契機に、適正な高度利用を図りながら、商業を中心とした生活利便施設や行政機能といった多様な都市機能の集積が進み、利便性が高い活力とにぎわいの拠点を形成 |

④北部

| 地域 | 将来像 |
|--------------------|---|
| 荒川 隅田川 周辺 | <p>○スーパー堤防や高規格堤防の整備に併せて、木造住宅密集地域では都市計画道路の整備に併せた延焼遮断帯や避難路・救援路の形成、建物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、みどり豊かで良好な住環境を備えた安全なまちに再生</p> <p>○スーパー堤防や高規格堤防などによる河川整備が進み、水辺へのアクセス路の設置などによる親水空間が充実するとともに水と緑の軸を形成することにより、潤いのある空間を創出</p> |
| 大久保・ 新大久保 | <ul style="list-style-type: none"> 大規模な未利用跡地の開発など土地利用の転換や新大久保駅の改良に併せ、快適な歩行者空間が充実し、国際色豊かな商業・宿泊施設等が集積する、周辺の住宅地と調和した活力とにぎわいの拠点を形成 |
| 高田馬場 | <ul style="list-style-type: none"> 駅の改良、駅前広場や歩行者空間の整備、交通結節機能の強化が進むとともに、業務、商業、文化・交流、教育、宿泊、居住などの機能が集積し、戸山公園や神田川の水と緑と調和した、活力とにぎわいの拠点を形成 |
| 落合 | <ul style="list-style-type: none"> 落合崖線に残された斜面緑地や公園などのみどりの保全及び充実が図られ、みどり豊かで良好な住宅地を形成 |
| 西早稲田・ 戸山 | <ul style="list-style-type: none"> 西早稲田駅周辺では、近接する教育機関などの公共施設と連携し、活力あるみどり豊かで歩きたくなるまちを形成 |
| 水道橋・ 春日・ 後樂園 | <ul style="list-style-type: none"> 商業・エンターテイメント施設や大学をはじめとする教育施設、小石川後樂園等の歴史的な資源と居住、福祉など、様々な機能が調和しながら集積し、利便性の高い活力とにぎわいの拠点を形成 複合した都市機能が集積されるとともに、地下鉄とバスとの快適な乗り継ぎの整備など交通結節機能が強化された高層の複合市街地及び拠点商業地を形成 |
| 茗荷谷 | <ul style="list-style-type: none"> 駅前では、計画的な土地利用転換や市街地の更新が図られることにより、区画道路ネットワークの形成と商業機能の集積や教育施設の充実などが図られた快適な駅前環境が整備され、にぎわいのある地域の交流拠点を形成 |
| 谷中・ 根津・ 千駄木 | <ul style="list-style-type: none"> 伝統的な歴史、自然、コミュニティを継承しつつ、都市計画道路の整備、細街路の拡幅、建築物の耐震化や不燃化、共同化などにより、集合住宅と緑豊かな寺院や低層を中心とした住宅が調和した、安全で暮らしやすい地域を形成 歴史、文化、谷中霊園等の緑の資源や寺町としての情緒、商店街などの地域特性を生かし、個性ある生活スタイルを支える生活と文化が調和したまちを形成 木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成 |

| | |
|------------------|--|
| <p>上野 浅草</p> | <p>○交通結節機能の強化や歩行者空間の整備が進み、商業、業務、公共・公益施設などが高度に集積するとともに、文化・観光施設との連携により、国内外から多くの人が集まり、交流が生まれる中核的な拠点を形成</p> <p>○駅周辺では、ユニバーサルデザインやおもてなしの視点に立った歩行者優先の空間整備が進み、交通結節機能の強化や乗換利便性の向上により、来街者に優しいにぎわいのあるまちを形成</p> <p>(上野)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上野が誇る多様かつ高度な文化・芸術関連施設や多様で特色のある文化・歴史資源などの地域資源を生かした機能集積や景観形成が図られ、国際競争力を有する文化・芸術の創造発信拠点を形成 ・上野恩賜公園と周辺エリアをつなぐわかりやすい歩行者空間を整備し、人中心の空間活用と歩行者ネットワークの強化により回遊性を向上 ・街区単位の更新により防災性の向上を図り、地域の歴史や魅力を生かした、新しいにぎわいのある都市空間を形成 <p>(浅草)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浅草寺周辺の歴史・伝統を感じさせる街並みや、隅田川などの地域資源を生かしながら新たなにぎわいを生み出す、国際的な観光の拠点を形成 ・浅草駅・浅草寺周辺、隅田川、隅田公園、商店街等を回遊できる歩行者ネットワークの充実や、駅と船着場との交通結節機能の強化により、浅草寺周辺と隅田川の水辺空間とのにぎわい空間が結び付き、交流を活発化 ・都営浅草駅、東京メトロ浅草駅及び東武浅草駅の3駅を相互に結び、利便性の高い交通動線整備及びバリアフリー化により、交通結節機能を強化し、活気とにぎわいのある都市空間を形成 ・建物の不燃化、耐震化やコミュニティの強化により防災性の向上が図られた、街並みや地域の雰囲気を生かしたにぎわいのある都市空間を形成 |
| <p>浅草橋</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・職と住が調和したライフスタイルの実現や、地域産業の発展、新たな産業集積による「ものづくり」の魅力とにぎわいにあふれたまちを形成 ・住宅と商業などの併用住宅等の複合的な土地利用や質の高い生活利便施設の誘導により、区部中心部への近接性を生かした、良質で利便性の高い居住を推進 ・駅周辺ではバリアフリー化等による乗換利便性の向上やまちの個性を生かした景観形成、歩行者の安全性・快適性の確保が進み、回遊性が高い活力とにぎわいの拠点を形成 ・隅田川や神田川の水辺空間とまちが調和し、潤いある都市空間を形成 |
| <p>浅草北部</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・既存の地域産業のイメージブランディング等の推進による産業の活性化や、宿泊機能集積地における需要の変化による機能更新と転換の促進により、にぎわいのある市街地を形成 |

| | |
|------|---|
| 浅草北部 | <ul style="list-style-type: none"> ・隅田川の水辺空間とまちが調和し、潤いある都市空間を形成 ・木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建物の不燃化・耐震化などが進み、安全な市街地を形成するとともに、緑化の推進を図り、質の高い生活環境を形成 |
| 池袋 | <p>○池袋駅周辺では、都市再生特別地区などを活用し、交通結節機能の強化と合わせ、多様な商業・業務機能や国際的な芸術・文化（国際アート・カルチャー）機能など、個性ある機能が集積した集客力の高い中核的な拠点を形成</p> <p>○駅周辺の高い商業集積がある中で、老朽化し機能更新が求められている市街地を、街区再編まちづくり制度の活用などにより共同化や個別建替えを促進し、にぎわいを維持・増進しながら防災性を向上</p> <p>○駅の改良、駅前広場やバスターミナルの整備、駐車場の集約化や再整備、周辺の街区再編などが進み、地上・地下の歩行者ネットワークが充実し、交通結節機能と回遊性が向上</p> <p>○都市計画道路の整備に伴う交通環境の変化に併せて、歩行者を優先した道路空間と街路樹や屋上緑化などによる連続的なみどりを創出し、歩いて楽しい回遊性のあるまちを形成</p> <p>○劇場やホール、映画館、ライブハウス、サブカルチャーに関する店舗といった施設が集積するとともに、芸術・文化活動がまちなかで行われ、個性的な芸術・文化の拠点を形成</p> <p>（東池袋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東池袋駅周辺では、商業・業務、交流、娯楽、情報発信や国際的な芸術・文化（国際アート・カルチャー）機能など多様な都市機能の高度な集積により、国際性の高い拠点を形成 ・国有地等の土地利用の転換と連動し、道路の整備や沿道のまちづくり、利便性の高い魅力ある居住を推進し、安全で生活しやすいまちを形成 ・木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成 <p>（雑司が谷）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個性ある歴史と文化を継承しつつ、学校跡地の公園化や生活道路の整備が進み、地域特性を生かした安全性の高いまちを形成 ・木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建物の不燃化・耐震化や共同化などが進み、安全な市街地を形成 <p>（南池袋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の整備と併せて、市街地整備事業や沿道街区の再編などにより、公共・公益機能や居住・商業機能が一体となった安全で快適な拠点を形成 |

| | |
|----------------------|--|
| 池袋 | <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建物の不燃化・耐震化や共同化などが進み、安全な市街地を形成 (池袋本町・上池袋) ・北池袋駅及び下板橋駅周辺では、日常生活を支える商業、医療、福祉、子育て、教育などの都市機能が集積し、都市計画道路の整備が進み、鉄道各線との立体交差化による踏切解消等とともに、安全で活力のある拠点を形成 ・木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建物の不燃化・耐震化や共同化などが進み、安全な市街地を形成 |
| 田端 大塚 巢鴨 駒込 | <ul style="list-style-type: none"> ○個性的な飲食・物販店等の商業施設や文化・交流施設などが集積し、道路整備や住宅の更新により防災性が向上するとともに、歴史や文化が感じられる拠点を形成 (田端) ・駅周辺では、業務機能を中心に、商業・サービス機能の集積が進むとともに、かつての文士村のおもかげを残すみどり豊かな街並みが保全されることにより、神社、仏閣、庭園などの景観資源をいかした落ち着きと潤いのある活力とにぎわいの拠点を形成 (大塚) ・交通広場の再編整備により、歩行経路の拡大と交通結節機能を高め、東京さくらトラム（都電荒川線）や三業通りなどの地域資源を生かしたまちづくりを推進し、商業・業務、文化・交流、生活支援など多様な都市機能を集積するとともに、池袋・東池袋と連携し観劇後の余韻を安全安心に楽しめる場の創出を図り、活力とにぎわいの拠点を形成 (巢鴨) ・多くの文化人、芸術家が眠る染井霊園の歴史的資源や中山道の街道筋に開けた個性的な商店街の雰囲気や景観を保全し、安全性が高く、魅力ある活力とにぎわいの拠点を形成 ・木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建物の不燃化、耐震化や無電柱化などが進み、安全な市街地を形成 (駒込) ・ソメイヨシノ発祥の地の魅力を発信するとともに、旧古河庭園や六義園が文化財として保全されるだけでなく、ユニークベニューとしての活用や、周辺の庭園、公園、文化財との連携などを図り、教育・交流の場が周辺のまちと調和した活力とにぎわいの拠点を形成 |
| 十条・東十条 | <ul style="list-style-type: none"> ・十条駅付近の道路と鉄道の立体交差化に併せ、道路整備や駅周辺のまちづくり、木造住宅密集地域の改善が進み、安全で利便性の高い市街地を形成 ・地域に根差した商店街のさらなる活性化やまちづくりを契機とした居住機能、公共・公益機能など高齢社会にも対応した機能を集積し、魅力ある活 |

| | |
|----------|---|
| 十条・東十条 | <p>力とにぎわいの拠点を形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成 |
| 王子 | <ul style="list-style-type: none"> 新区庁舎の建設を契機として、駅周辺の土地の高度利用と整備により交通結節機能の充実や、商業・業務や行政等の機能集積が進み、飛鳥山や石神井川の水とみどりが調和した、歴史や文化が感じられるにぎわいのある拠点を形成 都市基盤整備と合わせ、商業、業務を中心としつつ、住宅なども含む多様な機能や地域特性を踏まえた機能が集積する、活力とにぎわいの拠点を形成 |
| 板橋 | <ul style="list-style-type: none"> 駅周辺は、土地の高度利用や都市基盤の整備により、商業、居住、文化などの機能が集積するとともに、駅同士の回遊性を生かし、にぎわいや交流が生まれる活力とにぎわいの拠点を形成 木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建物の不燃化・耐震化や共同化などが進み、安全な市街地を形成 下板橋駅周辺では、周辺の都市計画道路の整備と合わせて、商業環境や生活利便性を向上させる土地利用を誘導。 |
| 日暮里・西日暮里 | <ul style="list-style-type: none"> 成田空港へのアクセス利便性等、充実した公共交通網による利便性や、日暮里台地部の歴史・文化資源といった地域特性を生かし国内外から人々が集い、商業・居住機能が集積した活力とにぎわいの拠点を形成 三河島駅周辺では土地の高度利用や建物の共同化による住宅・商業・公益施設等の整備により、駅前に安全で利便性の高い市街地を形成 |
| 町屋 | <ul style="list-style-type: none"> 木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建物の不燃化・耐震化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成し、公共・公益機能などを生かした安全で暮らしやすい活力とにぎわいの拠点を形成 |
| 尾久 | <ul style="list-style-type: none"> 既存のものづくり産業の集積と新たな都市型産業の育成が進むなど産業と住宅が調和した拠点を形成するとともに、国内最大級の中里貝塚の歴史的資源を中心に交流の場や周辺のまちと調和した際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成 尾久の原公園、宮前公園、あらかわ遊園などの大規模公園にあわせ、スーパー堤防が整備され、水辺の開放感や賑わいを感じさせるような際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成 木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建物の不燃化・耐震化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成 |
| 南千住 | <ul style="list-style-type: none"> 都市基盤整備と合わせ、商業、業務など多様な機能や地域特性を踏まえた機能が集積する、活力とにぎわいの拠点の形成を促進する 駅周辺の機能更新が進むとともに、防災性が強化された白鬚西を中心に地 |

| | |
|------|--|
| 南千住 | 域主体によるエリアマネジメントが実施されることにより、快適で暮らしやすいまちを形成 |
| 北千住 | <ul style="list-style-type: none"> ・商店街のにぎわいを生かし、業務、商業、教育、居住などの多様な機能の集積が進み、安全で利便性の高い活力とにぎわいの拠点を形成 ・緑化や都市基盤の整備により防災性が向上した、周辺環境と調和する複合市街地を形成 ・木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建物の不燃化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成 |
| 千住大橋 | <ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺では、既存の工場機能の集約に伴い、隅田川のスーパー堤防や道路、公園、交通広場などの都市基盤が整備され、良質な住宅、多様な生活利便施設の立地が進むとともに、駅前では商業機能が集積することにより、居住・商業・工業機能が調和した安全で潤いと活気のあるまちを形成。古くから千住宿として旧日光街道沿道の商業を中心に栄えた歴史と文化が香る、際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成 |
| 足立小台 | <ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺の工場が、都市型産業の集積地として再生され、計画的な土地利用転換による利便性の高い都市型住宅の立地が進むことなどにより、工業と住宅が調和した地域を形成 |
| 新田 | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模工場跡地が計画的に土地利用転換されて道路や公園などの整備が進み、住宅を中心に公共・公益施設及び生活利便施設を備えた良好な市街地を形成するとともに、スーパー堤防や高規格堤防などの整備が進み、水辺と調和した際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成 |

⑤西部

| 地域 | 将来像 |
|---------|--|
| 環7周辺 | <ul style="list-style-type: none"> ○JR山手線と環状第7号線の間を中心に広がる木造住宅密集地域では、都市計画道路の整備に併せた延焼遮断帯や避難路・救援路の形成、無電柱化、建物の不燃化・耐震化や共同化などが進み、みどり豊かで良好な住環境を備えた安全なまちに再生 ○河川や道路によるみどりの軸などを中心に、みどり豊かな潤いある街並みを形成 ○西武新宿線、東武東上線の鉄道沿線では道路と鉄道との立体交差化が進むことにより、駅を中心に商店街や子育て支援施設、教育文化施設などのコミュニティインフラや居住機能が集積し、歩行者空間のユニバーサルデザイン化が図られた利便性と回遊性の高いコンパクトなまちを形成 |
| 目黒本町・原町 | <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成 ・都市計画道路の整備と一体的に進める沿道まちづくりにより、沿道建築物 |

| | |
|---|--|
| 目黒本町・ 原町 | <p>の不燃化を図るとともに、効率的な土地利用を促進し、周辺的生活道路や公園の整備、限られた空間を活用した緑化推進により良好な住環境が整ったまちを形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 西小山駅周辺地区は生活の拠点になっており、商業施設をはじめ多様な都市機能が整備され、日常的な活動や交流の中心となるまちを形成 |
| 下北沢 | <ul style="list-style-type: none"> 交通広場の整備などにより、交通結節点の機能強化が図られるとともに、建築物の共同・協調化などが適切に誘導されることにより、歩行者主体の街として活力のある街の商業機能が維持され、劇場などの地域資源を生かした活力とにぎわいの拠点を形成 個性的な商業施設や飲食店、劇場といった地域資源を生かし、独自の文化を生み続ける拠点を形成 鉄道の地下化により生まれた地上空間を活用した駅前広場や歩行者空間の整備など、駅周辺のまちづくりが進み、回遊性の高い快適な都市空間を形成 |
| 三軒茶屋 | <ul style="list-style-type: none"> 文化や観光の発信地であるキャロットタワーなどを核として、商業・サービス、業務、文化などの機能が充実した、三軒茶屋の歴史と特性を活かした親しみやすく庶民的雰囲気をもつ、活力とにぎわいの拠点を形成 都市基盤や交通結節機能の強化、まちの発展と防災性向上に必要なオープンスペースの確保などと合わせ、再開発事業などによる老朽木造店舗などの更新、高度利用による商業、業務、サービス、文化・交流などの複合的な機能集積の促進によって、新しい働き方やライフスタイル、文化・観光などの魅力を育て、発信する個性ある拠点を形成 |
| 太子堂・ 三宿・ 若林、 北沢・ 大原、 上馬・ 野沢 | <ul style="list-style-type: none"> 木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成するとともに、良好な住環境と地域コミュニティを有するまちを形成 |
| 笹塚 | <ul style="list-style-type: none"> 土地の高度利用や有効活用による商業施設の集積、住環境の改善、広場空間の整備が進むとともに、玉川上水旧水路緑道やにぎわいのある商店街を生かし、ゆとりのある活力とにぎわいの拠点を形成 木造住宅密集地域の改善や建物の不燃化、きょうあい道路の解消などが進むとともに、公園などのオープンスペースの確保や緑化の推進などにより、潤いと活力のあるまちを形成 |
| 中野 | <ul style="list-style-type: none"> 交通広場の新設と拡張、歩行者の回遊性を高める南北自由通路や歩行者デッキ、交通基盤の整備などにより交通結節機能が拡充され、駅、まちそれ |

| | |
|------------------|--|
| 中野 | <p>それぞれの機能が融合した、魅力的なにぎわいを生み出す新たな玄関口を形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤整備により回遊性が高まり、サブカルチャー等の個性的な商業施設や独自の文化を生かした、にぎわいや活力のあふれる市街地を形成 ・都市基盤や交通結節機能の強化と合わせ、街区再編や土地の高度利用により商業、業務、サービス、文化・交流など、複合的な機能集積を促進し、中枢業務機能を支える利便性の高い活力とにぎわいの拠点を形成 |
| 中野坂上 | <ul style="list-style-type: none"> ・新宿に近接する利便性を活用し、業務、商業、居住などの機能が集積するとともに、神田川の水と緑の空間等を生かした、ゆとりのある活力とにぎわいの拠点を形成 |
| 東中野 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺住環境と調和を図りつつ、土地の高度利用を進め、商業・業務施設や区民が交流を深められる施設、都市型住宅が立地する活力とにぎわいの拠点を形成 |
| 弥生町 三丁目 周辺 | <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建物の不燃化や共同化、無電柱化などが進むとともに、都営川島町アパート跡地の活用による老朽建築物の建替え促進などにより、防災性の向上と住環境の改善が図られ、安全な市街地を形成 |
| 新井薬師前・ 沼袋 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路と鉄道との立体交差化に併せ、交通広場の整備により、乗換利便性の機能強化を図るとともに、駅周辺のにぎわいの再生や木造住宅密集地域の改善、既存の緑や文化資源の活用により、商店街と住宅地との調和がとれた、魅力ある地域を形成 |
| 東長崎・ 椎名町 | <ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺では、都市開発諸制度等を活用し街区再編、土地の有効利用による木造地域の解消をはじめ、駅前の公共施設整備、都市計画道路から駅までのアプローチ動線の確保、既存商店街の再生など地域の課題を解決するとともに、マンガ文化などの地域資源を生かし、商業、文化、交流、医療、福祉、子育てなどの都市機能の集積を図ることで、際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成 ・木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建物の不燃化・共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成 |
| 大谷口 | <ul style="list-style-type: none"> ・主要生活道路の整備や建物更新により、防災性の向上、住環境の改善がなされるとともに、周辺環境に配慮しつつ、災害拠点病院の高度利用を図り、病院施設の機能更新による災害拠点の整備を推進し、防災と医療が連携した際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成 |
| 大山 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の整備や道路と鉄道との立体交差化を契機に、都市基盤の再編や土地の合理的かつ健全な高度利用により、まちづくりが進むとともに、商業、居住、文化、公共・公益施設などの機能が集積した安全な活力とにぎわいの拠点を形成 |

| | |
|----|---|
| 大山 | <ul style="list-style-type: none"> 木造住宅密集地域において、特定整備路線の整備、建物の不燃化・耐震化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成 |
|----|---|

⑥南部

| 地域 | 将来像 |
|-----------|---|
| 環7周辺 | <ul style="list-style-type: none"> ○JR山手線と環状第7号線の間を中心に広がる木造住宅密集地域では、都市計画道路の整備に併せた延焼遮断帯や避難路・救援路の形成、建物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、みどり豊かで良好な住環境を備えた安全なまちに再生 ○河川や道路によるみどりの軸を中心に、みどり豊かな潤いある街並みを形成 |
| 品川シーサイド | <ul style="list-style-type: none"> 品川区の臨海部と内陸部を結ぶ拠点として、住宅、商業、業務のバランスがとれるポテンシャルを有する複合市街地を形成 |
| 大井町 | <ul style="list-style-type: none"> 道路等の基盤整備、土地利用転換や再開発・共同化が進み、業務、商業、宿泊、文化、交流、公共公益など地域の魅力を高める機能が高度に集積し、広域交通アクセスの利便性を生かした区部中心部を補完する業務機能と区部の中心核としての複合都市機能を備えた活力とにぎわいの拠点を形成 木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建物の不燃化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成するとともに、良好な住環境と地域コミュニティを形成 |
| 西品川 | <ul style="list-style-type: none"> 大崎駅に近接した立地を生かし、街区の再編整備により、ものづくり産業などにおける多様な企業の受け皿となる業務施設をはじめとして、業務、商業、住宅、工場などが複合した良好な市街地を形成 木造密集住宅地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備による延焼遮断帯、避難、救援路の形成や不燃化特区による建物の不燃化、無電柱化の促進により、防災性の高い街を形成 |
| 戸越・中延・旗の台 | <ul style="list-style-type: none"> 活性化した個性豊かな商店街や、身近な区民生活を支える際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成 駅周辺や特定整備路線沿道のまちづくりが進むことで良好な住環境となるポテンシャルを有する地域を形成 木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建物の不燃化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成 (西大井) 駅前広場や公園等の都市基盤、商業施設や中高層住宅などの都市機能を備えた駅前拠点と住環境の形成が進んでいる地域のポテンシャルを生かし、区民の日常的な暮らしを支える機能が強化されている。 木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建物 |

| | |
|-----------------------------|---|
| 戸越・ 中延・ 旗の台 | の不燃化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成 |
| 武蔵小山 | <ul style="list-style-type: none"> ・街区再編まちづくり制度などを活用し、土地の高度利用や都市基盤の整備により、商店街の更新、商業、居住、文化、コミュニティなどの機能の強化・集積、防災性の向上が進み、にぎわいと回遊性のある活力とにぎわいの拠点を形成 ・木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建物の不燃化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成 |
| 立会川・ 勝島 | <ul style="list-style-type: none"> ・勝島運河・京浜運河・立会川の水辺環境、歴史的な趣を感じられる旧東海道、活性化した駅周辺の商店街、多様なイベントが開催される大井競馬場などの地域資源を生かしたまちづくりが進み、にぎわいと回遊性のある際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成 |
| 京浜島・ 昭和島・ 城南島・ 平和島 | <ul style="list-style-type: none"> ・最先端で高度な産業技術や工業などの施設の立地が進み、羽田空港に近接する立地特性を生かした産業・ビジネス空間が創出される際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成 ・流通業務地区では、周辺のまちづくりと調和を図りながら、流通業務施設の機能更新・高度化・効率化が進められ、新しい時代のニーズに応える物流拠点を形成 ・公園、運河、海辺やその周辺では、水辺の散策路やスポーツ施設の整備などが進み、ゆとりがあり、スポーツに親しめ、交流の生まれる地域を形成 ・臨海部との玄関口であるとともに、流通業務地区を抱える平和島の拠点である流通センター駅周辺では、京浜島・昭和島・城南島との結節機能を強化するとともに、周辺の民間施設や公共施設と調和したまちを形成 |
| 平和島駅 周辺 | <ul style="list-style-type: none"> ・臨海部との交通結節点としての役割を担う平和島駅周辺では、ユニバーサルデザインの視点で都市空間づくりが進められると共に、歴史的資産（旧東海道）を活かした生活の中心地を形成 |
| 大森 | <ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺の交通混雑の激しい都市計画道路や JR 線の東西を結ぶ道路の整備が促進され、円滑な交通が確保されることにより、一体性を持った道路ネットワークを形成 ・駅周辺の市街地の機能更新や平和島等へのアクセスの強化が進み、商業、産業・業務、居住機能が集積するとともに、ユニバーサルデザインの視点での空間づくりが推進され、かつ、歴史や文化が感じられる、魅力のある活力とにぎわいの拠点を形成 |

⑦臨海部

| 地域 | 将来像 |
|---|--|
| 羽田（空港周辺） | <ul style="list-style-type: none"> • 空港跡地では、「羽田空港跡地まちづくり推進計画」をはじめとした計画に基づき、産業・文化交流機能や宿泊機能、複合業務機能など、国際線地区と隣接する地区にふさわしい機能を発揮した、空港と一体となった中核的な拠点を形成 • 空港と隣接する地区では、先端・文化産業、情報発信機能、宿泊施設などが高度に集積し、東京と世界や日本各地がつながり、活発な交流が生まれる拠点を形成 |
| オリピック・パラリンピック競技場施設周辺 （辰巳・夢の島・有明・海の森・大井・若洲など） | <ul style="list-style-type: none"> • 競技会場は、アスリートや都民のスポーツ利用と観戦だけでなく、イベント、レジャー、教育など、多目的に利用されるとともに、各施設が一体となり、新たな一大スポーツゾーンを形成 • アクアティクスセンターやアーチェリー会場は、周辺の公園と一体となり、アスリートからスポーツ愛好者、子供から高齢者まで幅広くスポーツに親しむことができるエリアを形成 • 有明アリーナや有明テニスの森は、周辺のスポーツ施設や公園、商業や宿泊などの多様な機能、大規模なスポーツやカルチャーのイベントなどと連携し、レガシーを継承するエリアを形成 • 海の森水上競技場やカヌー・スラローム会場は、周辺の公園と一体的に活用され、様々な水上スポーツを楽しめるエリアを形成 • 大井ホッケー競技場を含む大井ふ頭中央海浜公園は、スポーツ施設が集積した総合的なスポーツ・レクリエーションの場を形成 • 競技施設に近接し、ヨット訓練所やゴルフ場、キャンプ場などが立地する若洲は、他のスポーツ施設との連携が進み、スポーツとレクリエーションによる交流エリアを形成 • 競技施設周辺には商業施設や飲食店などが立地し、にぎわいや交流が生まれ、東京2020大会のレガシーが息づいた地域を形成 • マリーナやスポーツ施設、大規模公園などを生かし、スポーツ・レクリエーション施設の整備や水辺へのアクセスを確保 • 夢の島公園、辰巳の森海浜公園などの大規模公園によるみどりの拠点と一体となったスポーツ・レクリエーション施設の整備促進により、臨海地区スポーツクラスターの一角を形成するとともに、水辺に開かれた都市環境を形成 • オリピック・パラリンピック競技大会の競技会場周辺では、オリピックレガシーの活用により、魅力的なまちを形成 |

(2) 新都市生活創造域

①環状7号線外側(東部・北東部)

| 地域 | 将来像 |
|------|---|
| 環7周辺 | <p>○駅などを中心とした拠点に、商店街や子育て支援施設などのコミュニティインフラが集積するとともに、身近な公共交通機関であるバスによって駅や公共施設などが結ばれ、利便性の高いコンパクトな住宅市街地を形成</p> <p>○河川や緑地、大規模公園などを生かし、人々が集うみどりの親水空間が整備され、潤いのある住環境を形成</p> <p>○旧江戸川沿いでは、大規模な都営住宅団地の建替えに伴う創出用地などを活用したスーパー堤防整備に併せたにぎわいの創出や環状第7号線のみどりの軸などの環境資源を生かした安全でみどり豊かな住環境を形成</p> <p>○市街地内の農地や樹林地などのみどりの保全とともに都営住宅などの建替えに併せたみどり豊かなまちづくりが進み、良好な住環境を形成</p> <p>○木造住宅密集地域では、都市計画道路の整備に併せた延焼遮断帯や避難路・救援路の形成、建物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、みどり豊かで良好な住環境を備えた安全なまちに再生</p> <p>○東武伊勢崎線の鉄道沿線では、道路と鉄道との立体交差化が進むことにより、駅を中心に商店街や子育て支援施設、教育文化施設などのコミュニティインフラや居住機能が集積し、歩行者空間のユニバーサルデザイン化が図られた利便性と回遊性の高いコンパクトなまちを形成</p> |
| 西新井 | <ul style="list-style-type: none"> ・西新井駅周辺では、都市基盤の整備が進み、商業や居住機能等が集積するとともに、西新井大師などの観光資源を生かし、安全で利便性が高く、歴史や文化が感じられる地域の拠点を形成 ・駅前の大規模工場跡地では、区画道路や公園、交通広場の整備が進むことにより、地域の防災性の向上が図られるとともに、都市型住宅を中心に商業施設を備えた拠点を形成 ・木造住宅密集地域では、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成するとともに、良好な住環境と地域コミュニティを形成 (梅島) ・梅島駅周辺では、区役所本庁舎の最寄り駅としてバリアフリーを進めるとともに、道路整備に合わせ交通結節機能の向上や、建物の共同化も視野に入れた土地の高度利用を進め、良好な市街地を形成 |
| 竹ノ塚 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の整備や道路と鉄道との立体交差化に併せて交通広場が整備され、交通機能が向上するとともに、商業・居住機能が集積され、駅周辺のまちづくりに併せて土地の適切な高度利用が図られることにより安全でにぎわいのある地域の拠点を形成 |

| | |
|-------------------------|---|
| 北綾瀬 | <ul style="list-style-type: none"> 東京メトロ千代田線の大手町方面直通運転や輸送力増強と合わせて、駅前の交通結節機能を向上させるとともに、主にファミリー層でにぎわう駅周辺のまちづくりを進め、利便性の高い駅前を有する生活の中心地を形成 |
| 花畑五丁目地区 | <ul style="list-style-type: none"> 花畑団地の更新や大学の誘致に併せて、周辺商店街と連携しながら商業機能の充実を図りつつ、住宅を中心に、みどり豊かでにぎわいのある生活の中心地を形成 |
| 六町 | <ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業により、都市計画道路や公園などの都市基盤を整備し、良好で利便性の高い生活の中心地を形成 |
| 舎人公園 | <ul style="list-style-type: none"> 流通業務地区では、周辺のまちづくりと調和を図りながら、流通業務施設の機能更新・高度化・効率化が進められ、新しい時代のニーズに応える物流拠点を形成 |
| 見沼代親水公園 | <ul style="list-style-type: none"> 駅周辺には日暮里・舎人ライナーにおける北の玄関口として商業機能を集積しにぎわいのある生活の中心地を形成 |
| <small>にいじゆく</small> 新宿 | <ul style="list-style-type: none"> 大規模な工場跡地が計画的に土地利用転換され、都市計画公園を核とした、居住、教育、医療福祉、文化、交流など地域の活性化に資する多様な都市機能が集積した生活の中心地を形成 |
| 金町 | <ul style="list-style-type: none"> 再開発による基盤整備、北口駅前広場や歩行空間の再編などにより、周辺ネットワークの強化が図られ、大学との連携によるにぎわいや商業等の生活利便施設を集積し、都市機能が充実した枢要な地域の拠点を形成 |
| 柴又 | <ul style="list-style-type: none"> 柴又帝釈天や歴史的建造物を中心とした親しみある景観の保全が図られ、歴史的な街並みの魅力を生かしたまちなかの回遊性が向上し、にぎわいと活力に満ちた際立った個性やポテンシャルを有する地域を形成 柴又駅周辺では、都市基盤整備による防災性の向上を図るとともに、街並み保全・景観整備を進め、観光と生活環境が共存する生活の中心地を形成 |
| 高砂 | <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の整備や駅周辺のまちづくりに併せ、道路と鉄道の立体交差化を図るとともに、交通広場などの都市基盤施設整備と一体的に土地の高度利用や建物の共同化を促進 大規模な都営住宅団地の建替えに伴う創出用地などの活用により、商業・業務機能や良好な居住機能の集積が図られた、回遊性と利便性の高い環境に配慮した地域の拠点を形成 |
| 小岩 | <ul style="list-style-type: none"> 駅周辺では、複合開発による土地の高度利用や建物の共同化を促進し、商業や良好な居住機能の整備が図られるとともに、南北の交通広場や道路整備に併せて、歩行者空間のユニバーサルデザイン化が図られ、にぎわいと魅力のある枢要な地域の拠点を形成 南北の一体性を強化し、回遊性の高い特色ある商業地を形成するとともに、地域の特性を生かした景観形成を促進 木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建物 |

| | |
|------|--|
| 小岩 | の不燃化・耐震化や共同化などが進み、安全で適正に高度利用が図られた街並みを形成 |
| 京成小岩 | <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の整備や道路と鉄道の立体交差化の整備に併せて、駅周辺のまちづくりが進み、交通広場の整備や建築物の適正な高度利用を図りながら、商業機能が集積した利便性の高い生活の中心地を形成 |
| 江戸川 | <ul style="list-style-type: none"> 利便性に配慮した駅周辺の整備が進むとともに、江戸川緑地とのアクセスが向上し、水と緑のネットワークが充実した生活の中心地を形成 |
| 篠崎 | <ul style="list-style-type: none"> 駅周辺では、土地区画整理事業により整備された基盤を生かした安全で利便性の高い歩行者空間の形成を図るとともに、商業、業務などの機能の充実により、にぎわいのある生活の中心地を形成 篠崎公園、親水緑道や民有地内の緑化など、まとまったオープンスペースの確保や江戸川緑地へのアクセスの向上などにより、水辺が地域に潤いを与える良好な住宅市街地を形成 (瑞江) 土地区画整理事業により整備された基盤を活かした安全で利便性の高い歩行者空間の形成を図るとともに、商業、業務などの機能の充実により、にぎわいのある地域の拠点を形成 |
| 一之江 | <ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業などにより整備が進んできた都市基盤をいかしながら、駅周辺及び都市計画道路沿道の適正な土地利用を図るとともに、今井街道沿道の商店街との連携により、にぎわいのある生活の中心地を形成 駅周辺の木造住宅密集地域では、老朽建築物の建替えを促進するとともに、道路や公園などの整備を行い、災害に強く安全で快適な住環境を形成 |

②環状7号線外側（北西部・西部）

| 地域 | 将来像 |
|------|--|
| 環7周辺 | <ul style="list-style-type: none"> ○木造住宅密集地域では、都市計画道路の整備に併せた延焼遮断帯や避難路・救援路の形成、建物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、みどり豊かで良好な住環境を備えた安全なまちに再生 ○河川や道路によるみどりの軸などを中心に、みどり豊かな潤いある街並みを形成 ○西武新宿線の鉄道沿線では、道路と鉄道との立体交差化が進むことにより、駅を中心に商店街や子育て支援施設、教育文化施設などのコミュニティインフラや居住機能が集積し、歩行者空間のユニバーサルデザイン化が図られた利便性と回遊性の高いコンパクトなまちを形成 |
| 環8周辺 | <ul style="list-style-type: none"> ○生活の足となる身近な公共交通が、駅や公共・公益施設、周辺地域の拠点間などを結び、利便性の高い市街地を形成 ○市街地内の農地が保全されるとともに、市民農園などが都民にゆとりある |

| | |
|-------------|--|
| 環8周辺 | <p>生活や自然と触れ合う機会を提供する空間として活用されることにより、みどり豊かな公園とともに、潤いあるまちを形成</p> <p>○環状第8号線等の幹線道路の周辺では、これらの道路を軸とする豊かなみどりとともに、石神井川、白子川などの貴重な水辺に囲まれた、良好な低中層住宅地を形成</p> <p>○練馬、杉並及び武蔵野のコンテンツ産業が連携し、アニメ産業の拠点として特色ある地域を形成</p> <p>○西武新宿線の鉄道沿線では、道路と鉄道との立体交差化が進み、駅を中心に商業施設や子育て支援施設などが集積し、良好な住環境と調和した、みどり豊かな落ち着いたある市街地を形成</p> |
| 大和町 | <ul style="list-style-type: none"> 木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建物の不燃化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成するとともに、良好な住環境と地域コミュニティが醸成されている生活の中心地を形成 |
| 鷺ノ宮・都立家政・野方 | <ul style="list-style-type: none"> 道路と鉄道との立体交差化を契機に交通結節点機能の強化と合わせ駅周辺の整備が進み、日常生活を支える商業・コミュニティインフラが集積し、利便性と回遊性が高く活力のある生活の中心地を形成。さらにその外周には安全で良好な住環境が整備され、暮らしやすい生活圏を形成 木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成 |
| 高円寺 | <ul style="list-style-type: none"> 地域特性に応じた商業や芸術・文化機能等の集積が進み、阿波踊り、若者文化などのにぎわいと寺院など歴史的な雰囲気を持つ特色ある拠点を形成するとともに、駅前に中高層住宅、周辺に質の高い低層住宅が立地するなど、利便性が高く魅力的な地域の拠点を形成 木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建物の不燃化や共同化、無電柱化やオープンスペースなどの充実が図られ、公共・公益施設の再編整備などに併せて、安全で利便性の高いまちを形成 |
| 阿佐ヶ谷 | <ul style="list-style-type: none"> 風格のあるケヤキ並木などの景観を生かし、商店街のより一層の個性・魅力づくりが進み、しゃれた雰囲気の中に落ち着いたある地域の拠点を形成 木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建物の不燃化や共同化、無電柱化やオープンスペースなどの充実が図られ、公共・公益施設の再編整備などに併せて、安全で利便性の高いまちを形成 |
| 荻窪 | <ul style="list-style-type: none"> 地域特性に応じた商業や芸術・文化機能等の集積が進み、にぎわいのある拠点を形成するとともに、駅前に中高層住宅、周辺に質の高い低層住宅が立地するなど、利便性が高く魅力的な街並みを創出 豊かなみどりや歴史的・文化的資源を生かしたまちの魅力を創出 交通結節点機能の強化が図られ、利便性の高い魅力ある枢要な地域の拠点を形成 |
| 西荻窪 | <ul style="list-style-type: none"> 駅周辺では、文化的で洗練されたイメージを持つ個性的な商店・業務地及び区民交流の場となる地域の拠点を形成 |

| | |
|------------|--|
| 西荻窪 | <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の整備に併せ、沿道などの建物の共同建替えや協調建替え、耐震化や不燃化建替えを誘導し、後背住宅地の住環境に配慮した土地利用を図るとともに、地域のシンボルとなる沿道景観を形成 |
| 下井草・井荻・上井草 | <ul style="list-style-type: none"> 道路と鉄道との立体交差化を契機に、乗換え利便性の機能強化を図るとともに、駅周辺に身近な生活サービス機能の立地を誘導し、周辺住民の日常生活を支える魅力ある地域交流の拠点を形成 |
| 富士見ヶ丘・久我山 | <ul style="list-style-type: none"> 駅周辺の道路整備など、安全な歩行者空間を確保するとともに、駅周辺への身近な生活サービス機能の誘導や、防災機能を持つ都市計画公園や神田川などのみどりと水の空間とを結ぶことで、利便性と回遊性、防災機能の向上した生活の中心地を形成 |
| 赤羽 | <ul style="list-style-type: none"> 交通結節性を生かし、商業、教育、文化機能等の集積や、駅周辺再開発などの適切な高度利用の促進により、利便性の高いにぎわいのある枢要な地域の拠点を形成 大規模団地の更新が進み、生活利便機能の整った良好な住空間を形成 木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成するとともに、良好な住環境と地域コミュニティを形成 |
| 赤羽台・桐ヶ丘 | <ul style="list-style-type: none"> 大規模団地の建替えに当たっては、団地内と周辺の環境に配慮しつつ、土地の有効利用が進められるとともに、生活利便施設などの立地が誘導され、良好な住環境を有する生活の中心地を形成 |
| 西が丘 | <ul style="list-style-type: none"> ナショナルトレーニングセンターなどによるハイパフォーマンススポーツセンターの立地を生かしたスポーツを身近に楽しめる空間を形成し、オリンピック・パラリンピックによるレガシーが引き継がれ、トップアスリートとの交流などが進み、誰もが健やかに暮らせる生活の中心地を形成 |
| 浮間・舟渡・新河岸 | <ul style="list-style-type: none"> 産業の集積と、みどり豊かな環境や良好な交通アクセスを生かし、都市型産業の育成が進むなど、地域の特性を生かし、産業と住宅が調和した活力のある地域を形成 浮間舟渡駅周辺の都市基盤の整備と工場の域内再配置の誘導などにより、内陸部における工業の集積及び、都市型産業の育成が進むなど、地域の特性をいかした住工が共存した、活力ある生活の中心地を形成 |
| 高島平 | <ul style="list-style-type: none"> 大規模団地の更新や活用が進み、商業や公共・公益施設などの多様な機能が立地し、大規模な公園、街路樹によりみどり豊かで、子供から高齢者まで多様な世代が暮らしやすい良好な住環境を備えた生活の中心地を形成 流通業務地区では、周辺のまちづくりと調和を図りながら、流通業務施設の機能更新・高度化・効率化が進められ、新しい時代のニーズに応える物流拠点を形成 |
| 成増 | <ul style="list-style-type: none"> 複数の鉄道路線がある立地を活かし、駅周辺に商業、文化、居住、交通結節機能が集積し、利便性が高く回遊性が向上した、魅力とにぎわいのある地域の拠点を形成 |

| | |
|-----------------|---|
| 西台・赤塚 | <ul style="list-style-type: none"> ・無秩序な宅地化の抑制や生活道路などの整備が図られるとともに、武蔵野台地の崖線による高低差のある地形や農地、社寺林などのみどりの保全が図られた、みどり豊かなゆとりのある生活の中心地を形成 ・地域のまちづくりにより、都市基盤の整備が図られるとともに、生産緑地や赤塚公園の緑豊かな環境と、美術館などの文化施設が調和した、ゆとりと潤いのある良好な景観の生活の中心地を形成 |
| 常盤台 | <ul style="list-style-type: none"> ・並木道を中心としたみどり豊かで良好な景観が、地域主体の取組等により維持・保全され、ゆとりがあり、落ち着きと潤いにあふれた、低層住宅中心の生活の中心地を形成 |
| 上板橋 | <ul style="list-style-type: none"> ・駅北口の商業と住宅の調和を図るとともに、駅南口周辺のまちづくりが進み、土地の高度利用や都市基盤の整備により、木造住宅密集地域の解消が進展し、都市型住宅、商業施設、医療福祉施設などの立地が図られ、商店街のにぎわいを形成することで、安全で魅力と活力ある地域の拠点形成 |
| 東武練馬 | <ul style="list-style-type: none"> ・駅北口周辺では、大規模商業施設を中心としたにぎわいを形成し、都市基盤の整備等による安全性や回遊性の向上を図り、安全でにぎわいのある地域の拠点を形成 ・駅南側では、道路や公園などの基盤整備により防災性が向上し、旧川越街道沿いの商店街を中心に宿場町としての歴史を活かしたにぎわいが創出され、安全で住みやすい地域の拠点を形成 |
| 本蓮沼・志村坂上・志村三丁目 | <ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺や幹線道路沿道に商業・サービス機能を集積すると共に、屋外サインやユニバーサルデザインに配慮した歩行空間を整備等により、鉄道とバス等の乗り換え利便性が向上した、便利でにぎわいのある生活の中心地を形成 |
| 練馬 | <ul style="list-style-type: none"> ・交通結節機能が強化され、商業、文化、防災機能や公共・公益施設が集積し、複数の鉄道路線が乗り入れる練馬の玄関口として、にぎわいや交流の中心となる重要な地域の拠点を形成 |
| 大泉学園 | <ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺では、都市計画道路の整備が進み交通結節機能が強化され、商業、文化、生活サービス施設等が集積し、映画やアニメなどの映像文化を育んできた地域の特色を生かしたまちづくりによって、利便性が高く個性的なにぎわいのある地域の拠点を形成 |
| 土支田～大泉学園町 | <ul style="list-style-type: none"> ・都営地下鉄大江戸線の延伸や都市計画道路の整備などを見据えた都市基盤整備が進むことで、沿線に生活利便施設や公共・公益施設等の集積が進み、その周辺には、農と住が調和したみどり豊かな生活の中心地を形成 |
| 外環道大泉インターチェンジ周辺 | <ul style="list-style-type: none"> ・外環道インターチェンジと地上部街路の整備に併せて、沿道に集合住宅や生活利便施設の立地が進み、その周辺では、武蔵野の面影が残るみどり豊かな環境のもと良好な住宅地を形成 |

| | |
|-------------------|---|
| 光が丘 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺に商業、文化、医療などの生活に必要な機能の立地や更新が進み、豊かな街路樹や光が丘公園などのみどりあふれる環境の中に多様な世代が住む、ゆとりとにぎわいのある地域の拠点を形成 |
| 石神井公園 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺では、市街地再開発事業と都市計画道路の整備が進み、商店街などの街並み整備によって、地域の回遊性の向上と商店街の活性化が図られ、駅及び商店街のにぎわいと緑豊かな石神井公園が連続する、魅力と活力のある地域の拠点を形成 |
| 上石神井 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺では、連続立体交差化と都市計画道路及び交通広場の整備に併せ、土地の高度利用や計画的な利用が進み、商業・公共サービス施設等が集積し、安全・快適でにぎわいのある地域の拠点を形成 |
| 外環道青梅街道インターチェンジ周辺 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外環道インターチェンジと地上部街路の整備に併せて、沿道に集合住宅や生活利便施設が立地し、その周辺は、利便性の高いみどり豊かで良好な住宅地を形成 |
| 武蔵関 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 連続立体交差化や交通広場の整備が進み、利便性とみどり豊かで良好な住環境が両立する生活の中心地を形成 |
| 保谷 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅南口周辺では、安全な歩行空間が確保されるとともに、日常生活を支える地域に密着した既存商店街の活性化が図られたにぎわいのある地域の拠点を形成 ・ 駅北側では、都道計画道路沿道での周辺環境と調和した土地利用が進むとともに、みどり豊かな環境の中で良好な住宅地を形成 |

③環状7号線外側（南西部・南部）

| 地域 | 将来像 |
|------|--|
| 環7周辺 | <ul style="list-style-type: none"> ○木造住宅密集地域では、都市計画道路の整備に併せた延焼遮断帯や避難路・救援路の形成、建物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、みどり豊かで良好な住環境を備えた安全なまちに再生 ○河川や道路によるみどりの軸などを中心に、みどり豊かな潤いある街並みを形成 ○京王京王線の鉄道沿線では、道路と鉄道との立体交差化が進むことにより、駅を中心に商店街や子育て支援施設、教育文化施設などのコミュニティインフラや居住機能が集積し、歩行者空間のユニバーサルデザイン化が図られた利便性と回遊性の高いコンパクトなまちを形成 |
| 環8周辺 | <ul style="list-style-type: none"> ○京王京王線の鉄道沿線では、道路と鉄道との立体交差化が進み、良好な住環境と調和した、魅力ある商業施設や子育て支援施設などが集積され、みどり豊かな落ち着いたまちを形成 |

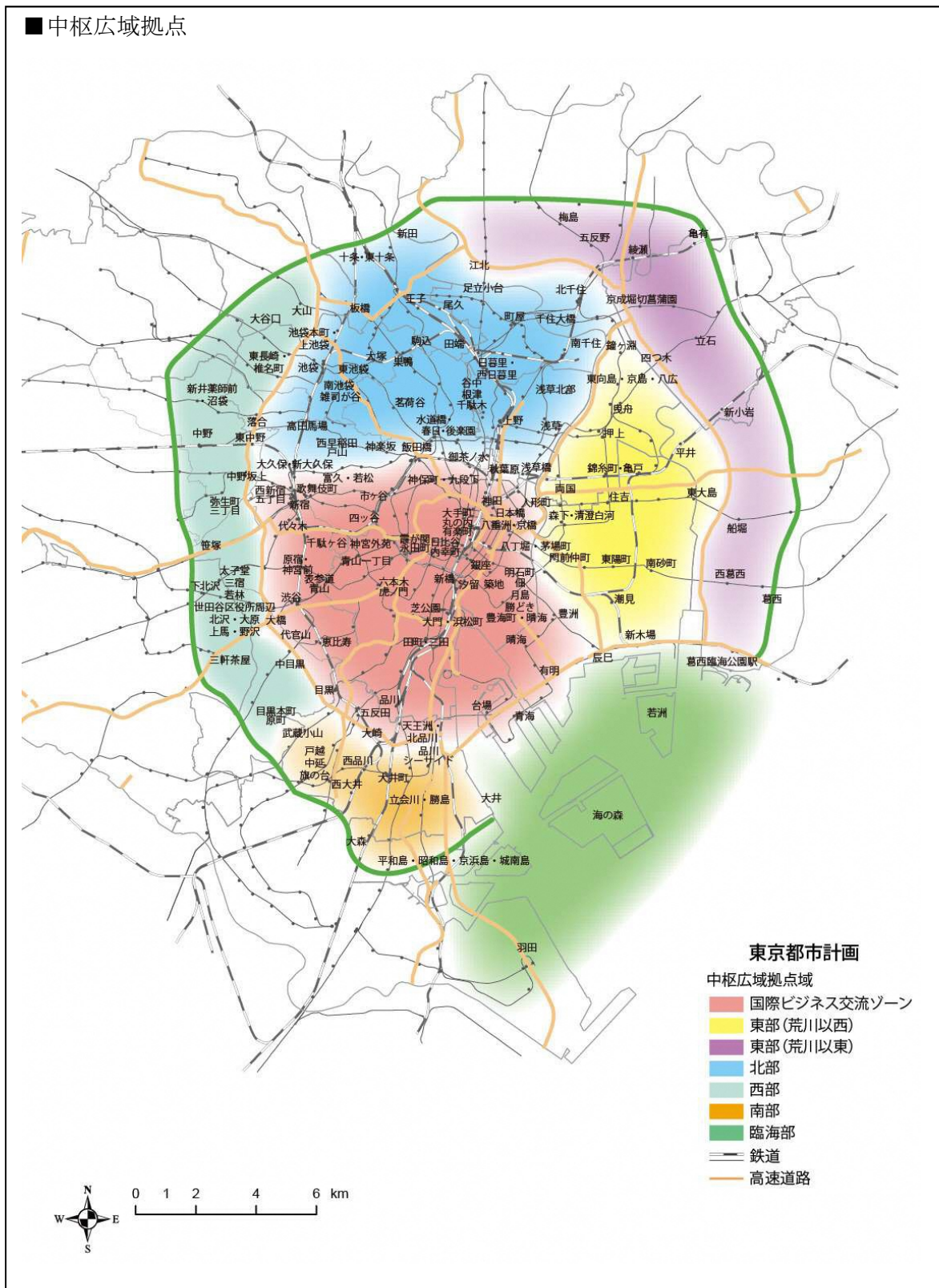
| | |
|-----------|--|
| 自由が丘 | <ul style="list-style-type: none"> • 個性的な店舗や飲食店などの商業施設が多く立地し、様々な地域から人々が集まる、ゆとりとにぎわいのある枢要な地域の拠点的形成 • 落ち着いたある低層住宅地に囲まれた回遊性のある商業集積地として、交通広場の景観形成などにより、固有のアイデンティティをもった街並みを形成 • 商業地では建替えに併せた壁面後退や共同化が進み、快適な歩行空間が創出されるとともに、その周辺の落ち着いたある低層住宅地では、高質な市街地が広がり、接道部や屋上、壁面等の緑化を推進することによりみどりを活かした良好な住環境が整ったまちを形成 |
| 雪が谷大塚・大岡山 | <ul style="list-style-type: none"> • 雪が谷大塚駅、大岡山駅周辺では、ユニバーサルデザインの視点で空間づくりが進み、駅利用者の快適性の向上と安心して買い物ができる商店街の発展が図られることにより、生活の中心地を形成 |
| 蒲田 | <ul style="list-style-type: none"> • JR蒲田駅周辺では、羽田空港と隣接する立地をいかし、商業の活性化や、交通結節点としての道路や駅前広場などの基盤の機能向上が図られ、利便性が高く快適で、国内外の来街者でにぎわう活気あふれる枢要な地域の拠点を形成 • 新空港線の整備などにより、羽田空港へのアクセス性の強化が推進されることを見据え、駅とまちの一体的な整備や市街地の更新が進み、国際的な産業・業務、宿泊機能が強化され、商業や観光施設等が集積した交流の拠点を形成 • 京急蒲田駅西口周辺では、市街地再開発事業や地区計画を活用した共同建替え事業により、広場や道路などの基盤整備と、商業機能や都市型居住機能の集積が図られ、また、隣接する呑川と神社の既存の緑をいかした水と緑のネットワーク化などにより潤いある街並みを形成するとともに、建築物の建替えが進み回遊性と防災性が高まった市街地を形成 • 木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建物の不燃化・耐震化などが進み、安全な市街地を形成 |
| 池上 | <ul style="list-style-type: none"> • 駅周辺では、誰もが安全で快適に過ごせる空間づくりや歴史的建造物が集積した街並みを生かした都市基盤の整備を推進 • 交通基盤の整備、商店街と観光資源等のネットワーク化が進むとともに、建築物のリノベーションにより個性的な商業施設が立地するなど、にぎわいのあふれる生活の中心地を形成 |
| 雑色 | <ul style="list-style-type: none"> • 駅周辺では、駅前の広場、道路の整備、土地の有効利用などとともに、防災対策やユニバーサルデザインのまちづくりが進み、魅力ある生活の中心地を形成 • 木造住宅密集地域において、建物の不燃化・耐震化などが進み、安全な市街地を形成 |
| 糀谷・羽田地区 | <ul style="list-style-type: none"> • 空港と近接する特性をいかしながら、産業のグローバル化に対応した付加価値の高い都市型産業が発展するとともに、木造住宅密集地域の改善が進 |

| | |
|--------------|--|
| 糀谷・ 羽田地区 | <p>み、住工が調和した活力ある地域を形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 糀谷駅周辺では、災害時に被害の拡大が考えられる木造住宅密集地域の改善（大森中地区）及び耐震・耐火住宅への更新による不燃化の促進によって、安全安心な生活の中心地を形成 木造住宅密集地域において、防災生活道路等の整備、建物の不燃化・耐震化などが進み、安全な市街地を形成 |
| 下丸子 | <ul style="list-style-type: none"> 新空港線の整備により羽田空港へのアクセス性の強化が推進されることを見据え、駅周辺の基盤整備や土地の有効利用により利便性の向上が図られるとともに、多摩川沿いでは水辺の公共空間を生かし自然を身近に感じられる生活の中心地を形成 |
| 洗足池駅 周辺 | <ul style="list-style-type: none"> 駅周辺と洗足池公園との一体的な再整備や重点的な景観づくりが進められるとともに、歴史的な建造物や水と緑の自然環境等の地域資源を活用したイベントが開催されるなど、自然と歴史の趣が感じられるまちを形成 |
| 田園調布・ 多摩川 | <ul style="list-style-type: none"> 伝統のある良好な住空間と景観が維持・保全されるとともに、市街地に隣接する崖線のみどりと調和した潤いやゆとりがあり、良好な環境の低中層住宅地を有する生活の中心地を形成 多摩川駅周辺では、大規模な公園や多摩川沿いのオープンスペースと地域の文化施設の利活用が進められ、豊かなみどりに囲まれた住み心地のよい生活の中心地を形成 新空港線の整備により羽田空港へのアクセス性の強化が推進されることを見据え、駅とまちの一体的な整備や市街地の更新が進んだ交流の拠点を形成 |
| 成城学園前 | <ul style="list-style-type: none"> 伝統のある良好な住空間と景観が維持・保全されるとともに、市街地に隣接する崖線のみどりと調和した潤いやゆとりがあり、良好な環境の低中層住宅地を擁する地域の拠点を形成 |
| 二子玉川 | <ul style="list-style-type: none"> 土地の高度利用や有効活用により、交通結節点として多様な商業・業務、文化・交流、レクリエーション機能等が集積し、利便性が高く、自然環境、暮らし及びにぎわいのある枢要な地域の拠点を形成 多摩川や周囲の自然環境と調和し、地域主体のエリアマネジメントによる水辺と公共空間の有効活用や活発な交流の創出などにより、回遊性が高く、魅力あふれる都市空間を形成 |
| 代田橋～ 千歳烏山 | <ul style="list-style-type: none"> 道路と鉄道との立体交差化に併せ、駅前広場や道路が整備されるとともに、商店街の活性化により、回遊性と利便性の高い、魅力的でにぎわいのある地域を形成 |
| 千歳烏山 | <ul style="list-style-type: none"> 道路と鉄道との立体交差化に併せ、駅前広場や道路整備による交通結節点の機能強化が図られるとともに、商業・業務機能が集積し、回遊性と利便性の高い、魅力的でにぎわいのある区北西における地域の拠点を形成 |

| | |
|--------------------------------|--|
| 経堂 | <ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺における交通結節機能が強化され、区民の日常生活に関わる商業、業務機能が集積し、区民の身近な交流の場となるような土地利用が図られ、魅力的な商業空間とともに防災性が向上した地域の拠点を形成 |
| 千歳船橋 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺住宅地と調和し、防災機能を備えた、活力があり、快適に生活できる地域の拠点を形成 |
| 下高井戸、 明大前 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路と鉄道との立体交差化に併せ、駅前広場や道路整備による交通結節点の機能強化が図られるとともに、商業・業務機能が集積し、回遊性と利便性の高い、魅力的でにぎわいのある地域の拠点を形成 |
| 駒沢大学 | <ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺地区において、区民の日常生活における商業等の機能が集積された地域の拠点を形成 |
| 桜新町 | <ul style="list-style-type: none"> ・サザエさん通りや長谷川町子美術館などの地域資源を生かしながら、街なみと調和し、歩いて買物がしやすい地域の拠点を形成 |
| 用賀 | <ul style="list-style-type: none"> ・駅を中心に商業・業務機能の集積を図りながら、周辺の住宅地と調和した地域の拠点を形成 ・都市計画道路の補助212号線の整備に合わせて、隣接する桜新町駅周辺地区と一体となった沿道環境を形成 |
| 世田谷区 役所周辺 | <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅密集地域において、特定整備路線や防災生活道路等の整備、建物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などが進み、安全な市街地を形成するとともに、良好な住環境と地域コミュニティを有する生活の中心地を形成 |
| 外環道東 名ジャン クシヨ ン 周辺 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤の整備に合わせ、利便性の高い土地利用が進むとともに、野川や国分寺崖線、農地などのみどり豊かな自然環境と住宅とが調和した、交流の生まれる良好な住宅地を形成 |

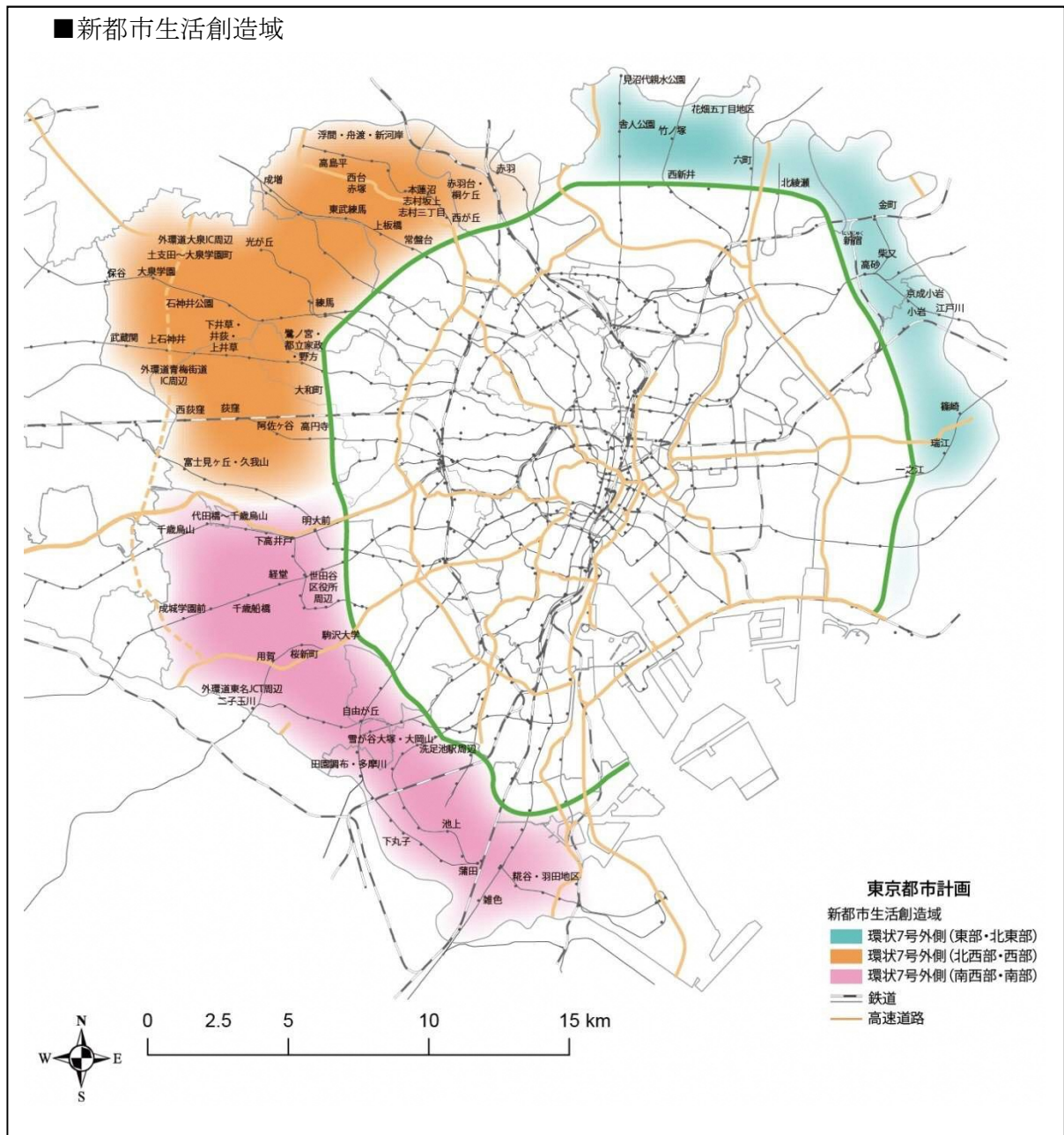
(参考附图-16)

■ 中枢広域拠点



(参考附图-17)

■新都市生活創造域



防災街区整備方針に関する都市計画変更について

文京区都市計画部都市計画課

令和 2 年 11 月

1 これまでの経緯

- (1) 防災街区整備方針は、密集市街地における防災街区の整備に関する法律に基づき、防災上危険性の高い木造住宅密集地域について、延焼防止機能及び避難機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用が図られる防災街区の整備を促進し、安全で安心して住めるまちとして再生を図ることを目的として策定するものである。
- (2) このたび、東京都では平成 26 年 12 月に都市計画決定した防災街区整備方針について、その後実施された諸政策及び諸制度等との整合を図り、防災都市づくりに寄与するため、都市計画変更するものである。
- (3) 令和 2 年 5 月 19 日に東京都知事より文京区長宛に、東京都市計画防災街区整備方針の変更について、都市計画法第 15 条の 2 に基づく都市計画変更原案の資料作成の依頼があった。

2 文京区における防災街区整備方針の都市計画変更について

再開発推進のため必要に応じ定める事項として、平成 27 年 1 月に決定した東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制を追加した。

3 今後のスケジュール（予定）

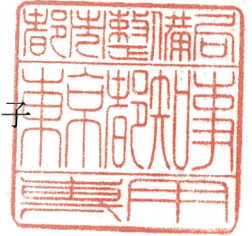
| | |
|-------------|--|
| 令和 2 年 11 月 | 都市計画原案の資料提出（都市計画法第 15 条の 2） |
| 令和 3 年度 | 都から都市計画案の意見照会（都市計画法第 18 条） 文京区都市計画審議会を開催し回答 年度内に都による都市計画変更決定告示予定 |



2都市整防第222号
令和2年5月19日

文京区長 殿

東京都知事
小池 百合子



防災街区整備方針の都市計画変更原案資料作成について(依頼)

平素から東京都の防災都市づくりに御協力いただき、ありがとうございます。

さて、東京都における防災街区整備方針につきましては、平成26年12月に一斉見直しの決定告示を行い、現在に至っています。告示後に実施された諸政策及び諸制度等との整合を図り、防災都市づくりに寄与するため、令和3年度下半期の都市計画決定告示に向けて作業を進めております。

つきましては、都市計画法第15条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり資料の作成をお願いいたします。

記

1 送付資料

- 別紙1 改定の基本的な考え方
- 別紙2 改定スケジュール
- 別紙3 計画図書等作成要領

2 提出資料

- (1) 計画書及び附図
- (2) 計画図

3 締切日

令和2年 11月30日(月)



【担当】 東京都都市整備局市街地整備部
防災都市づくり課防災計画担当
河野・伊藤・友貞
TEL03-5320-5003(直通)
FAX03-5388-1501

「防災街区整備方針」改定の基本的な考え方

I 基本的事項

1 目的

防災街区整備方針は、防災上危険性の高い木造住宅密集地域について、計画的な再開発又は開発整備により、延焼防止機能及び避難機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用が図られる防災街区の整備を促進し、安全で安心して住めるまちとして再生を図るために策定するものである。

※ 本方針における再開発とは、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の市街地開発事業にとどまらず、地区計画等の規制誘導手法による修復型まちづくり、特定の市街地の整備を目的とした助成事業等を含むものである。

2 法的位置付け

防災街区整備方針は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）（以下「密集法」という。）第3条第1項に基づく方針であり、これを都市計画法（昭和43年法律100号）第7条の2に基づき都市計画に定める。

本方針は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、都市再開発の方針等と整合を図り定めるものであり、防災街区整備事業や防災街区整備地区計画等の個別の都市計画の上位に位置付けられている。

3 防災街区整備方針に定める事項

密集法第3条第1項第1号及び第2号に基づき、次のことを定める。

- ① 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区（以下「防災再開発促進地区」という。）
- ② 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画に関する概要
- ③ 延焼防止機能及び避難機能を確保するために整備すべき道路、公園等の公共施設（以下「防災公共施設」という。）
- ④ 防災公共施設の整備及びこれと一体となって延焼防止機能及び避難機能を確保するための建築物等の整備に関する概要

II 改定の考え方

1 対象地域

東京都「防災都市づくり推進計画」の整備地域等の木造住宅密集地域を中心とした地域

2 防災再開発促進地区の指定の考え方

特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区で、次のいずれかに該当すること。

- (1) 防災都市づくり推進計画の整備地域に指定されている地区
- (2) 防災街区の整備に資する事業・制度等が既に導入されている地区又は防災街区の整備に資する都市計画が既に決定されている地区
- (3) 事業・制度等の導入や都市計画の決定はなされていないが、防災街区の整備を進めることが方針として明らかな地区（都又は区の長期計画、区の都市計画に関する基本的な方針等に位置づけられており、かつ、防災街区の整備に資する事業・制度等の導入又は都市計画の決定が確実に見込まれること。）

3 防災公共施設の指定の考え方

防災再開発促進地区内に存在し、次のいずれかに該当すること。

なお、防災都市づくり推進計画で指定されている防災生活道路の整備の考え方と整合を図ること。

- (1) 沿道及び周辺の建築物等と一体となって延焼防止機能及び避難機能を確保するために整備すべき公共施設
- (2) 沿道及び周辺で防災街区整備事業又は都市防災不燃化促進事業が既に導入されている、若しくは将来導入が見込まれる延焼防止や避難上有効な公共施設
- (3) 防災街区整備地区計画で特定地区防災施設、地区防災施設又は地区施設に既に指定されている、若しくは将来指定が見込まれる公共施設
- (4) 特定防災街区整備地区が既に指定されている又は将来指定が見込まれる区域内で、防災都市計画施設に将来指定が見込まれる公共施設

Ⅲ 防災街区整備方針の改定にあたっての留意事項

1 基本的事項

東京都は、平成 29 年に「都市づくりのグランドデザイン」を策定し、目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示した。

また、今後、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）を改定し、都市づくりのグランドデザインの主要な内容を都市計画に位置付けていく。

防災街区整備方針は、都市再開発の方針及び住宅市街地の開発整備の方針とともに都市計画区域マスタープランを補完する都市計画の方針であり、同マスタープランに即し、他の 2 方針と整合を図って定める。

都市計画区域について定められる都市計画は、都市計画区域マスタープラン及び防災街区整備方針など 3 方針に即したものでなければならない。

2 防災再開発促進地区に関する事項

(1) 地区の選定

- ① 防災再開発促進地区は、Ⅱの2に基づき、以下のような地区から選定する。
 - ア 法律又は制度要綱に基づく事業・制度等が導入又は都市計画決定が行われている地区（事業・制度等の導入又は都市計画決定が確実に見込まれる地区を含む。）
 - ・ 防災街区整備事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の市街地開発事業の事業地区
 - ・ 防災街区整備地区計画、特定防災街区整備地区等の都市計画決定の行われている地区
 - ・ 街路整備事業、公園事業等の都市計画事業の事業地区
 - ・ 住宅市街地総合整備事業、都市防災不燃化促進事業などの社会資本総合整備交付金対象事業の事業地区
 - ・ 防災密集地域総合整備事業などの都の制度要綱に基づく事業地区
 - ・ 耐震改修が必要な特定沿道建築物が特に集中している地区
 - イ 都市計画区域マスタープラン、区市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「区市町村マスタープラン」という。）等において、防災街区の整備の必要性が示され、事業化に向けて検討が進められている地区
- ② 都市再開発の方針の再開発促進地区、住宅市街地の開発整備の方針の重点地区に指定されている場合には、当該地区の内容と整合を図る。
- ③ 防災街区の整備に資する事業・制度等が全て完了した地区については、原則として地区を廃止する。また、防災再開発促進地区として位置付けた後、長期にわたり事業化等の進展が見られない地区については、事業化等に向けた検討を行い、必要な見直しを行う。

(2) 整備又は開発の計画の概要

- ① それぞれの地区ごとに、都市計画区域マスタープラン、区市町村マスタープラン等に沿って、当該防災再開発促進地区が解消すべき課題に応じ、次に掲げる事項について定める。
 - a 地区の再開発、整備等の主たる目標
 - b 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要
 - c 建築物の更新の方針
 - d 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備方針
 - e 再開発推進のため必要に応じ定める事項（公共及び民間の役割や条件整備等の措置、実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等、決定又は変更予定の都市計画に関する事項、その他再開発の促進のために特記すべき事項）

- ② 都市再開発の方針の再開発促進地区、住宅市街地の開発整備の方針の重点地区に指定されている場合には、それぞれの地区の目標、方針、整備の内容等と整合を図る

3 防災公共施設に関する事項

(1) 防災公共施設の選定

- ① 防災公共施設は、防災再開発促進地区内に存在する、延焼防止や避難確保といった防災機能を確保するために整備されるべき主要な道路、公園等の公共施設を、Ⅱの3に基づき選定する。
- ② 特定防災街区整備地区において、防災都市計画施設と一体となって建築物を整備する必要がある場合は、建築物の間口率の最低限度及び建築物の高さの最低限度を定めることができる。その際、防災都市計画施設は、防災街区整備方針に即して定めることとされていることに留意すること。

(2) 防災公共施設の整備に関する計画の概要、建築物等の整備に関する計画の概要

- ① 地区ごとに、都市計画区域マスタープラン、区市町村マスタープラン等と整合を図り、当該防災再開発促進地区の目標、整備方針等に沿って、当該防災公共施設が果たすべき特定防災機能に応じ、次の事項について定める。
 - a 防災公共施設の整備の方針
 - b 整備する防災公共施設の種類
 - c 当該防災公共施設の配置及び規模
 - d 当該防災公共施設の整備スケジュール

(3) 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物の整備に関する計画の概要

- ① 地区ごとに、都市計画区域マスタープラン、区市町村マスタープラン等と整合を図り、当該防災再開発促進地区の目標、整備方針等に沿って、当該防災公共施設と一体となって果たすべき特定防災機能に応じ、次の事項について定める。
 - a 建築物等の整備の方針
 - b 建築物等の整備の概要
 - c 建築物等の整備の概ねのスケジュール

別表 1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

※・・・新規追加 △・・・区域変更

| 番号 | 地区名 面積 (ha) (おおよその位置) | 文 1. 千駄木・向丘地区 約91.0ha (文京区北東部) | 文 2. 大塚五・六丁目地区 約27.9ha (文京区北西部) | | |
|-------------------------|-------------------------------|--|--|--|--|
| a | 地区の再開発、整備等の主たる目標 | 低層老朽住宅等密集地区の防災性を高めるための改善を進めるとともに、土地の有効活用を図り、住環境の整備を進める。 | 道路・公園等の公共施設の整備及び建築物の不燃化促進により地区の防災性を高めるとともに、土地の有効活用を図り、住環境の整備を進める。 | | |
| b | 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要 | 幹線道路沿道、主要防災道路沿道、住宅と商業の混在地域、一般住宅市街地などの地区特性に応じた整備を進めると同時に、災害時の市街地の安全を高めるため、小・中学校等の周辺及び防災道路沿道において重点的に防災街区の形成を促進する。 | 春日通り及びひびの通り等の幹線道路沿道については、土地の高度利用を促進し、延焼遮断帯及び避難路の整備を進める。坂下通りの沿道は、周辺住宅地との調和を図りながら、中層住宅市街地の形成を誘導する。 また、一般住宅地域においては、道路・公園等のオープンスペースを確保するとともに、建物の建替えに併せて不燃化及び共同化を促進し、安全で快適な住宅地として整備する。 | | |
| c | 建築物の更新の方針 | 防災上危険な老朽住宅等の建替えを促進することにより、不燃化及び共同化を積極的に誘導し、良質な住宅供給と住環境の向上を図る。 | 防災上危険な老朽木造住宅等の建替えを促進することにより、不燃化及び共同化等を積極的に誘導し、良質な住宅供給と住環境の向上を図る。 | | |
| d | 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針 | 地区内の主要防災道路及び生活防災道路並びに地区の防災性を高める公園・広場の整備を図る。 | 地区内の主要生活道路及び地区の防災性を高める公園・広場の整備を図る。 | | |
| e 再開発推進のため必要に応じ定める事項 | 1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置 | 行政と住民との協力により事業の推進を図るため、公共の道路・公園・広場等の公共施設整備を行うとともに、まちづくりニュースの発行や建替え相談会の実施による啓発及び住民の自主的なまちづくり活動の支援を行う。 また、民間の建築活動においては、これらの事業を活用した建替えを実施する。 | 行政と住民との協力により事業の推進を図るため、公共の道路・公園・広場等の公共施設整備を行うとともに、建替え相談会の実施による啓発及び住民の自主的なまちづくり活動の支援を行う。 また、民間の建築活動においては、これらの事業を活用した建替えを実施する。 | | |
| | 2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等 | 街路整備事業（事業中） ・放射10号線、環状4号線、補助93号線、補助94号線、補助178号線 | 街路整備事業（事業中） ・放射8号線、環状4号線 | | |
| | 3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項 | | | | |
| | 4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項 | 住宅市街地総合整備事業（密集型）（完了） 木造住宅密集地域整備事業（完了） 都市防災不燃化促進事業（完了） | 住宅市街地総合整備事業（密集型）（完了） 木造住宅密集地域整備促進事業（完了） 都市防災不燃化促進事業（完了） 不燃化促進特定整備地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 | | |

別表 1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

変更案

○○○○・・・変更

※・・・新規追加

△・・・区域変更

8

| 番号 | 地区名 面積 (ha) (おおよその位置) | 文 1. 千駄木・向丘地区 約91.0ha (文京区北東部) | 文 2. 大塚五・六丁目地区 約27.9ha (文京区北西部) | | |
|----|-------------------------------|--|---|--|--|
| a | 地区の再開発、整備等の主たる目標 | 低層老朽住宅等密集地区の防災性を高めるための改善を進めるとともに、土地の有効活用を図り、住環境の整備を進める。 | 道路・公園等の公共施設の整備及び建築物の不燃化促進により地区の防災性を高めるとともに、土地の有効活用を図り、住環境の整備を進める。 | | |
| b | 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要 | 幹線道路沿道、主要防災道路沿道、住宅と商業の混在地域、一般住宅市街地などの地区特性に応じた整備を進めると同時に、災害時の市街地の安全を高めるため、小・中学校等の周辺及び防災道路沿道において重点的に防災街区の形成を促進する。 | 春日通り及びひびの通り等の幹線道路沿道については、土地の高度利用を促進し、延焼遮断帯及び避難路の整備を進める。坂下通りの沿道は、周辺住宅地との調和を図りながら、中層住宅市街地の形成を誘導する。 また、一般住宅地域においては、道路・公園等のオープンスペースを確保するとともに、建物の建替えに併せて不燃化及び共同化を促進し、安全で快適な住宅地として整備する。 | | |
| c | 建築物の更新の方針 | 防災上危険な老朽住宅等の建替えを促進することにより、不燃化及び共同化を積極的に誘導し、良質な住宅供給と住環境の向上を図る。 | 防災上危険な老朽木造住宅等の建替えを促進することにより、不燃化及び共同化等を積極的に誘導し、良質な住宅供給と住環境の向上を図る。 | | |
| d | 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針 | 地区内の主要防災道路及び生活防災道路並びに地区の防災性を高める公園・広場の整備を図る。 | 地区内の主要生活道路及び地区の防災性を高める公園・広場の整備を図る。 | | |
| e | 再開発推進のため必要に応じて定める事項 | <p>1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置</p> <p>行政と住民との協力により事業の推進を図るため、公共の道路・公園・広場等の公共施設整備を行うとともに、まちづくりニュースの発行や建替え相談会の実施による啓発及び住民の自主的なまちづくり活動の支援を行う。 また、民間の建築活動においては、これらの事業を活用した建替えを実施する。</p> <p>2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等</p> <p>街路整備事業（事業中） ・放射10号線、環状4号線、補助93号線、補助94号線、補助178号線</p> <p>3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項</p> <p>4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項</p> <p>住宅市街地総合整備事業（密集型）（完了） 木造住宅密集地域整備事業（完了） 都市防災不燃化促進事業（完了）</p> | <p>行政と住民との協力により事業の推進を図るため、公共の道路・公園・広場等の公共施設整備を行うとともに、建替え相談会の実施による啓発及び住民の自主的なまちづくり活動の支援を行う。 また、民間の建築活動においては、これらの事業を活用した建替えを実施する。</p> <p>街路整備事業（事業中） ・放射8号線、環状4号線</p> <p>住宅市街地総合整備事業（密集型）（完了） 木造住宅密集地域整備促進事業（完了） 都市防災不燃化促進事業（完了） 不燃化促進特定整備地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制</p> | | |

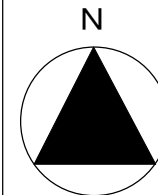
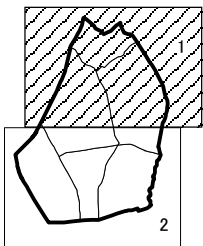
別表 1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

既 決 定

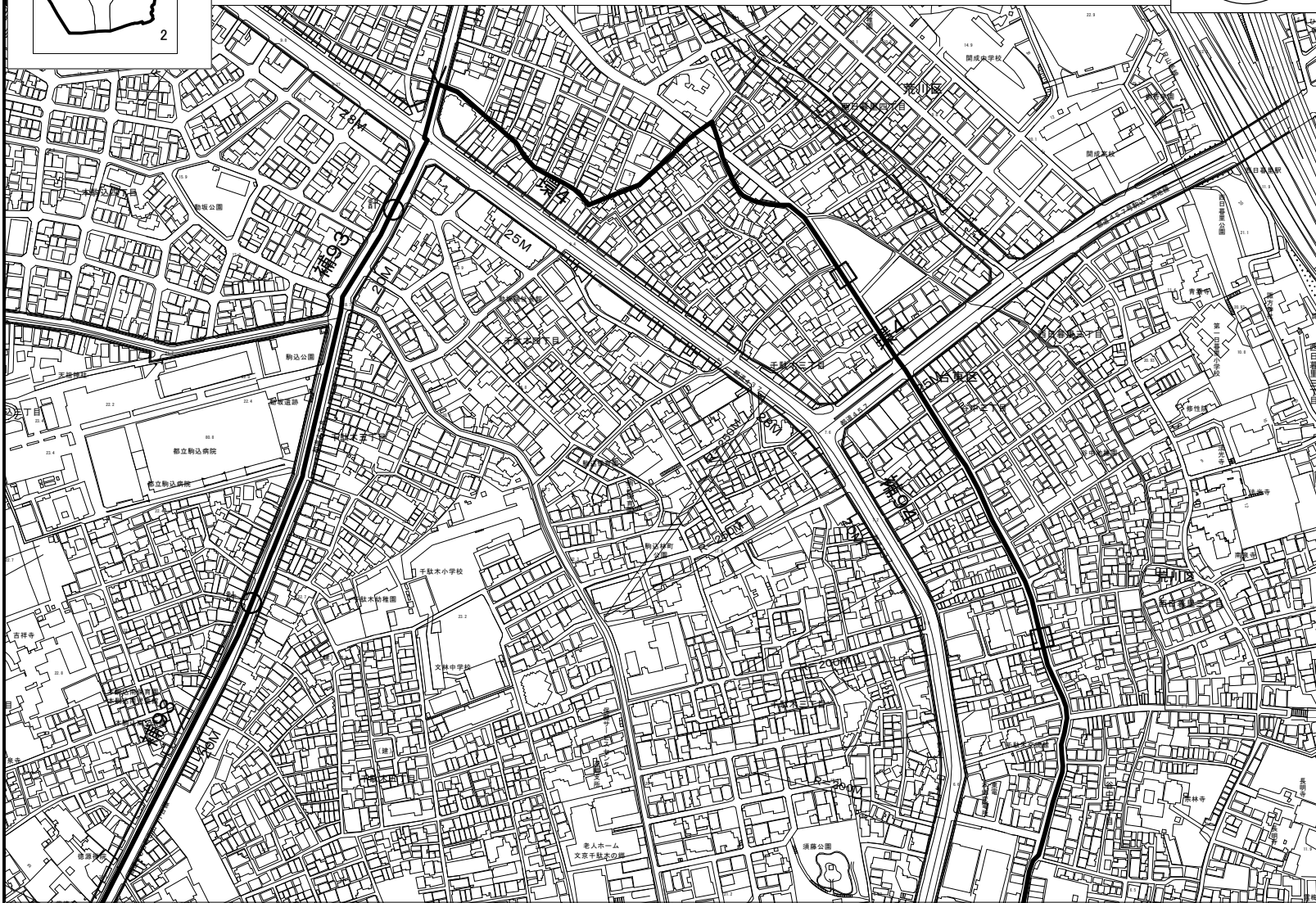
〇〇〇〇・・・変更

| 番号 | 地区名 面積 (ha) (おおよその位置) | 文 1. 千駄木・向丘地区 約91.0ha (文京区北東部) | 文 2. 大塚五・六丁目地区 約27.9ha (文京区北西部) | | |
|--------------------------|-------------------------------|---|---|--|--|
| a | 地区の再開発、整備等の主たる目標 | 低層老朽住宅等密集地区の防災性を高めるための改善を進めるとともに、土地の有効活用を図り、住環境の整備を進める。 | 道路・公園等の公共施設の整備及び建築物の不燃化促進により地区の防災性を高めるとともに、土地の有効活用を図り、住環境の整備を進める。 | | |
| b | 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要 | 幹線道路公道、主要防災道路公道、住宅と商業の混在地域、一般住宅市街地などの地区特性に応じた整備を進めると同時に、災害時の市街地の安全を高めるため、小・中学校等の周辺及び防災道路公道において重点的に防災街区の形成を促進する。 | 春日通り及びひ不忍通りの幹線道路公道については、土地の高度利用を促進し、延焼遮断帯及び隣接路の整備を進める。坂下通りの公道は、周辺住宅地との調和を図りながら、中層住宅市街地の形成を誘導する。また、一般住宅地域においては、道路・公園等のオープンスペースを確保するとともに、建物の建替えに併せて不燃化及び共同化を促進し、安全で快適な住宅地として整備する。 | | |
| c | 建築物の更新の方針 | 防災上危険な老朽住宅等の建替えを促進することにより、不燃化及び共同化を積極的に誘導し、良質な住宅供給と住環境の向上を図る。 | 防災上危険な老朽木造住宅等の建替えを促進することにより、不燃化及び共同化等を積極的に誘導し、良質な住宅供給と住環境の向上を図る。 | | |
| d | 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針 | 地区内の主要防災道路及び生活防災道路並びに地区の防災性を高める公園・広場の整備を図る。 | 地区内の主要生活道路及び地区の防災性を高める公園・広場の整備を図る。 | | |
| e 再開発推進のため必要に応じて定める事項 | 1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置 | 行政と住民との協力により事業の推進を図るため、公共も、道路・公園・広場等の公共施設整備を行うとともに、まちづくりニュースの発行や建替え相談会の実施による啓発及び住民の自主的なまちづくり活動の支援を行う。 また、民間の建築活動においては、これらの事業を活用した建替えを実施する。 | 行政と住民との協力により事業の推進を図るため、公共も道路・公園・広場等の公共施設整備を行うとともに、建替え相談会の実施による啓発及び住民の自主的なまちづくり活動の支援を行う。 また、民間の建築活動においては、これらの事業を活用した建替えを実施する。 | | |
| | 2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等 | 街路整備事業（事業中） ・放射10号線、環状4号線、補助93号線、補助94号線、補助178号線 | 街路整備事業（事業中） ・放射8号線、環状4号線 | | |
| | 3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項 | | | | |
| | 4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項 | 住宅市街地総合整備事業（密集型）（完了） 木造住宅密集地域整備促進事業（完了） 都市防災不燃化促進事業（完了） | 住宅市街地総合整備事業（密集型）（完了） 木造住宅密集地域整備促進事業（完了） 都市防災不燃化促進事業（完了） 不燃化促進特定整備地区 | | |

千駄木・向丘地区 (文. 1) (その1)

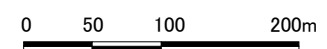


| | |
|------------------|---------|
| 文. 1 千駄木・向丘地区 | 約91.0ha |
| 防災再開発促進地区 | |
| 道路センター | |
| 都市計画道路センター | |
| 区境 | |
| 線種境界マーク | |

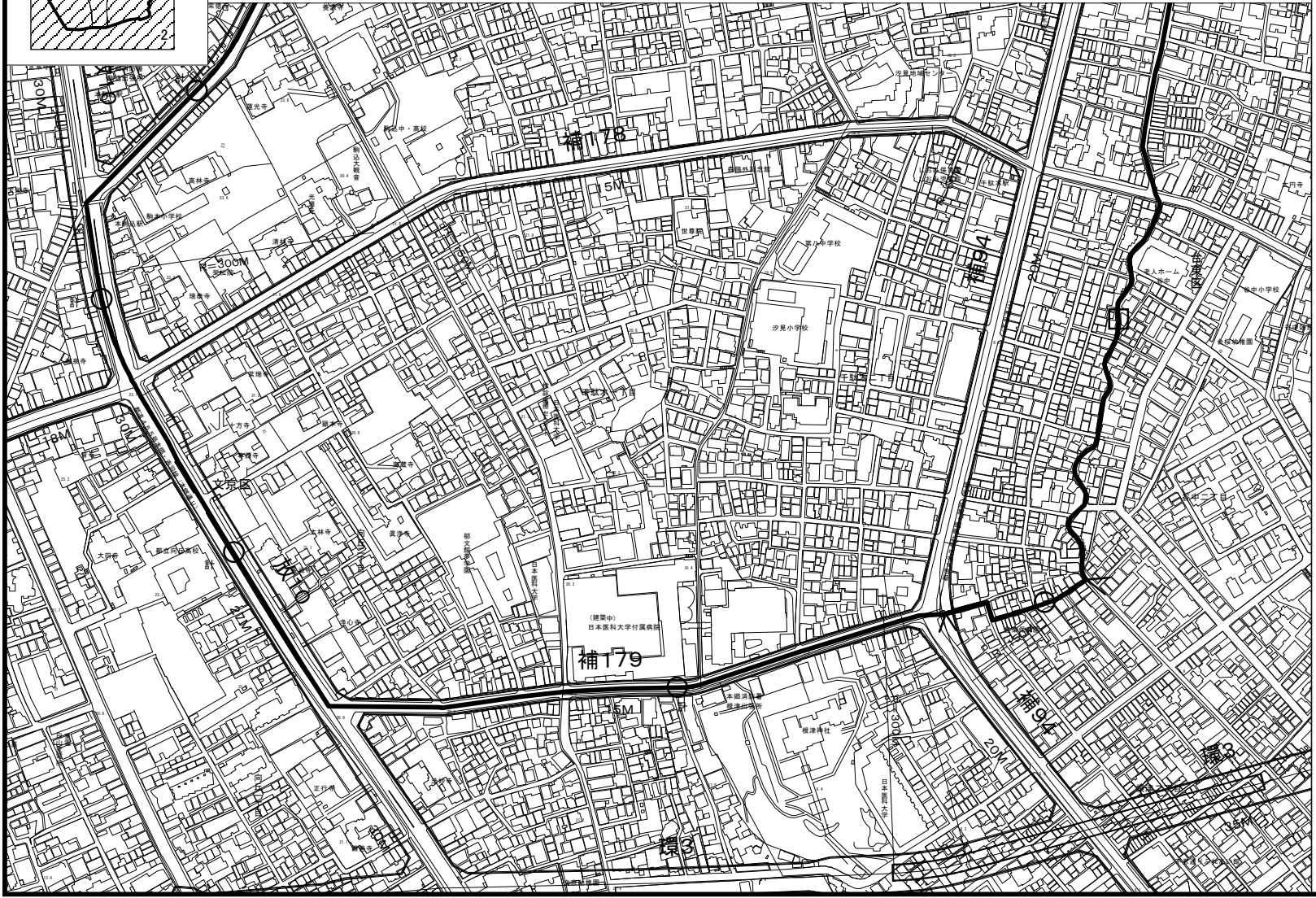
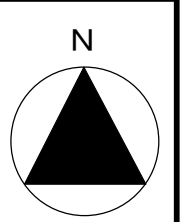
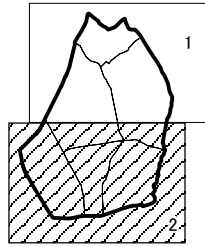


| | | |
|---------|-----------------|--|
| 地区内の事業等 | 街路整備事業 (事業中) | 放射10号線 環状4号線 補助93号線 補助94号線 補助178号線 |
|---------|-----------------|--|

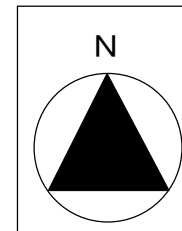
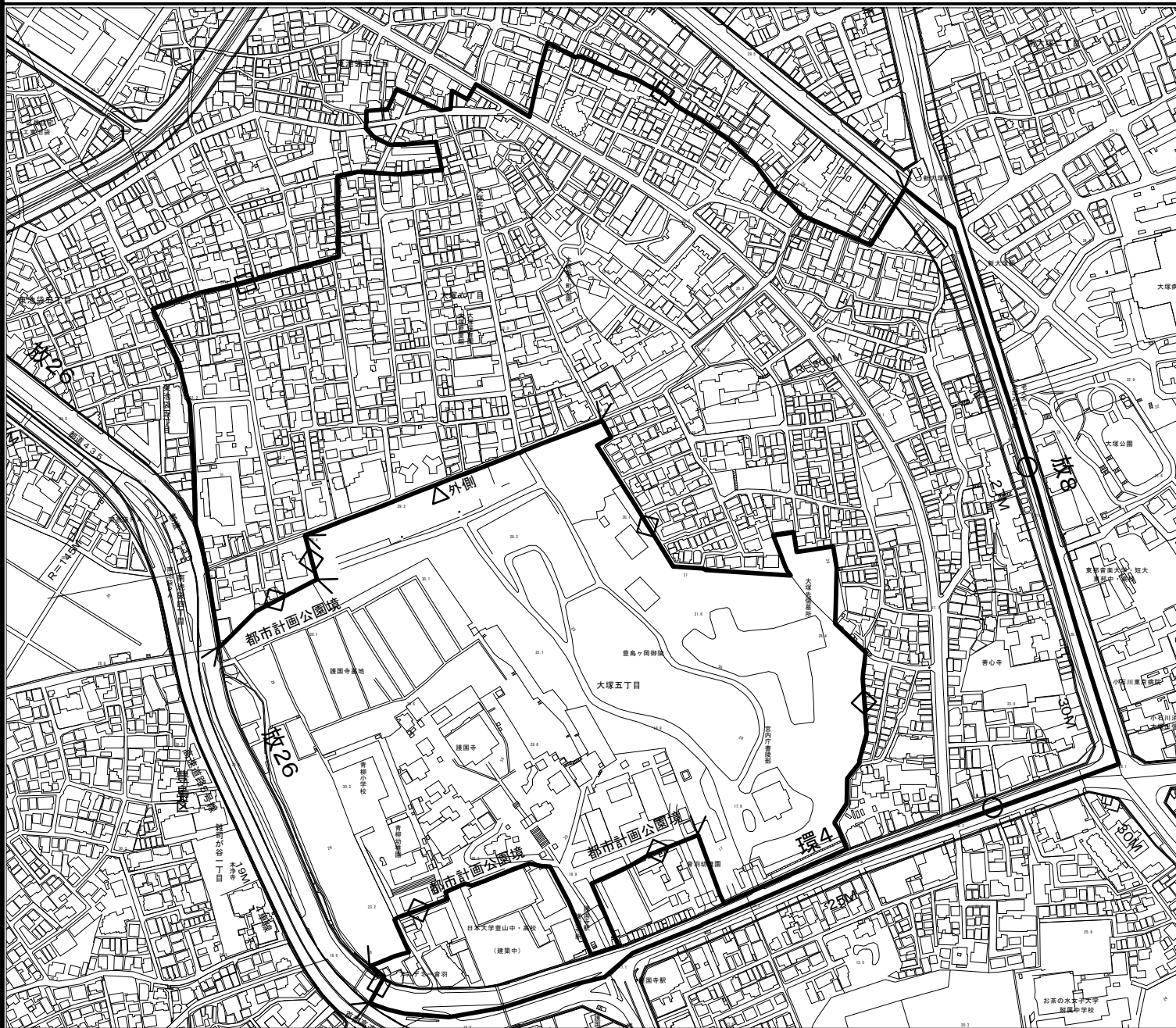
| |
|-----------------------------|
| 防災再開発促進地区に含まれる町丁目 (住居表示) |
| 千駄木一丁目 (全域) |
| 千駄木二丁目 (全域) |
| 千駄木三丁目 (全域) |
| 千駄木四丁目 (全域) |
| 千駄木五丁目 (全域) |
| 向丘二丁目 (14~39) |



千駄木・向丘地区 (文. 1) (その2)

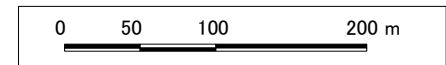


大塚五・六丁目地区（文. 2）



| | |
|-------------------|---------------------------------------|
| 文. 2 大塚五・六丁目地区 | 約27.9ha |
| 防災再開発促進地区 | |
| 道路センター | |
| 道路の外側 | 外側 |
| 区境 | |
| 地境 | |
| 線種境界マーク | |
| 地区内の事業等 | 街路整備事業 (事業中) 放射8号線 環状4号線 |

| |
|--------------------------|
| 防災再開発促進地区に含まれる町丁目（住居表示） |
| 大塚五丁目（1～38番、40番の一部及び41番） |
| 大塚六丁目（全域） |



「後楽二丁目地区まちづくり整備指針」の改定について

文京区都市計画部地域整備課

令和 2 年 11 月

1 概要

後楽二丁目地区では、昭和 63 年に「後楽二丁目地区まちづくり基本計画」、平成 17 年に「後楽二丁目地区まちづくり整備指針」を策定し、まちづくりを進めてきた。東地区及び西地区の再開発事業や放射 25 号線の開通に伴い、まちの課題が解消している箇所も見受けられるが、防災性の向上や都市計画による公共施設整備などは喫緊の課題である。

令和元年 12 月に、後楽二丁目地区全体のまちづくり組織である後楽二丁目地区まちづくり連絡協議会より「後楽二丁目地区まちづくり整備指針 改定版（地元案）」を受理した。

なお、飯田橋駅周辺の都市基盤について、駅周辺のまちづくりと連携し、その充実・強化を図るため、飯田橋駅周辺基盤整備方針検討会（東京都及び関係 3 区、JR 東日本、東京メトロ、都交通局）による検討を進めており、今年 9 月に「飯田橋駅周辺基盤再整備構想」を策定した。

2 これまでの経緯

| | |
|-------------|-------------------------------------|
| 昭和 63 年 4 月 | 後楽二丁目地区まちづくり基本計画策定 |
| 平成 4 年 9 月 | 再開発等促進区を定める地区計画 (北地区、東地区、西地区) 決定 |
| | 後楽二丁目東地区第一種市街地再開発事業決定 |
| 平成 16 年 8 月 | 後楽二丁目西地区第一種市街地再開発事業決定 |
| 平成 17 年 3 月 | 後楽二丁目地区まちづくり整備指針策定 |
| 平成 19 年 | 放射 25 号線文京区側開通 |
| 平成 28 年 | 放射 25 号線新宿区側開通 |

3 今後の予定

後楽二丁目地区が抱える課題を解決するため、まちづくりの具体的な検討を行う。今後、社会情勢を踏まえたうえで、「後楽二丁目地区まちづくり整備指針」の改定を行う。



図 後楽二丁目地区の地図

| | |
|------------|---------|
| 後楽二丁目地区 | 約 9.8ha |
| 北・北西地区 | 約 4.4ha |
| (放射 25 号線) | 約 0.7ha |
| 東地区 | 約 1.3ha |
| 西地区 | 約 0.9ha |
| 南地区 | 約 2.5ha |

飯田橋ファーストタワー



飯田橋ファーストビル



飯田橋交差点横断歩道

